

朝鮮通信使迎送体制の研究

横山恭子

目次

序章
一、近世日朝外交と研究の目的	1
1、研究の目的	1
2、朝鮮通信使と近世日朝外交	1
二、朝鮮通信使研究の流れ	6
1、戦前の朝鮮通信使研究	6
2、戦後の朝鮮通信使研究	8
3、朝鮮通信使研究の多様化	11
三、問題の所在と研究方法	14
四、本論文の構成	18
	4
第一章 朝鮮通信使迎送体制の概観	33
一、通信使行列の通行と乗馬	33
1、近世の馬について	33
2、通信使行列の構成	34
3、通信使用の乗馬について	37
二、幕府の乗馬調達方針	41
1、二つの役負担の存在	41
2、乗馬調達の流れ	44

第三章 朝鮮通信使乗馬役の再整備			
一、乗馬役の概観	86		
二、出馬役の役割	49		
三、対馬藩役人出馬役の介在	47		
第二章 対馬藩出馬方の再編成			
一、出馬方の構成	58		
2、出馬方の役割分担	60	58	
二、天和期の行列通行の実態	62		
1、馬札の作成	62		
2、道中におけるトラブル	64		
三、正徳・享保期の組織化	66		
1、出馬方の道具類について			
2、享保期のマニュアル整備			
四、マニュアル活用の実例	76		
1、上馬騎乗の中官への対応			
2、大津本陣前下馬一件	78	69	66
	76		
		62	
		64	
		66	
		58	
		47	

1、朝鮮通信使と大名課役	86
2、天和期までの乗馬役	88
二、正徳期の乗馬役	89
1、負担方式の改変	89
2、改変の理由	93
三、享保期の乗馬役	96
1、再度の改変	96
2、負担方式の定着	100
四、乗馬役のシステム化	
1、延享期の割り替え	104
2、宝曆期の割り替え	103
3、乗馬役再整備の意義	103
	106
第四章 朝鮮通信使人馬役と商人請負制	115
一、人馬役の概観	115
1、人馬役の形式	115
2、人馬役の割合	116
3、人馬役の変遷	119
二、商人請負制の導入計画	121
1、商人請負制導入の背景	121

2、人馬数固定化の方針	122
3、人馬数決定の紛糾	124
三、商人請負制の失敗	
1、人馬不足の発生	126
2、人馬不足の理由	129
3、商人請負制への評価	131
4、失敗の理由	134
第五章 朝鮮通信使乗馬役と加賀藩前田家	143
一、朝鮮通信使と加賀藩	143
二、加賀藩と乗馬役について	144
三、正徳期の鞍置馬派遣	
四、享保期の鞍置馬派遣	
五、鞍置馬派遣への姿勢	
第六章 加越能地域の朝鮮人御用	143
一、越中國砺波郡と朝鮮人御用	
1、朝鮮人御用の前提	
2、十村衆への伝達	163
3、調達地と馬裁許人	168

4、朝鮮人御用の流れ	169
二、朝鮮人御用に伴う経済的影響	
1、朝鮮人御用の派遣費用	
2、砺波郡の事前準備費用	
3、道中における馬裁許人の出費	
4、朝鮮人御用の拡大	175
第七章 弘前藩津軽家の鞍皆具負担	
一、朝鮮通信使と弘前藩	180
二、弘前藩と乗馬役について	180
三、正徳期の鞍皆具負担	183
四、享保期の鞍皆具負担	188
五、現地での負担実態	185
六、鞍皆具の全体像	191
七、弘前藩への経済的影響	194
終章	195
一、朝鮮通信使の再検討	203
二、日本国内・地域社会への影響	203
三、近世日朝外交への展望	206
	203
	180

一、近世日朝外交と研究の目的

1、研究の目的

本論文の目的は、朝鮮通信使迎送体制の分析・解明を通して、いわゆる「鎖国」政策下における近世日本の国家外交と地域社会との関わりを捉え直すことにある。より具体的に述べるならば、次の三つの作業を進めることがある。

一、従来日朝関係史において指摘されてきた日本（徳川幕府）、対馬（対馬藩宗家）、朝鮮（李王朝）という三者の枠組みに限らず日本国内側の諸大名、沿道諸国の村々の視点から通信使迎送の仕組みを整理・把握すること。

二、通信使を迎える日本国内側の具体的実態として、大名課役の一つである乗馬役に焦点を絞り、諸大名の立場から藩内、領内村々へと分析を深く掘り下げ、地域社会への経済的影響を考察すること。

三、近世日朝外交の転換点となる最後の通信使、文化期の対馬易地聘礼につながる経済的背景を近世中期の日本国内側に探し求め再検討すること。

朝鮮通信使についてはこれまで政治・外交面、文化・交流面を中心に数多くの研究がなされてきている。中でも三宅英利氏は『近世日朝関係史の研究』（文献出版、一九八六年）において主に江戸時代に来日した通信使の目的・編成・行程・国書捧呈の儀礼など基本的事項をひたすら丹念に整理しながら、各使行の前提や成果に関して日朝双方の政治的・社会的背景ならびに東アジア国際状勢を踏まえ考察した。仲尾宏氏は『朝鮮通信使と徳川幕府』（明石書店、一九九七年）などの論著を数多く著す中、通信使と日本国内の滞在地や江戸・京都・大阪の主要都市における人々との交流を取り上げている。また李元植氏は『朝鮮通信使の研究』（思文閣出版、一九九七年）において通信使の文化・交流面に注目し、儒者文人によ

る筆談と詩文唱和の実態を丁寧にまとめ、近世日朝外交を支えた基調を文化的接触の中に探究している。現在、朝鮮通信使研究といえばこの三氏の研究を取り上げる場合が多いであろう。

右の研究成果は、江戸時代に来日した通信使の基本的事項の整理、具体的事例の蓄積に大きく寄与したことから、一つの到達点として評価される。その一方でこれらの研究が、通信使に的を絞った緻密性の追究や文化交流を誇張した概括にとどまりがちであり、より広い意味での対外関係史、日本近世史の流れから乖離した側面があることも否めない。

なお政治・外交面、文化・交流面の通信使研究に対し、経済・負担面からの分析・検討は未だ進んでいないのが現状である。当該分野における研究が全くないわけではない。例えば諸大名や沿道諸国の村々が通信使の滞在・通行を支えるため諸々の役負担を担つたことを指摘する個別論考は散見される。また近年は自治体史の中でも通信使に代表される外交使節に関連する事例が紹介されるようになってきた。それでも幕藩制史研究、交通史研究、地域史研究の一部としてみなされるとすぎず、通信使そのものを研究対象とみなし、総合的に研究しようとする試みはなされていないといえる。それゆえ経済・負担面における通信使研究は、全体像が不明瞭なまま視点を定められず点在しているのである。

その背景のひとつには、戦前・戦後の日本において形成された「鎖国」に対する強い固定観念があげられる。つまり二六〇年以上続く近世日本の国家外交・対外関係を「鎖国」という一語で括り、それを「国を鎖ぎす行動」「国際的孤立状態」と、日本国内と外の世界との接触が全く無かつたかのように捉えてきたことが、なおも根深く残っているのである。それが無意識のうちに外交的要素の強い通信使研究と日本近世史、国内史とを切り離していたといえよう。

無論現在では、江戸時代初期より「鎖国」という言葉や認識があつたわけがないという見方が一般化してきている。当該期の国家外交・対外関係については、寛永期を中心に「四つの口」を通して編成が進み、直轄地である長崎（対オランダ・中国）を除き、対馬藩（対朝鮮）、薩摩藩（対琉球）、松前藩（対アイヌ）に役として日常的な対外的機能・実務を間接的に任せていたとされている。のちに朝鮮・琉球を「通信国」、オランダ・中国を「通商国」と捉えるなど、近世日本はそれ

までの中国皇帝を中心とした冊封・朝貢関係からなる東アジア華夷秩序を脱し、徳川将軍を中心とする日本独自の華夷秩序を構築し、国际的にも自立していったのである。³

このように幕府の創り上げた国家外交・対外関係が東アジア国际社会にみられる「海禁」「華夷秩序」に類似したものであつたという捉え方もある。実際に朝鮮・琉球から日本へ外交使節が派遣され、また海上での不慮の事故に際し中国（明・清）をも含めた漂流民送還制度が機能するなど、東アジア国际社会の中で日本と中国（明・清）、朝鮮、琉球は独自のつながりを維持していた。また「鎖国」という言葉 자체、志筑忠雄によるケンペルの『日本誌』の翻訳過程で生み出された訳語であり、一九世紀前後の対ロシア交渉の中で「鎖国祖法觀」という对外認識が生み出され定着していくなど、諸々の新しい理論・概念が提示されてきている。

それでもやはり、外の世界との接触は幕府の規定した「口」に付随した藩・地域に限られたもの、という見方がこれまでの見解である。すなわち近世において国家外交と地域社会とを結びつけようという発想の素地は乏しく、したがつて通信使に関しても使節自体の分析は進む一方、それを支える日本国内側に目を向けた研究が生まれてこなかつたものとみられる。しかしながら三宅氏が「外交は内政の国际的表現」と述べたように、国家外交・対外関係には日本国内の諸制度や地域社会のあり方が大きく反映されると考えられる。現に江戸時代の通信使は、日本国内の広範囲にわたる地域を通過し、国書捧呈の儀礼を行う江戸に向かっていた。その行列通行を支えるために、近隣の諸大名や沿道諸国の村々に限らず、例えば加越能地域を領有する加賀藩前田家や本州最北端に位置する弘前藩津軽家など、通信使の通らない諸大名家や地域社会までもが組織的に動員されていた実態が明らかになってきた。

本論文はこのような研究現状を踏まえ、日本国内の広大な地域ならびに大勢の日本人の関わった朝鮮通信使迎送体制の仕組みを解明することで、これまで政治・外交面、文化・交流面に偏りがちであつた通信使研究を経済・負担面へと新たに切り拓くとともに、冒頭で述べた目的を達成するものである。幕府、対馬藩のみならず、諸大名、沿道諸国の村々を加えた四者の視点から朝鮮通信使迎送体制を分析し、通信使来日の日本国内へ及ぼした経済・負担面の影響、ならびに対馬易地聘礼

につながる経済的要因・前提を探ることで、日朝関係史の立場より近世から近代への国家外交・対外関係の転換点と地域社会との関わりについて探究していきたい。

2、朝鮮通信使と近世日朝外交

統いて通信使とはいいかなる使節であつたのか。ここでは中世から近世にかけて日本を訪れた通信使について概観しておく。朝鮮通信使とは朝鮮国王から足利・徳川将軍など日本の武家政権に対し国書（書契）・進物（礼单）を携えて派遣された正式な外交使節団である。「朝鮮信使」「朝鮮国使」「来聘使」「韓使」など日本での呼び名や史料表記はさまざまであり、朝鮮側では日本へ遣わされたことから「日本通信使」とも称されている。室町時代に三回、豊臣政権下に二回、江戸時代に一回（初期の回答兼刷還使を含む）計一七回来日しており、人員編成や目的は各使行によりさまざまであつた。¹⁰

まず室町時代においては派遣計画自体、応永二〇年（一四一三）以降、六回存在したことがわかつてている。しかし実際に日本を訪れ足利将軍に謁見したのはたつたの三回、つまり全体の半分にすぎず、しかも約一五年という短期間に派遣が続いている。¹¹使節の目的は主に新将軍就職祝賀、前将軍の致祭（慰靈）、倭寇禁止要請等とされている。途中大内氏など西国諸侯とも通交し危険な瀬戸内海の護送を任せるなど、朝鮮側には早くから足利政権の国内統制力の欠如、弱体化が見抜かれていた。特に三回目の来日の際、一時接待費の問題で入京を断られ、帰路伊豫で護送の日本人の襲撃に遭い銭貨を与える王への返書・礼物を守るなど、諸々の災難に見舞われている。

当時の東アジア国際社会は、中国明と日本や朝鮮など周辺諸国との冊封・朝貢関係により成り立っていた。その一方、日本近海や東アジア海域で倭寇や海賊が通信使の行く手を阻んだように、各国の統制力の完全に及ばない海上世界が存在し、多元的外交が展開させていたことも指摘されている。そのような中で足利将軍、朝鮮国王とも中国明の皇帝より冊封を受けた国王同士であり、華夷秩序に基づく東アジア国際社会の中につけて日朝両国は真に対等な交隣関係にあつた。

室町時代最後に来日を果たした通信使から約一五〇年、日本国内では豊臣秀吉の全国統一が進展していた。それまで帰属

の曖昧であつた辺境地域の諸氏も中央政権との結びつきを強め、本州・四国・九州地域を主とする日本という国家の枠組みが形成されると、秀吉は朝鮮半島・中国大陸へと鋒先を向け始める。このような豊臣政権下、二回にわたつて来日した通信使は、いずれも朝鮮出兵（文禄・慶長の役）に関連し、入貢使とみなされる始末であった。¹²かつて交隣関係にあつた朝鮮に服属を求め、冊封・朝貢関係にあつた明への侵攻をもくろむ秀吉の「唐入り」構想は、東アジア華夷秩序を全く無視したものといえる。日本軍は二度にわたり朝鮮出兵を試みるも、明軍や各地の義民、李舜臣ら朝鮮水軍の奮戦のため苦戦を強いられ、結局秀吉の死により完全に幕引きとなる。後に残されたのは荒廃した朝鮮国土と日朝間に生じた大きな溝であつた。

徳川幕府の初代將軍となつた徳川家康は、早急に朝鮮との国交回復ならびに東アジア国際社会への復帰を目指し始める。

日本軍の撤退直後、朝鮮貿易に依存していた対馬の宗義智が一早く使者を遣わし、戦乱時に日本へ連れ去られた朝鮮人を送還することで、朝鮮側へ誠意を示していた。この対馬藩宗家を交渉・調整役として日本側の意向、朝鮮側の条件提示双方を乗り越え、慶長一二年（一六〇七）回答兼刷還使（家康書翰への回答、被虜人刷還のための使節）という形で、江戸時代初の正式な朝鮮使節が来日する運びとなつた。これにより日朝両国の国交回復の道は開け、以後一二回にわたり朝鮮通信使（回答兼刷還使を含む）が日本を訪れる。はじめのうちは試行錯誤が続き、日本側は大坂平定や新將軍襲職などの祝賀・慶事に合わせて招聘し、朝鮮側は被虜人の刷還や徳川政権下の国情探索を目的に派遣していた。初期の通信使については家光政権期に、使節が三回立て続けに来日したこと、四回目の寛永十三年（一六三六）から正式に「通信使」を称したこと、江戸城登城後に日光東照宮を参詣したことなどが特徴としてあげられる。¹⁴

やがて六回目の明暦元年（一六五五）以降、両国とも新將軍襲職祝賀のための通信使に定着し、次第に形式化・定式化が進んでいく。日本側は幕府の組織整備や国内統治が一段落し、朝鮮側も後金の勢力拡大に伴う明清交代という東アジア状勢の変動を危惧し、両国とも日朝関係の維持・安定を望む状況にあつた。八回目の正徳元年（一七一一）には、新井白石の発案で聘礼様式の改革が断行されたが、一方的な通達であつたため諸種の紛議を招く結果となり、続く享保四年（一七一九）八代將軍吉宗の判断で、天和の旧例に復される。最後の対馬易地聘礼以後、通信使の江戸往来は途絶え、その後も將軍の代

替わりごとに日本側から朝鮮側へ派遣交渉を行うものの、いざれも計画段階にとどまり明治維新を迎えることとなる。

先述したように近世日本において徳川幕府の一元的外交が展開される中、対外的な接触は「四つの口」周辺地域に限られるとしていた。そのため幕府が日本国内に対し、一国家権力として外交・対外関係に関する主体性を直接発揮できる数少ない機会が、通信使をはじめとする外交使節の来日だったのである。特に日朝関係の場合、徳川將軍が表舞台で「幕府外交」を展開させた背後には、中世以来の伝統的な外交手法を熟知し、地理的条件を兼ね備えた対馬藩宗家の存在が欠かせなかつた。つまり対馬藩が日本（徳川幕府）と朝鮮（李王朝）との間に介在し「二層式の外交」を維持することで、通信使来日をはじめとする国家外交を実現させていたのである。このように江戸時代全般にわたり、日朝双方の合意のもと中国皇帝を介さない形で、交隣関係を前提とする対等外交が維持されていった。

なお寛永一二年（一六三五）の柳川事件¹⁶を契機に、日本と朝鮮との外交・貿易の枠組みは中世から近世へと移行していく。日本国大君号の使用、以降庵輪番制の導入により国書・外交文書起草の手続きは、幕府の管理下に置かれることとなる。¹⁷反面、対馬藩の朝鮮貿易の独占は継続され、朝鮮政府と直に約条を結び一種の朝貢的儀礼を伴いながら、幕府とは別個の「対馬外交」を展開していく。¹⁸諸制度の整備により釜山の倭館周辺での朝鮮貿易はもちろん、時に参判使の派遣や訳官使の対馬来島など臨時使節の往来も重ねられた。こうして近世日朝外交においては日常的な「対馬外交」に加え、朝鮮通信使の来日という国家的慶事に限り大々的に「幕府外交」を展開するという、特殊な国家外交が維持されていったのである。

二、朝鮮通信使研究の流れ

1、戦前の朝鮮通信使研究

朝鮮通信使については、各時代の日本と朝鮮半島を取り巻く政治的、社会的背景を映しながら分厚い研究の蓄積がなされている。古くは明治時代、日本の朝鮮半島進出政策に伴い、朝鮮統治への有益性から調査・研究が始められたことに端

を発する。例えば中村徳五郎氏¹⁹、千住武次郎氏²⁰などは、豊臣秀吉による朝鮮出兵の回顧・賞賛の広がる中、その関連事項として江戸初期の日朝国交回復を扱っている。明治四三年（一九一〇）の韓国併合に際しては『歴史地理』朝鮮号に、三浦周行「日韓の同化と分化」、辻善之助「江戸初期における朝鮮との修交」、藤田明「江戸時代における朝鮮使節の来朝に就て」など当時の重鎮たちの寄稿が特集された。²¹ 中でも三浦氏は韓国併合を賛美する文脈の中で、古来からの日本と朝鮮半島との歴史的関連性を主張する一方、通信使については「隨分いふに忍びぬ我儘の振舞を演じて居つた」とみなし、藤田氏も江戸時代の一回にわたる使節を概観しながら「國用を消費する事も甚しきに至り²³」と、通信使の態度の問題や聘礼行事の大規模化に伴う経済的負担に対し否定的な評価を示していた。

同時期に『新井白石全集』²⁴の刊行もあり、三浦周行氏²⁵、今村鞆氏²⁶、徳島一郎氏²⁷、三上参次氏²⁸が正徳期来日時の新井白石の聘礼改革の研究に取り組んだ。主に日本国大君から日本国王への將軍称号の変更、上使來訪時の階下迎送、客館到着時の下輿、使行中の五か所饗宴への限定等を取り上げ、白石が国威發揚と經濟的負担の打開のため、それまで過度に丁寧であった通信使への待遇を見直したという見解を示している。歴史教育の立場からも友納養徳氏²⁹、山田義直氏³⁰が正徳期の聘礼改革を教授資料として扱い概略的な説明を行った。また武田勝蔵氏³¹、瀬野馬熊氏³²、藤井甚太郎氏³³は通信使の使行経路に注目し、江戸往来道中や滯在地での諸藩の対応事例をあげ、日本と朝鮮半島との歴史的・地理的近密性を提示している。名越邦珂次郎氏³⁴、中山久四郎氏³⁵、黒田省三氏³⁶なども文化・交流面から通信使を捉え、使節来日中の学士・医官らと詩文唱和・筆談、本草学や朝鮮産物に関する問答等を紹介し、融和策に乗じた肯定的評価を行っている。

戦前には朝鮮総督府関係者からも、日本統治下の京城で直に朝鮮生活を送りながら、時勢に流されない優れた研究が生み出されている。松田甲氏は朝鮮総督府臨時土地調査局で朝鮮半島の測量・地図製作に携わる傍ら、漢文学の素養を生かし通信使の使行録・紀行文や詩文唱和・交歎などの事例を次々に発表していく。松田氏の研究成果は『日鮮史話』³⁷『續日鮮史話³⁸』としてまとめられ、朝鮮総督府より刊行される。その中に「徳川時代の朝鮮通信使」「李朝英祖時代戊辰信使の一

行」、「駿河の清見寺と朝鮮信使」、「江戸城に於ける朝鮮人の曲馬」、「正徳朝鮮信使と加賀の学者」など、通信使に関するものに限つても三〇近く論考が収められ、後々の通信使研究に多くの素材を提供することとなつた。

田保橋潔氏は京城大学教授、朝鮮史編修会嘱託を歴任し、主として近代日朝関係史研究に力を注いだ。通信使に関しては、文化期の対馬易地聘礼に目を向け、「朝鮮通信使易地行聘考」³⁹の中で、延聘交渉や聘礼の挙行、事後処理の実態を幕府、対馬藩の財政面の問題と絡めて緻密に分析・整理している。これらは『近代日鮮関係の研究』⁴⁰の中に収められ、対馬易地聘礼や通信使の途絶から近代に向かう日朝外交の前提を探つてゐる。

中村栄孝氏も「江戸時代の日鮮関係」など、諸種の制限下にありながらも独自の着眼点を有した実証的研究を発表している。なお当時の朝鮮総督府では、文化事業の一環として朝鮮半島の古蹟調査や『朝鮮史』⁴²、『朝鮮史料叢刊』⁴³、『朝鮮史料集真』⁴⁴などの編集・刊行が実行されていた。とりわけ『朝鮮史』の編纂のため、朝鮮総督直属の朝鮮史編修会が設置され、田保橋氏や中村氏など日本人研究者や現地朝鮮人スタッフが作業に当たつた。『朝鮮史』の刊行後も田保橋氏を中心として朝鮮近代史料の蒐集・整理が継続されるも、戦況の悪化により中断を余儀なくされ終戦を迎える。

2、戦後の朝鮮通信使研究

戦後となると、かつての朝鮮統治や国策への研究的配慮は必要なくなり、次第に各人の自由な発想による実証的・考証的な研究が推進されていく。戦後いち早く開花したのが、宮崎道生氏、伊東多三郎氏⁴⁵、栗田元次氏⁴⁶を中心とした戦前から重点の置かれていた思想史における新井白石研究であった。宮崎氏は部分的・断片的に論じられてきた白石の業績を政治的事業と学問的研究に分け総合的に把握し、その綿密な研究成果を『新井白石序論』⁴⁷、『新井白石の研究』⁴⁸にまとめ発表した。その中で正徳期の聘礼改革を「和平・簡素・対等」の三方針に立脚したものと捉え、徳川將軍と朝鮮国王の位置を外交儀礼上対等にみなすため日本国王号を復号したことなど、白石主導の諸改革を詳細に分析している。伊東氏も正徳期の日本国王

号を取り上げ、室町時代の場合と比較しながら考察し、その背景に日本国内における武家政権、すなわち徳川幕府政治の成熟に伴う將軍権威の国王化が存在したと論じている。

やがて日朝関係史研究も活発化し、三宅英利氏、内藤雋輔氏⁴⁹、長正統氏⁵⁰、田中健夫氏により学問的牽引がなされていった。三宅氏は「李氏肅宗朝の日本聘礼と長州藩——近世日鮮外交の問題点を含めて」⁵¹を皮切りに各期の通信使に関する地道な分析を積み重ねていく。田中氏も中世から近世にかけての対外関係史に注目しながら、西洋人の目から見た通信使の事例や、中国・朝鮮を含めた東アジア国際社会の中での日本の鎖国体制を捉える見方を提示している。⁵²

戦前より長年日朝関係史研究に携わってきた中村栄孝氏は、東アジア史の中で日本を捉えるという視点に基づき、日本側、朝鮮側双方の史料を用いながら豊富な研究成果を『日鮮関係史の研究』⁵³上・中・下にまとめ上げ、下巻の中に「江戸時代の日鮮関係」「朝鮮の日本通信使と大坂」「外交史上の徳川政権——大君外交体制の成立とその終末」を収めた。氏は徳川政権による独自の外交を「大君外交体制」と定義し、幕末以降、東アジア国際社会から離脱し西欧中心の近代的国際社会に参入する前提として捉えた。特に「江戸時代の日鮮関係」の中では、日朝国交・交隣関係の回復を概観した上、朝鮮通信使、日朝貿易、相互認識に関する項目を設け、近世日朝関係に外交、経済、文化の各側面から迫るなど、氏の研究視角が現在までの日朝関係史研究を支える礎となつたことは言うまでもない。「朝鮮の日本通信使と大坂」においても、通信使の来日を文化交流の重要な機会とみなしこれを取上げている。

このころ在日韓国朝鮮人研究者、朴春日氏、李進熙氏、姜在彦氏、李元植氏、辛基秀氏らを中心に日朝交流史の立場から研究が進められ、通信使の善隣友好の面が強調されるようになつていった。昭和四〇年（一九六五）の日韓基本条約の締結により、日本と韓国との国交正常化がなされたという政治的背景もある。朴春日氏や李進熙氏は、自らの足で釜山から対馬、瀬戸内海、東海道を経て江戸へ至る通信使の道を辿り、追体験を踏まえながら各自『紀行・朝鮮使の道』、また『李朝の通信使——江戸時代の日本と朝鮮』⁵⁴を著し、使節の残した絵巻・墨蹟・絵画の発見・収集に力を注いだ。姜在彦氏は申

維翰の漢文で著した紀行文を日本語に訳すことに尽力、『海游錄—朝鮮通信使の日本紀行⁵⁶』として著し、通信使の使行の実態把握を容易なものとした。辛基秀氏⁵⁷も通信使に関連した美術品の収集や映像文化協会によるドキュメンタリーフィルムの製作や関連した論文集『江戸時代の朝鮮通信使』の刊行に力を入れるなど精力的な活動を行つた。これら在日韓国朝鮮人研究者の業績は必ずしも学術的な研究手法によるものではないが、目に見えるモノや映像、わかりやすい文章を通して多くの人々に通信使に関する知識・教養を広めることに大きく貢献したといえる。以上のように、文化・交流面における通信使研究が大きく進展し、朝鮮通信使の存在も一般的に知られるようになつていった。

このような風潮に伴い、対馬藩の藩儒として日朝外交・貿易の現場を支えた雨森芳洲へも注目が集まつていく。田中健夫氏は『対外関係と文化交流⁵⁹』において、中世から近世にかけての東アジア国際社会を広く描き、対馬藩の歴史や雨森芳洲について取り上げた。特に正徳期の白石との復号問題をめぐる論争をはじめ、芳洲が朝鮮語や朝鮮人の風俗・習慣に精通していたこと、藩校小学校で教鞭をとり藩内の学問・教育に尽力したことなどを概説している。なお氏は松浦允任撰による対馬藩の日朝外交・貿易の秘蔵書であった『朝鮮通交大紀』を田代和生氏とともに翻刻・刊行し、日朝関係史研究者に新知見と多くの便宜を提供していく。同時期、泉澄一氏を中心に『雨森芳洲全書⁶¹』全四巻も編集・刊行され、「交隣提醒」「信使停止之覚書」など芳洲ゆかりの史料群が広く知られるようになつた。

また対馬に関する地域の自治体史、『新対馬島誌⁶²』や『長崎県史⁶³』史料編第二、『長崎県史⁶⁴』藩政編の刊行も続けて刊行される。中でも森山恒雄氏は『長崎県史』藩政編において、芳洲が外交・貿易に心血を注いだこと、藩財政悪化の中での使節来日に備え、幕府に拝借金嘆願を行つたことを詳述、文化期の易地聘礼に際しても藩内の抗争や疲弊を取り上げ、対馬藩にとつて通信使の存在・影響の大きかったことを明示している。これらの研究・業績により、現在の日朝関係史に欠かせない対馬藩や雨森芳洲という人物への理解が一層深まっていつたといえる。

3、朝鮮通信使研究の多様化

以上のように、日朝関係史の立場から通信使研究の蓄積が進んでいた一九八〇年代半以降、ロナルド・トビ氏⁶⁵、荒野泰典氏、山本博文氏⁶⁶、鶴田啓氏⁶⁷、藤田覚氏⁶⁸により近世対外関係史の理論研究が進められていった。

ロナルド・トビ氏は『近世日本の国家形成と外交』(『State and Diplomacy in Early Modern Japan』)において、朝尾直弘氏の提唱した「日本型華夷意識」⁶⁹の影響を受け、かつての「鎖国」史観を克服すべく、近世初期の対外関係・国家外交を日本を取り巻く東アジア国際社会の中で捉えようとした。特に朝鮮、琉球などの外交使節の来日・応接について、徳川幕府の政治的正当性の確立に寄与するとともに、東アジア外交の正常化に資するものであったとしている。

また「四つの口」という表現こそ用いないものの、当時の対外関係が幕府の国家権力のもとに編成され、長崎、対馬、薩摩、松前のみに限定されていたこと、一八世紀後期の幕府とロシア使節ラクスマントの交渉過程でを通信国（朝鮮・琉球、外交関係を有する国）と通商国（オランダ・中国、貿易関係のみの国）との区分が設けられ、後に新規参入を認めない方針を「祖法」と定着させたことなど、当時日本において活発化していた対外関係の理論化につながる刺激的な論著が、アメリカ人研究者より発表されたことは注目に値する。

荒野氏も朝尾氏の影響を受け『近世日本と東アジア』⁷⁰において、長崎に比重を置くそれまでの「鎖国」概念を批判、「四つの口」という用語を創出し、近世日本の対外関係を東アジア国際社会にみられる「海禁」政策になぞらえて捉える主張を展開した。そして近世初期に編成された対外関係を「日本型華夷秩序」と定義するとともに、対馬藩が幕府に対して「朝鮮押えの役」を負い、「対馬口」において外交・貿易等に携わったとしている。このような荒野氏の見方に對し、鶴田氏は一八世紀半以降の「朝鮮押えの役」について、対馬藩から幕府への資金援助要求の過程で用いられた文言であつたことを検証し、幕府から命ぜられた軍役というよりも対馬藩側の主張であつたと見直している。

しかしながら日朝関係史を見る場合、「幕府外交」と「対馬外交」が併存するからには、幕府と対馬藩との関係にとどま

らず、相手国の朝鮮をも視野に入れ、双方の動きを分析・検討する必要があるといえる。特に幕府の目の完全に届かない日本の中、釜山倭館で繰り広げられる交渉・実務も多い。さらに中世以来の伝統的な外交手法と地理的条件を有する対馬藩宗家の特殊性を考慮し、丁寧な実態把握を積み重ねねば、解明仕切れないのが実情である。

田代和生氏は、厖大な「対馬宗家文書」を徹底的に調査・収集した上、対馬藩宗家の携わった貿易の実態を『近世日朝通交貿易史の研究⁷¹』『日朝交易と対馬藩⁷²』にまとめ、近世日朝貿易史研究の金字塔を打ち立てている。加えて倭館周辺で行われた薬材調査や朝鮮人參国産化の過程を検証した『江戸時代朝鮮薬材調査の研究⁷³』では、通信使来日時に幕府儒者と朝鮮医官との間でなされた本草学に関する筆談や医事問答を取り上げている。「朝鮮通信使行列絵巻の研究—正徳元年（一七一二）の絵巻仕立てを中心に—」⁷⁴では、絵画史料と文字史料を合わせて用いることで、美術品・芸術品とみなされる通信使絵巻の多い中、正徳期に幕府の指示により対馬藩で記録画の性格の強い行列絵巻の仕立てられたことを指摘、製作の背景や実態を詳細に明らかにした。「朝鮮国書原本の所在と科学分析⁷⁵」でも現存する朝鮮国書の真偽の判別に科学的分析という新たな手法を取り入れることで、文字史料中心の実証的研究にモノの分析・検証を加え正確性を追究している。

池内敏氏は『近世日本と朝鮮漂流民⁷⁶』『竹島問題とは何か⁷⁷』に代表されるように、外交・貿易の枠にとらわれず、漂流・境界に伴う諸問題に精力的に挑んでいる。『大君外交と「武威」—近世日本の国際秩序と朝鮮観⁷⁸』においても思想・意識面から通信使に迫り「未完の朝鮮通信使」「近世後期における対外観と『国民』」など、天保期の大坂聘礼計画の存在や宝暦期の崔天宗殺害事件や朝鮮人・唐人を題材にした歌舞伎に関連した朝鮮人蔑視觀の形成について論及している。また木村直也⁷⁹氏、山口華代⁸⁰氏、鈴木文氏、酒井雅代⁸²氏が次々に論考を発表し、幕府から見た理論の中には收まり切らない日朝関係史の研究が展開されている。

朝鮮通信使研究においても各氏の集大成ともいえる論著が相次いで発表される。三宅英利氏は長年の研究成果として『近世日朝関係史の研究』を刊行し、室町時代から江戸時代に来日した通信使を総合的に整理し、各期の通信使の目的・編成

・行程・国書捧呈の儀礼や日本觀察など、基本的事項から具体的的事例に至るまで日朝双方の史料に基づき詳細にまとめ上げた。その上で江戸時代の一二期の通信使について国交再開期（第一・三回）、国交安定前期（第四・七回）、改変期（第八回）、国交安定後期（第九・一回）、衰退期（一二回）の五期に時期区分、国家外交と国内政治との強い関連性を指摘しながら、日本側の幕藩体制と朝鮮側の官人支配の様相を鋭く反映した外交事象であるとした。

仲尾宏氏も『前近代の日本と朝鮮―朝鮮通信使の軌跡⁸⁴』『大系朝鮮通信使―善隣と友好の記録⁸⁵』全八巻をはじめとして多くの著作を著し、通信使をより身近な存在とすべく情報発信に力を入れている。また『朝鮮通信使と徳川幕府⁸⁶』において三宅氏の提示した時期区分の正徳期（第八回）の位置づけを再検討し、国交再開期（第一・三回）、新通交体制確立期（第四・八回）、相対的安定期（第九・一回）、動搖期（第一二回以降）と独自の時期区分を試みている。ただし正徳期の特殊性・断絶性を指摘する点では、三宅氏と同じ見解を示している。

李元植氏も『朝鮮通信使の研究⁸⁷』の中で、通信使の来日、ひいては江戸時代の日朝関係を文化・交流面から捉える必要性を指摘している。氏は既存の史料はもちろん、使行路の踏査において新史料の発掘・収集につとめ、主に天和期から文化期までの朝鮮人隨行員と日本人儒者・文人との筆談唱和・詩文の交歎を整理した。特に正徳期、聘礼改革の紛糾する中でも『白石詩草』を通して新井白石の詩人としての才能が高く評価されたことなど、政治・外交面とは異なる文化交流の中に日本と朝鮮の善隣友好の根幹を探ろうとしたものである。

さらに朝鮮史研究者の糟屋憲一氏、夫馬進氏など朝鮮側の史料を用い、朝鮮国内への經濟的影響や燕行使等の外交使節との比較を試みた研究にも注目できる。これに加え近年は日本への留学経験を有した韓国人研究者、孫承詰氏、閔德基氏、河宇鳳氏を中心とした通信使研究も活発化し研究の基盤が整えられつつある。彼らは近世における日本と朝鮮との交隣関係を徳川將軍との対等交隣、対馬島主との羈縻^{きび}交隣という二重構造で捉え、民族主義的立場から通信使を朝鮮の先進文化を伝えに行つた使節とみなす傾向が強い。しかしながら日本人研究者とは異なる視点や通信使研究の国際性を提示している点で意

義深いものといえる。

以上、戦前・戦後から現在に至るまでの朝鮮通信使研究を振り返ると、いずれの時期でも当時の日韓関係や政治的・社会的背景が影響していた様子が見てとれる。そのような中でも先学においては、主に日朝関係史の立場から政治・文化面、文化・交流面を中心に研究成果が積み重ねられていった。その一方で経済・負担面からの研究は、未だ進んでいないのが現状である。

三、問題の所在と研究方法

上記の朝鮮通信使研究に関して、文化期の易地聘礼や通信使の途絶を考察する上で必要でありながら、経済・負担面からの分析・研究が不足しているという認識については、三宅英利氏、仲尾宏氏、李元植氏ともに共有するところである。⁹³ にもかかわらず、経済・負担面における通信使研究が何故進まないのか。その理由として次の二つがあげられる。

第一は通信使研究に使用する史料に関する問題である。現在、通信使をはじめとして近世日朝関係史に欠かせない史料が「対馬宗家文書」、つまり日朝両国間に介在し外交・貿易にまつわる諸種の交渉・調整に当たった対馬藩宗家の記録である。「鎖国」政策下の江戸時代、徳川幕府は現在の外務省に当たるような専門部局を置かず、その経験と地理的条件から宗家に日本の対朝鮮外交を取り仕切る特権的な役割を与えていた。

実際の外交・貿易実務に当たっては故事先例が重視される。諸種の交渉事を円滑かつ有利に進めるため、宗家は藩をあげて対馬藩庁、釜山倭館、江戸藩邸の各所で記録の作成・保存に尽力した。確認されるだけでも総点数一二万点を超える当史料群は、その厖大さゆえ慶應義塾大学三田メディアセンターはじめ、長崎県立対馬歴史民俗資料館、韓国国史編纂委員会、九州国立博物館、東京大学史料編纂所、国立国会図書館、東京国立博物館という国内外の七機関に分散所蔵され、⁹⁴

序々に整理・目録化が進められていた。今でこそ、ゆまに書房より『マイクロフィルム版対馬宗家文書 第Ⅰ期 朝鮮通信使記録⁹⁵』をはじめとして同シリーズの「江戸藩邸日記」⁹⁶や「倭館館主日記・裁判記録」⁹⁷に関するマイクロフィルム史料が目録・解説付で刊行され、研究利用も年々増えてきている。しかしこれらの刊行や各機関での閲覧環境の整備の進むまでは、調査・研究そのものが非常に不便であったと言わざるを得ない。よつて従来の研究は主として『通航一覧⁹⁸』をはじめとする日本側の幕府編纂史料、『海行摠載⁹⁹』に代表される朝鮮側の漢文史料など活字史料を用いたものが多かつた。そのため通信使への接待・迎送にかかる経費、役負担の分析・検討にはどうしても限界があつたとみられる。

第二に通信使の来日を支える役負担範囲・構造の問題があげられる。通信使は幕藩制下の日本国内を大移動しながら江戸へ向かう。その行程は海路釜山から対馬を経て瀬戸内海を進み、大坂上陸後は川路淀川を遡り、淀から陸路中山道・美濃路・東海道を進むもので、江戸往復に半年以上を要したとされる。したがつて通信使の来日を支える役負担が、通行地の諸大名や沿道諸国の村々など極めて広範囲・長期間に及ぶとともに、人・馬・物品等を供出する直接的負担と金銭等を媒介にした間接的負担に分けられるため、全体的に数値化して整理・把握することが難しいのである。

しかしながら近隣の接待大名のみならず通行地から遠く離れた大名家や地方村々に詳細な記録が残されていること自体、日本国内が国家的規模の壮大なスケールで通信使の来日を支えていたことを物語ついている。そこで、まずは通信使来日に關する役負担を整理・把握した上で日本国内、地域社会への経済的影響を考える必要があると考えられる。

例えば三宅氏、仲尾氏ともに安定期と評価した享保期を取り上げ、通信使を支える日本国内の役負担をまとめると次のようになる。①接待役¹⁰⁰、三八家（海路・陸路とも）、②川船役¹⁰¹、七家（川路のみ）、③鞍置馬負担¹⁰²、三六家（陸路のみ）、④鞍皆具負担¹⁰³、一五二家（陸路のみ）、⑤江戸城登城時の鞍置馬負担¹⁰⁴、一七家（江戸のみ）、⑥沿道諸国の村々の国役金負担¹⁰⁵、畿内・東海道など一五か国、（陸路のみ）という六つに大別される。

通信使に関する役負担としては、①接待役の存在がよく知られている。しかし右からは①接待役を担つた大名とほぼ同数

の者が、③鞍置馬負担に携わっていたことがわかる。④鞍皆具負担大名に至つては、一五〇家を超える大規模動員がなされている。また海路・川路・陸路の行程・範囲と、これらの役負担の種類・動員数との関連性もうかがえる。例えば海路の場合、通信使一行は自国より乗つてきた朝鮮船で移動する。通航地沿岸を領有する諸大名は基本的に①接待役のみを担当し、饗宴や航行補助に携わることとなる。川路での②川船役も川御座船の所有を条件とした限定的な役負担といえる。これらに比べ陸路では①接待役のほか、③鞍置馬負担、④鞍皆具負担に従事した諸大名家が極めて多く、沿道諸国の村々の国役金負担も加わることとなる。このような行程ごとの役負担の種類・形態を踏まえ、使節迎送体制を考えた場合、海路・川路・陸路をそれぞれ分けて分析する必要があろう。

よつて本論文においては、近世独自の継立区間でもあり動員規模の大きい陸路に焦点を絞り、朝鮮通信使迎送体制の分析・解説に取り組むこととする。また便宜的に③④⑤のように陸路を中心として通信使随行員の乗馬での移動を支えるため、諸大名が鞍置馬・鞍皆具、使者、添人等を供出した大名課役を「じょうまやく乗馬役」、⑥のように沿道諸国の村々が直に又は国役金等の形で荷物運搬の荷馬・人足を供出した役負担を「じんばやく人馬役」と捉えることとする。

ここで改めて朝鮮通信使行列の陸路通行、乗馬役や人馬役に関する先行研究を整理しておく。まず通信使迎送時の日本国内の役負担を取り上げたのは荒野泰典氏である。氏は「朝鮮通信使の終末—申維翰『海游録』によせてー」において享保期に注目、主に『通航一覧』を用いながら通信使の通行が諸大名に対する軍役と農民に対する国役とで成立したとし、乗馬役と人馬役につながる二つの役負担の存在を指摘している。

池内氏は通信使通行時の諸大名の役負担に注目し、「寛永から享保に到る道中人馬役」において、使節一行の荷物を運搬する人馬の負担と信使用の乗馬の負担とを一括して「道中人馬役」と定義した。その上で江戸へ参向した一〇回について概観し、明暦期から享保期に到る間に動員方法上の整備が進んだとしている。ただし道中人馬役といいながらも分析対象としたのは乗馬のみ、つまり諸大名の鞍置馬・鞍皆具供出の変遷であった。数値の誤りもみられるなど曖昧な部分もあり、

氏の定義した役負担全体の解明に至っていない。

土田氏は「朝鮮通信使通行と大名課役—鞍馬・鞍皆具役を中心に—」の中で、通信使の通行に際して諸大名に賦課された乗馬用の鞍をつけた馬の供出と鞍のみの供出を「鞍馬役」「鞍皆具役」と定義した。主に近世前期、寛永元年（一六二四）から正徳元年（一七一一）まで歴史地理学の立場から分析し、淀・江戸間を六区間に分ける継立区間が設置されていたこと、一大名が鞍置馬・鞍皆具双方を供出したことなどを明らかにした。そしてこれらの制度的変遷を踏まえ、寛永元年から天和二年（一六八二）を一括りに捉え、正徳期に負担方式の改変が行われたと指摘している。

そのほか陸路における宿駅政策・助郷制度の立場から深井甚三氏¹⁰⁶、渡辺和敏氏¹⁰⁷、小林茂氏¹⁰⁸、市川寛明氏¹⁰⁹、山下幸子氏¹¹⁰、海路移動や綱引助郷について飯沼雅行氏¹¹¹、玉井建也氏¹¹²、また役論の視点からも高木昭作氏¹¹³、渡辺信夫氏¹¹⁴、久留島浩氏¹¹⁵、安藤正人氏¹¹⁶、村田路人氏¹¹⁷などが関連研究に携わり多くの論考を発表している。

以上の先行研究にかんがみても、特に陸路の通信使迎送においては国家的規模の役負担を応用し対処していたこと、二種類の役負担の存在していたことが確認できる。なお近世前期の乗馬役について、すでに明らかになつたことを考慮すれば未解明の近世中期、特に正徳・享保期以降を重点的に分析・検討する必要が考えられよう。

本論文では通信使を迎える日本国内側、すなわち幕府、諸大名、沿道諸国の人々、対馬藩の四者が、それぞれに課された役負担に従事し、使節一行の江戸往来を成立させた仕組みを「朝鮮通信使迎送体制」と定義するとともに、江戸城登城や国書捧呈の儀礼に限らず、国内滞在・移動をも国家外交の一部と捉え、その基礎的整理ならびに実態解明に向けた研究に取り組むこととする。

実際の分析作業に当たっては、幕府編纂史料、朝鮮側の漢文史料に限らず、マイクロフィルム版『朝鮮通信使記録』を含む「対馬宗家文書」や使節迎送に携わる諸大名家の藩政文書、通過する宿駅・助郷村々の地方文書を複合的に分析・調査する方法をとる。これにより從来日朝関係史において指摘してきた日本（徳川幕府）、対馬（対馬藩宗家）、朝鮮（李

王朝）という三者の枠組みを超えて、通信使を支える日本国内側（諸大名、沿道諸国の村々）も含め、通信使迎送の行われる現場の視点からその実態に迫っていく。つまり日朝関係史研究にとどまらず、幕藩政史研究、交通史研究、地域史研究を組み合わせた研究が可能となり、使節迎送体制を具体的かつ実証的に明らかにできるのである。以上の方針により朝鮮通信使迎送体制の分析・解明を進めることで、先述したように対馬易地聘礼の経済的背景・要因を近世中期の日本国内側にさかのぼって検討し、近世日本の国家外交と地域社会との関わりを捉え直していきたい。

四、本論文の構成

第一章「朝鮮通信使迎送体制の概観」では、通信使来日の安定期とされる享保期に焦点を当て、行列規模・構成、通信使の騎乗する乗馬（上馬八〇疋、中馬一八〇疋）の種類を確認した上で、使節迎送体制が幕府、諸大名、沿道諸国の村々、対馬藩の四者により維持されていたことを概観する。まず江戸へ向かう集団が通信使行列、対馬藩主行列、以酌庵輪番僧行列に分けられ、荷物運搬の荷馬・人足まで含めると四〇〇〇人規模になることを検証する。その上でこれまで曖昧にされてきた馬の調達に関する役負担、指揮系統が、その用途（騎乗用・荷物運搬用）から、諸大名の「乗馬役」と沿道諸国・の村々の「人馬役」との二種類にはつきり区別されることを確認し、現場を取り仕切る対馬藩役人出馬役の役割を具体的に分析・解明するものである。

第二章「対馬藩出馬方の再編成」においては、通信使側と諸大名側との間に立つて乗馬引き渡しに従事する対馬藩役人「出馬役」ならびに組織としての「出馬方」について、享保期に限らず天和期から宝暦期までを対象に分析する。もともと出馬方自体は少人数で構成され、役務も曖昧であったと考えられている。しかし実際に出馬方の管理する馬札、旗・提灯等の諸道具類や守るべき規則の内容を見ていくと、正徳・享保期に実務内容に関して組織化が進み、それに合わせて乗馬に騎

乗する朝鮮人と補助する側の日本人との揉め事も減っていく様子が確認できる。対馬藩側の配慮・差配により、通信使行列の通行の安全性・機能性が図られる一方、実務そのものの増加や規則にない事態への対処・判断に迫られるなど、現場における出馬方や対馬藩役人の対応実態を検証していくものである。

第三章「朝鮮通信使乗馬役の再整備」では、使節迎送体制を支える大名課役の一つとして、従来知られてきた接待役、川船役とは別の「乗馬役」、すなわち通信使用の乗馬（上馬・中馬）のため鞍置馬・鞍皆具を供出する役負担の制度的変遷を取り上げる。正徳期の段階で、一〇万石の石高を境に鞍置馬・鞍皆具の分離がなされたこと、石高に応じた割り当てがなされたことは指摘されてきた。これに加え未分析であつた享保期以降の事例をみると、陸路道中における乗馬役に限つても全大名二六三家のうち約七割に及ぶ一八七家の携わる全国規模の役負担であつたことが判明、正徳・享保期に連続して幕府主導の改変の行われた実態が明らかになってきた。続く延享・宝暦期には割り替えが導入され、二重役負担の大名の免除・配慮の事例もみえるなど、乗馬役のシステム化の図られた様子がうかがえる。このような一連の乗馬役負担方式の改変の内容や目的・意図について役負担の均一化、分散化など経済面、負担面の視角と絡めながら考察していく。

第四章「朝鮮通信使人馬役と商人請負制」は、荷物運搬等に用いる荷馬・人足調達のため沿道諸国の村々の携わった「人馬役」に関連して、享保期に試行された商人請負制と国役金賦課についてまとめたものである。当該期の商人請負制は正徳年間の道中行政において発案された助郷国役案をもとに、通信使通行時の宿駅等の負担軽減を目的に導入されたものとされる。ところが、いざ行列通行時に臨時的に実施してみると、通信使や対馬藩主らの移動が大通行であつたためか、通信使の止宿、日程延引、請負人や馬子の欠落と想定外の事態が重なっていく。ここでは江戸参向時の事例を詳細に分析することで、計画的に導入・実施されたはずの商人請負制が失敗するに至った背景・要因を探っていく。

第五章「朝鮮通信使乗馬役と加賀藩前田家」では、実際に乗馬役を担つた諸大名の実負担について、通信使の通らない加越能地域に一〇〇万石余の領地を有する加賀藩前田家の立場からの分析を試みる。江戸時代における加賀藩と通信使と

の関わり、ならびに乗馬役の変遷を整理した上で、正徳・享保期を中心に鞍置馬派遣の実態をまとめたものである。実際に鞍置馬とともに派遣される使者（藩士、派遣役人）や添人（足軽、馬子）の人員の詳細をはじめ、各時期の役遂行日数を整理することで、幕府による一連の制度的整備が、加賀藩にどのように反映されたかを分析・検討する。加えて加賀藩内部の独自の対応・派遣方針から藩主や江戸家老らの鞍置馬派遣の姿勢や関心の高さについて明らかにしていく。

第六章「加越能地域の朝鮮人御用」は、享保期の加越能地域を事例に、幕府から大名家へ課された乗馬役がより広範囲の村々へと広まっていく過程を分析したものである。越中国砺波郡十村川合家に残された「朝鮮人御用馬留帳」の分析を通して、砺波郡の宿駅村々が朝鮮人御用という駆馬派遣に携わったこと、それが加賀藩前田家の乗馬役から派生した役負担であつたことが明らかになってきた。つまり乗馬役が幕府（老中）→藩（加賀藩）→村（十村）と藩組織の末端まで伝わることで、通信使の通らない加越能地域も使節迎送体制の一端を担うことになる。砺波郡に焦点を絞り駆馬、馬子、馬裁許人等を準備するための直接的負担や、そのほか派遣費用の捻出などを整理・分析しながら、諸種の負担が地域社会へ拡大していく実態を解明していく。

第七章「弘前藩津軽家の鞍皆具負担」ではもう一つの乗馬役、鞍皆具負担について本州最北端に位置する弘前藩津軽家の立場から検証したものである。まず江戸時代における弘前藩と通信使との関わりや乗馬役の変遷を概観した上で、正徳期以降の負担実態を『津軽家文書』の「江戸日記」をもとに分析し、幕府の方針が同藩へ及ぼした影響について考察する。正徳期の幕府主導の負担方式の改変により弘前藩の乗馬役は鞍皆具のみとなり、鞍置馬と双方を供出していた頃に比べ本負担は軽減されたかに見える。しかし実際のところ参向・下向の継立区間の別や、延享期以降の割り替えが役遂行日数を左右したこと、また宝暦期以降、東北地方の冷害による飢饉、藩財政の悪化という経済的背景も、弘前藩の役負担に関わっていく実態が浮かび上がってきた。これらの分析を通し、近世後期の国家外交・対外関係の転換に伴い、鞍皆具負担に限らず蝦夷地警衛など幕府から課された諸役に対応・動員されていく大名家の一端をうかがっていく。

- 1 和辻哲郎『鎖国』上（岩波書店、一九八二年）三頁。
- 2 岩生成一「鎖国」（『岩波講座日本歴史10』岩波書店、一九六三年）五九頁。
- 3 荒野泰典「近世日本の対外関係と東アジア」（『近世日本と東アジア』東京大学出版会、一九八八年）九・一一頁、池内敏「大君の外交」（歴史学研究会・日本史研究会編『日本史講座 第6巻 近世社会論』東京大学出版会、二〇〇五年）一二九・一四一頁。
- 4 荒野泰典「鎖国」論から『海禁・華夷秩序』論へ（『近世日本と東アジア』前掲註3）iii・vii頁。木村直也「東アジアの中の近世日朝関係史」（北島万次・孫承詰・橋本雄・村井章介編『日朝交流と相克の歴史』校倉書房、二〇〇九年）七四・七五頁。
- 5 池内敏『近世日本と朝鮮漂流民』（臨川書店、一九九八年）、李薰著・池内敏訳『朝鮮後期漂流民と日朝関係』（法政大学出版局、二〇〇八年）。
- 6 藤田覚「对外関係の伝統化と鎖国祖法觀の確立」（藤田覚編『十七世紀の日本と東アジア』山川出版社、二〇〇〇年）一九一・一九四、二〇六・二二一、二二四・二二六頁。
- 7 例えは荒野泰典氏も对外関係について外交・貿易・漂流など、国家の境界領域で生じるさまざまなことがらの総称と、境界の限られた地域の関わるものと捉えている（荒野泰典「鎖国」論から『海禁・華夷秩序』論へ）『近世日本と東アジア』前掲註3、iii・iv頁）。
- 8 三宅英利『近世日朝関係史の研究』（文献出版、一九八六年）一二頁。

9 仲尾宏『朝鮮通信使―江戸日本の誠信外交』(岩波書店、二〇〇七年) ii・iii頁。

10 三宅英利『近世日朝関係史の研究』前掲註8、六四二・六四五頁。巻末〈朝鮮王朝通信使一覧〉より。

11 室町時代に相当する時期に計画された通信使は①応永二〇年（一四一三）太宗から足利義持、②正長二年（一四二九）世宗から足利義教、③永享一年（一四三九）世宗から足利義教、④嘉吉三年（一四四三）世宗から足利義勝、⑤寛正元年（一四六〇）世祖から足利義政、⑥文明一一年（一四七九）成宗から足利義尚への使節の六回であった。しかしこのうち実現したのは②・④の三回のみで、初回は正使の病氣と倭寇の深刻化、五回目は海難事故による使節人員の行方不明、水没、六回目は正使の病氣と日本国内の兵乱を理由に不実行となつた（三宅英利『近世日朝関係史の研究』前掲註8）。

12 豊臣政権下の一回目の来日は、天正一八年（一五九〇）朝鮮国王の入朝要求を対馬の宗義智や日本国王使として派遣された景轍玄蘇けいじゆげんそらが、国内統一、新国王就任祝賀の通信使派遣要請にすり替えたことにより実現した。ただし秀吉は朝鮮国王への返翰に明への侵攻を明記するなど日本軍の出兵を示唆し、朝鮮でも襲来の風聞が流れるほどであった。二回目の通信使は明使の講和交渉に同行し、日本軍の撤退要請を目的に来日した。この際も秀吉は明使を入貢使とみなしており、自らを日本国王とする冊封使であつたと判明するや憤慨し、通信使一行は朝鮮国王の国書を渡さないまま、待機中の堺より急遽帰国することとなつた（北島万次『秀吉の朝鮮侵略と民衆』岩波書店、二〇一二年）。

13 初回の通信使（回答兼刷還使）派遣の前提には、松雲大師惟政らが「探賊使」という非公式な使節の形で事前に来日し、京都での家康会見の実現から日本の内情をより具体的に把握したこと、また日本側が対馬藩の仲介により朝鮮側の提示した国交回復の二条件、「家康致書」と「犯陵人縛送」を偽作でありながらも満たしたことがあげられる（三宅英利『近世アジアの日本と朝鮮半島』朝日新聞社、一九九三年）。

14 朝鮮通信使の日光参詣は寛永二三年（一六三六）、寛永二〇年（一六四三）、明暦元年（一六五五）の三回取り行われてゐる。初回は元々の計画にない將軍家光の発案で遊覧の性格が強かつたとされる。後の二回は神格化された徳川家康靈廟

での致祭を目的とし、朝鮮国王の親筆、銅鐘、三具足の贈呈や儒教祭祀が行われている。日光東照宮への外交使節の参詣・拝礼を演出することで国内外への徳川幕府の権威の誇示につながった（仲尾宏『朝鮮通信使―江戸日本の誠信外交』前掲註9）。

15 一六二七年には丁卯胡乱により後金のホンタイジが朝鮮に侵攻、国王の仁祖は江華島に逃れるも後金を兄、朝鮮を弟とする和議を結ぶ。後に後金は国号を清と改め、ホンタイジが太祖として即位、朝鮮に対しても臣従を求めてくる。しかし明を重視する反後金派がこれを拒絶したため、一六三六年に再び清の朝鮮侵攻を許し丙子胡乱が起る。仁祖は南漢山に籠城するも降伏、三田渡の盟約で臣下の礼をとり、朝鮮は清の冊封体制下に組み込まれることとなつた（三宅英利『近世日朝関係史の研究』前掲註8）。

16 寛永二二年（一六三五）、対馬藩内部の藩主宗氏と重臣柳川氏との御家騒動が国書改竄暴露から三代将軍徳川家光の江戸城親裁にまで発展した事件。審理の結果、宗氏は無罪、柳川氏は流罪とされ、そのほか外交僧玄方や双方の家臣が多数処罰された。こののち徳川将軍の日本國大君号の使用、以酌庵輪番制の導入が決まり、一定の幕府管理下の近世的な日朝関係へと移行していく契機となつた（田代和生『新・倭館―鎖国時代の日本人町』ゆまに書房、二〇一一年）。

17 三宅英利『近世日朝関係史の研究』前掲註8、六三四・六三五頁。

18 慶長一四年（一六〇九）対馬の宗義智と朝鮮との間で己酉約条が結ばれ、朝鮮出兵により中断していた日朝間の通交・貿易について日本からの使者を国王（將軍）使、対馬島主の特送使、受職人の三者に限定し、歳遣船を二〇隻とするなどの諸規定が定められた。柳川一件以後、次第に通交・貿易の藩営化・制度化が進み、兼帶の制（対馬から渡航する使船の接待費を削減するために一特送使から二・三特送船を、歳遣第四船が第五船・第一七船を兼ね、代官を通して例賜の物を与えた制度）や換米の制（官営貿易で対馬に与えていた価木、朝鮮製の上質木綿を恒常に米に振り替えて支給する制度）といった貿易仕法の合理化が実現していった（田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』創文社、一九八一年）。

- 19 中村徳五郎「徳川幕府の初代に於ける朝鮮との旧好回復始末」(『太陽』三・一二、一九〇三年)。
- 20 千住武次郎「徳川幕初に於ける日韓の關係」(『太陽』四・一二、一九〇四年)。
- 21 日本歴史地理學會編『歴史地理・朝鮮號』(歴史地理臨時増刊、三省堂、一九一〇年)。
- 22 三浦周行「日韓の同化と分化」前掲註21、一七一頁。
- 23 藤田明「江戸時代に於ける朝鮮の使節來朝に就きて」前掲註21、二五六頁。
- 24 今村定助編輯・校訂『新井白石全集』全六卷(吉川半七、一九〇五・一九〇七年)。
- 25 三浦周行「新井白石と復号問題」(『史林』第九卷第三号、一九二四年)。
- 26 今村鞆「新井白石と朝鮮信使」(『朝鮮』第一四七号、一九二七年)。
- 27 徳島一郎「新井白石と徳川幕府の対外文書に於ける將軍の呼称に就いて」一・二・三(『歴史と地理』第二三卷第一・三・四号、一九二六年)。
- 28 三上參次『江戸時代史』上(富山房、一九四四年)。
- 29 友納養徳「新井白石の鮮使待遇改正に就て」(『歴史教育』第二卷第五号、一九二七年)。
- 30 山田義直「新井白石の朝鮮使者の待遇法改善」(『歴史教育』第四卷第五号、一九二九年)。
- 31 武田勝蔵「天和信使の東海道往還」(『史学』第二卷第一号、一九三二年)、また新井白石の聘礼改革に関しても、同「正徳信使改禮の教諭原本に就て」(『史林』第一〇卷第四号、一九二五年)を發表している。
- 32 濑野馬熊「朝鮮通信使の江戸参向道中」(『朝鮮』第一三六号、一九二六年)。
- 33 藤井甚太郎「藍島の信使」一・二・三(『歴史地理』第二九卷第一・四・五号、一九一七年)、同「粕屋郡相島に於ける黒田家の朝鮮信使接待」(『筑紫史談』第一八集、一九一三年)。
- 34 名越邦珂次郎「徳川光圀と朝鮮信使」(『朝鮮』第一六〇号、一九二八年)。

- 35 中山久四郎「朝鮮通信隣好使の一面」(『歴史教育』第一二二巻第九号、一九三七年)。
- 36 黒田省三「朝鮮通信使史話」一・九(『国民文学』第二巻九・一〇号、第三巻第一・七号、一九四二・一九四三年)。
- 37 松田甲『日鮮史話』全六編(朝鮮総督府、一九二六・一九三〇年)。
- 38 松田甲『續日鮮史話』全三編(朝鮮総督府、一九三一年)。
- 39 田保橋潔「朝鮮通信使易地行聘考」(『東洋学報』第二三巻第三・四号、第二四巻第二・三号、一九三七・一九三八年)。
- 40 田保橋潔『近代日鮮関係の研究』下巻(朝鮮総督府中枢院、一九四〇年)。
- 41 中村栄孝『江戸時代の日鮮関係 岩波講座日本歴史』(岩波書店、一九三四四年)。
- 42 朝鮮史編修会『朝鮮史』全六編三五巻・総索引(朝鮮総督府、一九三二・一九四〇年)。
- 43 朝鮮史編修会『朝鮮史料叢刊』第一・二(朝鮮総督府、一九三二・一九四四年)。
- 44 朝鮮史編修会『朝鮮史料集真』上・下・続(朝鮮総督府、一九三五・一九三七年)。
- 45 伊東多三郎「將軍、日本国王と稱す—その史的意義」(『日本歴史』第六〇号、一九五三年)、同「殊號問題と將軍の權威」(『日本歴史』第六七号、一九五三年)。
- 46 栗田元次『新井白石の文治政治』(石崎書店、一九五二年)。
- 47 宮崎道生『新井白石序論』(芸林会、一九五四年)、後に増訂としては吉川弘文館より一九七六年に刊行。
- 48 宮崎道生『新井白石の研究』(吉川弘文館、一九五八年)、後に増訂版として吉川弘文館より一九八六年に刊行。
- 49 内藤雋輔『朝鮮史研究』(東洋史叢刊十、東洋史研究会、一九六一年)。
- 50 長正統「景轍元蘇について—外交僧の出自と法系」(『朝鮮学報』第二九輯、一九六三年)、同「日鮮関係における記録の時代」(『東洋学報』第五〇巻第四号、一九六八年)など。
- 51 三宅英利「李氏肅宗朝の日本聘礼と長州藩—近世日鮮外交の問題点を含めてー」(『九州史学』第一七巻、一九六一年)。

- 52 田中健夫「リチャード・コックスの観た朝鮮使節来朝」（『日本歴史』第一七二号、一九六二年）、同「鎖国成立期日朝關係の性格」（『朝鮮学報』第三四輯、一九六五年）。
- 53 中村栄孝『日鮮關係史の研究』上・中・下（吉川弘文館、一九六五・六九年）。
- 54 朴春日『紀行・朝鮮使の道』（新人物往来社、一九七一年）、後に同『朝鮮通信使史話』（雄山閣出版、一九九二年）として改訂・出版。
- 55 李進熙『李朝の通信使—江戸時代の日本と朝鮮』（講談社、一九七六年）、同『江戸時代の朝鮮通信使』（講談社、一九八二年）として改訂・出版。
- 56 申維翰著・姜在彦訳注『海游録—朝鮮通信使の日本紀行』（平凡社、一九七四年）。
- 57 辛基秀『朝鮮通信使絵図集成』（講談社、一九八五年）。
- 58 映像文化協会編『江戸時代の朝鮮通信使』（毎日新聞社、一九七八年）。
- 59 田中健夫『対外関係と文化交流』（思文閣出版、一九八一年）。
- 60 松浦允任〔撰〕・田中健夫・田代和生校訂『朝鮮通交大紀』（名著出版、一九七八年）。
- 61 泉澄一編『雨森芳洲全書』全四巻（関西大学出版部、一九七九・八四年）。
- 62 新対馬島誌編集委員会『新対馬島誌』（厳原町、一九六四年）。
- 63 長崎県史編纂委員会編『長崎県史』史料編第二（吉川弘文館、一九六四年）。
- 64 長崎県史編纂委員会編『長崎県史』藩政編（吉川弘文館、一九七八年）。
- 65 ロナルド・トビ著・速水融・長積洋子・川勝平太訳『近世日本の国家形成と外交』（創文社、一九九〇年）、英文原著はRonald P. Toby『State and Diplomacy in Early Modern Japan』（Princeton University Press, 1984）。
- 66 山本博文『鎖国と海禁の時代』（校倉書房、一九九五年）。

- 67 鶴田啓「『朝鮮押えの役』はあつたか」（佐藤信・藤田覚編『前近代の日本と朝鮮半島』山川出版社、二〇〇七年）。
- 68 藤田覚編『十七世紀の日本と東アジア』（山川出版社、二〇〇〇年）、藤田覚『近世後期政治史と対外関係』（東京大学出版会、二〇〇五年）。
- 69 朝尾直弘『鎖国 日本の歴史17』（小学館、一九七五年）。
- 70 前掲註3。
- 71 田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』（創文社、一九八一年）。
- 72 田代和生『日朝交易と対馬藩』（創文社、二〇〇七年）。
- 73 田代和生『江戸時代朝鮮薬材調査の研究』（慶應義塾大学出版社、一九九九年）。
- 74 田代和生『朝鮮通信使行列絵巻の研究—正徳元年（一七一二）の絵巻仕立てを中心にして』（『朝鮮学報』第一三七輯、一九九〇年）。
- 75 田代和生「朝鮮国書原本の所在と科学分析」（『朝鮮学報』第二〇二二輯、二〇〇七年）。
- 76 前掲註5。
- 77 池内敏『竹島問題とは何か』（名古屋大学出版社、二〇一二年）。
- 78 池内敏『大君外交と「武威」—近世日本の国際秩序と朝鮮観』（名古屋大学出版社、二〇〇六年）。
- 79 紙屋敦之・木村直也編『海禁と鎖国 展望日本歴史14』（東京堂出版、二〇〇二年）、木村直也「幕末における日朝関係の転回」（『歴史学研究』六五一号、一九九三年）、同「近世における『国民』の形成」（『日本史研究』四四〇号、一九九九年）、同「『鎖国』の見直しと教科書記述」（『歴史評論』七一一号、二〇〇九年）など。
- 80 山口華代「近世中期対馬藩における通信使『再定置』の試み—『議聘策』を手がかりに」（『東アジアと日本—交流と変容』第四号、二〇〇七年）、同「近世日本の外交儀礼と東照宮信仰」（松原孝俊編『グローバル時代の朝鮮通信使研究—海

峠あれど国境なし』花書院、二〇一〇年)など。

- 81 鈴木文「延享・寛延期の『朝鮮ブーム』に見る自他意識——木村理右衛門著『朝鮮物語』を中心に」(『歴史評論』六五一号、二〇〇四年)、同「明治初期日朝関係と詩文応酬」(『史観』第一六〇号、二〇〇九年)など。

- 82 酒井雅代「寛文抜船一件からみる日朝関係」(『歴史評論』七四三号、二〇一二年)、同「朝鮮人の倭館『亡命』事件にみる日朝関係——八三六年『南必善一件』を事例として」(『歴史評論』七六二号、二〇一三年)など。

- 83 例えば三宅氏は「外交は内政の国際的表現であるとともに、内政は外交の国内的還元である」と述べている(三宅英利『近世日朝関係史の研究』前掲註8、六四二頁)。

- 84 仲尾宏『前近代の日本と朝鮮——朝鮮通信使の軌跡』(明石書店、一九八九年)。

- 85 辛基秀・仲尾宏『大系朝鮮通信使——善隣と友好の記録』(明石書店、一九九三—九六年)。

- 86 仲尾宏『朝鮮通信使と徳川幕府』(明石書店、一九九七年)。

- 87 李元植『朝鮮通信使の研究』(思文閣出版、一九九七年)。

- 88 糟屋憲一「なぜ朝鮮通信使は廃止されたか」(『歴史評論』三五五号、一九七九年)。

- 89 夫馬進「一七六五年洪大容の燕行と一七六四年朝鮮通信使——両者が体験した中国・日本の『情』を中心」(『東洋史研究』第六七卷三号、二〇〇八年)、同「一七六四年朝鮮通信使と日本の徂徠学」(『史林』第八九卷五号、二〇〇六年)、同「朝鮮通信使による日本古学の認識——朝鮮燕行使による清朝漢学の把握を視野に入れ」(『思想』第九八一号、二〇〇六年)など。

- 90 孫承詰著・鈴木信昭監訳・山里澄江・梅村雅英訳『近世の朝鮮と日本——交隣関係の虚と実』(明石書店、一九九八年)。

- 91 閔徳基『前近代東アジアのなかの韓日関係』(早稲田大学出版部、一九九四年)。

- 92 河宇鳳著・井上厚史訳『朝鮮実学者の見た近世日本』(ペリカン社、二〇〇一年)。

93 三宅氏は「しかし、通信使研究は幕府及び藩財政との関連（中略）未解の問題を残しており」と（三宅英利『近世日朝関係史の研究』前掲註8、四三頁）、仲尾氏は「朝鮮通信使の訪日において軽視できないのは日朝双方の経費の問題である」と（仲尾宏『朝鮮通信使と徳川幕府』前掲註85、一八頁）、李氏も「朝鮮通信使使行の経済史的側面や幕府・諸藩に及ぼした影響についてはなお研究の余地が多い」と（李元植『朝鮮通信使の研究』前掲註86、六八〇頁）と記している。

94 現在確認される点数は所蔵先ごとに、慶應義塾大学三田メディアセンター約一万四〇〇〇点、長崎県立対馬歴史民俗資料館約八万点、韓国国史編纂委員会約二万八〇〇〇点、九州国立博物館約一万四〇〇〇点、東京大学史料編纂所約三〇〇〇点、国立国会図書館約一六〇〇点、東京国立博物館約一六〇点である。ただし韓国国史編纂委員会などで目録に載っていない未整理分もわずかに確認されるなど、整理作業が進行中である。

95 田代和生監修『マイクロフィルム版対馬宗家文書 第Ⅰ期 朝鮮通信使記録』上・中・下（ゆまに書房、一九九八・一九九九・二〇〇〇年）。

96 田代和生監修『マイクロフィルム版対馬宗家文書 第Ⅱ期 江戸藩邸日記』上・中・下（ゆまに書房、二〇〇一・二〇〇二・二〇〇三年）。

97 田代和生監修『マイクロフィルム版対馬宗家文書 第Ⅲ期 倭館館主日記・裁判記録』上・中・下（ゆまに書房、二〇〇四・二〇〇五・二〇〇六年）。

98 幕末、幕府により編修された対外関係史料集。正編は三二二巻・附録二三巻からなる。大学頭林壯軒、林復斎を中心となり永祿九年（一五六六）から異国船打払令の公布される文政八年（一八二五）までの外国との交渉に関する史料を朝鮮・琉球など国別に分類・整理し完成させた。後にペリー来航を受け編輯継続となり続輯一五二巻・附録二六巻がまとめられた。正編は明治四五年（一九一二）から大正二年（一九一三）にかけ国書刊行会より八冊本で刊行され、続輯は昭和二年（一九六七）に五冊本として清文堂より出された。

99 中世・近世において日本に派遣された朝鮮使節一行の紀行類を集めた叢書。もともとは延享五年（一七四八）に通信使いとして来日した洪啓禧が先行使節団の往復日記、見聞録、詩文を集め『海行摠載』と名付けたのがはじまり。申叔舟の『海東諸国記』や申維翰の『海游録』などが含まれる。のち宝暦一四年（一七六四）に来日した趙曠の『海槎日記』を加え、一連の『海行摠載』が完成したものと考えられるが、原本未詳で現在は大正三年（一九一四）に刊行された朝鮮古書刊行会編『朝鮮群書大系』所収の活版本四冊が広く知られている。

100 接待役とは、通信使一行の国内移動に際し海路・陸路の接待地（昼休地・宿泊地）において、食事のもてなしや宿泊、迎護送、幕府役人への連絡等を行う大名課役のこと。三宅英利氏は『近世日朝関係史の研究』（前掲註8）で九州・中国地域の福岡藩、小倉藩、岩国藩、広島藩、岡山藩を取り上げ、接待・饗応の具体的な事例を紹介している。池内敏氏も「朝鮮通信使の接待役について」（『大君外交と「武威」—近世日本の国際秩序と朝鮮観』（前掲註78）において宝暦期の尼崎藩兵庫津接待を地方の立場から分析し、また接待役が一〇万石以上で一切の費用を負担する「自分馳走大名」と幕府から賄代官と費用を補助される「御馳走人大名」の二つに分けられることを指摘している。多くの場合、領地内や付近を通過するという地理的条件を伴う、必然性を帯びた役負担であった。

101 川船役とは、通信使一行の淀川通航時、主に上々官、上官、上判事、以酌庵輪番僧らの乗船する高級な川御座船を供出した大名課役のこと。主に広島藩や阿波藩など通常の参勤交代等で川御座船を用いる中国・西国・九州の諸大名に課される場合が多かつた。

102 鞍置馬負担とは、淀・江戸間の通信使行列の陸路通行を支える乗馬の確保のため、幕府から諸大名家に課された大名課役の一部。使節随行員の騎乗する上馬の確保のため、幕府から指定された区間に規定の員数の鞍置馬、添人、使者を派遣することを命ぜられた。正徳期以降、接待役と重複しない一〇万石以上の大名の役負担となる（第三章「朝鮮通信使乗馬役の再整備」二、正徳期の乗馬役、参照）。なお鞍置馬とは、騎乗して操縦できるように鞍の皆具をよそおわせた馬。鞍

皆具は馬に乗つて操縦する装置の総称。鞍橋、鐙、轡、手綱、鞚、腹帶などの類を一括している。

103 鞍皆具負担とは、陸路における使節隨行員の中馬による移動を支えるため、幕府から指定された区間に規定の員数の鞍皆具や添人、使者を遣わした大名課役のこと。正徳期以降、接待役と重複しない一〇万石未満の石高の大名が命ぜられた（第三章「朝鮮通信使乗馬役の再整備」二、正徳期の乗馬役、参照）。

104 江戸城登城時の鞍置馬負担とは、国書捧呈の儀礼等のため江戸客館から江戸城へ向かう使節隨行員の上馬による移動を支えるべく、規定数の鞍置馬、添人、使者を差し出す役負担のこと。江戸城登城そのものが儀礼の一部とみなされたことから、老中・寺社奉行など幕府の要職についている大名に命ぜられる場合が多かった。

105 沿道諸国の村々の国役金負担とは、享保期の商人請負制導入に伴い、通信使行列の陸路通行時にそれまで宿駅・助郷村々の直接負担していた荷馬・人足等を金錢を介した間接的負担に換え、通行地の一五か国に課したもの。

106 深井甚三『幕藩制下陸上交通の研究』（吉川弘文館、一九九四年）。

107 渡辺和敏「朝鮮通信使の通行」（『静岡県史研究』第九号、一九九三年）。

108 小林茂「徳川時代における朝鮮通信使の助郷問題——淀藩の場合を中心として」（『朝鮮学報』第四三輯、一九六七年）。

109 市川寛明「朝鮮通信使の行列構成と大名の役負担大系——大名課役と請負商人の成立」（『史海』第五〇号、一九〇三年）。

110 山下幸子「朝鮮信使の来朝」（『地域史研究』第六卷第一号、一九七六年）。

111 飯沼雅行「朝鮮通信使・琉球使節通行時の網引助郷——摂河両国を中心に」（『交通史研究』五四号、二〇〇四年）。

112 玉井建也「朝鮮通信使・琉球使節通航と情報・接待・応対——伊予国津和地島を事例として」（『風俗史学』第三六号、二〇〇七年）、同「朝鮮通信使への接待と情報収集——伊予国津和地島を中心として」（『地方史研究』第三四一号、二〇〇九年）。

113 高木昭作「幕藩体制と役」（『日本の社会史』三、岩波書店、一九八七年）。

114 渡辺信夫「街道と交通」（『岩波講座 日本歴史』一〇、岩波書店、一九七五年）。

115 久留島浩「盛砂・蒔砂・飾り手桶・等—近世における『馳走』の一つとして」（『史学雑誌』第九五卷第八号、一九八六年）。

116 安藤正人「近世初期の街道と宿駅」（永原慶二・山口啓二編『講座 日本技術の社会史』日本評論社、一九八五年）。

117 村田路人『近世広域支配役の研究』（大阪大学出版会、一九九五年）。

一、通信使行列の通行と乗馬

1、近世の馬について

近世日本においていわゆる「鎖国」政策がとられる中、一二回に渡り隣国朝鮮から通信使が来日した。朝鮮（李王朝）は日本（徳川幕府）が唯一対等外交を結んだ国であり、その使節の来日は日朝両国の外交儀礼であると同時に、新将軍の就任を内外に示す国家的行事でもあつた。通信使と聞いて多くの人が思い浮かべるのは、華麗・壮大という言葉で括られる「通信使行列」に関する絵巻・絵図であろう。これらの多くは徳川將軍への賓客として来日した多くの使節随行員に焦点を当て、「通信使行列」に関する絵巻・絵図である。ところが、日朝外交・貿易に携わる対馬藩宗家により、記録画として描かれた正徳期の通信使行列絵巻に注目すると、護行される朝鮮人よりも行列を支える日本人の方が圧倒的に多いことがわかる。

実際に江戸を目指す通信使構成員はわずか三六〇人程であった。しかし随行する対馬藩役人や以町庵輪番僧、行列通行を支える馬子・人足等の日本人まで含めると四〇〇〇人を超えるほど、通信使迎送は大勢の人員を要したことがうかがえる。これはもう一方の生きた移動・運搬手段の「馬」に関しても同様である。交通機関の未発達な江戸時代において、一言で馬と言つても武家や貴人の騎乗する乗馬と宿駅で荷物を運搬する荷馬とでは、役割も調達方法も全く異なつていた。ここで本格的な迎送体制の解説に入る前に、近世の馬について若干の説明を加えておきたい。

馬は古来より軍事、運搬を主な用途とし、時には農耕にも従事するなど人々の生活に深く関わってきた。特に戦国時代には合戦に赴く武士の騎乗用また兵糧や武器類の輸送用として必須であり、特に山中の険路等では牛を凌ぐ機動力をみせていた。²「天下泰平」の言葉で括られる江戸時代に入り戦乱がほとんどなくなつてからも、優れた武具や馬を保持し武芸に秀でることが武家の嗜みであった。そこで幕府や諸大名家は御用牧を確保し、馬体の大きな外来の品種を入れ、精選された馬の

訓練・調教に励むなど良馬の生産・改良に余念がなかつた。

一方、江戸初期から整備された五街道ならびに宿駅・伝馬制度を維持するため、各宿駅に幕府の規定した員数の荷馬・人足が常備されていた。こちらはあくまで宿駅間の荷物継ぎ立てに従事する労働力のため、持久力の強さが重視されていた。また村々においても農耕用（馬肥・運搬・犁耕）の馬が多く確認され、しばしば助郷として宿駅の荷物継ぎ立てを補助していた。通信使迎送においては、このように性格の異なる二種類の馬の確保のため、当時諸大名家の高級な乗馬や、険路・難所でも機動力を発揮した宿駅村々の荷馬が数多く集められていたのである。

これまで通信使を取り上げた論考の中でも、断片的な史料から行列中の人馬数の龐大さ⁴や助郷村々の疲弊との関連が指摘されてきた。⁵しかしながら諸大名の乗馬役と沿道諸国の人馬役については、先行研究で漠然と指摘されてきたが、負担内容や指揮系統の境目など曖昧にされたままである。現段階で二種類の馬を調達するための二つの役負担について厳密に区分した上で迎送体制の全体像を整理・分析する研究は十分になされていないのが現状である。

よつて本章では通信使来日の安定期とされた享保期に焦点を当て、使節随行員の使用率が最も高く、調達先も二か所にまたがつていた乗馬（上馬・中馬）を取り上げ、二つの役負担（諸大名の乗馬役、沿道諸国村々の人馬役）を用いた迎送体制について概観する。さらには対馬宗家文書『朝鮮通信使記録』中の「出馬帳」や「信使方人馬下知役勤方」など対馬藩役人の記録から、使節一行の通行する現場に目を向け、幕府、諸大名、沿道諸国の人馬役、対馬藩の四者の関わった朝鮮通信使迎送体制の仕組みを解明していきたい。

2、通信使行列の構成

まず通信使行列の中の乗馬の存在に目を向けていく。享保期の通信使は八代将軍吉宗の襲職祝賀を目的とし、正徳期の新井白石による聘礼改革を、「天和の旧例」、すなわち改革前の旧例に復す方針がとられたことで知られている。ただし通信

使の道筋については正徳期に変更されなかつたため、前回と同じ中山道、美濃路、東海道を進む行程が用いられた。江戸へ向かう通信使随行員は三六五人であつたが⁸、いわゆる通信使行列は、構成員をすべて合計すると三〇〇〇人を超える非常に大規模なものであつた。

この時の通信使行列の構成員が使用した乗物・被運搬物を整理し、これらを支える補助者の人数を割り出したのが表1である。ここに示したように通信使の乗物・移動手段は、(1)輿、(2)駕籠、(3)上馬、(4)中馬、(5)徒歩の五種類に分けられる。輿に乗るのは正使・副使・従事官の三人であり、一挺を輿昇人足二二人がかついだため、三挺分で六六人の補助者がつくことになる。駕籠で移動するのは上々官（三人）・製述官（一人）・良医（一人）の五人であり、一挺につき駕籠昇人足一〇人がつくため、五挺分で補助者は五〇人となる。乗馬の中でも上馬を用いるのは、上官・次官・小童等である。上馬は八〇疋用意され、一疋につき八人の添人が隨行したので補助者は全員で六四〇人となつた。中官・下官等の乗つた中馬は一八〇疋用意され、添人一四四〇人が補助者として加わつた。中馬の中でも一疋は通信使の持つてきた朝鮮鞍を敷き印信関帖を載せて運ぶことに用いられた。上馬・中馬については後に詳述する。残る中官・下官一一九人には乗掛馬が一〇四疋用意された。¹⁰しかし、全員分はなく乗物をあてがわれない吸唱などの中官は三使の輿に従い徒步で移動した。

乗物以外で通信使行列に組み込まれる被運搬物は、国書轎、替輿、病用駕籠である。このうち朝鮮国王及び徳川將軍の国書を収める国書轎は、一八人の人足によつて運ばれる。替輿は江戸城登城時の三使用の輿で一挺につき六人、したがつて三挺分に一八人の輿昇人足が必要であつた。また通信使随行員の急病に備えた病用駕籠も用意され一挺を八人の駕籠昇（接待役から供出）人足がかついたため、一五挺分で一二〇人となつた。そのほか形名旗（正使・副使の印旗）二本、纛（毛槍）二本の補助として一六人、三使手廻り品や雨具持ちに三三人の人足がつき従つていた。以上通信使行列内の随行員、及び乗物・被運搬物を運ぶ補助者を合計すると人は二七四八人、馬は三六四疋に膨れあがる。

[表1]享保4年(1719)通信使行列の構成と行列内人数

分析対象	乗物・被運搬物等	乗物数	乗者	乗者数(人)	補助者数(人)	人数合計(人)
通信使隨行員物	乗掛馬 (徒歩)	180疋	上官(34人)・次官(10人)・小童等中官(25人) 印信関帖(1箱)	69	640	709
・被運搬	乗掛馬 (徒歩)	104疋	中官(7人)・下官(97人)	104	0	104
通信使隨行員物	国書轎	1挺	中官(3人)・下官(12人)	15	—	15
三使替輿	3挺	—	—	10	10	10
大簎綱引等	—	—	—	18	18	18
雨具・手廻品	—	—	—	16	16	16
病用駕籠	15挺	—	—	33	33	33
合計	—	—	365	2303	2748	
対馬藩役人	騎馬	11疋	信使奉行(2人)・裁判(2人)・出馬役(2人) 下行役(2人)・人馬下知役(1人)・真文役(2人)	11	216	227
	駕籠	5挺	本通詞	5	25	30
	乗掛馬	40疋	町通詞	40	0	40
	(徒歩)	—	足輕(12人)・手代衆(12人)	24	—	24
合計	—	—	80	241	321	
総合計	—	—	445	2544	3069	

〔註〕「出馬帳」、「信使方人馬下知役勧方」、「信使行列大坂入淀登川船行列」(いすゞでも『享保信使記録』韓国国史編纂委員会所蔵)、「通航一覽」卷五十九、六十八より作成。上馬80疋・中馬180疋の中には余計馬(予備の馬)がそれぞれ10疋ほど含まれている。なお將軍献上用の馬・鷹に付き添い通言使行列より先に江戸へ向かった次官理馬1人、中官小通事1人、下官1人と彼らの分の上馬1疋、中馬1疋、乗掛馬1疋、補助者計17人も表中に含まれている。参向時、実際に彼らの用いる分が別に調達されたため、通信使行列通行時に余った3人分の馬は余計馬として扱われた。下向時はこの3人も行列に加わりともに帰途についた。

次に対馬藩役人についてみていく。同じく表1に示すように、通信使とともに移動する対馬藩役人八〇人は、乗馬や駕籠、徒歩で移動した。中でも騎馬で移動するのは、信使奉行、裁判（外交交渉官）、出馬役（乗馬の取りまとめ役）、下行役（信使への食事・食材の提供役）、人馬下知役（荷馬・人足の取りまとめ役）、真文役（外交文書の解説・起草）の合わせて一人である。彼らについた添人・供人の数は役目によつて異なるが、全員で二二六人となつた。¹¹ 駕籠を用いるのは通詞の中でも三使などの対応に当たる本通詞である。一挺を五人の駕籠舁人足がかついだため補助者は二五人になる。本通詞を補佐する町通詞四〇人は乗掛馬で移動した。このほか三使の輿を護衛する足輕一二人、手代衆一二人を加えると、対馬藩役人と補助者は全員で三六一人、なんと通信使とほぼ同じ人数である。以上明らかにしたように、通信使随行員、被運搬物、対馬藩役人の人数・乗馬数を合計すると、通信使行列は補助者も含め人三〇六九人、馬四一五疋で構成されていたことになる。

さらに通信使一行には、前後に別の行列がついており信使と行動をともにしていた。すなわち使節一行の前には、一足先に江戸へ向かう対馬藩主の一行五七六人、馬一〇九疋¹²がおり、また通信使行列の後には以酌庵輪番僧や伴僧ら一一二人¹³、そして行列と距離を置いて荷物を運ぶ人足五一〇人、荷馬四五七疋¹⁴も従っていた。これらを通信使一行の人数に加えると、総勢人は四二七七人、馬は一〇二一疋の大移動であったことがわかる。このうち江戸へ向かう使節隨行員は約八%を占めるにすぎない。つまり通信使一行は、なんとその一〇倍を超える大勢の日本人に支えられながら通行していた実態がみえてくるのである。

3、通信使用の乗馬について

次に通信使の騎乗した乗馬についてみていく。先にも触れたが、通信使用の乗馬には乗者に応じ「上馬」と「中馬」とが存在した。これらは街道で継ぎ立てに用いる荷馬とは異なり、諸大名家から提供された高級な乗物であつた。

まず上馬とは、上官・次官・小童等が乗るための馬であり、一日に八〇疋が必要とされた。これは諸大名の提供した鞍置馬であり、選りすぐられた体型のよい馬であった。中馬とは、通信使の中でも中官以下の乗るための馬であり、一日に一八〇疋が必要とされた。主に沿道諸国の村々または請負人等の供出した荷馬に、諸大名の提供した鞍皆具をのせた即席の馬であり、使節隨行員の掲げる大旗等の重さに耐えられるという実用面も重視された。

加えて、通信使のために用意される携帯品にも違いがあらわれる。例えば雨天の移動時に用いられる傘と合羽をみても、上馬の方は長柄傘と絹合羽であつたのに対し、中馬用は手傘と紙合羽で少々質がおちる。供出先と携帯品の違いからみても、上馬の方が中馬よりも高級な乗馬であつたといえよう。

享保期の場合、上馬を用いる者が六九人、中馬を用いる者は一六九人と計二三八人であった。つまり来日した隨行員の約六割が乗馬を用いたことになる。残る二〇疋程は「余計馬」（予備の馬）として、あらかじめ多く確保されていた。申維翰の『海游録』には、この余計馬の用途について次のように記されている（史料の後に訳文を記す）。¹⁵

十八日丁巳晴。未明而發。登箱根嶺。嶺路雨後石滑且急峻。雖賈昇勇。其趾不受。石橋之齒確確與崖鬪。因呼駿馬來。據鞍揮策而上。

（訳文、申維翰著・姜在彦訳注『海游録—朝鮮通信使の日本紀行』より）

十八日丁巳。晴。未明に出発し、まさに箱根嶺を登らんとした。しかし、雨後のために石が滑り、かつ急峻である。轔を昇ぐのを仕事とする者の勇をもつてしても、足を失い、石橋の歯は確々として、崖と鬪う。よつて駿馬を呼び、鞍に乗つて鞭を揮い、ようやく登る。

（傍線引用者、以下同）

製述官の申維翰は、元来道中を駕籠で移動することになっていた。しかし帰路箱根に差しかかったとき、「嶺路雨後石滑

且急峻」と、降雨後のぬかるみから進むのが困難となり、「駿馬」によつて通行したとある。余計馬はこのような臨時的な対応に用いられたものと考えられる。加えて鞍置馬を供出した加賀藩においても「病馬之建替¹⁶」と、病気になつた馬の代わりに当初より多くの馬が派遣されていた。馬は輿や駕籠と異なり日々の体調や持久力等を考慮する必要があり、前もつて多めに確保されていたとみられる。

また通信使用の乗馬は、荷物を運ぶ荷馬とはそもそも目的が異なる。実際に幕府からも一疋に付八人程の添人「足輕一人、口付二人、沓籠持、長柄傘、絹合羽、合羽籠持、挑灯持¹⁷」をつけることが規定されていた。図は、宝暦一四年（一七六四）に鞍置馬を派遣した御三卿一橋家が対馬藩に対し、ともに差し出す添人について確認した際のものであり、添人の配置がわかる。この前方には乗馬の口を率いて歩かせる「口附之者」、馬子が二人いる。後方には乗馬に乗る使節随行員が用いる長柄傘や絹合羽などの携帯品を運ぶ者四人が従つている。夜には暗くなつても不自由のないように乗馬のすぐ前後に提灯持が配置された。そして真横には武士身分の足輕・同心が付き添い、通信使の通行に細心の注意を払つていた。このように乗馬に乗る朝鮮人は、多い場合で九人の日本人に取り囲まれながら移動していたことがわかる。この中に対馬藩役人は含まれていない。例えば享保期において、幕府代官からの事前の問い合わせに対し、対馬藩側は次のように答えている¹⁸。

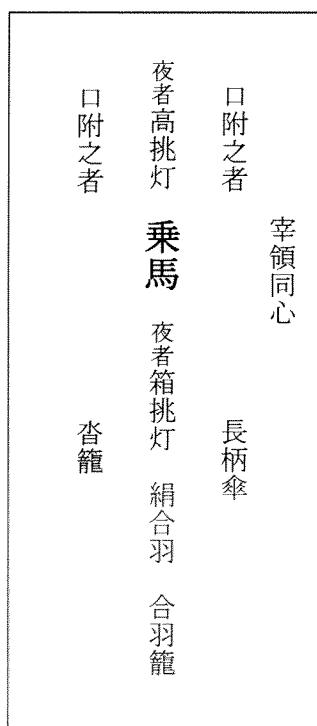
御代官所ヨリ御尋之趣并返答書左記之

一上馬中馬ニ乗候官人江者銘々對馬守殿ヨリ役人被附馬ヨリ可下ル所ニ而右役人任差団候哉之事

御答、銘々役人相附候儀者無御座候、下馬仕候儀者下馬札有之候場所江對馬守役人罷有下知仕儀ニ御座候（後略）

代官側は上馬・中馬に乗る通信使には「銘々對馬守殿ヨリ役人被附馬ヨリ可下ル所ニ而右役人任差団候哉」と、一人ず

つ対馬藩役人がつき、馬から下りる際に指示をするのかと確認してきた。これに対し対馬藩側は「銘々役人相附候儀者無御座候」と、役人がつかない旨回答している。乗馬につく添人たちはそれまで朝鮮人に接する機会が皆無であったと考えられる。よって正徳期などは「異国人風俗に不案内によりて無礼の儀ありといふともあながちニ咎るにたらす」¹⁹と使節隨行員の無礼な振る舞いを過度にとがめないよう接し方まで詳しく述べていた。乗馬に乗る通信使たちは、このような外交の素人に取り囲まれながら移動していたと考えられる。



[図] 朝鮮人江付候人数行列

「鞍置馬鞍皆具被差出候方々より尋答附御三卿様よりハ
御返物御使者応対之式も問合有之」『宝曆信使記録』
(慶應義塾大学三田メディアセンター所蔵) より作成。

二、幕府の乗馬調達方針

1、二つの役負担の存在

このような上馬・中馬、添人を揃えるために幕府のとつた方法、それは諸大名と沿道諸国の村々に対し、それぞれ別々の役負担を課すことであつた。²⁰ここでは双方への令達や触、負担対象、指揮系統などの整理を通して使節迎送体制を成立・機能させるため、幕府のとつた方針をみていく。

まずははじめに注目すべきことは、幕府から諸大名に出された乗馬役の令達と沿道諸国の人馬役に関する触の内容が全く異なる点である。諸大名への鞍置馬負担の令達の一例として、享保四年四月二三日に朝鮮人御用掛老中井上正岑（井上河内守）から加賀藩主前田綱紀（松平加賀守）へ宛てられた書状控をあげることができる。²¹

○河内守殿ヨリ参候紙面之扣、松平加賀守鞍置馬四拾疋

但夷疋分足輕老人、口付武人、沓籠持、長柄傘、絹合羽、合羽籠持、挑灯持

右当秋從朝鮮國信使來朝付而、遠州舞坂ヨリ江戸迄乘鞍馬出之可被相送候、尤來朝之節計可被差出候事
○餘計之馬少々ハ替りも用意可致候得共多くハ無用之事

○鞍皆具等不及取繕可被用之事

○当秋も前々之通美濃路通ニ候事

○乘鞍馬御定之所江使者召連罷越、御馳走人并御代官江相連、其以後宗對馬守馬割之役人申談可任差団事

○信使到着之日限等委細、松平対馬守、横田備中守、大久保下野守江可被承合候事

以上

右のようすに井上正岑から伝えられた内容は、①加賀藩は通信使参向時に鞍置馬四〇疋を舞坂・江戸間に派遣すること、②余計馬は用意すべきだが多くは必要ないこと、③鞍皆具の修繕は必要ないこと、④今回も前回のように美濃路を通ること、
⑤現地では接待役や代官に連絡しその後は対馬藩役人の指示に従うこと、⑥通信使到着の日程の詳細は朝鮮人御用掛の幕閣に確認すること²²、と六か条にわたる詳細なものであつた。実際に加賀藩は、書状を受け取った翌五月から馬見分や派遣役人の選定などの準備を始めていた。

鞍皆具負担の場合も同様であり、例えば大聖寺藩主前田利章（松平備後守）には井上正岑から「松平備後守鞍皆具拾弐疋分、但毫疋分足輕壱人、口付武人、沓籠持、手傘、紙合羽、合羽籠持、挑灯持、右当秋朝鮮国之信使帰國之節、江戸ヨリ遠州舞坂迄可被出之事」²³と、通信使下向時に鞍皆具一二疋分と添人を江戸・舞坂間に遣わすよう命じられた。鞍置馬負担と異なるのは負担対象が鞍皆具であること、添人の携帶品の一部が手傘、紙合羽であることなど、上馬・中馬の違いによるものとみられる。そのほかは③～⑥とほぼ同じ内容が伝えられている。これらの鞍置馬・鞍皆具負担の令達は、老中から個別大名宛に「松平加賀守鞍置馬四拾疋」「遠州舞坂ヨリ江戸迄」といつたように負担対象、負担員数、派遣区間を明記して出されたものであつた。

なお天和二年（一六八二）以降は、上馬・中馬の必要数に応じ鞍置馬八〇疋・鞍皆具一八〇疋分が揃うよう、幕府から諸大名へ計画的に割り当てられたことが確認できる。²⁴このように上馬となる鞍置馬、中馬用の馬具となる鞍皆具、そして同行する添人は、将軍と大名との主従関係に基づく大名課役制度により確實に調達されたのである。

一方沿道諸国へは、享保四年五月一五日に幕府大目付から次のような触が出された。²⁵

覺

山城	大和	和泉	河内	攝津
近江	丹波	播磨	美濃	三河
遠江	駿河	伊豆	相模	武藏

右之國々知行所有之面々、當秋朝鮮人來聘之節、歸國之時も人馬出候儀、御代官より被相觸候間、無遲滯可差出候旨、
知行所江前廣急度申付置、至其節役人附置、無相違様可被申付候、以上

五月

この史料では、畿内や美濃路、東海道など一五か国に領地のある給人に對し、通信使通行時の人馬供出を代官から触れたので滯りなく差し出す旨、領地に伝えることを指示している。鞍置馬・鞍皆具の場合と異なり「御代官より被相觸候」と実際に指揮するのは代官で、負担対象も人馬である。加えて触も大目付からの廻状の形で伝達され、近江に飛地領を持つ加賀藩にも会津藩、桑名藩、彦根藩とともに「順達留ヨリ明日中横田備中守宅へ可有御返候」²⁶と、順番に内容を書き留め大目付横田重松（横田備中守）宅へ返すよう伝達されていた。

正徳期の場合、このような給人への伝達の後、通行地の宿々へ別途老中からの宿継廻状がまわされ、信使用の荷馬・乗掛馬や対馬藩用の御朱印人馬等を合計して人足四六〇人、馬一一六二疋の用意が伝えられていた。つまり既存の伝馬・助郷制度を拡張した直接的な人馬役である。²⁷これらの負担対象の中には「中官以下乗馬百八拾疋」²⁸と、中馬用の馬一八〇疋も含まれていた。なお享保期の場合、翌六月に幕府は「請負通し人馬ニ相極、右賃銀高割ニ而取立筈ニ候」²⁹と、それまで沿道諸国の村々が用意していた負担対象を一括して商人に請け負わせ、代わりに村々から国役金を徵収するという間接的な人馬役に方針転換している。

以上、具体的にみてきたように、幕府は通信使用の乗馬を確保するに当たり、諸大名に乗馬役、沿道諸国の村々に人馬役を課す方針をとった。つまり(1)諸大名から老中の令達により上馬となる鞍置馬と中馬に用いる鞍皆具、ならびに添人を収集し、一方(2)沿道諸国からは大目付の触により、代官または請負人を通して中馬用の馬を調達した。これらの事例にみられるよう朝鮮通信使迎送体制において二つの役負担の区分は明確であり、全く別の指揮系統で成立していたのである。

2、乗馬調達の流れ

続いて幕府が二つの役負担を用い、実際に乗馬の確保を進める過程をみていく。通信使を迎える享保四年（一七一九）二月、道中で必要な鞍置馬・鞍皆具の員数について朝鮮人御用掛勘定組頭奥野忠兵衛³⁰と対馬藩江戸家老平田直右衛門との間で次のようなやりとりがなされている。³¹

一二月廿八日

奥野忠兵衛様ヨリ御尋ニ付御答申遣候趣左記之（中略）

一道中乗鞍馬八拾疋鞍皆具百八拾疋分与有之候、此度茂右之通ニ而相濟候哉、尤乗候官人之數茂御聞被成度之由奉得其意候、未信使一行之人數不相極候段不申越候、相極候得者早速御案内申上候事ニ御座候、大概先年之通御心當被成候ハ、差而多ク之相違茂有之間敷与奉存候、以上

二月

平田直右衛門

右からは、あらかじめ奥野忠平衛が「道中乗鞍馬八拾疋鞍皆具百八拾疋分」と、鞍置馬は八〇疋、鞍皆具は一八〇疋分と記録にあるが今回もその数で済むかどうか、また乗馬に乗る通信使随行員の人数も知りたいと伝えていたことがわかる。

これを受け平田直右衛門は二月二八日、一行の人数が決まっておらず「大概先年之通」、おおよそ前回の通りに考えておけば大きな違いはないと返答している。このように、幕府と対馬藩との間で負担対象や員数の確認という先例を参考にした準備が開始された。

四月以降、通信使の通行や乗物に関する事柄が徐々に決定していき、四月一四日には朝鮮人御用掛の幕閣の寄合で平田が直に応答するなどしている。それから約一〇日たつた四月二三日、幕府老中から諸大名へ鞍置馬・鞍皆具負担の令達が出された。これにより動員されたのは、鞍置馬負担大名三六家、鞍皆具負担大名一五二家、計一八八家で、淀・江戸の各区间³²に上馬となる鞍置馬八〇疋、中馬に用いる鞍皆具一八〇疋分が揃うよう計画的に配置されていてることがわかる。そして五月一五日に沿道諸国へ伝馬・助郷による人馬役の触、六月二二日に商人請負制への変更が伝えられ、中馬に用いる馬の確保が進められた。しかし、五月の段階でも対馬藩は来日する通信使随行員の人数を把握していなかつた。よつて幕府から諸大名への令達、沿道諸国の村々への触は完全に先例に基づいたもので、対馬藩と勘定組頭による下準備、朝鮮人御用掛の幕閣の寄合における検討を経て正式に決定し、伝達されたものとみられる。

幕府主導の準備を受け、信使の乗物・乗馬数が決定したのは七月であった。通信使一行は四月一一日に朝鮮の都漢城を出発、六月二〇日に釜山を出港して対馬の佐須浦に到着した。島内を辿りながら対馬藩の城下である府中に至つたのは六月二七日であり、その後七月一八日まで二二日間滞在している。江戸参向に伴う乗物・乗馬数がわかるのは対馬を出てからであり、七月二六日に対馬藩年寄中が大坂の対馬藩役人へ宛てた書状からその様子がうかがえる。³³

壱州風本ニ而

一同日朝鮮人江戸通之乗駕籠上馬中馬荷馬之数相極メ、裁判を以信使奉行江指出候由ニ而、御供年寄中江信信使奉行ヨリ來り候付、則寫之同廿六日書狀相認大坂表人馬下知役樋口吉右衛門方江遣之

覺

一上々官三員
一製述官壻員 駕籠
一良醫壻員

一上馬七拾疋程

内四拾四疋ハ 上官四拾四員

内拾員ハ別破陣次官、同一員ハ理馬先達而罷越帰路ニ相加

ペ六拾九疋

一中馬百七拾疋程

内壻疋ハ 印信關帖附候馬 裸背

内百九疋ハ 中官此内ヨリ旗樂器持候者茂有之、相殘中官ハ三使輿脇二代りニ歩行

亦ハ荷宰領致乗掛乗り先達而罷越者茂有之

内六拾疋ハ 下官之内ヨリ旗樂器持候者乗

ペ百七拾疋

(後略)

これによれば、通信使側は壻岐風本滯在中に「朝鮮人江戸通之乗駕籠上馬中馬荷馬之数」を決め、裁判きいはんを通して信使奉行へ伝えたことがわかる。二六日に申し出たのだから具体的な交渉・決定はそれ以前に行われたのであろう。特に乗馬については「上馬七拾疋程」、「中馬百七拾疋程」が要求されているが、幕府のあらかじめ設定した必要数、鞍置馬八〇疋、鞍

皆具一八〇疋分におさまっている。よつて通信使側と対馬藩側は四月段階すでに決まつていいた員数を踏まえ、行列内の細かい乗物・乗馬数を交渉・検討したものと考えられる。そして決定された乗物・乗馬数は、直ちに年寄中によつて大坂で信使上陸準備をしていた対馬藩役人に伝えられたのである。

三、対馬藩役人の介在

1、出馬役の存在

このように幕府が二つの役負担を課す形で、必要とされる乗馬数は着々と揃えられていった。しかし、最終的に鞍置馬・鞍皆具、代官から渡された馬を、上馬・中馬として通信使側に引き渡すのは対馬藩役人の役割であった。ここでは、実際に行列通行の現場を取り仕切る対馬藩役人出馬役について明らかにしていく。

通信使の江戸参向に備え対馬藩内でも「出馬方」という機関が特別に設けられる。³⁴享保期の出馬方は出馬役一人、手代四人、通詞四人、足輕六人で構成された。³⁵しかしこの年は少々異例で、出馬役を勤めたのは三浦酒之允（参向のみ）、山川作左衛門（往復とも）、幾度六右衛門（下向のみ）という三人の対馬藩士であった。参向時は三浦・山川の二人で出馬役を勤めていたのだが、下向時に三浦が裁判に加わったため藩主に随行していた幾度が交代することになった。したがつて出馬役を二人体制で勤めたことに変わりはない。それでは、この者たちはどのような人物だったのだろうか。

三浦酒之允は藩内の馬廻を統率する与頭である上、享保六年（一七二一）には訳官使の迎送裁判を勤めるなど藩内でも中堅の家臣であった。宝暦期の記録にも「与頭ヨリ出馬掛被召仕候」³⁶とあり、与頭が出馬役を勤めることは通例であったとみられる。幾度六右衛門も江戸参向に際し仮与頭となつており、朝鮮渡航経験がある。もう一人の山川作左衛門は当町奉行の役職にあつたのだが、わざわざ代役を立てて出馬役を命ぜられている。享保四年二月八日に対馬藩年寄中が与頭

衆へ宛てた書状から、山川を出馬役に選んだ理由がうかがえる。³⁷

作左衛門ニ上下宜被仰付候訳之義、彼人ハ御留守居役を数ヶ年相勤他所之義も存知、見掛年輩共ニ能候故、小身ニハ候得共人柄を以出馬役被仰付候、出馬役之義ハ外見小身ニ相見候而ハ不宜所有之候故、御了簡を以知行高不相應ニ被仰付候（後略）

これによれば、山川作左衛門は「御留守居役」を数年勤めた経験があり、「他所之義」、つまり対馬以外の日本国内についてもよく知っていた。外見や年齢もちようどよく「小身ニハ候得共人柄を以出馬役被仰付候」と、小身ではあるが出馬役にふさわしい人物と判断され、仰せ付けられたことがわかる。実際に宝永二年（一七〇五）から正徳三年（一七一三）までの八年間、山川は留守居として江戸に滞在しており、³⁸ 幕府や他藩とのやりとりにも精通していたと考えられる。彼にも朝鮮渡航経験があった。よって出馬役を勤める人物には、①与頭であることに加え、②朝鮮側との外交交渉に優れた者、③幕府や他藩とのやりとりに精通した者が選ばれたと考えられる。

また、同年五月に三浦・山川兩人から出馬方手代へ出された覚書にも次のようにある。³⁹

出馬役之儀者信使ニ付重キ役ニ而、別而他所之衆江參會、其上馬之手配等之勘辦茂可有之事ニ候故、各儀御吟味之上被仰付候間、万端心を用疎略成儀無之、勿論他所之衆江對し無礼無之様嗜可被相勤候、尤朝鮮人日本人江茂非法之儀不申掛け、萬事批判無之様御心得尤候、足輕ニ茂毎度御申聞可有候、出馬差引之儀ニ付存寄有之候者、無遠慮我々江御申聞候者相談之上何分ニ茂宜様可相勤候事

この史料によると、三浦・山川は自らの勤める出馬役を「信使ニ付重キ役」と認識しており、出馬方手代についても「他所之衆」、すなわち諸大名家から遣わされる者たちに対応しながら乗馬の手配をすることを考え「御吟味之上」選んだことがわかる。そして「朝鮮人日本人」つまり通信使側・大名側双方へ間違つたことを言わず、何事にも批判されることのないようとにと、その振る舞いや言動にも注意を払うよう徹底して申し伝えている。このように出馬方には、出馬役の三浦・幾度・山川に限らず手代の者に至るまで、通信使側・大名側双方に対応できる有能な人材が選び抜かれていたといえる。

2、出馬役の役割

それでは出馬役と配下の下役人たちの働きに目を向けてみよう。先にも述べたように、道中では決められた日程に従い約二四〇人の通信使が乗馬で移動する。乗馬につく添人は諸大名から差し出された者で朝鮮人に不慣れであつたため、この大勢の使節隨行員の移動をわずかな出馬方の者たちが取り仕切らねばならなかつた。そのため乗馬の引き渡し方も統一され、具体的に旗、提灯、馬札、下馬札などの目印を用いながら次の(1)～(5)の手順で行われた。

- (1)出馬方手代が馬を集める立所に上馬・中馬の旗を立てる。
- (2)大名側が乗馬を引き出し旗の下に上馬・中馬を分けて一列に並べる。
- (3)通信使側の差し出す馬札と乗馬に付けられた馬札を照合し、手代等が乗馬を渡す。
- (4)通信使が行列の中に入り通行する。
- (5)手代等があらかじめ立てた下馬札の前で乗馬を下りる。

主にこれらの実務を行つたのは出馬方手代であつたが、対馬藩の朝鮮語通詞の存在も欠かせなかつた。通詞は手代とともに乗馬の引き渡しに立ち会い、「朝鮮人参次第端之馬ヨリ段々引出し相渡候様有之度候、通詞役委ク朝鮮人江申通候様可有之候」⁴⁰と、通信使側に端の馬から順番に引き渡す決まりを説明することになつていた。以前は使節隨行員が勝手に乗馬に

乗る事例もあつたことから⁴¹、引き渡す際の混乱を避けるため、朝鮮語で対応できる者が必要とされていた。なお足軽たちは旗や下馬札の設置・運搬などの肉体労働に携わつたものとみられる。なお乗馬の引き渡しや道中の混乱を防ぐため、出馬役から配下の手代へは勿論、通信使側、大名側へも諸注意や決まり事が念入りに伝えられた。⁴²

実際に、享保期の出馬役の日程を表2とともにみていく。まず、三浦・山川の出馬役兩人は一月の段階で役を仰せつかつていて、五月には、年寄中から出馬役を勤める際の諸注意が申し渡されるなど徐々に準備が始まつていった。そして六月二七日、ちょうど通信使一行が対馬府中に到着した日に、出馬方一行は大坂へ出帆する。七月一六日、約二〇日間の船旅を経て大坂へ着いてからは、大坂町奉行や諸大名の使者衆との面談、通信使が上陸する北濱の船揚場や客館へ続く道筋の見分といった準備を次々に進めていった。将軍へ献上する馬や鷹が通信使一行に先立つて到着した際も、付き添いの朝鮮人のために乗馬を手配している。そして通信使の到着が近づくにつれ、上陸時に必要な乗馬数などの事前確認を念入りに行つた。

九月四日、通信使一行が大坂へ上陸すると、出馬役の役目も本格化する。上陸した通信使が客館へ移動するときは勿論、大坂滞在中も細かな移動のために「上馬拾疋宛毎日御堂表門前北堀蓋之上ニ用意有之」⁴³と、上馬が一〇疋ずつ客館付近に用意され、これらの引き渡しがすべて彼らに任せられていた。九月一〇日、通信使一行が江戸へ出立してからは、毎日二回、宿泊地・昼休地を発つ際に必ず乗馬の引き渡しを行つた。九月二七日、使節一行が江戸へ到着してもなお役目は続き、一七日間の江戸滞在中、一〇月一日の江戸城登城、馬上才の曲馬披露、上野での軍官の射芸などを含め、通信使が移動する際は必ず乗馬の手配を行つた。また、江戸滞在中に出馬役が三浦から幾度へ交代し、一〇月一五日、江戸滞在を終えた通信使が大坂へ出立する。幾度・山川はこの帰路においても参向時のように乗馬を引き渡しながら同行した。一一月四日、一行が大坂へ到着、一〇日に客館から船揚場までの移動を終え出帆することにより、ようやく出馬役の役目が終わるのである。

[表2]享保4年(1719)出馬役の日程

日付	役目の内容	場所
信使同行前	1月中 出馬役三浦酒之允・山川作左衛門の役の確定	対馬
	5月中 年寄中から出馬役を勤める際の諸注意が渡される	
	6月27日 出馬方一行の対馬出発	
	7月16日 出馬方一行の大坂到着	大坂
	7月21日 大名使者衆・人馬割代官・大坂客館接待役・大坂町奉行与力衆との面談	
	7月24日 大坂船揚場・客館への道筋の見分	
	7月27日 将軍献上用の馬・鷹、付き添いの朝鮮人の到着、乗馬の手配	
	8月3日 大名用(参向淀・新居間を担当)の馬札を渡す	
	8月14日 将軍献上用の馬・鷹、付き添いの朝鮮人が江戸へ出立、乗馬の手配	
	9月2日 通信使上陸時の乗馬数を大坂町奉行・人馬割代官と確認	
信使同行中	9月4日 通信使の大坂上陸、客館への移動、乗馬の手配	大坂・参向地
	9月7日 信使用の馬札を渡す	
	9月10日 通信使が江戸へ出立	
	9月17日 大名用(参向舞坂・江戸間を担当)の馬札を渡す	
	9月27日 通信使の江戸到着(17日間の江戸滞在)	江戸
	10月1日 通信使の江戸城登城、乗馬の手配	
	10月5日 江戸城での馬上才の上覧、乗馬の手配	
	10月10日 上野での軍官の射芸、乗馬の手配	
	10月14日 三浦酒之允が裁判になり幾度六右衛門に出馬役を交代する	
	10月中旬 大名用(下向江戸・舞坂間を担当)の馬札を渡す	
	10月15日 通信使が江戸から出立	下向地・大坂
	10月22日 大名用(下向新居・淀間を担当)の馬札を渡す	
	11月4日 通信使が大坂へ到着	
	11月10日 通信使の大坂出帆(翌11日、出馬役・手代なども大坂出帆)	

(註)申維翰著 姜在彦訳注『海游録—朝鮮通信使の日本紀行』(東洋文庫252、平凡社、1974年)、

辛義秀・仲尾宏『大系朝鮮通信使—善隣と友好の記録』第5巻(明石書店、1994年)、

「出馬帳」『享保信使記録』(韓国国史編纂委員会所蔵)、「信使方人馬下知役勤方」『享保信使記録』(韓国国史編纂委員会所蔵)、「(御国ニ而信使前集書)」『享保信使記録』(慶應義塾大学三田メディアセンター所蔵)、「有徳院殿御実紀」卷八『徳川実紀』第九篇より作成。

このように出馬役は、通信使が陸上通行を始める九か月も前から役目に就いており、対馬や大坂で手厚く事前準備を行つた。使節に合流してからは三か月以上にもわたり大坂・道中・江戸と常に乗馬の手配に従事した。事前に通信使側・大名側へ守るべき諸注意を伝え手代への指示を徹底していたことからも、出馬役は乗馬による通行を現場で取り仕切る総責者としての役割を果たしていたといえる。つまり上馬・中馬を提供する日本側（諸大名、沿道諸国の村々）と朝鮮側（乗馬に乗る通信使随行員）との間に日朝外交のプロである対馬藩役人が入ることにより、最終的な乗馬引き渡しが行われ通信使の安全かつ円滑な通行が成り立っていたのである。

以上、享保期における乗馬調達の事例から三〇〇〇人規模の通信使行列を支える幕府、諸大名、沿道諸国、対馬藩の四者による迎送体制の仕組みが明らかになった。まず、幕府主導のもと二つの役負担、諸大名の乗馬役、沿道諸国の村々の人馬役により鞍置馬・鞍皆具、添人、ならびに中馬用の馬が準備された。そして大勢の通信使随行員に直接接する通行の現場においては対馬藩役人が介在し、これらを乗馬（上馬・中馬）として使節随行員に引き渡していく。すなわち日本国内の使節迎送体制のもと、乗馬や添人等の員数の確保に諸大名や沿道諸国の村々が大規模に動員されたが、最終的に使節一行の通行現場では、日本側（諸大名、沿道諸国の村々）と朝鮮側（通信使）との間に対馬藩宗家が介在し諸種の交渉・調整に当たるという近世日朝外交の枠組みが、そのまま持ち込まれ機能していたことが明らかである。

1 正徳期の通信使行列絵巻に関する研究では、田代和生氏による対馬宗家文書『正徳信使記録』をもとにした製作過程の分析から、韓国国史編纂委員会、長崎県立対馬歴史民俗資料館等に現存する一連の絵巻が、幕府献上分、対馬藩控を含め作成当初九本存在したこと、江戸城登城時や道中の場面ごとに分けられ、対馬藩士の役目、氏名、人数等も詳細に記されるなど、正確性を重視した「記録」に近い性格を持っていたことが明らかにされている（田代和生「朝鮮通信使行列絵巻の研究－正徳元年（一七一一）の絵巻仕立てを中心にして－」『朝鮮学報』第一三七輯、一九九〇年）。

2 竹内利美「馬と民俗」（岩井宏實編・江上波夫・木下順二・児玉幸多監修『民俗—馬の文化史』馬の文化叢書六巻、財團法人馬事文化財団、一九九五年）二四・二六頁。

3 林英夫「解題」（林英夫編・江上波夫・木下順二・児玉幸多監修『近世—馬と日本史3』馬の文化叢書四巻、財團法人馬事文化財団、一九九二年）五〇〇・五〇三頁。

4 宇佐美ミサ子『宿場の日本史—街道に生きる』（吉川弘文館、二〇〇五年）二〇九・二一〇頁。

5 仲尾宏『朝鮮通信使—江戸日本の誠信外交』（岩波書店、二〇〇七年）一一九・一二三頁。

6 「出馬帳」『享保信使記録』（韓国国史編纂委員会所蔵、マイクロフィルム版『対馬宗家文書』、第I期、NO.203、リール番号15、ゆまに書房、一九九九年）。対馬藩役人出馬役による乗馬調達に関する記録。

7 「信使方人馬下知役勤方」『享保信使記録』（韓国国史編纂委員会所蔵、マイクロフィルム版『対馬宗家文書』、第I期、NO.202、リール番号15、前掲註6）。対馬藩役人人馬下知役による荷馬・人足調達に関する記録。

8 享保四年（一七一九）の通信使随行員については史料によつても違いがあり、三宅英利氏は朝鮮側史料の洪北谷『海槎記録』、申維翰『海游錄』、鄭幕裨『扶桑紀行』、金渝『扶桑錄』から派遣総人数を四七五人、大坂残留者を一〇九人としている（三宅英利『近世日朝関係史の研究』文献出版、一九八六年）。また、仲尾宏氏は洪致中『東槎錄』から総人数は三宅氏と同数の四七五人、大坂残留者を一二九人としている（仲尾宏・許芝銀「朝鮮通信使の編成—員役と座目一覧—」『世界人権問題研究センター研究紀要』第一二号、二〇〇七年）。筆者は「出馬帳」（前掲註6）の記載「三使以下朝鮮人員数四百七十五人、内三百六拾五人江戸江通、同百拾人大坂残ル」をもとに総人数を四七五人、江戸参向人数を三六五人、大坂残留者を一二〇人を捉えることにする。

9 享保四年の行列について記した「信使行列大坂入淀登川船行列」（『享保信使記録』韓国国史編纂委員会所蔵、マイクロフィルム版『対馬宗家文書』、第I期、NO.186、リール番号13、前掲註6）によれば通信使随行員、国書轎・三使替輿な

どの被運搬物、行列を護衛する対馬藩役人を「信使行列」の項目に載せている。そこで筆者は、これらと乗物・移動手段を支える補助者からなる行列を通信使行列と捉えている。また、通信使に先立つて出発する対馬藩主、あるいは随行する以町庵輪番僧（外交僧）も行列を組んで移動するが、本稿では通信使行列とは別個のものとして扱うこととする。

10 乗掛馬は荷物の上に敷物を敷いて乗る荷馬の一種であり、本論文で扱う乗馬には含めないことにする。

11 通信使行列を護衛する対馬藩役人についた添人の数は人物・役目により異なる。信使奉行杉浦采女には三八人、大浦忠左衛門には二二人、裁判の樋口孫左衛門・吉川六郎左衛門と、出馬役の三浦酒之允・山川作左衛門には一九人ずつ、下向役平山左吉・大増貞右衛門と、人馬下知役樋口吉右衛門、真文役雨森東五郎・松浦儀右衛門には一六人ずつ添人がついた（「信使行列大坂入淀登川船行列」前掲註9）。

12 「信使行列大坂入淀登川船行列」（前掲註9）、「御傳馬人足御免御朱印附り人馬割覺書」『享保信使記録』（韓国国史編纂委員会所蔵、マイクロフィルム版『対馬宗家文書』、第Ⅰ期、NO.200、リール番号15、前掲註6）に記された「殿様附キ」の対馬藩士の人数をもとにした。

13 以町庵輪番僧二人と弟子の伴僧一四人、彼らの駕籠を運ぶ人足など一〇六人を加えると、全員で一一二人となる（「信使方人馬下知役勤方」前掲註7）。

14 通信使の荷物用に荷馬五一疋、人足二二〇人（帰国時のみ人足五八四人増）、以町庵輪番僧用に荷馬三六疋（行列とともに人足一〇六人）、対馬藩の御朱印人馬として荷馬三〇〇疋、人足二〇〇人、対馬藩の自前の賃人馬として荷馬一〇〇疋、人足一〇〇人が用いられた。

15 史料本文は『海行摠載』（朝鮮古書刊行会、一九一四年）二九一頁より、史料訳文は申維翰著・姜在彦訳注『海游錄—朝鮮通信使の日本紀行—』（東洋文庫二五二、平凡社、一九七四年）二二二頁より。

16 日置謙編『加賀藩史料』第六編（清文堂出版、一九七〇年）、享保四年八月四日条。『加賀藩史料』は同藩の編年史料集、

侯爵前田家編輯部刊。第一編から第一五編、幕末篇上・下巻、編外備考の一八冊より成る。加賀・能登・越中三か国を領有した加賀藩の歴史と藩主前田家の家史を融合させて編纂するという目的から、前田利家生年の天文七年（一五三八）より明治四年（一八七一）一四代藩主慶寧の東京移住までを扱う。「家録方」を金沢に置き、後に編纂方を東京に設置き、広く旧藩臣や寺社からも史料を収集し完成させた。

17 「中川長定覚書」『加越能文庫』（金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵）享保四年四月二三日条。「中川長定覚書」は加賀藩の家老兼若年寄を勤めた中川長定による日記形式の記録、享保元年（一七一六）から享保一四年（一七二九）までのもの、中川典克旧藏、全一九四冊。

18 「信使方人馬下知役勤方」（前掲註7）、享保四年七月二五日条。

19 「福寿堂年録」『柳沢文庫』（柳沢文庫保存会所蔵）第二四巻、宝永八年四月条。「福寿堂年録」は甲府藩二代藩主柳沢吉里に関する記録。

20 土田良一氏は通信使の通行時に沿道諸国に課せられた人馬による荷物輸送とは別に諸大名による鞍置馬・鞍皆具負担が存在したとし（土田良一『近世日本の國家支配と街道』文献出版、二〇〇一年、九一頁）、荒野泰典氏も「幕府は朝鮮通信使を、諸大名に対する軍役と農民に対する国役とで手厚く送迎したのである」（荒野泰典「朝鮮通信使の終末—申維翰『海游録』によせて—」『歴史評論』三五五号、一九七九年、六九・七三頁）とし、役負担が二種類存在したことを探している。

21 「中川長定覚書」（前掲註17）。

22 享保四年の主な朝鮮人御用掛の幕閣は、老中井上河内守正岑、寺社奉行松平対馬守近禎、横田備中守由松、勘定頭大久保下野守忠位であった（『通航一覧』第一、国書刊行会、一九一二年、卷三十八・四八一・四八二頁）。

23 「中川長定覚書」（前掲註17）享保四年四月晦日条。

- 24 「信使参向下向於所々出馬之覚書」『天和信使記録』（慶應義塾大学三田メデイアセンター所蔵、マイクロフィルム『対馬宗家文書』、第Ⅰ期、NO.6、リール番号6、ゆまに書房、一九九八年）、「信使参向下向於所々出馬覚書出馬帳」『正徳信使記録』（慶應義塾大学三田メデイアセンター所蔵、マイクロフィルム版『対馬宗家文書』、第Ⅰ期、NO.92、リール番前掲註6、一九九八年）、「出馬帳」（前掲註6）、「諸大名より被差出候上馬中馬鞍皆具之割被仰出御書付写」『延信使記録』（韓国国史編纂委員会所蔵、マイクロフィルム版『対馬宗家文書』、第Ⅰ期、NO.226、リール番号24、ゆまに書房、二〇〇〇年）、「出馬方覚」『宝暦信使記録』（慶應義塾大学三田メデイアセンター所蔵、マイクロフィルム版『対馬宗家文書』、第Ⅰ期、NO.457、リール番号44、ゆまに書房、一九九八年）より確認。
- 25 『通航一覽』第一（前掲註22）卷三十九・四九四頁。
- 26 「朝鮮人御用馬留帳」『川合文書』（富山大学附属図書館所蔵）、享保四年五月一五日条。越中国砺波郡戸出村に居住した十村川合家に伝来した『川合文書』の中の一点。十村とは他藩の大庄屋に当たる加賀藩特有の役名であり、この留帳には享保四年（一七一九）の加賀藩の鞍置馬派遣の際、川合家が携わった砺波郡からの駅馬供出に関する記録がまとめられている。
- 27 土田良一「東海道の助郷——寛永——享保期——」『近世宿駅の歴史地理学的研究』（吉川弘文館、一九九四年）三三八・三四二頁。
- 28 「御伝馬町旧記」（児玉幸多校訂『近世交通史料集』三、吉川弘文館、一九六九年、六四一六五頁）。
- 29 前掲註25。
- 30 奥野忠兵衛は享保三年（一七一八）三月二日に朝鮮人御用掛に任命されており、幕府側の通信使來朝に関する実務を担当している（『通航一覽』第一、前掲註25、卷三十八・四八二頁）。
- 31 「信使方人馬下知役勤方」（前掲註7）、享保四年二月二八日条。

32 享保四年（一七一九）の場合は鞍置馬・鞍皆具とも①淀・新居（参向）、②舞坂・江戸（参向）、③江戸・舞坂（下向）、
④新居・淀（下向）の四区間に設定された。

33 「信使方人馬下知役勤方」（前掲註7）、享保四年七月二六日条。

34 「出馬帳」には「出馬方」の他に「出馬掛」と、また三浦酒之允らを指して「出馬役」、「出馬支配役」という文言が確認できる。本論文では便宜上、信使用の乗馬の差配・引き渡しを行う対馬藩の機関を「出馬方」、出馬方の統率者を「出馬役」と統一して記すことにする。

35 対馬藩側の記録から出馬方が具体的に確認できるのは正徳期からである。足軽の人数が、正徳期から享保期に二人から四人に増やされた」と以外、享保期、延享期、宝暦期にもその構成に大きな変化は見られない。

36 「出馬方覓」（前掲註24）宝暦二三年九月一五日条。

37 「（御国ニ而信使前集書）」『享保信使記録』（慶應義塾大学三田メディアセンター所蔵、マイクロフィルム版『対馬宗家文書』、第I期、NO.271、リール番号28、前掲註24）享保四年二月八日条。

38 「大古御馬廻御奉公帳」『対馬宗家文書』（長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵）山川作左衛門条。

39 「出馬帳」（前掲註6）享保四年五月条。

40 前掲註39。

41 「正徳年道中ニ而未明混乱之節ハ中官下官之内ヨリ馬を取候而乗可申といったし候」と、正徳期には道中において未明の出立時に中官や下官が乗馬を取り合い騒ぎになつたことが記録されている（前掲註39）。

42 第二章「対馬藩出馬方の再編成」三、正徳・享保期の組織化、参照。

43 「出馬帳」（前掲註6）享保四年一一月条。

一、出馬方の構成

1、出馬役の人物経歴

前章において出馬役が通信使側と諸大名側との間に立ち、乗馬の引き渡しを取り仕切っていたことを指摘した。そもそも対馬藩役人は使節迎送に際し、通信使に対応する「信使方」と対馬藩主に供奉する「殿様方」の二手に分けられ、それぞれ臨時職に任じられる。例えば享保期の場合、信使方は一二〇人、殿様方は五七六人で編成され¹、出馬役はこのうち信使方に属していた。記録中にも信使奉行（通信使護行の総責任者）、裁判（外交交渉官）に次いで役人名等が記載されており、信使方でも重要性の高い役職であつたとみられる。² 本章においては、享保期に限らずまとまつた史料の残る天和期から宝暦期までを対象に、「出馬役」ならびに組織としての「出馬方」について深く掘り下げ、その制度的変遷と組織化の過程・背景を明らかにしていく。

先述したように、出馬方は大坂・道中・江戸の行列通行の現場で、通信使用の乗馬を提供する機関であつた。特に道中ににおいて使節一行は決められた旅程に従い陸路を進んでいく。そのため出馬方は毎日二回、宿泊地・昼休地の出発時に、欠かさず乗馬を手配せねばならなかつた³。この出馬方を束ね手代（徒士）、通詞（町通詞等）、下役（足輕）らをまとめる総責任者が出馬役であった。

それではこのような出馬役を勤めたのは、一体どのような人物であつたのか。先に享保期の事例を取り上げたが、ここでは天和期から宝暦期までに時期を広げ分析していく。次の表1は出馬役を勤めた一一人の藩士（馬廻）の経歴や条件をまとめたものである。まず天和期を見ると加城六之進と高勢八右衛門という二人が出馬役であつたと確認できる。しかし史料が少なく高勢の方の経歴は詳しく判明しない。かろうじて加城の方に①朝鮮渡航歴があり、馬廻を統率する②与頭^{くみがしら}や、諸大

[表1]天和期～宝曆期の対馬藩出馬役の経歴

時期	出馬役担当者	組頭	大目付	朝鮮渡航歴	裁判役	館守	江戸留守居	巡検使御用	備考
1 天和期	高勢八右衛門 加城六之進	○	—	○	—	—	○	—	—
2 正徳期	吉田兵左衛門 三浦定右衛門	○	○	●	●	○	○	○	○
3 享保期	三浦酒之允 幾度六右衛門	○	○	○	●	○	○	○	参向のみ 下向のみ 往復とも
4 延享期	山川作左衛門 三浦内蔵允	○	○	○	○	○	○	○	○
5 宝曆期	吉川兵部左衛門 小野六郎右衛門 鳴雄權之介	● ○ ○	○ ○ ○	● ○ ○	● ● ●	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○

註)「大古御馬廻御奉公帳」「古御馬廻御奉公帳」「対馬宗家文書」(長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵)、
 「出馬方覚」「宝曆信使記録」(慶應義塾大学三田メディアセンター所蔵)より作成。
 ○は出馬役と兼常した役職、○は出馬役就任以前に経験した役職、●は出馬役の後に就いた役職を示す。
 なお高勢八右衛門に関しては上記史料に記載がないため分析対象より外した。

名とのやりとりに慣れた③江戸留守居を経験した人物であったことがわかつている。

正徳期以降も出馬役は二人体制である。必ずどちらか一方が与頭で、天和期のように江戸留守居など対馬藩内の要職を歴任している。例えば吉田兵左衛門は大目付を経験しており、三浦定右衛門も幕府巡檢使の応接に当たった経験があった。享保期の場合は少々異例で、三浦酒之允（参向のみ）、幾度六右衛門（下向のみ）、山川作左衛門（往復とも）の三人が役目に就いている。これは下向時に三浦が裁判に加わり幾度に交代したため、他の時期のように出馬役を二人体制で勤めたことに変わりはない。延享・宝暦期の出馬役も同様であった。全体を通してみても、出馬役に就く人物は朝鮮渡航歴を有し、後に裁判、館守といった外交交渉や倭館統制に関する重職に就いていることにも注目できる。これらの分析より、享保期に限らず天和期から宝暦期にわたって、出馬役には通信使側、諸大名側、出馬方手代側のいずれへも対応し得る経験豊富な人物が抜擢されていたといえる。

2、出馬方の役割分担

出馬役は常に二人体制であつたが、一方で出馬方の組織全体はどのようなものであつたのか。続いて出馬方の人員構成の変遷をみていく。次の表2は天和期から宝暦期までの出馬役（馬廻）、手代（徒士）、通詞（町通詞等）、下役（足軽）について整理したものである。まず天和期については出馬役二人、手代四人が確認できるにすぎない。記録類の充実する正徳期より組織の全体像が判明する。この時点で出馬役二人、手代四人、通詞四人、下役四人の存在が確認できる。それが享保期になると「出馬方者足輕四人ニ而者差支候由ニ付」と、下役の足軽が足りないという理由で四人から六人へと増員される。続く延享期には、途中で手代の交代する事例もみられるものの、享保期と同じく増員された人員構成が引き継がれている。江戸参向の最後となる宝暦期も同様である。以上のことを踏まえると、出馬方の組織は天和・正徳期と少しずつ充実していく、享保期の出馬役二人、手代四人、通詞四人、下役六人という実務面を重視した体制に定着したものと考えられる。

なおこれら出馬方構成員に明確な役割分担が存在したことは、先に指摘した通りである。現場では出馬役のみならず手代

[表2]天和期～宝暦期の出馬方の人員構成

	天和2年(1682)	正徳元年(1711)	享保4年(1719)	延享5年(1748)	宝暦14年(1764)
出馬役 (馬廻)	加城六之進 高勢八右衛門	吉田兵左衛門 三浦定右衛門	三浦酒之允(参向) 幾度六右衛門(下向) 山川作左衛門(往復)	三浦内蔵允 吉川兵部左衛門	小野六郎右衛門 嶋雄権之介
手代 (徒士)	阿比留左次右衛門 高木新五右衛門 鈴木六左衛門 山岡清左衛門	梶井八郎左衛門 白水賣右衛門 永留宇左衛門 井上里右衛門	内山太左衛門 村田正八 平山吉右衛門 藤松領右衛門	小田只五郎 中原栗右衛門(5/3迄) 菊池治左衛門(5/3迄) 戸田丹治(5/4より) 保田六郎太(5/4より)	春田伴左衛門 小田與右衛門 菊池治左衛門 国分六左衛門
通詞 (町通詞)		4人	4	4(6)	4(6)
下役 (足軽)			梅野勘右衛門 住永甚三郎 堀半右衛門 阿比留利兵衛	栗谷佐兵衛 脇田量介 小田與兵衛 荒川嚴右衛門	栗谷佐兵衛 梅野四兵衛 間永勝七 福山文兵衛
合計人数	6	4	4	4	4

(註)「諸役旨書」、「天和信使記録」、「家中江之壁書并年寄中ヨリ諸役江相渡候覺書」、「天和信使記録」、「信使參向下向於所々出馬之覚書」、「御供日記」、「延享信使記録」、「出馬帳」、「正徳信使記録」、「出馬帳」、「正徳信使記録」、「出馬帳」、「宝暦信使記録」により作成。

・通詞・足軽らも「御馬附之足輕中間衆江此方下役并通詞足輕共ヨリ其節之様子ニヨリ御指図可申入候⁶」と、状況に応じて乗馬に随行する添人へも指示を与える立場にあり、前もって諸大名側へ下役人の名前までもが伝えられていた。

以上のように、出馬方を取り仕切る出馬役はいずれの時期も①朝鮮渡航歴、②与頭、③江戸留守居などの要職を経験した馬廻の藩士で、基本的に二人体制であったことが明らかである。この体制のもと出馬方の組織は天和・正徳期と次第に整備・拡充されていき、享保期の人員構成に定着・固定化されていった。手代、通詞、下役らも出馬役の指揮下で各々の作業に従事することにより、道中における乗馬の提供ならびに安定的な行列通行を支えていたのである。

二、天和期の行列通行の実態

1、馬札の作成

先に見てきたように、通信使用の乗馬（上馬・中馬）は幕府の指示のもと用意周到に準備されたはずであった。それにもかかわらず何故対馬藩は組織や人員を整えてまで、乗馬の提供をサポートする必要があつたのか。ここでは通信使来日の定式化の進んだ天和期に焦点を当て、道中におけるトラブルの事例から、出馬方の必要性や組織化の前提を確認しておきたい。

天和二年（一六八二）八月三日、総勢四七四人の使節一行は海路を経て大坂へ上陸、そのうち約三六〇人が陸路江戸参向の途についた。本格的な陸上通行に備え、もちろん淀には前もって乗馬が用意されていた。ところが、初日から思わぬ問題が発生してしまう。

淀出立時、通信使随員は「我國之人不整莫甚。⁸」と、雑然として整列しようとせず、ついには「行中之人無論當騎奪騎。馳騁於蹴打。⁹」と、無理矢理乗馬を奪つた上、添人を打擲するなど荒々しい振る舞いを見せた。この件に関して対馬藩側にはより具体的な記録が残されている。次の史料は京都滞在中に対馬藩側から通信使側へ申し伝えられた事柄の一部である。¹⁰

一昨日淀ノ宿御出之刻乗馬之儀次第段々ニ在之候處、上官ハ中馬ニ乗り中官ハ上馬ニ乗り下官迄も其通ニ而放埒成儀ニ候、依之上中下官之人數ニハ卅疋之余も入増候付、役目も混乱いたし迷惑被仕事候、此已後ハ宿出之刻ハ役目之者相渡し申様ニ仕候へと可被仰渡候、猶又朝鮮人馬之脇ニ相附候者を或ハ打擲いたし或ハ足ニ而蹴申由ニ而候、左様候而ハ日本人堪忍仕間敷与存候、自然刀脇指ニ而誤申候而ハ一大事成事ニ御座候（後略）

淀において対馬藩側は手順通り順番に乗馬を引き渡そうとしていた。ところが通信使側は「上官ハ中馬ニ乗り中官ハ上馬ニ乗り」と、本来乗るべき正しい馬に乗らず非常に無秩序な振る舞いであったという。あらかじめ準備されていた乗馬は上馬八〇疋、中馬一八〇疋であつたのに、乗掛馬を用いるべき下官の中にもこれらを求める者がいて、結局三〇疋余不足する結果となつた。当初の予定と異なる状況に「役目も混乱いたし迷惑被仕事候」と、出馬方の者も困り果て迷惑だとしこちらの指示に従うよう命じて欲しいと頼んでいる。それ以上に対馬藩側の心配事は、朝鮮人が隨行する添人に打擲・足蹴といつた暴力を振るうことであつた。日本人は乱暴な振る舞いに我慢し切れず「自然刀脇指ニ而誤申候而ハ」と、成り行きから刀や脇差で相手を殺傷してしまったのではないかと懸念している。これらの内容は上々官を通して三使へ伝えられ、八月五日、六日に通信使側と対馬藩側との間で対策が練られたこととなつた。

そこで事態の改善のため考案されたのが、馬札を承合する方法であった。¹¹ この馬札については「作上中下馬牌各二。一則授於馬夫。一則授於所騎人。使之臨時相準之時。¹²」と、馬夫、つまり添人に与えられたものと騎乗する使節隨行員の持つものとの二種類が存在したこと、双方ともに上・中・下の文字が書き記されていたことが判明している。つまり添人の方の札を見れば待機している乗馬が上馬か中馬かを、また朝鮮人の持つ札によつても乗るべき馬の種類を確認することができた。よつて出馬方の役人は朝鮮人から提示された札を見て正しい馬を提供し、また受け取る側も自分の持つ札と与えられた馬の札を承合することで間違いがなくなると考えたわけである。この方法は三使に了承され、以後道中において本格的に導入・

活用されることとなつた。併せて三使も軍官を通して随行員一同に暴力の厳禁を命じ¹³、対馬藩も行列に朝鮮語通詞を配置するなど¹⁴、諸々の安全策がとられていった。

2、道中におけるトラブル

その後、馬札の活用が効を奏したのか、乗馬の引き渡しに関するトラブルは記録に見られなくなる。しかし通信使行列の通行が万事うまくいったのかというとそうではない。ここに道中における三つのトラブルを取り上げる。一つ目は八月一六日、参向時の藤枝で起こつた随行員と添人との揉め事に関するものである。¹⁵

今朝藤枝発足之刻正使工房荷馬を附出シ候處ニ殊之外馬込合候故、其處ニ居申候森伯耆守殿ヨリ之出馬牽のけ候様ニ
と申候得共、詞通シ不申口取之者引除ケ不申候故、殊之外致腹立鞭（後略）を取直し右之馬鞍をも打其上口付之者をも打申候
由、口取之者も堪忍難仕存候哉、彼工房をとらへ脇差ニ手を懸ケ申候處ニ通詞之者參合色々理申取静め置申候（後略）

右によれば藤枝出立時、正使の工房が荷馬を送り出そうとしていたところ、馬がひどく密集し混雑していた。そこで工房は「森伯耆守殿ヨリ之出馬牽のけ候様ニ」と、津山藩から提供された乗馬を移動させるよう添人へ言つたものの、朝鮮語なので全く通じなかつた。すると動く素振りを見せない添人に腹を立てた工房が「鞭を取直し右之馬鞍をも打其上口付之者をも打申候」と、鞭を振るつて騎馬や鞍さらには添人までを打つという禁じられたはずの暴挙に出てしまつた。急に打擲された添人は耐えきれず、その工房を捕らえ危うく脇差に手をかけたところで「通詞之者參合色々理申取静め」と、通詞の取りなしにより事なきを得たのである。

この件は同夜宿泊地の江尻において正使の知るところとなる。正使は「珠更私家頼ニ而候故則明朝往来之道中ニ而擲可申

候¹⁶」と、粗暴な振る舞いをした者が自分の家来であつたと判明したことから、翌朝往来で朝鮮式の刑罰である杖刑に処し¹⁷、被害を受けた者にも見物させる判断を下したのである。

しかし翌日現れた津山藩の足軽たちは「今度之儀格別之御馳走ニ候間恥辱ニ罷成候儀も堪忍仕候様ニと兼而家老共申付候¹⁸」と、今回の乗馬役は通信使への格別なものでないから、恥となつても我慢するよう自藩の家老から申しつけられたとし、刑執行の取り止めを願い出た。それでもなお三使は工房の不作法を理由に朝鮮式の杖刑で杖五〇を強行する。すると足軽が刑を執行していた使令の袖にすがり付き嘆願したため、杖一六に減刑となりこの件は落着することとなつた。

また八月一八日、箱根山中の樅木坂を下る際には次のようなトラブルが起つている。¹⁹

樅木坂下り候刻、朝鮮人下官二人此方乗候駕籠之前を乘通り可申与いたし候を駕籠之廻りニ相附候者共差留下馬いたさせ罷通候而、無程又駕籠之前ニ至達伏泣わめき、さすかを抜自害可仕様躰ニ候故今老人之朝鮮人宥之候、歩行之者共差寄見候處ニ、兩人共ニ殊之外酒ニ醉無正躰様子ニ候、左候ハヽ通詞之者を呼為致合点候様ニ与申付、通詞共色々与申聞候得共不聞分、乗馬之口取を打擲候而小刀ニ而口縄を切可申と仕候故、小刀を奪朴通詞乗居候甲府殿⁵之出馬ニ乗可申と申ニ付、其馬ニ乗せ色々宥候而小田原迄連届候（後略）

事の発端は「朝鮮人下官二人此方乗候駕籠之前を乘通り可申与いたし候」と、下官二人が対馬藩主の駕籠の前を馬に乗つて通り過ぎようとしたことにある。身分の低い者が藩主の駕籠の前を馬に乗つたまま横切ることは無礼に相当する。そこで周りの供人らは彼らを制止し馬から下ろして通そうとした。ところが下官は駕籠の前に伏して泣きわめき小刀を抜いて自害の素振りを見せるなど、次第に行動をエスカレートさせていった。徒士の者が近寄つて見たところ「兩人共ニ殊之外酒ニ醉無正躰様子ニ候」と、二人はひどく酔つて酩酊状態にあり、通詞の者が何度説明しても通じなかつた。さらには「乗

馬之口取を打擲候」と、これまた厳禁とされていた添人の打擲や馬具の口縄を切るといった暴挙に出でしまつた。よつて仕方なく別の乗馬に乗せ、宥めながら小田原に送り届けるしかなかつた。この二人は「醉犯人」とされ、藤枝の事例と同様に三使の判断で杖刑に処せられている。²⁰

三つ目の事例は九月二五日、下向道中における八幡山・守山間での行列通行の混乱である。「我卒犯馬島主。彼執責以爲下馬。我卒自以爲軍中無犯與之争鬭。至於相搏」²¹と、通信使に随行する軍官が対馬藩主行列に侵入してきたので、対馬藩側は馬から下りるよう責め立てた。すると軍官は行列中でそのようなことはしていないと騒ぎ出し、ついに双方が殴り合うまでに至つてしまつた。この件の处罚に関する記録はないが、後に通信使側、対馬藩側ともに罪を調べ、行列の通行順を決めることで双方の人員を引き離す配慮がなされたこととなつた。

以上の天和期の事例より、道中では乗馬に乗る朝鮮人と添人や対馬藩主などの日本人との間でトラブルや争論が頻発していたことが明らかである。乗馬の引き渡し方や通行形式も未確定で急遽馬札を作成したように、予期せぬ出来事にその場で対応していた実態が浮かび上がってきた。また乗馬や添人を打擲するといった規律違反の随行員には三使の判断で杖刑を加えるなど、通信使側も厳格な姿勢で対応に臨んでいたことがわかる。なお道中におけるトラブルの事例はそれぞれ通信使側か対馬藩側かどちらか一方にしか記載されておらず、記録に残らない細々としたものも多数存在したと推察される。

三、正徳・享保期の組織化

1、出馬方の道具類について

先に天和期において対馬藩役人が、道中の混乱や規律違反者への対応を場当たり的に行つて來たことを確認してきた。これらの経験より正徳期以降、乗馬引き渡しに備えあらかじめ出馬方内部で馬札等の必要な道具類が整えられ始める。次の表

3は正徳～宝暦期の各時期において、対馬藩内で出馬方用に準備された道具類を取り上げたものである。この表からわかるようすすべての回に共通している物品は馬札、旗、提灯等と提灯を取り付けるための竿であった。続く享保期より出馬方の帳面や筆墨を入れる葛籠挟箱も加わっている。さらに延享・宝暦期になると、細かな物品が増え、馬札を入れる札箱や札に文字を焼き付ける焼印、提灯をしまう箱・袋、筆記用具の硯箱まで整えられたことが読み取れる。

これらのうち①馬札（番号2～5）、②旗（番号9、10）、③提灯（番号11、12）について詳しく見ていこう。まず乗馬の引き渡しに欠かせない①馬札は、天和期の道中において臨時に作られたものであつた。しかし正徳期以降、事前に材質、形状、必要数等を検討して計画的に製作されている。大名家使者衆に現地で配られた馬札は、縦三寸に横二寸（9cm余×6cm余）と、馬のむながいに付けるやや大きめのものであつた。朝鮮人用は縦二寸三分に横一寸四分（7cm弱×4cm余）と、手のひらにのる程の大きさであつた。これらの馬札は桧^{ひのき}製で表裏に上・中の文字を焼き入れた上、さらに上部に穴を開け木綿の緒を通して使用したという。²²

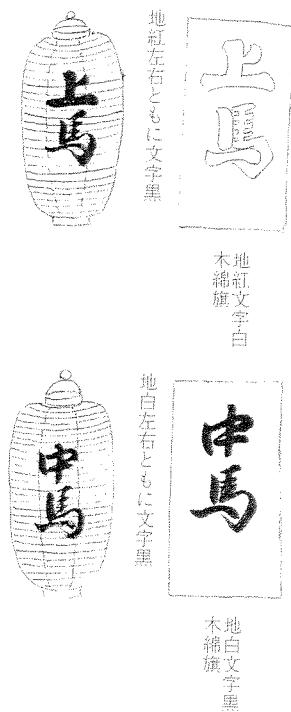
なお大名家用の馬札は上馬用九一枚、中馬用一九三枚、一方で朝鮮人用は上馬用九三枚、中馬用一九〇枚であつた。いずれも規定の馬数より少し多いが「於道中若紛失或ハ損シ候事有之ニ付餘計札持越」²³と、道中における紛失や破損を前提とした余計札を含んでいたためと考えられる。

しかし朝鮮人用の馬札は大坂滞在中に一度渡してしまえばよいが、大名家用の方はそうはいかない。例えば正徳期の鞍置馬負担の場合、幕府より淀・江戸間を四つに区切る継立区間（往復とも）が設定され、各区間の負担大名も異なっていた。²⁴そのため上馬用九一枚、中馬用一九三枚の一セット（上馬用八〇枚・中馬用一八〇枚の計二六〇枚と予備の札）だと、出馬方は参向・下向合わせ区間ごとに配布と回収を計八回繰り返すという手間をかけねばならなかつた。享保期においても、もともと正徳期と同数の馬札が用意されていた。ただ継立区間が淀・江戸間の中間の浜名湖で二等分する二区間（片道のみ）に変更となり、配布・回収は半分の四回に減つていて。またはつきりした枚数は不明だが「正徳年有合之分外ニ舞坂ニ而相渡候馬札之儀新規出来候」²⁵と、前回の古い札と別に舞坂から浜名湖以東の区間で配る分がもう一セット製作されたものとみ

[表3]正徳～宝暦期の対馬藩出馬方入用品

	正徳期	享保期	延享期	宝暦期
葛籠挾箱	一	1荷	1荷	1荷
上馬札(朝鮮人用)	93枚	93枚		
中馬札(朝鮮人用)	190枚	190枚	290枚	283枚
上馬掲札(大名家用)	91枚	91枚	551枚	557枚
中馬掲札(大名家用)	193枚	193枚		
札箱	一	一	1箱	1箱
焼印	一	一	4つ	4つ
奉書紙・筆墨	一	一	有	有
上馬旗	2旗	2旗	2旗	2旗
中馬旗	2旗	2旗	2旗	2旗
上馬提灯	2つ	2つ	2つ	2つ
中馬提灯	2つ	2つ	2つ	2つ
箱提灯	有	3つ	5つ	5つ
提灯竿	有	3本	5本	5本
旗竿	有	4本	5本	5本
箱提灯入木綿袋	一	一	有	5つ
竿提灯入箱	一	一	有	2つ
硯箱	一	一	2通	2通
大旗請筒	一	一	有	4つ

(註)「信使來聘參向于所々出馬覺書出馬帳」『正徳信使記録』、
 「出馬帳」『享保信使記録』、「出馬帳」『延享信使記録』、
 「出馬方覚」『宝暦信使記録』より作成。



[図] 上馬中馬旗・提灯印の図

(註)「朝鮮人来聘記」三（個人蔵）をもとに作成。

られる。つまり一セット分の馬札が使用中でも、もう一セットがあれば余裕をもつて次の区間で待機中の大名家使者衆へ配布することができたわけである。さらに延享期には上馬用・中馬用を合わせた枚数として、朝鮮人用二九〇枚（一セット分の二六〇枚と予備の札）、大名家用五五〇枚（二セット分の五一〇枚と予備の札）が確認できる。²⁶特に大名家用の馬札は当初から二セット分を用意することが定着したものと考えられる。宝暦期も細かな枚数の違いはあるもののほぼ同様といえよう。このように出馬方内部においても業務を遂行しやすいように工夫が積み重ねられていつたとみられる。

続いて②旗、③提灯に目を向けていく。旗・提灯については正徳期より使用が確認され「上馬中馬の在り所遠目ニもはやく相見ヘ」²⁷と、上馬・中馬の立所（馬の集合場所）を遠くから見つけるための目印であつたことがわかつていて。具体的には上馬旗・中馬旗、上馬提灯・中馬提灯に分けられ、それぞれ二つずつ用意されている。正徳期の事例によれば、上馬旗は赤地の生地に白く「上馬」の文字を入れ、中馬旗の方は白地に紺で「中馬」と染め入れ区別していたという。双方とも素材は紗綾（絹織物）で、大きさは縦二尺六寸五分に横一幅半（約85cm×約70cm）であつたと記録されている。²⁸提灯の方も正徳期は白地に「上馬」または「中馬」と墨で書き入れており、享保期より上馬用のみ赤地に変わっている「図」。なお箱提灯とあるのは朝鮮人への目印でなく、出馬方手代が自らの手元を照らす業務用の提灯である。旗竿・提灯竿についても正徳期には員数未記載であったものが、その地享保期にそれぞれ三本、四本となり、延享期以降掲示・予備用を含め五本ずつ準備されるようになつた。

以上のように①馬札は、天和期以降も継続して用いられ、機能性を重視し大名家用を二セット分確保するなど、その都度改良されていったことがわかる。また②旗、③提灯も上馬は赤、中馬は白を基調とし、目印の道具として整えられていつた。やがて諸種の細かな物品等も増やされたように、出馬方の先例や経験が蓄積されるにつれ、乗馬の引き渡しに用いる道具類が充実していくことは明らかである。

2、享保期のマニュアル整備

[表4]享保4年(1719)出馬役からの伝達事項

内容	信使側	手代側	大名側
1 上馬用の赤旗、中馬用の白旗について	○	○	○
2 上馬・中馬の並順について	○	○	○
3 馬札の使用方法について	○	○	○
4 三使の輿の出立前に上馬・中馬を引き渡すこと	○	○	○
5 無礼な振舞いや喧嘩・口論等を慎むこと	○	○	○
6 未明の出立時には堤燈を用いること	○	○	
7 馬札の貸し借りの禁止について	○	○	
8 信使側ともめごとが生じた場合の対応	○		○
9 道中の狭い場所、込み合う場所は怪我に気をつけること	○		○
10 上馬・中馬の引き渡しには通詞が付き添い説明すること	○		
11 馬の具合が悪くなった場合の対応、余計馬との取り替えなど	○		
12 行列の後ろに上馬・中馬とも10疋程の余計馬がにいること	○		
13 三使の新居・舞坂滞在中の出馬役・手代らの下準備のこと	○		
14 道中・休泊地で些細なことでも書き付け出馬役に知らせること	○		
15 出火の場合、信使の宿所付近に馬を引き出さないこと			○
16 使者中は朝晩の出立時に出向く必要はないこと			○
17 馬上の信使が病気になった場合は病用駕籠へ移すこと			○
18 馬の沓を打つ場合、信使が馬から下りた場合の対処			○
19 出馬役手代・通詞・足軽らの指図をよく聞くこと			○
20 茶・煙草以外のものは決して差し出さないこと			○

註)「出馬帳」「享保信使記録」(韓国国史編纂委員会所蔵)より作成。出馬役から伝達のあった項目について○印で示す。加えて信使側・手代側・大名側の三者に伝えられた項目については背景に着色あり。項目番号1、2、3は本文中の史料傍線に対応。

出馬方の諸道具類に加え整備の進んだものが、乗馬の引き渡しに関する諸注意・決まり事である。正徳期には天和期の事例を受け、「朝鮮人馬附之足輕中間ニ至不禮成儀仕候ハ、我々共ヘ可仰聞候、亦御用捨ニ及不申候間不禮之趣委細可被仰聞候」²⁹と、通信使隨行員が乗馬に付く添人に無礼をはたらいた場合、遠慮せず対馬藩役人へ事情を知らせるようとに、出馬役から大名家使者衆へ注意事項が伝えられていた。続く享保期には事前に諸大名側に限らず、通信使側、出馬方手代側へも乗馬提供に関する具体的な情報が共通して伝達されていた。

右の表4は、出馬役から通信使側・大名側・出馬方手代への主な伝達事項をまとめたものである。全二〇項目のうち、項目1～5は通信使側・手代側・大名側の三者へ、6～9は手代側と通信使側または大名側へ、10～14は手代側のみへ、15～20は大名側のみへ伝えられたものである。中でも三者に共通の事項に注目すると、これらが乗馬の引き渡しに関する内容であることがわかる。次の三つの史料は、出馬役から①通信使側、②大名側、③出馬方手代へ出された書付の一部であり、それぞれから1旗、2馬の並順、3馬札の決まり事についてうかがえる。³⁰

出馬之儀付上々官へ申渡書付之和文

一道中發足之時上馬者上馬と一列にし中馬者中馬と一列にし、¹上馬有之所江者上馬と書付有之候赤旗を立、中馬之有之所江者中馬と白旗を立置、³上馬二者上馬と書付候札をむなかひニ付外に又上馬と書付候札を銘々ニ渡置候而右之旗立置候所へ被參手前ニ被持居御札と馬に附置候札と見合乗被申入交無之様致置候（中略）

一上馬中馬共ニ皆々大名方ヨリ出候而奉來候、²遲速次第二館門之外ニ並置候、其内ニ者馬并皆具之善惡自然と有之筈ニ候、若茂撰取ニ可仕と被存候而者外之見分茂不宜其上双方共ニ怪我可有之哉と存候間、馬を立置候次第之通被乘候而万一心ニ叶不申馬ニ被取當候共堪忍可被致候、此以前茂自身馬立所ニ立廻り、又者其身ハ館門ニ立候而家來を遣し馬を撰り被申、殊外不埒千万成事候、此度者左様之儀堅可被相慎候事（中略）

月日

上々官江

出馬役ヨリ

覚

一上馬中馬之儀、御手前ヨリ為御持被成候鞍皆具を被置三使旅館之前ニ可被為牽候、¹上馬中馬之立所ニ者赤地ニ上馬之文字有之旗、中馬ニ者白地ニ中馬之文字有之旗を立置申候、其所江被為牽候得者此方江請取申候、²尤御馬被牽來次第御銘々様御順之差別無之早キを先ニ立させ置、朝鮮人江相渡候節茂先ニ立置候馬ヨリ相渡候間、此段兼而御届申置候

一³上馬中馬共二札を渡進之候、是者朝鮮人能馬を奪取候儀有之候付、朝鮮人江茂札を渡置馬之札ニ合せ乗申時見安き為候間鞠前ニ可被附置候

一朝鮮人若病氣差出候歟又者落馬怪我抔致し候節者、我々儀三使行列跡ニ隨ひ參候間、馬附之足輕衆其子細被申聞候者、為病用行列跡ニ駕籠つゝけられ候間何分ニも相量り可申候、若急成儀にて我々有所程遠ク候者、行列之間々ニ通詞之者居申候間此者ニ被申置候、相計り可申候（後略）

以上

月日

山川作左衛門

三浦酒之丞

上馬中馬附御使者衆中

覚

一先年者朝鮮人馬を奪取此方之下知を不用候付放埒成儀有之（中略）¹此度茂正徳之通上馬中馬並列之場所旗を立、上馬中馬之列遠目ニ相見江候為印、上馬二者赤有之旗ニ白ク上馬之文字有之、中馬二者白有之旗ニ黒ク中馬之文字有之候を立置候、尤未明ニ而旗難見分節者挑灯を立候間、馬を並候頭ニ立可被申候事（中略）

一³上馬中馬共ニ札を付置候、札者疾見知之為ニ候間鞠之中ニ附可然候、尤朝鮮人江茂上馬乗中馬乗ニ上中之札相渡置馬之札ニ引合乗候様申渡置候、諸方出馬二者馬附之使者被參候節、御定之員數ニ應し札相渡右之札附所等委ク申達、馬交代之節者此方江被差返候様可被申達候事

一諸大名方ヨリ被差出候出馬之儀、馬附之使者江我々致面談申談事ニ候（中略）²出馬牽來候節御順之通立置可申と仕候而者、場所狭ク繰替難成候間、御順ニ不相構牽來次第立並置、朝鮮人江相渡候節茂其通相渡申候、此旨頭役之者申付置候由被申達、上馬中馬之札馬數之員數ニ應し御渡可有候、則御大名方ヨリ被差出候出馬之員數書付相渡候事一道中ニ而（中略）朝請取候馬惡馬ニ而候得共於途中取替候儀行列茂混乱有之事ニ候間、昼夜迄乘參彼所ニ而取替候様可有之候、萬一至極惡馬ニ而少計茂難乘候者行列之跡ニ我々乘居候間、其後申通候者餘馬ニ取替候様可有之候事（後略）

以上

五月

内山太左衛門殿

（以下三人略）

山川作左衛門
三浦酒之丞

右の史料に記述された内容を整理すると、次のようになる。

1 旗について

- ①上馬のある所には上馬と書き付けた赤旗を立て、中馬のある所には中馬と書き付けた白旗を立て置く。
- ②上馬の立所には赤地に上馬の文字のある旗、中馬には白地に中馬の文字のある旗を立て置く。
- ③この度も正徳期の通り上馬中馬を並べる列の場所に旗を立て、上馬中馬の列を遠目で見る印として上馬には赤い旗に白く上馬の文字があり、中馬には白い旗に黒く中馬の文字のあるものを立て置く。

2 馬の並順について

- ①上馬中馬はともに大名方より引いて来る。（引いてくる順番の）遅い速いよつて館門の外に並べ置く。
- ②馬は引かれて来たものから、大名それぞれの（家格の）順の差別なく、早いものを先に立て置き、朝鮮人へ渡すときも先に立てて置いた馬から渡す。

- ③馬を引いてきたときは、大名の（家格の）順の通りに立て置こうとしては、場所が狭く繰り替えにくいため、大名の（家格の）順にかまわざ引いて来たものから並べおき、朝鮮人へ渡すときもその通りに渡す。

3 馬札について

- ①上馬には上馬と書き付けた札をむながいに付け、ほかにまた上馬・中馬と書き付けた札を通信使隨行員それぞれに渡してある。旗のある場所にやつて来て隨行員が持ってきた札と馬に付けておいた札を見合わせて乗る。
- ②上馬中馬ともに札を渡してある。これは朝鮮人がよく馬を奪い取ることがあるためであり、朝鮮人へも札を渡してあり、馬の札に合わせて乗るときに見やすいようにむながいの前に付けて置く。
- ③上馬中馬ともに札を付けてある。札はさつと見てわかるようにむながいの前に付けておくのがよい。もつとも朝鮮人へも上馬に乗る者、中馬に乗る者へ上中の札を渡しておき、馬の札に引き合わせて乗るように申し伝えておいた。

これらの内容を検討すると、1上馬を並べる立所へは赤旗、中馬の場合は白旗を立てること、2上馬・中馬は大名方が引き出し、立所へ到着した順に並べること、3馬札は二種類用意し、片方は信使側へ渡しもう片方は上馬・中馬のむながいに付け、引き渡すときの照合に用いること、が①通信使側、②大名側、③出馬方手代それぞれに共通して伝えられたことがわかる。つまり出馬役からの伝達が徹底され、乗馬の引き渡しに関する諸注意・決まり事が三者間で正確に把握されていたのである。

なお、通信使側へは乗馬の引き渡し方についても特に念入りに申し渡されている。勝手に馬を選び取つていくことを懸念し、「馬并皆具之善惡自然と有之筈ニ候」と、馬や馬具には自ずと善し悪しがあるとして、これを選んでは周囲から見てもよいものではなく、双方とも怪我をするかもしないので、順番に渡された馬に乗り、「万一心ニ叶不申馬ニ被取当候共堪忍可被致候」と、もし気に入らない馬であったとしても我慢するようによつつきり伝えていた。

加えて、大名側へも添人たちが通信使に対応する際の決まり事が知らされていた。例えば、馬上の朝鮮人が病氣になつたり落馬のため怪我をした際は、行列後方にいる出馬役に知らせ「為病用行列跡ニ駕籠つゝけられ候」と、病用駕籠を用い、緊急の場合は途中にいる通詞へ伝えることになつていた。また道中では「茶多葉粉杯望候者馬附之足輕衆心入ニ而少計給候様ニ可被成候、其外之品者決而御無用可被成候」³¹と、信使側が茶や煙草などを求めた場合は足軽の心づかいで差し出してもよいが、その他のものは決して渡さないようにとしている。先にも述べたように、乗馬に付く添人に對馬藩役人は含まれていなかつた。通行中、添人のみの状態でも信使への対応に支障が出ないように、出馬役はあらかじめ細かな決まり事を定め伝達していたことがわかる。

さらに、出馬方手代へも突発事項への対応や報告について伝えられていた。例えば、通信使側へ引き渡した上馬・中馬については、これらが乗りにくい「悪馬」であつても行列の混乱を防ぐため昼夜地まで乗り通すことになつていて。しかし「萬一至極惡馬ニ而少計茂難乘候者行列之跡ニ我々乗居候間其後申通候者餘馬ニ取替候様」と、ひどく悪い馬で少しも

乗り続けられない場合は、出馬役に伝え余計馬に取り替えるとしている。また、「各勤方并足軽共ニ泊休或ハ途中ニ而茂朝鮮人方又者御馳走方ニ至而茂瑣細成儀迄書付置候」³²と休泊地や道中で通信使や接待役などについて気がついたことは些細なことでも記録しておき、後に出馬役へ知らせるよう指示されていた。これは手代のみならず「通詞足軽共同前之事」³³とされている。彼らは出馬役の下役として実際に実務を遂行する立場にあり、現場の状況をよく把握していた。出馬方内の連絡・報告を密に行い情報共有を徹底していた様子がうかがえよう。このように、出馬役から①通信使側、②大名側、③出馬方手代の三者へは共通した内容に加え、それぞれの立場に応じた個別の事柄も伝達され、通信使の通行に混乱が生じないよう細心の注意が払われていたといえる。

四、マニュアル活用の実例

1、上馬騎乗の中官への対応

このように対馬藩によつて整えられた諸注意・決まり事は、現場においてどれほど役に立つたのであろうか。ここでは実際に道中で起こつた争論の事例から出馬方のマニュアルの有効性について検証していく。

一つ目は享保期の参向道中における上馬騎乗の中官への対応である。享保四年（一七一九）九月一五日、通信使一行の彦根出立時、副使の召し連れていた中官が本来乗るべきでない上馬に乗つていた。これを出馬方役人が引き下ろしたことから騒ぎが発展する。宿泊地の大垣滞在中、通信使側は上々官（朴再昌、韓後瑗）を対馬藩主本陣へ遣わし、三使の口上として出馬方役人の処罰を求めてきた。出馬方の者が、下りることに応じない中官を馬から引き下ろしたことについて「中官副使近仕之者ニ而御座候處理不尽ニ打擲仕候段非法之義ニ御座候」³⁴と、副使の傍に仕える者を理不尽に打擲したことは非法であり、処罰するべきだという。次の史料はそのような通信使側の要求に対する対馬藩側の返答である。³⁵

(前略) 彦根御立被成候節、副使被召遣候中官上馬ニ乗居候を下り候様ニ申候得共下り不申候ニ付、引下シ其上打擲仕候、尤其仁茂相知居申候由ニ候間、相應之科ニ申付候様ニ与之御事ニ而委細被仰聞候通致承知候、上馬を乗り候者中馬を乗り候者之儀ハ

公儀ヨリ被仰出有之、兼而各江茂申達次第混雜不仕候様ニ堅被仰付候得と申合置候通之義ニ候故、此度役人共江も次第混雜仕らせ不申候様ニ可仕旨堅申付置候、然ハ今日中官之者乗り不申筈之上馬ニ乗り居候を、下り候得と申聞候而も、言葉計ニ而ハ下り不申候時ハ引下シ申筈之儀ニ御座候故、引下シ申候とて少も無調法とハ難申候、其上ニ而打擲仕候由被仰下候、引下シ申候迄ニ而可相済事を何之故も無之打擲仕候ハ、其打擲仕候段手過成仕形ニ候、乍去別而打擲仕候故茂御座候而之事ニ候哉、其段ハ不遂吟味候而ハ不相知候間、明日遂吟味候而弥打擲ニ及申間敷義を打擲仕候ハ、其打擲仕候所計を叱り、重而左様ニ無之様ニ可申付候、扱又此事之起り候も畢竟其元之中官乗り不申筈之上馬ニ乘り法を犯申候故ニ而候得ハ、中官之者科ハ殊外重ク御座候故急度科ニ可被仰付与存候、何程之科ニ被仰付候哉、承届夫ニ應シ此方之打擲仕候者も相應ニ叱可申候間、左様御心得可被成候与之御事

右之御返答朴同知韓僉知得と落着罷帰ル

右において対馬藩側は、上馬に乗る者と中馬に乗る者の区別は幕府から仰せ出されたものと説明している。上々官とも間違ひのないよう、使節隨行員へしつかり命じるよう話し合つておいたので、出馬方役人へも同様に伝えたという。よつて中官の者が本来乗るべきでない上馬に乗つていたのを、出馬方役人が一旦下りるように伝え、それでも「言葉計ニ而ハ下り不申候時ハ引下シ申筈之儀ニ御座候」と、言葉で促しても応じない場合は引き下ろす決まりになつており、実行に移したとしても誤った判断ではないと反論している。その上で敢えて打擲したならば「其打擲仕候所計を叱り」と、行き過ぎた

行為として打擲のみを咎め、この後そのようなことのないよう申し付けるとしている。

このように前置きした上で「畢竟其元之中官乗り不申告之上馬ニ乗り法を犯申候故」と、そもそも事の発端は、中官が乗つてはいけない上馬に乗り、決まりを破つたためと強調している。「中官之者科ハ殊外重ク御座候」と、対馬藩側から中官に対する重い処罰を求め、それに応じ出馬方役人を咎めると返答した。すると通信使側にも非があると認識したのか、上々官らは納得して帰つたという。以後、通信使側、対馬藩側ともに打擲の有無の吟味や処罰の記録は残つていらない。

実際に対馬藩側は事前に出馬方から諸注意・決まり事を伝える際「乗間敷人を馬ニ乗せ候儀杯不届之事ニ候間此度者左様無之様急度可被申付候事³⁶」と、乗つてはならない者を馬に乗せることはならないとし、今回（享保期）はそのようなことのないようにと釘を刺していた。以上の上馬騎乗の中官への対応事例より、事前に定められた出馬方のマニュアルが通信使側、対馬藩側双方に認識され、現場において守られていたことが裏付けられる。

2、大津本陣前下馬一件

しかしすべての事案が出馬方のマニュアル通りに解決したわけではなかつた。延享期の参向道中、大津宿において享保期同様に通信使側と対馬藩側との間で下馬や打擲をめぐる騒動が勃発する。

延享五年（一七四八）五月三日、通信使一行は京都を出発し昼休地の大津を経て守山まで向かう予定であつた。まず先導する対馬藩主行列が大津宿に入り、続いて通信使行列も宿場に近づいていた。平山栗右衛門、中原只五郎ら対馬藩出馬方の者は、通信使の客館が対馬藩主本陣の先であつたため、本陣の手前に通信使用の下馬札を設置していた。しかし使節随行員は、はじめのうちこそ本陣前を下馬して通り過ぎたものの、やがて行列本隊に差し掛かると一向に下馬しようとしない。特に国書を護衛する者たちは「於朝鮮国書之者大人之前ニ而も乗り通り候國法ニ候³⁷」と、朝鮮でも国書を護衛する者たちは馬に乗つたまま通行する国法であると主張し、全く下りる素振りを見せなかつた。対馬藩側は本陣の与頭鈴木市之進を通し全

員下馬して通過させるように、という指示を受け行列通行を差し止め、困惑した通信使側は三使の指図をうかがうと言い出す。この下馬するしないをめぐつて問答が続き、通信使行列は完全に止まり動かなくなってしまった。

このような状況に正使は憤慨し、正使附の通詞津和崎徳右衛門が仲介に動き出す。津和崎は直接本陣と掛け合い、国書は格別だからと説明し、本陣の門を閉めている間に国書附の者のみ騎乗したまま通すことになった。その後再び門を開くと、樂人・鑓持などの中官は段々下馬して通つていった。しかし正使附の小童は先の国書附の者たちが馬上のまま通過したのを見ていたので、またもや下馬しようとしている。そこで平山らが再び本陣に確認し、必ず下馬させるようという鈴木の指示を受けたため、さらに足軽の助けも得て小童二人を力ずくで馬から引き下ろしてしまった。続いて軍官二人にも同様に手をかけたのだが、軍官らは「馬ニ鞭を当口取之者を鞭を以突候³⁸」と、決して下りまいと馬や馬子に鞭を当てて強く抵抗する。慌てた通詞らが「日本人を打候得者刀を以切申事候³⁹」と、日本人を鞭打つと刀で切りつけると制止し、足軽らも急いで引き下ろそうとする。あまりにも混乱が続いたため、対馬藩側は仕方なく「不見顔ニ而差通候様⁴⁰」と、知らぬふりをしてそのまま通すことにし、結局残りの使節隨行員は全員馬上のまま本陣前を進んでいった。

ところが度々行列が滞つた上、目の前で小童らが無理矢理引き下ろされるのを目の当たりにした正使の怒りは頂点に達する。「東武江被仰上被下國書ニ對シ卒抹之仕形向後無之様ニ御差図有之候様、尤朝鮮國へも致啓聞返答到来迄者當駅へ相扣可申候⁴¹」と、幕府に今起こつたことを取り次ぎ、今後国書に対し粗末な扱いのないよう指示してもらうよう、また朝鮮国へも報告し返答が来るまで大津宿で待つと言い張る。対馬藩側は幕府への報告は難しいとし、この後そのようなことのないよう配下の者たちを厳しく叱つておくと対応した。また大津宿は昼休の場所なので日の傾かないうちに休泊地の守山宿へ移動してほしいとも付け加えている。すると今度は「正使京都出立之砌ヨリ不快御座候得共押而發出有之候⁴²」と、正使は京都より具合が悪いながら無理して出立したとし、このまま進むことができないため大津宿で止宿すると客館に閉じこもつてしまつた。対馬藩側は先々の昼休・宿泊地での接待の予定もあるからと発輿を促すも、通信使側は応じようとしている。仕方なくその日は大津宿で予定外の止宿となり、参向道中の宿場や接待大名に急ぎ廻状が廻されたこととなつた。

翌四日、信使奉行や裁判が客館を訪ねるも通信使一行は全く動こうとしない。通信使側からしてみれば「乗折候小童を理不尽ニ引下し其上鉄鞭ニ而打擲候」⁴³と、馬に乗っていた小童を理不尽に引き下ろし鞭で打擲したのは対馬藩役人の方で、なつかつ国書を路中に長時間留め置いたことが許せないのである。その様子を本陣に伝え協議した結果「兎角此方之人罪ニ不被仰付候而ハ三使憤りも晴不申趣ニ相聞候」⁴⁴と、対馬藩側の者を処罰しなければ三使の怒りもおさまらないという結論に至つた。そこで小童を引き下ろした出馬方手代の中原只五郎とその場に居合わせた平山栗右衛門を役儀召放とする判断を下した。平山らは本陣の指示を受けながら対応しており「被仰聞候旨ニ者致齟齬候得共 国書を途中ニ留め穢し候との事ニ付」⁴⁵と、話の内容と実際の出来事に齟齬があるものの、国書を道中に留め粗末な扱いをしたことは認め、その日のうちに一行から外れ国元へ戻ることとなつた。一方三使は対馬藩側の処分を了承、正使の病気が快全したと江戸への旅程に復帰、早速守山へ向かうことで事態はようやく解決したのである。

このように本陣前の下馬をめぐる些細なやりとりから、正使の病気や止宿といつた大きな騒動までに発展した理由については次の二つがあげられる。まず一つ目は出馬役から手代へ申し渡されたマニュアルの中に、本陣前の対応に関する記載がなかつたことである。そのため出馬方手代は本陣前を通過する通信使随行員への対応の仕方が分からず、一々本陣から指示を得なければならぬ状況にあつた。その結果、国書を路中に長く留め小童を馬上から引き下ろす事態となり、正使の逆鱗に触れてしまつた。

二つ目の理由としては、本陣前下馬の指示が先例と異なつていたことがあげられる。通信使随行員に対する本陣前下馬の指示は与頭鈴木市之進より出馬方手代へ通達されたものであつた。しかし前もつて対馬藩家中へ伝えられた壁書には「道中ニ而此方本陣之前以前ハ上々官を初下馬申付候得共今度者不及候事」⁴⁶と、つまり道中の本陣前において、以前は上々官ら使節随行員に下馬を申し付けたものの、今回その必要はないという内容がしつかり記載されていたのである。よつて大津宿で通信使一行に本陣前下馬を求めた行為は明らかに対馬藩側のミスであり、藩内での認識・指示の曖昧さが招いた結果といえよう。

最後に先述してきたことを振り返り、出馬方の組織化についてまとめていきたい。まず天和期の段階で、出馬役は通信使随行員への乗馬（上馬・中馬）の差配のため、二人体制で役目を勤めていた。しかし乗馬引き渡し時に朝鮮人と日本人との間でトラブルが発生するなど、少人数では対処し切れなかつた。そこで行列通行の現場で実務に携わる手代、通詞、足軽らが必要となり、各々の立場に応じた役割が与えられていく。やがて出馬方の人員構成は正徳期にほぼ固まり、続く享保期に足軽が増員され、定着・組織化されていった。同時に乗馬引き渡しの規則化も進められていく。すでに天和期より馬札の使用が考案・実施されていたが、正徳期以降、旗・提灯といった目印の諸道具も工夫・拡充され、更なる乗馬引き渡しの効率化が図られる。さらに享保期において出馬役から通信使側、諸大名側、出馬方手代側に対し、道中での対処方法や乗馬引き渡しに関する守るべき諸注意・決まり事を明記したマニュアルが作成され、事前に把握・確認することが可能となつた。実際に、享保期の上馬に騎乗した中官への対処のように、マニュアルの存在・活用が功を奏した場合もある。一方で延享期の大津本陣前下馬をめぐる一件のようにマニュアルに未記載であつたために大きな騒動に発展してしまつた事例もみられる。

以上より、天和期（馬札の作成）、正徳期（諸道具の整備）、享保期（規則のマニュアル化）と出馬方の人員構成ならびに業務内容の組織化が進展することで、各所から集められた大勢の日本人と言語・風習の異なる朝鮮人の直接接する混乱した現場に一定の安定性をもたらしたといえる。しかしながら馬札等の諸道具の整備、規則のマニュアル化のように、乗馬引き渡しや道中の通行時に独自の配慮・工夫を加え、規則を細分化することは、それだけ出馬方の役割・業務の煩雜化につながり、しいては現場を取り仕切る対馬藩家臣団の実負担としてのしかかつてくる。通信使来日時、対馬藩家臣団は他にも様々な役職に就き、それぞれの立場で出馬方同様に業務をこなしていたものとみられる。やがて対馬藩財政の悪化に伴い使節迎送体制を支える家臣団維持が困難となり、宝曆期には対馬藩の朝鮮語通詞による朝鮮人殺害事件が起きてしまう。その後、対馬易地聘礼となり、通信使の江戸参向が途絶えてしまうことからも、通信使迎送体制を支える対馬藩家臣団の基礎的整理、ならびに具体的役割に関する更なる分析・研究が必要といえよう。

1 第一章「朝鮮通信使迎送体制の概観」一、通信使行列の通行と乗馬、参照。

2 例えば、享保四年の江戸へ参向する信使方の対馬藩役人を記した「御傳馬人足御免御朱印附り人馬割覺書」『享保信使記録』（韓国国史編纂委員会所蔵、マイクロフィルム版『対馬宗家文書』、第Ⅰ期、NO.200、リール番号15、ゆまに書房、一九九九年）には信使奉行（杉村采女、杉村三郎左衛門）、裁判（樋口孫左衛門、吉川六郎左衛門）、出馬役（三浦酒之允、山川作左衛門）、下行役（平山左吉、大増貞右衛門）、真文役（雨森東五郎、松浦儀右衛門）という順（以下省略）、すなわち信使奉行、裁判に次いで三番目に記載されている。

3 第一章「朝鮮通信使迎送体制の概観」三、対馬藩役人の介在、参照。

4 「出馬帳」『享保信使記録』（韓国国史編纂委員会所蔵、マイクロフィルム版『対馬宗家文書』、第Ⅰ期、NO.203、リール番号15、前掲註2）享保四年五月条。

5 「出馬帳」『延享信使記録』（韓国国史編纂委員会所蔵、マイクロフィルム版『対馬宗家文書』、第Ⅰ期、NO.295、リール番号27、前掲註2）延享五年五月四日条、本章四、マニュアル活用の事例、参照。

6 前掲註4。

7 天和二年の使行中の記録をまとめた「参向信使奉行京大坂逗留中毎日記」『天和信使記録』（慶應義塾大学三田メディアセンター所蔵、マイクロフィルム版『対馬宗家文書』、第Ⅰ期、NO.32、リール番号3、ゆまに書房、一九九八年）天和二年七月二十六日条には、大坂上陸直前の使節随行員の人数に関する「メ参百六拾武人江戸江罷通分」「メ百拾武人右者大坂江残ル分」とあり、総勢四七四人のうち三六二人が江戸へ参向している。

8 洪兎載「東槎記」天和二年八月四日条（『海行摠載』朝鮮古書刊行會、一九一四年、三五頁）。

- 9 金指南「東槎日記」天和二年八月六日条（『海行摠載』前掲註8、九九頁）。
- 10 「參向信使奉行京大坂逗留中毎日記」前掲註7、天和二年八月四日条。
- 11 洪兎載「東槎記」天和二年八月五日条（『海行摠載』前掲註8、三五頁）。
- 12 前掲註9。
- 13 通信使側の史料からも「使道分付裨將。嚴令防禁。而旋不畏戢。」（金指南「東槎日記」八月六日条、前掲註9）と、裨將に命じて使節隨行員の乱暴な振る舞いを禁じようとしたことがうかがえる。
- 14 対馬藩側も「信使行列之内ニ通事無之候而埒明かたく候、若馬之口取など打擲仕自然不作法之義も可有之哉と存候、左様之儀有之候も口不通故ニ候」と、意思疎通の不自由に因る添人への打擲や暴力を防ぐため、通信使行列内に朝鮮語通詞の配置を考案したものと考えられる。
- 15 「參向京都より江戸迄毎日記」『天和信使記録』（慶應義塾大学三田メディアセンター所蔵、マイクロフィルム版『対馬宗家文書』、第I期、NO.32、リール番号3、前掲註7）天和二年八月一六日条。
- 16 前掲註14。
- 17 朝鮮王朝では中国明朝の『大明律』の影響を受け、笞、杖、徒、流、死の五刑に大別される刑罰制度を準用していた。そのうち杖刑は比較的軽微な犯罪に対する制裁で、受刑者を伏臥させ刑杖により臀部を叩く形で執行された（矢木毅「朝鮮初期の笞杖刑について」『史林』第八二巻二号、一九九九年）。
- 18 「參向京都より江戸迄毎日記」前掲註15、天和二年八月一七日条。
- 19 「參向京都より江戸迄毎日記」前掲註15、天和二年八月一八日条。
- 20 箱根の檜木坂の件では、対馬藩側より藩主の駕籠に無礼をはたらいた下官を处罚するよう要請がなされ、通信使側も了承している。史料によれば、三使から対馬藩主へ上々官が派遣された際に「國法之通杖を當被申之由」と、朝鮮の国法により醉犯人を杖刑に処すことに決まった旨、報告がなされている（「參向京都より江戸迄毎日記」前掲註18）。

- 21 洪兎載「東槎記」天和二年九月二五日条（『海行摠載』前掲註8、五一頁）。
- 22 「信使来聘参向下向於所々出馬覺書出馬帳」『正徳信使記録』（慶應義塾三田メディアセンター所蔵、マイクロフィルム版『対馬宗家文書』第I期、NO.92、リール番号8、前掲註7）のうち「道中信使屋前出馬立馬ニ差出候旗桃灯并上馬中馬之札差立之覚」の部分。
- 23 前掲註22。
- 24 拙稿「近世中期朝鮮通信使乗馬役の研究—道中における鞍置馬・鞍皆具負担を中心にして—」（『史学』第七九卷第四号、二〇一〇年）五・八頁。
- 25 「出馬帳」前掲註4、享保四年八月一日条。
- 26 「出馬帳」前掲註5、延享五年三月一七日条。
- 27 「信使来聘参向下向於所々出馬覺書出馬帳」前掲註22のうち「上馬中馬立馬ニ立置候旗并桃灯之覚」の部分。
- 28 前掲註27。
- 29 「信使来聘参向下向於所々出馬覺書出馬帳」前掲註22のうち「出馬附之使者ヨリ被相尋候ニ應シ出馬役ヨリ返答之覚」の部分。
- 30 「出馬帳」前掲註4、それぞれ順に「出馬之儀付上々官ヘ申渡書付之和文」享保四年五月条、「覚」享保四年九月一七日条、「覚」享保四年五月条。
- 31 「出馬帳」前掲註4、享保四年九月一七日条。
- 32 前掲註4。
- 33 前掲註4。
- 34 「參向京都御發駕より江戸御着迄信使奉行道中毎日記」『享保信使記録』（慶應義塾大学三田メディアセンター所蔵、マイ

クロフィルム版『対馬宗家文書』、第Ⅰ期、NO.248、リール番号26、前掲註7）享保四年九月一五日条。

35 前掲註34。

36 前掲註4。

37 「御参向京都御発駕より江戸御着迄道中毎日記」『延享信使記録』（慶應義塾大学三田メディアセンター所蔵、マイクロフィルム版『対馬宗家文書』、第Ⅰ期、NO.339、リール番号35、前掲註7）延享五年五月三日条。

38 「出馬帳」前掲註5、延享五年五月三日条。

39 前掲註38。

40 前掲註38。

41 「参向道中信使奉行方毎日記」『延享信使記録』（慶應義塾大学三田メディアセンター所蔵、マイクロフィルム版『対馬宗家文書』、第Ⅰ期、NO.344、リール番号36、前掲註7）延享五年五月三日条。

42 前掲註41。

43 「御参向京都御発駕より江戸御着迄道中毎日記」前掲註37、延享五年五月四日条。

44 「参向道中信使奉行方毎日記」前掲註41、延享五年五月四日条。

45 前掲註43。

46 「御家中江被仰渡之壁書并役々江相渡候書付之扣」『延享信使記録』（韓国国史編纂委員会所蔵、マイクロフィルム版『対馬宗家文書』、第Ⅰ期、NO.298、リール番号27、前掲註2）。

一、乗馬役の概観

1、朝鮮通信使と大名課役

先に朝鮮通信使迎送体制において対馬藩出馬方が通信使側と対馬藩側との間で諸種の交渉・調整に当たり、乗馬調達を取り仕切っていたこと、しいては対馬藩家臣団が行列通行に際しても朝鮮側と日本側をつなぎ合わせる要の役割を果たしていくことを指摘した。しかしながら陸上通行の開始に当たり、移動手段の乗馬が出発地にきちんと揃つていなければ、いくら対馬藩役人の尽力があろうとも行列通行自体成り立たない。現場における乗馬引き渡しの一歩手前の段階で、通信使随行員の必要とする員数を準備するのは日本側、すなわち命じる側の幕府と実負担を担う諸大名や沿道諸国の人々であつた。

特に幕府は通信使用の乗馬を確保するため、その大部分を乗馬役として諸大名に課し、將軍と大名との上下の主従関係により供出させる方針をとつた。そうすれば外國から来日した賓客にふさわしい高級な馬と馬具、ならびに騎乗する朝鮮人との無用な諍いを起さない規律のとれた添人を確実に調達することができたのである。したがつて幕府は一日に必要とされる上馬用の鞍置馬八〇疋、中馬用の馬具となる鞍皆具一八〇疋分ならびに一疋に付八人の添人が間違いなく揃うよう、諸大名へ割り当てる負担対象、員数、継立区間等全体的な負担方式に関する全体的な計画を立てねばならなかつた。

この乗馬役あるいは鞍馬役・鞍皆具役という用語で括られる役負担については、武田勝蔵氏³がはじめてその存在に触れ、後に大名課役の觀点から分析した池内敏氏⁴、土田良一氏により、寛永二〇年（一六四三）までに諸大名の鞍置馬・鞍皆具負担方式の基礎が築かれ、正徳・享保期にかけて整備されていったことが明らかにされた。しかし池内氏が明暦期から享保期までを一括りに制度化の進む過程とみなすのに対し、土田氏は天和期と正徳期の負担方法の違いも注目し、わずかながら正徳期の捉え方に見解の相違がみられる。

よつて本章ではこれまで未分析であつた享保期以降にも焦点を当て、正徳期から宝暦期までの乗馬役の制度的変遷について解説する。そして正徳期に負担方式の改変に携わった新井白石の意図や享保期以降の在り方踏まえ、通信使来日における正徳・享保期の意義について考察していきたい。

そもそも、一体どれほどの諸大名が乗馬役（鞍置馬・鞍皆具負担）に携わったのであろうか。通信使来日時の大名課役について享保四年（一七一九）の事例をまとめると次のように大別される。

(1) 接待役	三八人	約一四%
(2) 川船役	七人	約三%
(3) 道中での鞍置馬負担	三六人	約一三%
(4) 道中での鞍皆具負担	一五二人	約五八%
(5) 江戸城登城時の鞍置馬負担	一七人	約六%

右のように、道中において鞍置馬負担に携わった大名は接待役に並び、鞍皆具負担大名はこれらを遙かに凌ぐことがわかる。双方を合わせた人数は一八七人となり、享保四年に確認される大名二六三人のうち約七一%を占める。さらに江戸城登城時を加えた負担大名は全員で二〇四人となり、全大名の約七八%にも及ぶ。よつて乗馬役は動員大名数の上で、通信使来日時の最も大規模な役負担であつたといえる。なお接待役の場合、通信使が領地内や付近を通過するという地理的条件を伴う。また川船役も川御座船の所有を前提とするため一部の大名に限られる。これに対し乗馬役の場合、特に条件や制限がないため、先の二つとは異なる性質のものであつたともいえる。このように様々な役負担を担う大勢の諸大名により、通信使の通行は実現していたのである。

2、天和期までの乗馬役

ここからは、道中における乗馬役について寛永年間から天和期までを中心みていく。まず慶長一二年（一六〇六）、寛永元年（一六二四）に関しては史料が少なく部分的にしか判明しない。わずかに寛永元年の『徳川実紀』に「鞍馬二百疋、駄馬三百疋三嶋駅までつかわして迎へしめらる」とあり、三嶋・江戸間が継立区間として設定され、幕閣や沿道大名により区間を分けた負担がなされていたと推察されるものの、全体像は不明である。

幕府の方針は、近世日朝関係の安定化する寛永一三年（一六三六）以降に定まっていく。この年から天和期までは諸大名への割り当てに際し①鞍置馬・鞍皆具双方の負担、②継立区間六区間（往復とも）の設定が継続される。土田氏も家光政権最後の通信使来日までに大名動員方式が完成したとし¹⁰、寛永二〇年までに乗馬役負担方式が制度的に整えられていたことを指摘している。

しかし、通信使の来日に伴う負担の割り振りや基準は未だ不均等なままであった。天和期を例にあげると、六九の大名家が鞍置馬・鞍皆具双方を供出し六区間（往復とも）の継立区間に割り振られた¹¹。このうち最短区間は参向時彦根・守山間（一日行程・約三五km）である一方、最長区間は参向・下向の吉田・三嶋間（五日行程・約一七五km）と、単純に距離・日数を比較しただけでも五倍の開きがあった。また、負担大名のうち彦根藩井伊家は一藩のみで接待役と重複しながら参向時彦根・大垣間（一日行程・約五〇km）、下向時彦根・守山間（一日行程・約三五km）で上馬となる鞍置馬八〇疋、中馬に用いる鞍皆具一八〇疋分のすべてを任せられていた。尾張藩徳川家も参向時名古屋・吉田間（二日行程・約六五km）、下向時吉田・大垣間（三日行程・約一一二km）において同様に単独で負担している。しかし他の区間はいずれも一〇以上の大名家で分担し、少數の鞍置馬・鞍皆具を負担するなど場所により負担基準や方法に大きな違いが見られた。

二、正徳期の乗馬役

1、負担方式の改変

正徳期になると通信使の聘礼様式が新井白石によつて大きく改変され、その影響が乗馬役の負担方式にも及ぶこととなつた。新井白石というと通信使の聘礼様式を独自に改変し、通信使側との紛争を招いたことでよく知られている。その白石は通信使来日時の大名課役の一つである乗馬役にも大きな影響を与えていた。ここでは、白石と朝鮮御用掛の幕閣が進めた負担方法の改変について具体的に整理し、その背景に迫つていく。

先にも述べたように、天和期までは一大名に鞍置馬・鞍皆具双方を一括して負担させるのが原則であった。ところが通信使を迎える正徳元年（一七一二）四月、朝鮮御用掛老中土屋相模守政直は、まず「鞍置馬」の供出を三三三の大名家に命じた。¹² その約一ヶ月後、同じく土屋政直が別の一二一の大名家に命じたのは「鞍皆具」のみの負担であった。¹³ 負担大名は合計一五四家に及び、天和期の六九家の二倍を上回つてゐる。そしてこれらの割り当てを対馬藩に伝える際も、鞍置馬負担大名と鞍皆具負担大名の分を別々の帳面にまとめ報告している。¹⁴ つまり幕府は、鞍置馬・鞍皆具負担の分離という方針転換に踏み切つたのである。次の『通航一覧』からは、この役負担の分離に関する詳細がうかがえる。¹⁵

一朝鮮人來朝之節、拾萬石以上乗馬出候、是者自分御持用の馬皆具相添役人等相付候、淀より京都、夫より美濃大垣までとあり、是者上馬と申、上官の類乗申候、拾萬石以下の衆者、代官衆より在々の馬を請取て乗馬に仕立、馬の皆具の役人は其大名より出て、淀より江戸まで通し馬に仕候、是を中馬と申、中官の類乗申候（後略）

右には「拾萬石以上乗馬出候、是者自分御持用の馬皆具相添役人等相付候」と、一〇万石以上の大名の負担対象は通信

使用の上馬となる「乗馬」すなわち鞍置馬で、自藩の鞍皆具や役人とともに差し出したとある。加えて「拾萬石以下の衆者、代官衆より在々の馬を請取て乗馬に仕立、馬の皆具の役人は其大名より出」と、一〇万石に満たない大名の負担対象は「馬の皆具」つまり鞍皆具であり、代官衆を介して沿道諸国の村々から調達した馬にのせ中馬にしたことが確認できる。これらから一〇万石を境に、負担対象が鞍置馬または鞍皆具にはつきり分けられたことが明らかである。

そして幕府はこれらの大名に対し、負担対象ごとに石高に応じた割り当てを行つた。次の表1は正徳期の鞍置馬負担大名についてまとめたものである。この表より一〇万石から一〇〇万石を超える三三の大名家が、四区間に割り振られていることがわかる。それぞれ鞍置馬負担数は異なるが、その負担基準は継立区間や藩の規模にかかわらずおよそ二万五〇〇〇石に付一疋に統一されている。¹⁶ 加えて各区間の鞍置馬数の合計は通信使の必要とする上馬数の八〇疋、負担大名の総石高も約二〇〇万石に揃つており、幕府が諸大名への割り振りを計画的に行つたとみなすことができる。また鞍皆具についても一万石から九万石代の諸大名に、一万石に付一疋分以上という基準で割り当てられた。¹⁷

継立区間の距離や日数も天和期までは区間により異なつていたが、正徳期にはほぼ均一に設定された。鞍置馬の継立区間は、表1に示したように①淀・大垣、②大垣・浜松、③浜松・三島、④三島・江戸という四区間（往復とも）に改められた。これらの新しい区間は箱根の難所のある三島・江戸間を除き、距離一三〇～一四〇kmの四、五日行程になつていて。鞍皆具の場合は、鞍置馬と異なり途中に交替地点を設けない淀・江戸間通しの一区間、約五二六km、一九日行程に設定された。負担大名は鞍皆具数が一八〇疋分となるよう参向時六五家、下向時五六家と二組に分けられ、いざれか片道のみを担当した。¹⁸

加えて幕府は乗馬役の割り当てに際し、通信使来日に伴う他の役負担との兼ね合いを考えるようになる。「海陸往来の御馳走を辨する分は、尾張公を始めとして、以下の面々皆鞍馬を沙汰せず」と、通信使の旅程の海路・陸路における接待役担当大名には乗馬役を命じない方針にしたのである。よつてこれまで接待役と双方を担当していた彦根藩井伊家、尾張藩

[表1]正徳元年(1711)の諸大名の鞍置馬負担

継立区間	負担大名(藩・大名)	石高(石)	鞍置馬数(疋)	負担割合(万石)
①淀・大垣 132km 参向 5日 下向 7日	肥後熊本(細川越中守)	540,000	22	2.45
	肥前佐賀(松平丹後守)	357,000	14	2.55
	筑後久留米(有馬玄蕃頭)	210,000	9	2.33
	高知土佐(松平土佐守)	202,000	8	2.53
	豊前小倉(小笠原右近將監)	150,000	6	2.5
	伊予松山(松平隱岐守)	150,000	6	2.5
	出雲松江(松平莊五郎)	186,000	7	2.66
	筑後柳川(立花飛驒守)	109,000	4	2.7
	伊予宇和島(伊達伊織)	100,000	4	2.5
9家		2,004,000	80	—
②大垣・濱松 142km 参向 4日 下向 4日	加賀金沢(松平加賀守)	1,025,000	41	2.5
	美作津山(松平越後守)	100,000	4	2.5
	讃岐高松(松平讃岐守)	120,000	5	2.4
	阿波徳島(松平淡路守)	257,000	10	2.57
	因幡鳥取(松平右衛門督)	320,000	12	2.67
	越中富山(松平長門守)	100,000	4	2.5
	大和郡山(本多信濃守)	110,000	4	2.75
7家		2,032,000	80	—
③濱松・三島 140km 参向 6日 下向 4日	常陸水戸(水戸殿)	350,000	14	2.5
	紀伊和歌山(紀伊殿)	555,000	20	2.78
	備前岡山(松平大炊頭)	250,000	9	2.78
	伊勢桑名(松平下總守)	100,000	4	2.5
	甲斐甲府(松平甲斐守)	151,000	10	1.51
	伊勢津(藤堂和泉守)	323,000	13	2.48
	上野前橋(酒井雅樂頭)	150,000	10	1.5
7家		1,879,000	80	—
④三島・江戸 112km 参向 4日 下向 4日	陸奥会津(松平肥後守)	230,000	10	2.3
	陸奥仙台(松平陸奥守)	620,000	25	2.48
	出羽久保田(佐竹大膳大夫)	205,000	10	2.5
	出羽米沢(上杉民部大輔)	150,000	6	2.5
	陸奥白河(松平大和守)	150,000	6	2.5
	出羽庄内(酒井左衛門佐)	140,000	6	2.33
	越後高田(松平越中守)	110,000	5	2.2
	出羽山形(堀田伊豆守)	100,000	4	2.5
	陸奥二本松(丹羽左京大夫)	100,000	4	2.5
	陸奥盛岡(南部信濃守)	100,000	4	2.5
10家		1,905,000	80	—

註)「諸御大名より被差出候上馬中馬鞍皆具割被仰出候御書付写」『正徳信使記録』

(韓国国史編纂委員会所蔵)、「通航一覧」巻三十七、『寛政重修諸家譜』より作成。

参向濱松・三島間では大井川川留により金谷に2日間逗留。

淀・大垣間では京都招宴等に参向時2日間、下向時3日間滞在。

負担割合は鞍置馬1疋の供出の基準となる石高のこと(石高 ÷ 鞍置馬数)。

徳川家、そして宝永七年（一七一〇）、琉球使節の参向に携わった薩摩藩島津家も対象外となつた。

さらに諸大名を継立区間に配置する際、領地を考慮した区間設定が工夫された。これに関し新井白石は『折たく柴の記』の中で次のように記している。²⁰

また外使京よりこゝに來り歸らん道のほど、かの一行の人の乗るべき鞍馬ども、諸大名の役に課せらる、これ例なり、其役を充らるべき事例をして、まゐらせしに、たとへば、西國大名の中、遠江國より東の役を課せ、東國の大名の中、三河國より西の役に充てらるゝありて、凡役にしたがふ事、一日程を限とし、來らん時に一日、歸らん時に一日、すべて兩日に過べからずと見えたり、某これを見て、此さだめ然るべしとも見えず、西國の人々には、三河國より西の事を課せ、東國の人々には、遠江國より東の事を課すべき事にや、さらば西國の大名の家人等、外使來らんを送りし後は、各大坂の屋敷に歸りて、外使歸らん期にさきだちて、迎ふべき所に出むかひ、また東國大名の家人は、外使を迎へし後には此所に來り集りて、外使歸らんに至て、これを送るべし、さらば各其便もよろしくして、おのづから路費の用、其半をも減ずべし

この史料によると、白石は正徳期以前の状態を「西國大名の中、遠江國より東の役を課せ、東國の大名の中、三河國より西の役に充てらるゝあり」と記し、西国大名が遠江国より東を、東国大名が三河国より西を、つまり領地から遠い区間を割り当てられて不便であつたとしている。そこで「此さだめ然るべしとも見えず」と批判した上で、西国大名には三河国より西を、東国大名には遠江国より東を、つまり領地に近い区間を割り当てるべきだと主張している。そうすると、諸大名から鞍馬とともに派遣された「家人」、つまり役人や添人たちは参向時の役遂行後から下向時までの間、江戸や大坂の屋敷で待機するので「おのづから路費の用、其半をも減ずべし」と経費節減になるとえたのである。実際に表1をみ

ると、淀・大垣間に九州・四国地域の大名、大垣・浜松間、浜松・三島間に中国・近畿・中部地域の大名、三島・江戸間に東北地域の大名が揃つており、確かに白石の考えが反映されたといえる。

以上のように新井白石を中心とする乗馬役負担方式の改変により、①鞍置馬・鞍皆具負担の分離、②石高に応じた基準設定がなされ、諸大名はそれぞれの藩の規模に見合つた負担を行えるようになり、大名動員数自体も倍増した。加えて③継立区間の均一化、④二重役を避けた割り当て、⑤領地を考慮した区間設定からは、幕府が実際に役負担に携わる大名側の立場を配慮し、効率のよい方法を導入したとみなすことができる。つまり、正徳期の改変は一大名にかかる負担の均一化、分散化、経費節減を図つたもので、寛永二〇年（一六四三）以降用いられてきた古い方法を大きく変える新たな試みであったといえる。

2、改変の理由

では、なぜ正徳期にこのような改変が行われたのであらうか。第一に考えられるのが、新井白石と荻原重秀の乗馬役負担方式をめぐる意見の対立である。両者はともに朝鮮御用掛として通信使来日準備を取り仕切る立場にあつたが、考え方は正反対であつた。『折たく柴の記』に次のようにある。²¹

始まゐらせし所は、荻原近江守重秀がはからひし所にて、鞍具馬等をば、商人のうけおひといふ事になして、大名よ
りは、其價を出さしむべき由の事也、かゝる事も、國體に於てしがるべからずと申どめし事なり

右のように重秀は鞍置馬・鞍皆具を「商人のうけおひ」とし、その費用を諸大名から徴収しようと計画していた。かつて重秀は五代将軍綱吉政権下で東大寺大仏殿造営²²や富士山噴火の降灰除去といった国家的事業に取り組んだ際、幕領・私

領に石高に応じた国役金を賦課し費用を捻出していた。経済官僚の重秀にとつては鞍置馬・鞍皆具の確保も同様に対処する事案だったのであろう。

しかし白石は、この商人請負案を「國體に於てしかるべきからず」と徹底的に批判している。儒学者の立場から政治に携わっていた白石にとって、通信使の来日は国の体面に関わる重大事であった。そして「客使迎送の料の鞍馬の一事は、某議し申す事あるが爲に、前例によられて、諸國大名の役には仰下されたりける」と、白石の強い主張から、これまで通り諸大名が鞍置馬・鞍皆具を供出することになったという。周知のように白石は、重秀の進めていた貨幣政策にも断固否定的な立場をとり、翌正徳二年（一七一二）六代將軍徳川家宣へ三度弾劾書を提出し、罷免に追い込むほどであった。²⁴ 正徳期の負担方式改変の裏には、経済政策で対立する荻原重秀の商人請負案に対する白石の強い抵抗意識がうかがえる。

第二に指摘できることは、聘礼改革との関連である。元禄期以降日本国内経済が低迷する中、宝永大地震や富士山噴火などの自然災害が相次ぎ、幕府や諸大名はその救済・復興のため多額の費用を費やしていた。そして徳川家宣が新將軍に就任した宝永六年（一七〇九）、幕府財政は危機的状況にあつた。諸政策に使用可能な財源が七六、七万両である一方支出が一四〇万両に及ぶほどで、白石も「此年比國財つがざる所ありぬべしとは思ひしかど、かほどまでの事なるべしとも思ひよらず」²⁵と、その驚きを書き残すほどである。

このような状況下、正徳元年（一七一一）の通信使来日に臨み、白石は「和平・簡素・対等」の三方針に基づく聘礼改革を行い経費節減を計画する。²⁶ 例えば江戸への旅程においても「沿次の國々の勞費もはかりがたし」²⁷と通信使への饗應を国内五か所に限り、他の休泊地では食料のみを提供することにした。²⁸ そして従来一〇〇万両かかるとされてきた幕府の聘礼費用を六割ほど削減することに成功している。また彼は幕府や諸大名に限らず沿道諸国の負担緩和をも視野に入れていた。次の『折たく柴の記』の一節からも、白石が通信使の通行地への負担を気にかけていた様子が読み取れる。²⁹

はじめ京にのぼるとして、美濃國大垣を過るほどに、その邊の家々に、ことごとく榜示をたてしあるを見れば、こゝをば一丈きるべし、かしこをば一尺きるべしなど、尺寸をわかつてしるしたり、いかなる事にやと問ひしに、朝鮮の聘事につきて、其事承り給ひし人々の、こゝを過給ひしに、大目付、勘定奉行等の人々、召供せられし對馬守の家人、このところ路狭くして、大旗の通らん時の煩あるべしと申せしかば、かくは沙汰し置れしといふなり、かの使のこゝを過るは、此度を始とやすると問ひしに、彼使の来る毎に必ず此所をば通り候ひしと答ふ、京につきし事を注進せし書に、此事を議して、此等の事、沿路諸國の煩なるべし、彼使來りしより此かた、事の煩なかりしを、今はたこれらの沙汰あらん事、もつともしかるべからずと申したりき、後に聞に、これらの事はことごとくにとゞめられき

この史料によれば、白石が大垣に立ち寄つた際、道の脇々に榜示を立ててあつたものを見たという。詳しく尋ねたところ、白石より前に通信使来日準備として朝鮮御用掛大目付、勘定奉行、対馬藩役人らが訪れ「路狭くして、大旗の通らん時の煩あるべし」と、道幅が狭く通信使の掲げる大旗の妨げになるとして整備する長さを細かく指示したことであつた。これを聞いた白石は「彼使來りしより此かた、事の煩なかりしを、今はたこれらの沙汰あらん事、もつともしかるべからず」と、これまでの通信使通行時に何ともなかつたのに、今回（正徳期）に限り道の整備の指示があるというのはおかしいと反発している。そして幕府への注進書に「沿路諸國の煩なるべし」と通行地への負担を強く申し立て、道の整備はしなくともよいことになつたという。

右の大垣の道筋整備の事例からも白石が通信使の通行や国内滞在に伴う過度な負担を減らす必要性を強く意識していたことがうかがえる。多くの諸大名を動員せねばならない乗馬役も彼にとつては改善すべき事案の一つだつたのであろう。結局白石の断行した聘礼改革は先例に反し、通信使側との紛争に発展したため次回の享保期以降用いられるることはなかつた。しかし白石が当時の日本、すなわち幕府や諸大名、沿道諸国の人々の置かれていた状況を憂慮し、通信使来日に伴う経費・

負担の緩和を画策していたことは明白である。

三、享保期の乗馬役

1、再度の改変

享保元年（一七一六）徳川吉宗の八代将軍就任に伴い、六、七代将軍を支えていた新井白石は政治の表舞台から姿を消す。享保四年（一七一九）の通信使来日に当たつても、白石の聘礼改革の批判から、ほとんどの聘礼様式が「天和の旧例」に復されたとされている。しかし同じく白石の発案で変えられたはずの乗馬役負担方式は、天和期以前の方式に戻されることなく、さらに新しい改変が加えられることになる。ここでは享保期の負担方式とその影響について具体的に整理し、乗馬役負担方式が定着していく様子をみていく。

通信使来日を間近に控えた享保四年四月、朝鮮御用掛老中井上河内守正岑から諸大名へ乗馬役の令達が伝えられた。³¹ このとき幕府の用いた負担方式は、基本的に正徳期と大きく変わっていなかつた。享保期も一〇万石を境に負担対象が分けられ、鞍置馬負担大名三六家、鞍皆具負担大名一五二家、計一八八家が動員された。³² 次の表2は享保期の鞍置馬負担大名についてまとめたものである。負担者はいずれも一〇万石以上の大名で、正徳期の三三家から三家増えたに過ぎない。そして各区間には通信使の必要とする鞍置馬八〇疋が揃うよう計画的に割り振られている。負担基準も正徳期のまま約二万五〇〇〇石に付一疋の割合が維持され、接待役との二重役から鞍置馬負担を免除された彦根藩井伊家、尾張藩徳川家は外されたままである。

新たな改変が加えられたのは継立区間である。正徳期の場合、諸大名は距離・日数をほぼ均一にした四区間のうちいづれかで往復の役負担を行つていた。この継立区間が享保期に淀・江戸間を二等分する二区間となり、諸大名も①淀・新居（参向）、②舞坂・江戸（参向）、③江戸・舞坂（下向）、④新居・江戸（下向）の四組に分けられ片道のみの役を遂行すること

[表2]享保4年(1719)の諸大名の鞍置馬負担

継立区間	負担大名(藩・大名)	石高(石)	鞍置馬数(疋)	負担割合(万石)	
1	陸奥会津(松平肥後守)	230,000	9	2.56	
2	因幡鳥取(松平右衛門督)	320,000	13	2.5	
3	阿波徳島(松平淡路守)	257,000	10	2.57	
4	土佐高知(松平土佐守)	202,600	8	2.53	
5	①淀・新居 参向	肥後熊本(細川越中守)	541,100	22	2.46
6	263km 8. 5日	讃岐高松(松平讃岐守)	150,000	6	2
7	筑後柳川(立花飛騨守)	109,600	4	2.74	
8	越中富山(松平長門守)	100,000	4	2.5	
9	大和郡山(本多唐之助)	120,000	4	3	
	9家	2,030,300	80	—	
10	常陸水戸(水戸中将)	350,000	14	2.5	
11	②舞坂・江戸 参向	越前福井(松平伊豫守)	250,000	10	2.5
12	263km 8. 5日	加賀金沢(松平加賀守)	1,025,000	40	2.56
13	伊勢津(藤堂和泉守)	270,000	12	2.25	
14	伊勢桑名(松平下総守)	100,000	4	2.5	
	5家	1,995,000	80	—	
15	陸奥仙台(松平陸奥守)	625,600	25	2.5	
16	出羽米沢(上杉式部大輔)	150,000	6	2.5	
17	陸奥白河(松平大和守)	150,000	6	2.5	
18	出羽久保田(佐竹右京大夫)	205,800	8	2.57	
19	武藏忍(阿部豊後守)	100,000	4	2.5	
20	③江戸・舞坂 帰国	陸奥二本松(丹羽左京大夫)	100,000	4	2.5
21	263km 8. 5日	出羽庄内(酒井左衛門佐)	138,000	5	2.76
22	上野前橋(酒井雅樂頭)	150,000	6	2.5	
23	出羽山形(堀田伊豆守)	100,000	4	2.5	
24	信州松代(真田伊豆守)	100,000	4	2.5	
25	陸奥盛岡(南部大膳亮)	100,000	4	2.5	
26	越後高田(松平日向守)	100,000	4	2.5	
	12家	2,019,400	80	—	
27	紀伊和歌山(紀伊中納言)	555,000	22	2.52	
28	讃岐高松(松平讃岐守)	120,000	5	2.4	
29	美作津山(松平越後守)	100,000	4	2.5	
30	出雲松江(松平出羽守)	186,000	7	2.66	
31	④新居・淀 帰国	甲斐甲府(松平甲斐守)	150,000	6	2.5
32	263km 9. 5日	肥前佐賀(松平丹後守)	357,000	14	2.55
33	筑後久留米(有馬玄蕃頭)	210,000	8	2.63	
34	豊前小倉(小笠原右近将監)	150,000	6	2.5	
35	下総佐倉(稻葉丹後守)	102,000	4	2.55	
36	豊前中津(奥平大膳大夫)	100,000	4	2.5	
	10家	2,030,000	80	—	

註)「出馬帳」「享保信使記録」(韓國国史編纂委員会所蔵)、「通航一覧」巻三十九より作成。

下向新居・淀間では、方広寺大仏前招宴のため京都に2日間逗留し参向時より1日多くかかった。

負担割合は鞍置馬1疋の供出の基準となる石高のこと(石高 ÷ 鞍置馬数)。

となつた。これにより各区間の距離・日数自体は倍増するものの、役負担が往復から片道へ半減されたため諸大名の負担量は結局正徳期のままに保たれたのである。また新居と舞坂の間には渡船で往来する浜名湖があつた。正徳期まで新居も舞坂もただの通過地に過ぎず「官人駕乗馬御関所前ヨリ渡海之事」³⁴と、駕籠や乗馬は浜名湖を渡らねばならなかつた。しかし享保期には両地を役負担の開始・終了地点として、多くの鞍置馬・鞍皆具、添人らの渡船の手間が省かれたものとみられる。新居と舞坂は地理的に淀・江戸間の中間にあり、さらに通信使一行の渡船の負担を減らすためにも打つてつけの継立地点であつたといえる。

さらに片道のみの負担となつたことで、参向時と下向時の役の間に存在した待機期間もなくなつた。これまで各大名家から派遣された役人・添人は参向時の役遂行後、江戸や大坂の藩邸で待ち再び任地へ赴いていた。しかし享保期からその必要はなくなり、役目を終えればそのまま帰途につけるようになつたのである。よつて各大名家が役負担に要する日数も大幅に削減される。

例えば加賀藩前田家の場合、正徳期には幕府から鞍置馬四一疋を割り当てられ、大垣・浜松間で参向時に四日間、下向時も四日間、計八日間の役を遂行した。享保期には鞍置馬四〇疋を舞坂・江戸間で参向時のみ九日間負担した。³⁵ 役遂行期間は享保期の方が一日多い。しかし実際正徳期には、役人や添人が国元から任地へ赴き通信使一行に鞍置馬を提供し再び帰国するまで一一九日かかったのに対し、享保期はたつたの六七日にとどまつている。つまり正徳期よりも五二日も短縮したことになる。³⁶ しかもこのうち四六日間が享保期になくなつた待機期間と下向時の役へ向かう移動期間であつた。³⁷ この事例は、継立区間の合理化が日数短縮など諸大名家にかかる役負担の効率化につながつたことを裏付けている。

また享保期には鞍皆具継立区間も鞍置馬と同じ四区間に変更された。次の『通航一覧』の一節からは、この変更と負担基準との関連がうかがえる。³⁸

一朝鮮人参向之節、西國大名方乗馬御出し被成候は、先年は大坂より江戸まで御送候とも、今度は大坂より遠州新居まで御送候、其代に唯今まで貳疋出之方は四疋に成、五疋之方は拾疋に成候、路法近きに依てなり。

まず右の史料中には「乗馬」とあるが、正徳期に淀・江戸間が鞍皆具の継立区間であつたことから中馬にのせる鞍皆具を指していると考えられる。正徳期の鞍皆具の継立区間も淀・江戸間約五二六kmであったので、「大坂より江戸まで」とあるのも淀から江戸までの誤りであろう。しかし享保期には鞍置馬と同じ淀から「遠州新居まで」の約二六三kmとなつた。継立区間にのみに注目すると一見負担が半減したかのように見える。ところが負担数に目を向けると「貳疋出之方は四疋に成、五疋之方は拾疋に成候」と、負担基準が正徳期の二倍となつたことがわかる。鞍皆具負担基準が一万石に付一疋分から二疋分へと増加したのである。³⁹つまり「其代に」、「路法近きに依てなり」とあるように、幕府は享保期の鞍皆具継立区間を半減させると同時に基準となる負担数を倍増させることで、一大名にかかる負担量を正徳期のままに維持したのである。

二万石の赤穂藩森家の事例をみてみよう。正徳期は参向時に淀・江戸間で鞍皆具を二疋分、享保期は下向時、江戸・舞坂間で四疋分を負担している。⁴⁰正徳期には実際一九日かかったが、京都で一日、大井川の川止めにより金谷で一日、計二日余計に滞在しているので、この分を引いて一七日かかったと考える。⁴¹すると鞍置馬負担にかかる総合的な負担量（負担数×日数）は、正徳期も三四疋分（2疋分×17日＝34疋分）、享保期も三四疋分（4疋分×5日＝34疋分）と結局は変化していないことがわかる。

以上から、幕府は一大名にかかる総合的な負担量を正徳期のまま維持し、さらに日数等を削減させることで負担方法の効率化を図っていたといえる。享保期になされた乗馬役の①継立区間の合理化、②鞍皆具負担基準の再設定は基本的に正徳期の負担方法を引き継いだ上で、さらに合理性・機能性を追究し修正をえたものであつたとみなせよう。

2、負担方式の定着

このように享保期に改変された乗馬役負担方式は、延享・宝暦期にも用いられ続ける。この両期の負担方式、すなわち負担対象や基準、継立区間などは享保期とほぼ同じで、割り替えの導入を除けば大きな違いはない。⁴² 正徳期から宝暦期までの負担大名数に目を向けてみよう。鞍置馬負担大名は、正徳期三三家、享保期三六家、延享期二九家、宝暦期二八家といずれも三〇家前後である。鞍皆具負担大名は、正徳期一二一家、享保期一五二家、延享期一四五家、宝暦期一三五家と、享保期の負担基準変更後は約一三〇～一五〇家に定着している。⁴³ よって享保期以降、鞍置馬・鞍皆具とも負担大名数に大きな変化はないといえる。

また、正徳期から宝暦期までの四回の鞍置馬負担大名について整理したものが表3である。表に示したように正徳期以降、鞍置馬負担に携わった大名は全体で四四家である。彼らは一〇万石以上の大名であり、主に接待役を命じられない御三家、御三卿、親藩、有力外様であった。これらの大名の負担回数に注目すると四回連続負担した大名は一四家（背景に濃色の着色あり）で、紀州藩徳川家、加賀藩前田家、仙台藩伊達家などが挙げられる。また四回のうち三回負担したのは熊本藩細川家、津藩藤堂家、鳥取藩松平家など二七家（背景に薄色の着色あり）の大名であった。特に一五万石以上の大名による負担が固定化していることが明らかである。

さらに、享保期から宝暦期までの鞍置馬負担大名の継立区間をまとめたものが表4である。基本的に西国大名は淀に近い区間、東国大名は江戸に近い区間を割り当てられている。領地から遠い場所を担当した者（背景に着色あり）は、最も多い宝暦期でも五家を数えるのみである。よって享保期以降も、領地を考慮した区間設定が継続して行われていたとみなすことができる。このような負担大名の固定化、領地を考慮した区間設定の継続からも、正徳・享保期に改変された負担方式が定着していく様子がうかがえる。

[表3]正徳から宝暦期までの鞍置馬負担大名

大名	藩所在地	石高(石)	正徳元年	享保4年	延享5年	宝暦14年
1 紀伊殿	紀伊和歌山	555,000	20	22	24	24
2 水戸殿	常陸水戸	350,000	14	14	15	15
3 右衛門督殿	田安家	100,000	—	—	4	4
4 刑部卿殿	一橋家	100,000	—	—	4	4
5 宮内卿殿	清水家	100,000	—	—	—	4
6 松平加賀守	加賀金沢	1,025,000	41	40	44	50
7 松平陸奥守	陸奥仙台	620,000	25	25	26	30
8 細川越中守	肥後熊本	540,000	22	22	24	26
9 松平丹後守	肥前佐賀	355,000	14	14	16	17
10 藤堂和泉守	伊勢津	323,000	13	22	14	15
11 松平右衛門督	因幡鳥取	320,000	12	13	14	免除
12 松平淡路守	阿波徳島	257,000	10	10	11	12
13 松平大炊頭	備前岡山	250,000	9	—	—	—
14 松平伊豫守	越前福井	250,000	—	10	12	14
15 松平肥後守	陸奥会津	230,000	10	9	10	11
16 有馬玄蕃頭	筑後久留米	210,000	9	8	9	免除
17 佐竹右京大夫	出羽久保田	205,000	10	8	9	10
18 松平土佐守	高知土佐	202,000	8	8	9	免除
19 松平出雲守	出雲松江	186,000	7	7	8	9
20 松平甲斐守	甲斐甲府	151,000	10	6	—	—
21 酒井雅楽頭	上野前橋	150,000	10	6	—	—
22 小笠原右近将監	豊前小倉	150,000	6	6	7	8
23 松平隱岐守	伊予松山	150,000	6	5	7	8
24 上杉民部大輔	出羽米沢	150,000	6	6	7	8
25 松平大和守	陸奥白河 →武藏川越	150,000	—	—	—	7
26 柳原式部大輔	越後高田	150,000	—	—	7	8
27 酒井左衛門佐	出羽庄内	140,000	6	5	6	6
28 松平讚岐守	讃岐高松	120,000	5	6	5	5
29 松平越中守	越後高田 →陸奥白河	110,000	5	4	—	—
30 立花飛驒守	筑後柳川	109,000	4	4	4	4
31 伊達伊織	伊予宇和島	100,000	4	—	—	—
32 堀田伊豆守	出羽山形 →下総佐倉	100,000	4	4	—	—
33 真田伊豆守	信州松代	100,000	—	4	4	4
34 丹羽左京大夫	陸奥二本松	100,000	4	4	4	免除
35 南部信濃守	陸奥盛岡	100,000	4	4	4	4
36 松平下総守	伊勢桑名	100,000	4	4	4	4
37 松平越後守	美作津山	100,000	4	4	—	—
38 松平長門守	越中富山	100,000	4	4	4	4
39 本多信濃守	大和郡山	100,000	4	4	—	—
40 奥平大膳大夫	豊前中津	100,000	—	4	4	4
41 稲葉丹後守	下総佐倉	100,000	—	4	—	—
42 阿部豊後守	武藏忍	100,000	—	4	4	—
43 阿部伊勢守	備後福山	100,000	—	—	4	—
44 酒井藤太郎	若狭小浜	100,000	—	—	—	4
						5

註)「諸御大名より被差出候上馬中馬鞍皆具割被仰出候御書付写」『正徳信使記録』、「出馬帳」『享保信使記録』、「諸大名より被差出候上馬中馬鞍皆具之割被仰出御書付写」『延享信使記録』(いずれも大韓民国史料編纂委員会所蔵)、「諸御大名様より被差出候鞍置馬鞍皆具之割被仰出右ニ付伺書御返答」『宝暦信使記録』(慶應義塾大学三田メティアセンター所蔵)、『通航一覧』第一、卷三十七、卷三十九より。濃色の背景は正徳から宝暦期まで4回負担した大名、薄色の背景は4回のうち3回負担した大名を示す。

[表4]享保・延享・宝暦期の諸大名の鞍置馬継立区間

区間	享保4年	延享5年(割替後)	宝暦14年(割替後)
淀・新居	陸奥会津(松平肥後守) 因幡鳥取(松平右衛門督) 阿波徳島(松平淡路守) 土佐高知(松平土佐守) 肥後熊本(細川越中守) 讃岐高松(松平讃岐守) 筑後柳川(立花飛騨守) 越中富山(松平長門守) 大和郡山(本多唐之助)	紀伊和歌山(紀伊殿) 肥前佐賀(松平丹後守) 阿波徳島(松平阿波守) 豊前小倉(小笠原右近将監) 筑後柳川(立花左近将監) 出雲松江(松平出羽守) 出羽庄内(酒井左衛門尉)	加賀金沢(松平加賀守) 肥前佐賀(松平信濃守) 阿波徳島(松平阿波守)
舞坂・江戸	常陸水戸(水戸) 越前福井(松平伊豫守) 加賀金沢(松平加賀守) 伊勢津(藤堂和泉守) 伊勢桑名(松平下総守)	加賀金沢(松平加賀守) 出羽久保田(佐竹右京大夫) 武藏忍(阿部豊後守) 越中富山(松平出雲守) 陸奥白河(松平越中守) 信州松代(真田伊豆守) 陸奥盛岡(南部大膳大夫)	陸奥仙台(松平陸奥守) 出羽米沢(上杉大炊頭) 武藏川越(松平大和守) 越後高田(榎原式部大輔) 若狭小浜(酒井藤太郎) 筑後柳川(立花左近将監) 豊前中津(奥平大膳大夫) 出羽久保田(佐竹秀丸)
江戸・舞坂	陸奥仙台(松平陸奥守) 出羽米沢(上杉式部大輔) 陸奥白河(松平大和守) 出羽久保田(佐竹右京大夫) 武藏忍(阿部豊後守) 陸奥二本松(丹羽左京大夫) 出羽庄内(酒井左衛門佐) 上野前橋(酒井雅樂頭) 出羽山形(堀田伊豆守) 信州松代(真田伊豆守) 陸奥盛岡(南部大膳亮) 越後高田(松平日向守)	常陸水戸(水戸殿) 田安家(右衛門督殿) 一橋家(刑部卿殿) 陸奥仙台(松平陸奥守) 陸奥会津(松平肥後守) 越後高田(榎原小平太) 出羽米沢(上杉大炊頭)	常陸水戸(水戸殿) 田安家(右衛門督殿) 一橋家(刑部卿殿) 清水家(宮内卿殿) 陸奥会津(松平肥後守) 伊勢桑名(松平下総守) 陸奥白河(松平越中守) 信州松代(真田伊豆守) 讃岐高松(松平讃岐守) 伊予松山(松平直次郎) 豊前小倉(小笠原伊豫守)
新居・淀	伊予松山(松平隱岐守) 美作津山(松平越後守) 出雲松江(松平出雲守) 甲斐甲府(松平甲斐守) 肥前佐賀(松平丹後守) 筑後久留米(有馬玄蕃守) 豊前小倉(小笠原右近将監) 下総佐倉(稻葉丹後守) 豊前中津(奥平大膳大夫)	讃岐高松(松平讃岐守) 伊勢津(藤堂和泉守) 肥後熊本(細川主馬) 伊予松山(松平隱岐守) 伊勢桑名(松平下総守) 豊前中津(奥平大膳大夫) 越前福井(松平兵部大輔) 備後福山(阿部伊勢守)	紀伊和歌山(紀伊殿) 越前福井(松平越前守) 筑後久留米(有馬中務大輔) 因幡鳥取(松平相模守) 土佐高知(松平土佐守) 陸奥盛岡(南部大膳大夫)

註)「諸御大名より被差出候上馬中馬鞍皆具割被仰出候御書付写」『正徳信使記録』、「出馬帳」『享保信使記録』「諸大名より被差出候上馬中馬鞍皆具之割被仰出御書付写」『延享信使記録』(いずれも大韓民国史料編纂委員会所蔵)、「諸御大名様より被差出候鞍置馬鞍皆具之割被仰出右ニ付伺書御返答」『宝暦信使記録』(慶應義塾大学三田メディアセンター所蔵)、『通航一覧』第一、卷三十七、卷三十九より作成。

四、乗馬役のシステム化

1、延享期の割り替え

先にも述べたように、延享・宝暦期には新たに割り替えという方法が導入された。割り替えとは、諸大名が乗馬役を割り当てられた後に、別の役のため負担を免除された場合、残りの者で区間・負担数等を変更し、不足分を補う解決策である。正徳・享保期にこの割り替えは確認できない。両期とも一旦割り当てが行われるとその後変更されることはなかつた。

延享期の場合も、通信使一行の淀出発の約半年前になる延享四年（一七四七）一〇月一四日、幕府は乗馬役負担大名を決定していた。⁴⁴しかし約一か月後の一一月二三日、そのうち六家が河川普請を命ぜられることとなる。延享四年八月に東海道に位置する大井川、富士川などの大河川が氾濫し、通信使の来日に備える必要から勘定奉行神尾春央、井澤弥惣兵衛正房らを中心に河川普請の計画が進んでいたのである。⁴⁵実際に普請を命ぜられたのは、久留米藩有馬家、土佐藩山内家、鳥取藩松平家、二本松藩丹羽家、秋月藩黒田家、岡藩中川家であった。⁴⁶これらの大家は翌延享五年（一七四八）一月、乗馬役を免除されることになった。⁴⁷

寛延元年

有馬中務大輔 松平土佐守

松平勝五郎 丹羽左京大夫

右者、川々御手傳御用被仰付候に付、朝鮮人鞍置馬差出之儀、御免之旨仰出

黒田甲斐守 中川修理大夫

右就同断、朝鮮人鞍皆具差出之儀、御免之旨被仰出（後略）

右の史料からも「川々御手傳御用被仰付候に付」と河川手伝普請という幕府から課せられた別の役のために久留米藩有馬家らが「朝鮮人鞍置馬」や「朝鮮人鞍皆具」を免除されたことがわかる。これにより六家は確かに二重役を免れるものの、このままでは当初の負担分、鞍置馬三六疋、鞍皆具二四疋分が不足してしまう。⁴⁸そこで幕府のとつたのが、残りの大名の負担数を割り増しさせるという方策であった。鞍置馬負担大名は四家抜け一家新たに加わったので、三二家から二九家へと減る。このうちの半数を超える一五家が、一旦決まった区間や負担数を変更されることとなつた。⁴⁹また大名数の減少により負担基準も当初の約二万五〇〇〇石に付一疋から約二万一一〇〇石に付一疋となり、一大名にかかる負担が増すこととなつた。

一方鞍皆具の場合は、ひとまず免除対象が二家のみで変更も少なかつた。残りの大名のうち一家が区間を変えられ、もう一家が新しく加わっただけの簡単な割り替えであった。しかし、三月にさらに鞍皆具負担大名のうち六家が、公家衆門跡方接待や京都火消を命ぜられ負担メンバーから外される。⁵⁰結局負担大名は当初の一五二家から一四五家に減り、鞍皆具も一疋分大幅に不足する事態となつてしまつた。よつて幕府はもう一度割り替えを行い一四五家の約四割に当たる五七家に不足分を割り増しすることで対応したのである。⁵¹鞍皆具負担基準も余裕のあつた五三〇〇石に付一疋分から約四九〇〇石に付一疋分となつた。

2、宝暦期の割り替え

宝暦期においても通信使の来日に備え、幕府は宝暦一二年（一七六二）一一月晦日に乗馬役の割り当てを行つた。しかし、釜山での風待ちや海上での事故多発のため通信使一行は次第に遅れ、陸上通行の始点である淀に到着するまで一年以上を要した。その間、延享期と同様二回の割り替えが行われる。

まず宝暦一三年（一七六三）三月三日、「勅使の館件を田村下總守村隆に命ぜられ。又こたび知恩院門跡尊峯法親王も参向するにより。龜井能登守矩貞に館件命じ給ふ」⁵³と鞍皆具を負担するはずであつた一関藩田村家、津和野藩龜井家が公家衆知恩院門跡の接待を命ぜられた。そしてこの二家に加え、津藩藤堂家など日光・増上寺修復を命ぜられた五家、そして大坂加番の四家が乗馬役を免除されることとなる。⁵⁴一回目の割り替えは「一家の免除分となる鞍置馬二六疋、鞍皆具四六疋分を補うため」⁵⁵、初回の割り当てから約半年後の四月に行われた。鞍置馬負担大名二十四家、鞍皆具負担大名五七家が対象となり、継立区間・負担数等を変更された。中でも鞍置馬負担大名は三二家から二八家になり、そのうち八割を超える二四家が当初の負担数や区間を変更された。⁵⁶負担基準も当初のおよそ二万五〇〇石に付一疋から二万石に付一疋程になり残りの大名の負担割合が増すこととなつた。

さらに八月には京都火消、駿府加番、藤沢宿接待役を命ぜられた三家の大名の鞍皆具負担免除に伴い、二回目の割り替えが行われた。中でも藤沢宿接待役はもともと臼杵藩稻葉家の担当であったが、居城焼失という緊急事態のため鞍皆具負担にまわされることになつた。その代わり新たに横須賀藩西尾家が接待役を命ぜられ、当初担当するはずであつた鞍皆具負担を免除されるに至つた。そして三三家の鞍皆具負担大名が区間・負担数等を変更し、三家の大名の免除分である一六疋分を補つたのである。⁵⁸このような割り替えを通し、鞍皆具負担大名も一四八家から一三五家となりうち約半数の七〇家が割り替えの対象となつた。もともと約五〇〇〇石に付一疋分であった鞍皆具負担基準も最終的には約四六〇〇石に付一疋分に増加した。

このように、延享・宝暦期とも二回の割り替えが行われた。まず幕府が不足分を補うために割増を行ふ際、追加分の鞍置馬・鞍皆具をなるべく多くの大名に分散させて割り当てている。しかし負担大名が減つた分、一大名へかかる負担基準は必然的に当初よりも大きくなる傾向にあつた。そして割り替えの要因である乗馬役免除理由は、通行地の河川普請や接待役などの通信使に直接関係するものと、公家衆門跡方接待など全く関係しない理由に分けられる。ただ両者は乗馬役以

外の幕府から命ぜられた別の役が優先されたという点で共通している。これは一大名への課役の集中を防ぐ幕府側の配慮であり、二重役を避ける割り当ての応用とも受けとめられる。またこのような割り替えの繰り返しは、正徳・享保期に改変された乗馬役負担方式が定着しシステム化していくことを示しているとも捉えられよう。

3、乗馬役再整備の意義

最後に、朝鮮通信使迎送体制における乗馬役再整備の意義について考えていただきたい。まず、本章で行つた正徳期から宝暦期までの乗馬役の制度的分析より、正徳・享保期に連続して負担方式の改変がなされたことが明らかになつた。つまり幕府は使節迎送を成り立たせる日本国内側の対応の一つとして、天和期までの古い方式を改め両期に渡り国家的規模の役を再整備し、各大名への負担を最小限に留めつつ合理的・機能的に動員するシステムを整えたのである。

但しこれらの改変は、単に新しい方式の導入というわけでもなかつた。まず幕府が乗馬役負担方式の改変を進める前提として、それを可能とするシステム化の下地があつたとみられる。明暦期から通信使の来日は將軍襲職祝賀に定着し儀礼化・定式化が進んでいた。なお天和期には通信使の受け入れに当たり明暦の大火灾焼失した記録を補充しようと、幕府は各大名家に残されていた文書類を集めさせ先例の蓄積を図つていた。⁵⁹この先例が下地となり、通信使の受け入れ準備を進める幕閣は、事前により合理的・機能的な方法を検討することが可能となつたと考えられる。そして天和期から正徳期に至る約三〇年の間には、元禄期以降の日本国内経済の低迷や度重なる自然災害により幕府・藩財政の悪化、街道宿駅の疲弊が進んでいた。つまり通信使迎送、来日を負担面、経済面から支える日本国内の基盤そのものが揺らぎ始めていたのである。この状況に一早く対策を講じたのが新井白石であり、正徳期に諸種の聘礼改革を行う中、乗馬役負担方式の改変にも着手したと考えられる。周知のように白石による外交儀礼上の改革は享保期に「天和の旧例」に復される。しかし乗馬役の割り振りについては日本国内側の問題に止まつていたため、この網をすり抜けることができたものとみられる。なお

聘礼様式の差し戻しに躍起になつてゐたのは老中や林大学頭らで、むしろ吉宗自身は白石の学識の高さを評価し、彼の著作『来聘略事』を求めたとも伝えられている。⁶⁰ このような吉宗の柔軟な姿勢もあつて、外交的に障りのない乗馬役負担方式はさらなる発展を遂げていつたのであろう。

以上のようにみると、正徳・享保期、幕府は乗馬役に見られるように、諸制度を再整備・応用することにより朝鮮通信使迎送体制を充実させていつたといえる。しかし乗馬役の再整備、システム化進展の反面、動員大名の増加・全国規模化は明らかに通信使の通らない地域を領有する大名家の藩組織、しいては領内の地域社会の実負担増加・拡大につながっていく。これらの詳細については第五章以降、改めて扱うこととする。

1 第二章「対馬藩出馬方の再編成」四、マニュアル活用の実例、参照。

2 武田勝蔵「天和信使の東海道通行」(『史学』二卷一号、一九二三年)。

3 池内敏「寛永から享保に到る道中人馬役」(『大君外交と「武威」—近世日本の国際秩序と朝鮮觀』名古屋大学出版会、二〇〇六年)。「近世中期の朝鮮通信使」(『地域史研究』二二卷二号、一九九一年)の後半部分を書き改めたもの。池内氏は荷物を運搬する人馬と信使用の乗馬の負担を一括して「道中人馬役」と定義している。

4 土田良一「朝鮮通信使通行と大名課役—鞍馬・鞍皆具役を中心にして」(『近世日本の国家支配と街道』、文献出版、二〇〇一年)。個別論考であつた「朝鮮使節通行と大名課役—寛永期を中心にして」(『地方史研究』二七五号、一九八八年)と「朝鮮通信使通行時の鞍馬・鞍皆具役—明暦・天和・正徳の場合—」(『日本歴史』六一〇号、一九九九年)をまとめたもの。土田氏は諸大名からの乗馬用の鞍を付けた馬の供出を「鞍馬役」、鞍のみの場合を「鞍皆具役」と分けて定義している。

5 池内氏は「第六回から第九回に到る間に、鞍馬役と鞍皆具役の分離と負担基準の明確化、負担区間の整備、接待役と鞍

馬役等の機能分化、といった動員方法上の整備が進んでいった」とし（池内敏「寛永から享保に到る道中人馬役」前掲註3、一二九頁、なお第六回から第九回は明暦期から享保期に相当）、土田氏は「負担区間の設定方式は、天和期の日光参詣廃止を除くと、寛永期以降天和期まで変わらず継続した（中略）正徳期の通行時が最も大きな変革であったという」とができる」（土田良一「朝鮮通信使通行と大名課役—鞍馬・鞍皆具役を中心に—」前掲註4、一二四頁）としている。

6 『通航一覧』第一（国書刊行会、一九一二年）卷三十八・四八五・四八九頁、「公義川御座船并御大名様方川船新居六郷川船渡シ附り淀登下之節三使乗船江公義より御賄船御附被成候覚書」『延享信使記録』（韓国国史編纂委員会所蔵、マイクロフィルム版『対馬宗家文書』、第I期、NO.313、リール番号33、ゆまに書房、一九九九年）、「出馬帳」『享保信使記録』（韓国国史編纂委員会所蔵、マイクロフィルム版『対馬宗家文書』、第I期、NO.203、リール番号15、同上）より。

7 享保四年刊須原茂兵衛版「享保武鑑」（国文学研究資料館史料館所蔵、深井雅海・藤實久美子編『江戸幕府大名武鑑編年集成』東洋書林、二〇〇〇年）より確認。

8 序章、「問題の所在と研究方法」、参照。

9 「大猷院殿御實紀」卷三、『徳川実紀』第二篇、二二二一頁。

10 土田良一「朝鮮通信使通行と大名課役—鞍馬・鞍皆具役を中心に—」（前掲註4）一〇三—一〇四頁。

11 天和期の継立区間六区間への負担大名の配置は、①参向淀・彦根／下向守山・淀間に二四家、②参向彦根・大垣／下向彦根・守山間に彦根藩のみ、③参向大垣・名古屋／下向大垣・彦根間に一一家、④参向名古屋・吉田／下向吉田・大垣間に尾張藩のみ、⑤参向吉田・三嶋／下向三嶋・吉田間に一五家、⑥参向三嶋・江戸／下向江戸・三嶋間に一七家であった。江戸よりの⑤⑥の区間以外では参向と下向の行程が少々ずれている。また①③⑤⑥のいずれの区間においても一〇以上の大家が分担して鞍置馬・鞍皆具負担を行っていた（「信使参向下向於所々出馬之覚書」『天和信使記録』（慶應義塾大学三田メディアセンター所蔵、マイクロフィルム版『対馬宗家文書』、第I期、NO.6、リール番号6、ゆまに書房、一九九

八年)。

12 宝永六年（一七〇九）一一月二五日、寺社奉行本多弾正少弼忠晴、大目付仙石丹波守久尚、勘定頭荻原近江守重秀（のち勘定奉行に）が通信使来日に備え朝鮮御用掛を仰せ付けられた。なお土屋相模守政直は宝永二年（一七〇五）に任じられている（『通航一覧』第一、前掲註6、卷三十六・四六〇頁）。

13 正徳元年（一七一一）四月一六日土屋相模守政直宅に各藩留守居が集められ三三の大名家に鞍置馬負担が命ぜられた（『通航一覧』第一、前掲註6、卷三十七・四七三頁）。その三日後の四月一九日には対馬藩へも各大名の負担数、区間等の詳細が伝えられた。鞍皆具負担の割り当てについても五月二九日に幕府から対馬藩へ報告されており、各大名へ負担を命じる令達は少なくとも五月中にあつたものと推測される（「諸御大名ヨリ被差出候上馬中馬鞍皆具割被仰出候御書付写」『正徳信使記録』（韓国国史編纂委員会所蔵、マイクロフィルム版『対馬宗家文書』、第I期、NO.109、リール番号6、前掲註6）。

14 四月一九日に朝鮮人御用掛寺社奉行、大目付、勘定奉行の列座のもと対馬藩江戸家老杉村三郎右衛門に「道中上馬被差出候割合帳」が渡され、鞍置馬負担大名の割り当てが伝えられた。鞍皆具負担大名については「朝鮮人道中中馬鞍皆具割合帳」にまとめられ五月二九日勘定奉行荻原重秀の御用人から対馬藩留守居に報告されている（「諸大名より被差出候上馬中馬鞍皆具割被仰出候御書付写」前掲註13）。

15 『通航一覧』第一（前掲註6）卷三十九・五〇二・五〇三頁。

16 正徳期の鞍置馬負担基準を厳密に計算すると平均二万四四〇〇石に付一疋の割合となる（「諸大名より被差出候上馬中馬鞍皆具割被仰出候御書付写」前掲註13より）。

17 正徳期の諸大名への鞍皆具負担基準の平均は八九〇〇石に付一疋の割合であった。一、二万石の大名は一万石に付一疋分の鞍皆具を負担した一方、石高の高い五万石から九万石の者は、五万石に付七疋分など一万石に付一疋分を越える負

担数であった（「諸御大名ヨリ被差出候上馬中馬鞍皆具割被仰出候御書付写」前掲註13より）。

- 18 『通航一覧』第一（前掲註6）卷三十七・四七四・四五五頁、「諸大名より被差出候上馬中馬鞍皆具割被仰出候御書付写」（前掲註13）。

19 『通航一覧』第一（前掲註6）卷三十七・四七三頁。なお宝永七年（一七一〇）一二月、薩摩藩主島津吉貴が同行し六代徳川家宣の将軍就任を祝う慶賀使と琉球国王尚益の襲封を報告する謝恩使が一同に江戸へ参向し江戸城で将軍家宣に謁見した。

- 20 「折たく柴の記」卷中（『新井白石全集』第三巻、国書刊行会、一九七七年）九二頁。

- 21 前掲註20。

22 東大寺大仏殿は室町末期の戦乱で焼失し大仏自体も損傷していた。貞享元年（一六八四）に東大寺の学僧公慶が大仏と大仏殿の再建のため諸国勧進により金一万二〇〇〇両を集め、元禄五年（一六九二）に大仏開眼供養を開催していた。大仏殿については幕府の主導で再建することになり、勘定奉行荻原重秀らにより元禄一二年（一六九九）から五年間、幕領に高一〇〇石に付金一分の割合で、元禄一四年（一七〇二）からは二年間大名領へも同じ割合で国役金を賦課し一〇万両の資金を確保した。大仏殿は宝永五年（一七〇八）に完成した。

23 宝永四年（一七〇七）一一月の富士山噴火により大量の火山灰が噴出し、周辺村々では二、三m、江戸でも數cmの火山灰が堆積した。この降灰対策のため幕府は幕領・大名領に一〇〇石に付二両の割合で国役金を賦課し、救済・復興費用を捻出した。徵収された約四八万両は、富士山噴火の約一か月前に起こった宝永大地震の復旧工事等にも併せて用いられた。

- 24 「折たく柴の記」卷中、前掲註20、一一一頁。

- 25 宮崎道生『定本折たく柴の記釈義』（増訂版、近藤出版社、一九八五年）三六一・三六二頁。

- 26 「折たく柴の記」卷中、前掲註20、五八頁。
- 27 宮崎道生『新井白石序論』(吉川弘文館、一九七六年)四〇頁。
- 28 「折たく柴の記」卷中、前掲註20、八三頁。
- 29 前掲註28。
- 30 「折たく柴の記」卷中、前掲註20、九一・九二頁。
- 31 『通航一覽』第一(前掲註6)卷三十八・四八五・四八九頁。
- 32 『通航一覽』第一(前掲註6)卷三十九・五〇三・五〇六頁、「出馬帳」(前掲註6)。
- 33 享保期の鞍置馬負担基準の平均は二万五一〇〇石に付一疋であった(「出馬帳」前掲註6)。
- 34 「参向信使奉行道中毎日記」『正徳信使記録』(慶應義塾大学三田メディアセンター所蔵、マイクロフィルム版『対馬宗家文書』、第1期、NO.145、リール番号15、前掲註11)正徳元年一〇月八日条。
- 35 正徳期に加賀藩から派遣された役人・添人は一〇月五日に通信使一行に合流し一〇月八日まで大垣・浜松間の参向時の役を遂行、そのうち一一月二七日から一二月一日まで浜松・大垣間で下向時の役を行った(「参向信使奉行道中毎日記」前掲註34、正徳元年一〇月五日・八日条、「下向信使奉行江戸発足より京大坂在留中毎日記」『正徳信使記録』、慶應義塾大学三田メディアセンター所蔵、マイクロフィルム版『対馬宗家文書』、第1期、NO.154、リール番号16、前掲註11、一一月二七日・一二月一日条)。また享保期に加賀藩から派遣された役人・添人は九月一九日に通信使一行に合流し九月二七日まで参向時のみ舞坂・江戸間の役を遂行した(「出馬帳」前掲註6、九月一九日・二七日条、日置謙編『加賀藩史料』第六編、清文堂出版、一九七〇年、一七四・一七五頁)。
- 36 正徳期の場合、加賀藩の鞍置馬や役人・添人の金沢出立は八月一〇日、参向・下向の役を終え再び帰国するのが一二月一二日で計一九日を要した(「政隣記」『加越能文庫』、金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵、八月一〇日、一二月一二

日条）。一方享保期の鞍置馬や役人・添人の金沢出立は八月七日で、参向のみの役を終えそのまま帰国の途についた。一行は一〇月三日に再び金沢に戻ってきたので計六七日を要したことになる（「朝鮮人御用馬留帳」『川合文書』、富山大学附属図書館所蔵、八月七日、一〇月三日条）。なお「政隣記」は津田政隣による天文七年（一五三八）から文化一一年（一八一四）までの加賀藩に関する史実の編年体の編集物、計三一冊。津田政隣は七〇〇石の加賀藩士で、一一代治脩、一二代斎広に仕え、町奉行、宗門奉行等を歴任した。

37 「下向信使奉行江戸発足より京大坂在留中毎日記」（前掲註35）、「政隣記」（前掲註36）。

38 『通航一覧』第一（前掲註6）卷三十九・五〇三頁。

39 享保期の諸大名への鞍皆具負担基準の平均は五九〇〇石に付一疋分であった（「出馬帳」前掲註6）。

40 「諸御大名ヨリ被差出候上馬中馬鞍皆具割被仰出候御書付写」（前掲註13）、「出馬帳」（前掲註6）。

41 正徳期の通信使一行は九月二七日に淀を出発し、京都での饗応のため二八、二九日と他の場所より一日多く滞在した。

また一〇月一〇日には大井川の水嵩が増し川止めとなつたため、手前の宿場の金谷で一日余計に逗留することとなつた。江戸には一一月一八日に到着している（「参向信使奉行道中毎日記」前掲註34）。

42 諸大名が一旦乗馬役を割り当てられた後に別の役のため負担を免除された場合、残りの者で区間・負担数等を変更し不足分を補う方法のこと。本章第四節参照。

43 本文中では延享・宝曆期の乗馬役負担大名として割り替え後の数を提示した。当初の鞍置馬負担大名数は延享期三二人、宝曆期三二人、鞍皆具の方は延享期一五二人、宝曆期一四八人であった。いずれにしても鞍置馬負担大名数が約三〇人、鞍皆具の人数が約一三〇～一五〇人ほどであることには変わりない。

44 「諸大名より被差出候上馬中馬鞍皆具之割被仰出御書付写」『延享信使記録』（韓国国史編纂委員会所蔵、マイクロフィルム版『対馬宗家文書』、第I期、NO.226、リール番号24、前掲註6）延享四年一〇月一四日条。

45 「惇信院殿御実紀」卷六、『徳川実紀』第九篇、延享四年一月二三日条。

46 『通航一覽』第一（前掲註6）卷四十・五一五頁。久留米藩有馬家（有馬中務大輔頼僮・二二万石）は酒匂川・富士川・阿部川・吉原、土佐藩山内家（山内土佐守豊敷・二〇万二六〇〇石）は大井川・天竜川西方、秋月藩黒田家（黒田甲斐守長貞・五万石）は天竜川東方・舞坂、二本松藩丹羽家（丹羽左京大夫高庸・一〇万石）は美濃国川々、鳥取藩松平家（松平勝五郎・三二万石）と岡藩中川家（中川修理大夫久貞・七万石）は甲斐国川々を担当した。

47 『通航一覽』第一（前掲註6）卷四十・五一二一頁。

48 鞍置馬については久留米藩有馬家、土佐藩山内家に九疋ずつ、鳥取藩松平家に一四疋、二本松藩丹羽家に四疋課せられており、鞍皆具の方は秋月藩黒田家が一〇疋分、岡藩中川家が一四疋分供出することになっていた（前掲註45）。

49 「諸大名より被差出候上馬中馬鞍皆具之割被仰出御書付写」（前掲註44）、延享五年一月二二日条。

50 丸岡藩有馬家（有馬日向守孝純・五万石）、久居藩藤堂家（藤堂佐渡守高雅・五万三〇〇〇石）、赤穂藩森家（森和泉守政房・二万石）、鹿島藩鍋島家（鍋島紀伊守直郷・二万石）、八戸藩南部家（南部遠江守信興・二万石）の五人が公家衆門跡方御馳走を、膳所藩本多家（本多下総守康桓・六万石）が京都火消を命じられ、鞍皆具負担を免除された。彼らの鞍皆具負担数は丸岡藩有馬家が一〇疋分、久居藩藤堂家が一〇疋分、赤穂藩森家が三疋分、鹿島藩鍋島家が一四疋分、八戸藩南部家が三疋分、膳所藩本多家が一二疋分であった（前掲註48）。

51 「諸大名より被差出候上馬中馬鞍皆具之割被仰出御書付写」（前掲註44）、延享五年三月五日条。

52 仲尾宏氏は通信使の江戸到着の遅れの要因に三使の再任命、釜山での準備や風待ちによる逗留、筑前藍島での事故、木曾川、天竜川での川留めなどを挙げ、漢城府出立の日から数えると六か月と一三日という前例のない長旅であつたとしている（仲尾宏『朝鮮通信使と徳川幕府』明石書店、一九九七年、二六六・二六八頁）。

53 「浚明院殿御実紀」卷七、『徳川実紀』第十篇、宝暦一三年二月三日条。

54 津藩藤堂家（藤堂和泉守高豊・二七万石）をはじめ富山藩前田家（前田出雲守利興・一〇万石）、佐倉藩堀田家（堀田相模守正順・一一万石）、二本松藩丹羽家（丹羽若狭守高庸・一〇万石）、中村藩相馬家（相馬弾正少弼尊胤・七万石）の五家が日光・増上寺等の修復を、大野藩土井家（土井能登守利貞・四万石）、神戸藩本多家（本多丹後守忠興・一万五〇〇石）、岡部藩安部家（安部丹波守信允・二万石）、泉藩本多家（本多弾正少弼忠籌・一万五〇〇石）の四家が大坂加番を命じられ、鞍皆具負担を免除された。

55 もともと鞍置馬は、津藩藤堂家に一四疋、富山藩前田家、佐倉藩堀田家、二本松藩丹羽家の三人に四疋ずつ、鞍皆具の方は中村藩相馬家に一二疋分、津和野藩亀井家に九疋分、一関藩田村家に六疋分、岡部藩安部家に四疋分、神戸藩本多家、泉藩本多家に三疋分ずつ課されていた（「諸御大名様より被差出候鞍置馬鞍皆具之割被仰出右二付伺書御返答」前掲註11、宝暦一二年一一月晦日条）。

56 「諸御大名様より被差出候鞍置馬鞍皆具之割被仰出右二付伺書御返答」『宝暦信使記録』（慶應義塾大学三田メディアセンター所蔵、マイクロフィルム版『対馬宗家文書』第Ⅰ期、NO.396、リール番号40、前掲註11）宝暦一三年四月二三日条。

57 高槻藩永井家（永井飛驒守直珍・三万六〇〇〇石）が京都火消を、麻田藩青木家（青木美濃守一新・一万二〇〇〇石）が駿府加番を、横須賀藩西尾家（西尾主水正忠需・三万五〇〇〇石）が藤沢宿接待役を命ぜられた（「諸御大名様より被差出候鞍置馬鞍皆具之割被仰出右二付伺書御返答」前掲註56）。

58 高槻藩永井家と横須賀藩西尾家それぞれ鞍皆具を七疋分、麻田藩青木家は二疋分免除された（「諸御大名様より被差出候鞍置馬鞍皆具之割被仰出右二付伺書御返答」前掲註56）。

59 服藤弘司『大名留守居の研究——幕藩体制国家の法と権力Ⅲ』（創文社、一九八四年）四一一一四一六頁。

60 宮崎道生『新井白石の人物と政治』（吉川弘文館、一九八七年）一八五・一八七頁。

一、人馬役の概観

1、人馬役の形式

朝鮮通信使の江戸参向に用いられたのは、何も朝鮮人の騎乗する乗馬ばかりではない。朝鮮国王から徳川將軍への献上品をはじめ大勢の使節隨行員また対馬藩主、以貯庵輪番僧（外交僧）一行の荷物・所持品を運ぶ人馬も多数必要とされた。朝鮮通信使迎送体制において、諸大名の乗馬役のようにこれらの荷馬・人足の確保のため、沿道諸国の村々に課されたのが人馬役であった。

人馬役には既存の伝馬・助郷を拡張させる直接的負担と臨時の国役金を賦課する間接的負担とが存在する。これらに関しては渡辺和敏氏¹や土田良一氏²が来日時期ごとに概略的な整理を行い、享保期の幕府の方針による商人請負制と国役金賦課の導入を取り上げている。

中でも深井甚三氏³は享保期における商人請負制の導入について、幕府の交通・宿駅政策の観点から分析し、正徳年間に勘定所役人の間で立案された助郷国役案の復活であったと捉えている。市川寛明氏⁴は請負商人を交通運搬労働の新たな扱い手とし通信使、対馬藩主、以貯庵輪番僧の行列構成の分析から請負対象の把握を試みた。しかし請負制の導入を大名役の転換と誤解した上、年代の異なる史料を用いたため正確な数値を割り出すには至っていない。なお池内敏氏⁵や荒野泰典氏⁶も通信使関連の論考の中で商人請負制に触れており、仲尾宏氏⁷も淀で人馬継立に支障をきたしたことを取り上げている。

また同時に実施された国役金賦課については、山下幸子氏⁸が尼崎藩領の事例を扱い、享保期以降次第に村々への賦課金額が増大していくことを指摘している。小林茂氏⁹も延享五年（一七四八）と宝暦一四年（一七六四）の淀藩に關して分析し、国役金賦課や人足供出をめぐる町方と村方の訴訟から、通信使の来日が村々へ与えた負担の甚大さを強調している。

これらの研究成果から人馬役について考えると、幕府は乗馬役の再整備とほぼ同時期に商人請負制と国役金賦課の導入という制度改変を企てていたことに注目できよう。しかし幕府編纂史料の『通航一覧』の情報量の限界等から、乗馬役と人馬役との負担対象の区別や員数の数値的整理・把握も曖昧にされたままになっている。加えて新しく導入された請負制下での行列通行の具体的実態、さらには何故商人請負制が失敗するに至ったのか、という疑問も未だ解明されていない。

よつて本章では、人馬役の制度的変遷ならびに商人請負制導入の経緯・背景を概観した上で、対馬宗家文書『朝鮮通信使記録』など通信使来日時の対馬藩の記録を中心に、陸路における行列通行や人馬調達の実態を分析する。これらをもとに通信使迎送を支える現場の立場からその失敗の要因を探り、商人請負制導入の意義について再検討していきたい。

2、人馬数の割合

実際に江戸へ向かう通信使が多く日本人に支えられ、随伴者を含めると四二〇〇人を超える集団に膨れ上がったことは先に指摘した通りである。¹⁰ それでは移動中の①通信使、②対馬藩主、③以町庵輪番僧、④諸大名、⑤沿道諸国の村々は一体どれほどの人馬を供出したのであろうか。各者の負担数に注目し、表1、表2とともに人馬数の詳細をみていく。まず①通信使隨行員はわずか三六五人で人全体の中の約八%にすぎない。彼らは將軍への外交使節団として最上級の待遇を受けており、移動・運搬手段を自ら用意する必要はなかった。通信使護行を担う②対馬藩主一行は馬廻の藩士や通詞、補助者の足軽・手代等の下役人を含め八七二人であった。¹¹ 人数だけでも通信使の二倍を超え、人数割合の二一%を占める。馬の方も対馬藩関係者は自藩で馬全体の一ニ%の騎馬一二〇疋を準備したが、荷物運搬用に御朱印人馬を許可されるなど、護行役ゆえの特権が認められていた。また③以町庵輪番僧や伴僧ら一六人も人全体の一%に満たない。しかし彼らは外交僧の役割から駕籠や荷馬・人足等を提供される好待遇を受けた。¹² よつて通信使、対馬藩主、以町庵輪番僧らの移動に際し自前の調達物は対馬藩の騎馬くらいで、これらを含めても全体に占める割合は人三〇%、馬一二%であったことが確認できる。

その反面、残りの大部分は④諸大名と⑤沿道諸国の村々から供出される行列を支える側の人馬であった。このうち諸大名

[表1]享保4年通信使の陸路通行(参向)に伴う人員負担

移動・負担者	移動者(人)	補助者(人)	合計(人)	人数割合
① 通信使	365	0	365	8%
② 対馬藩主	656	216	872	21%
③ 以酌庵輪番僧	16	0	16	1%
④ 諸大名	0	2080	2080	50%
⑤ 沿道諸国の村々	0	834	834	20%
合計	1037	3130	4167	100%

註)「出馬帳」、「信使方人馬下知役勤方」、「信使行列大坂入淀登川船行列」、
 「御傳馬人足御免御朱印附り人馬割覺書」(いずれも『享保信使記録』
 韓国国史編纂委員会所蔵)より作成。

[表2]享保4年通信使の陸路通行(参向)に伴う馬の負担

移動・負担者	乗馬(疋)	荷馬(疋)	合計(疋)	馬数割合
① 通信使	0	0	0	0%
② 対馬藩主	120	0	120	12%
③ 以酌庵輪番僧	0	0	0	0%
④ 諸大名	80	0	80	8%
⑤ 沿道諸国の村々	0	811	811	80%
合計	290	811	1101	100%

註)「信使行列大坂入淀登川船行列」、「信使方人馬下知役勤方」
 (いずれも『享保信使記録』韓国国史編纂委員会所蔵)より作成。

は乗馬役により通信使の騎乗する上馬・中馬を負担した。上馬は諸大名の提供する鞍置馬であったが、中馬は頑丈な荷馬に鞍具をのせて臨時に仕立てたものであった。¹³これらの乗馬には幕府から足輕、馬子、長柄傘持など八人の添人を付けることが規定されていた。¹⁴上馬・中馬は合計二六〇疋なので、添人は単純に計算しても二〇八〇人（八人×二六〇疋分）二〇八〇人に膨れ上がる。このように乗馬役により諸大名の負担する鞍置馬は馬全体の八%であったが、添人の方は大人数で人全体の五〇%を占めていたことになる。

また沿道諸国の人々は間接的に人馬役を担い、乗物・荷物運搬用として人足八三四人、荷馬八一一疋を負担した。¹⁵それぞれ人全体の二〇%、馬全体の八〇%に相当する。人足は現場で各所へ割り振られ、国書轎・輿・駕籠等を運ぶ舁夫として、また対馬藩主や以酌庵輪番僧一行の乗物・荷物の持夫として働いた。荷馬も基本的に荷物運搬用とされ、一部乗掛馬として人を乗せる場合もあった。¹⁶このうち対馬藩へ割り当てる分は御朱印人馬・賃人馬を含め三〇〇人・四〇〇疋で対馬藩使用分が多かつたといえる。¹⁷以上の結果を踏まえても、諸大名と沿道諸国の人々双方の負担した人馬は人七〇%、馬八八%と圧倒的多数であつたことは明らかである。このような多くの人馬の働きにより通信使の安全かつ円滑な通行が成り立つていたと言つても過言ではない。

ただ移動・運搬手段の中には負担先が二か所にまたがるものも存在した。先の中馬もその一例である。また移動中に病人・怪我人を運ぶ病用駕籠も少々特殊で「駕籠之儀者所々御馳走人ヨリ出可申候、舁夫之儀者御代官方ヨリ差出候」¹⁸と、駕籠そのものは接待役の負担で、舁夫は人馬割代官の担当する人馬役の範囲内の人足であった。その複雑さのためかしばしば道中で病用駕籠の不足が発生している。

なおあらかじめ移動手段や必要人馬数が決まっていても、その場の状況により急遽変更される場合もあった。通信使の運搬物の中に印信関帖（通信使の用いる公印）という物がある。印信関帖は重要性ゆえ中馬用の馬に朝鮮鞍を敷きその上に安置して運ぶことになっていた。¹⁹この手順は事前に通信使側と対馬藩側の間で協議され、その決定を踏まえ現地の人馬割代官は大坂上陸時に印信関帖用の中馬を用意していた。ところがいざ上陸してみると「朝鮮人ヨリ出之候鞍之儀相尋候處埒明不

申候付、印信関帖之儀朝鮮人方ヨリ歩行ニ而御堂江罷越ス²¹」と言葉が通じず、随行員は印信関帖の箱を抱え歩いて客館へ行つてしまつたという。この事例のように実際の通行の現場では臨機応変な対応を要する場面も多々あつたと推測される。

3、人馬役の変遷

次に人馬役の制度的変遷をみていく。通信使の陸路通行に伴う沿道諸国の村々の荷馬・人足負担は江戸初期から確認できる。例えば寛永元年（一六二四）の『徳川実紀』には駄馬の供出が記録され²²、寛永一三年（一六三六）の対馬藩宗家の史料からも人足三三五人、荷馬五八〇疋の見積もりが確認できる²³。しかしこれらは一部の断片的な記録にとどまっている。幕府による明確な全国触が残るのは近世中期以降である。次の史料は天和二年（一六八二）に通信使の通行地を対象に出された人馬供出の触である²⁴。

天和二年六月朔日覺

山城	大和	和泉	河内	攝津
近江	丹波	播磨	美濃	三河
遠江	駿河	伊豆	相模	武藏

右國中知行有之面々、當秋朝鮮人來朝之節、又歸國之節も人馬出候様に、其場所之御代官所より可相觸候間其趣無遲
滞可被出候、以上

戊六月朔日

右からは畿内や美濃路、東海道など一五か国に領地のある給人に對し「當秋朝鮮人來朝之節、又歸國之節も人馬出候様」

と通信使の往来に備え人馬役を命じてゐることがわかる。「其場所之御代官所より可相觸候」と、現場を取り仕切るのは代官衆で、その指示に従い人馬を供出するようとに伝えている。右の一五か国に尾張国が含まれていなが、尾張藩と近江国に所領を持つ彦根藩は代官の指揮下に入らず、独自の寄人馬で通信使の通行を支えていた。²⁵

また正徳期にも天和期とほぼ同じ触が出されている。²⁶ 通行地に領地を持たない対馬藩へも「大御目付中様ヨリ之御廻状毫通順達有之（中略）尤領分無之方へハ被相觸不及候得共為心得被相觸候与之御紙面ニ付集書記」²⁷ と心得るべきこととして伝わつており、大目付の全国触の形で不特定多数の領主に知らされたものとみえる。その後老中から各宿駅へ詳細な宿継廻状がまわされ、通信使や対馬藩用の人馬など人足四六〇人、荷馬一一六二疋を用意するよう知らされた。²⁸ この天和・正徳期のように既存の方式を拡張させ通行地の村々から直接荷馬・人足を集める人馬役を伝馬・助郷制度と呼ぶことにする。

続く享保期も五月に全国触が出され、²⁹ 天和・正徳期と同様の方法をとる予定であった。しかし、翌六月幕府は方針を転換し「請負通し人馬ニ相極、右賃銀高割ニ而取立筈ニ候」³⁰ と、これらを商人に一括して請け負わせ、沿道諸国の村々から臨時の国役金を徴収することにしたのである。それまでも畿内等で通信使の通行に際し幕府が役金を課す事例はあった。³¹ しかし享保期の場合は、幕府勘定所の方針により尾張国を含めた通行地一六か国に一〇〇石に付金三分という一律の基準で賦課したことが特徴的といえる。³² このように人馬を商人等に委託し、国役金という形で間接的な負担を担う人馬役を国役・請負制度と定めることにする。

なお延享期には享保期の請負制失敗を受け、正徳期までの伝馬・助郷制度に戻されている。しかし国役金賦課は寄人馬の方針をとる尾張国を除き享保期と同じ基準で継続され、人馬調達等に要した費用の補填に当てられた。³³ 江戸参向の最後となつた宝曆期は、対馬藩が「從大坂江戸迄道中往還宿々人馬一式」³⁴ を請け負い、幕府から九万七〇〇〇両の入用金を与えられた。³⁵ 国役金も享保期と同様に通行地一六か国に賦課されており、言わば対馬藩の資金管理下の国役・請負制度といえよう。ただ対馬藩が通信使の通行に必要な人馬すべてを所有していたわけではなく、実際のところ配下の商人に下請けさせた

ものと考えられる。³⁶しかし道中の川止めや舟橋の切落³⁷、大坂客館での朝鮮人殺害事件³⁸といった不運なトラブルが続き、日本側の費用負担も嵩んでいった。よって国役金の賦課基準は、それまでの一〇〇石に付金三分から金三両に引き上げられ、結局村々の負担に上のせされていった。

以上、沿道諸國の人馬役を概観すると、伝馬・助郷制度と国役・請負制度が繰り返し用いられ、制度・方式はその都度変化していることがわかる。一方で享保期以降、国役金賦課は人馬役の負担方式にかかわらず継続されており、これに伴い通信使迎送を支える村々の負担も間接的なかたちで広範囲に広がつていった。つまり人馬を調達する商人請負制と資金を徴収する国役金賦課は必ずしもセットでなかつたことが確認できよう。

二、商人請負制の導入計画

1、商人請負制導入の背景

それでも何故享保期に突如として商人請負制の導入が持ち上がつたのであらうか。まず深井甚三氏の指摘からこれらの原案ともいえる正徳年間の助郷国役案について確認していく。

当時の宿駅は、宿駅窮乏、常備人馬不足、助郷村困窮等の諸問題が深刻化し、早急の対処を必要とする状況にあつた。これを受け幕閣や新井白石らが対策を講じる中、道中奉行側より提示されたのが助郷国役案であつた。この案は幕領・私領を問わず国単位で役金をかけることにより負担範囲を広げ宿駅人馬維持を図るという合理的・効率的な方策で、荻原重秀配下の勘定所役人杉岡弥太郎、萩原源左衛門らの立案とみられる。しかし宝永年間の東大寺大仏殿造営、富士山噴火の降灰除去に関する国役金賦課への批判や、新井白石による宿手代の廃止、一部宿駅への助成に偏つた立て直し案の採用により実現までには至らなかつた。³⁹

よつて享保期の通信使来日に伴う商人請負制と国役金賦課は勘定組頭として道中行政を継続していた杉岡ら勘定所役人に

よる臨時的な助郷国役案の復活・試行であったと考えられている。周知の通り幕府規定の通常の常置人馬数は東海道一〇〇人・一〇〇疋、中山道・美濃路とも五〇人・五〇疋である。通信使の通行時に沿道諸国の間接的負担とされた人足八三四人、荷馬八一一疋は宿駅の許容範囲を大きく超え、負担の一極集中につながるものであつた。

統いて請負制導入に伴う幕府勘定所の準備に目を向けてみよう。先にも述べたように幕府は五月一五日、通信使の江戸参向に備え一旦天和・正徳期に準じ伝馬・助郷制度をとる旨触れていた。⁴¹しかし実際のところ水面下で着々と請負制の準備が進み、五月二六日に京都町代の触状で「朝鮮人來朝に付、淀より遠州新居まで人馬御用に付、入札申付候」と淀・新居間（往復）で人馬を供出する請負商人を募ること、また六月五日京都町奉行宅で入札を行うことが伝えられている。そして請負商人の決定した後、六月一三日に国役・請負制度に改めることが正式に布達された。⁴³後に「江戸にて請負候落札値段より、上方高直に在之由申來候」と江戸商人の落札値段と釣り合わせるため七月一〇日に再入札となつたが、兩度とも河内屋善右衛門が人足を、菊屋久兵衛人が荷馬の方を落札している。請負商人や入札・落札の過程については部分的にしか判明しないものの、この段階で河内屋善右衛門などは人足三〇〇〇人を二〇五〇貫目という高額で請け負うことになつていて了。⁴⁵また対馬藩の史料にも舞坂・江戸間（往復）で下野屋十兵衛が人足を、草津勘七が荷馬を担当していたと記録されている。⁴⁶

このように享保期の商人請負制ならびに国役金賦課は幕府勘定所の意志により、正徳年間の助郷国役案をもとに計画的に導入されたものであつた。特に商人請負制の実施については請負対象を人足と荷馬に分け、陸路の淀・新居間（往復）を上方商人、舞坂・江戸間（往復）を江戸商人にそれぞれ委託したことが確認できる。かくして通信使の迎送を支える人馬役は、幕府の定めた交通・宿駅制度や現場の宿役人を介さず民間の商人へ任せる形態をとることで「官」から「民」への転換が図られていつた。

2、人馬数固定化の方針

商人請負制導入の動きを受け、幕府側は通信使、対馬藩、以町庵輪番僧の必要人馬数について対馬藩側への承合を開始し

た。人馬割代官衆から平田直右衛門へは、国役・請負制度への変更を知らせる大目付の全国触と同じ六月一三日に早速伝達があり「此方ニ而請負人江人馬員數申付候儀不罷成候間」⁴⁷と、請負人へ人馬数を伝えなければならぬから、大まかな見積もりを知らせて欲しいと伝えてきている。この時点で平田は使節総人数が未定であり、前回（正徳期）の必要人馬数を参考にすれば間違いないと返答している。⁴⁸その他、通信使一行の荷物の継ぎ立てに伴う宿々混雜への対策など、記録や先例に基づく諸種の準備が進められていった。

そのような中、朝鮮御用掛老中井上正岑（井上河内守）から対馬藩江戸留守居原宅右衛門へ道中人馬に関する次のような書付が渡されている。⁴⁹

朝鮮人道中人馬入用之儀、吟味之者共御定之貢目之格を以朝鮮人之荷物見積り候而餘計之人馬差出間敷旨人馬割役人江堅申渡候之間朝鮮人ニ附添參候家來江茂其旨急度被申付、吟味之者共相極候外者餘計不請取之様入念可被申付候事一參向之節人馬員數者於淀ニ相極る事ニ候間、人馬割之面々与前廣ニ申合餘計之人馬無之様ニ可仕旨、是又右役人江急度可被申付候、帰國之時江戸ニ而茂同前ニ候事

以上

上卷押紙ニ

六月 宗對馬守家來江与有之

この史料からは通信使一行の道中人馬に関する幕府側の方針がうかがえる。その内容は「御定之貢目之格を以朝鮮人之荷物見積り候」と、既定の重さを守り使節隨行員の荷物を準備すること、「餘計之人馬差出間敷旨人馬割役人江堅申渡候」と決められた員数を超える人馬を提供しない旨、人馬割代官衆へ申し付けており、隨行する対馬藩役人へも必要以上に受け取らないよう入念に伝えることを指示するものである。また「參向之節人馬員數者於淀ニ相極る事ニ候」と、參向時の人馬数を陸上通行の出発点である淀の地で確定させるとし、重ねて既定以上の人馬の使用を禁止している。このように商人請負制

に伴い幕府側が荷物の重さや人馬の員数について制限・固定化の方針をみせたことは明らかである。

これに対し対馬藩側は淀で人馬数を確定するといつても「先規相考候得ハ人馬之増減度々有之事之様ニ相見申候、此度とても増減之義ハ可有御座与奉存候、於所々為御馳走朝鮮人江被下候品々持越し候ニ隨イ所々ニ而人馬相増可申哉与奉存候」⁵⁰と、過去にも道中で人馬の増減があり、今回（享保期）も各地で贈答品をもらうと荷物になるため、人馬の増加が予想されると危惧していた。どうしても残荷物の生じた場合の追切手の発行など補助策が打ち出されるものの、通信使の江戸参向人數に関する情報自体なかなか到来せず、必要人馬数の決定は難航を極めることとなる。

3、人馬数決定の紛糾

七月に入り幕府側は必要人馬数の確定を本格化させていく。同月七日に井上正岑ら幕閣へは、通信使のみで天和期に人足四六二人、荷馬三七五疋、正徳期に人足九〇二人、荷馬五四一疋を要したという情報が寄せられていた。⁵²しかし人足四四〇人、荷馬一六六疋の大差に勘定組頭奥野忠兵衛は疑問を抱き、七月九日対馬藩江戸家老平田直右衛門へ「天和正徳人馬之違之訳承合度候」⁵³とその理由を問い合わせていた。

一〇日には平田直右衛門自身も朝鮮御用掛の幕閣の寄合に赴き「江戸江參候朝鮮人茂八九人程相増申候、諸事被入御念候故、壱人持之貫目を式人三人ニ而持送たる様子」⁵⁴と随行員の増加や荷物運搬を念入りに行つたことを正徳期の人馬数の増加理由にあげていた。次の史料は平田直右衛門と勘定所役人杉岡弥太郎、辻六郎左衛門、奥野忠兵衛との打ち合わせの一部である。⁵⁵

（前略）弥太郎様六郎左衛門様忠兵衛様御列座ニ而、天和之人馬積り被成御見せ此通ニ少余計ニ候ハ、相済可申歟、
先年者寄人馬ニ候、此度者惣様請負ニ被仰付候故人馬茂達者ニ可有之候故、弥可罷成事之様ニ存候由被仰出候故御書

付披見候處、前後ニ立候荷物共ニ此人馬數之内ニ而仕舞候積り之様ニ相見江候、夫ニ者殊外纔成様ニ存候故、此人数ニ而者無心元奉存候（後略）

右によれば杉岡ら勘定所役人は天和期をもとに享保期の人馬数を見積もつたことがわかる。正徳期は村々から集められた寄人馬であつたが「此度者惣様請負ニ被仰付候故人馬茂達者ニ可有之候」と、今回（享保期）はすべて請け負いとなつたためきつと人馬も丈夫であろうと予測している。これに対し平田は「前後ニ立候荷物」つまり献上品など使節一行と別の日に運搬する荷物のための人馬もこの中に含まれている様子だが、それにしては「殊外纔成様ニ存候」とあまりにも少ないようと思えると心配している。そこで平田は藩邸で詳細を確かめ再び報告しようとしたが、先例に詳しい者が不在で確認できなかつた。よつて仕方なく「私老人之了簡を以天和ニ茂相済申たる事ニ候故大形事済可申歟与奉存⁵⁶」と、平田自身の判断で天和期の人馬数で済むという推測の返答を奥野に伝えていた。このように幕府側は天和期を参考に通信使一行と隨行集団の移動に必要な人馬数として参向時人足八三四人、荷馬八一一疋、帰国時人足八四五人、荷馬七八七疋という員数を決定するに至つたのである⁵⁷。

この人馬数はそのまま正式決定数として各所へ伝えられた。例えば通信使一行の上陸準備の進む大坂において、八月八日人馬割代官らから対馬藩の人馬下知役桶口吉右衛門へ問い合わせの書状が届いた。その中に次のような事柄が記録されている。⁵⁸

一 参向馬八百八拾壹疋

一 帰國馬七百八拾七疋

右書面之馬之内ニ中馬茂籠り居候哉、又者此分者乗掛馬駄荷馬計ニ而候哉之事

御答、中馬之儀人馬役人方江預り申たる事ニ無御座候、出馬役方江預りたる儀ニ而御座候、乍然拙子存候ニ者右八百拾壹疋七百八拾七疋ニ者籠り不申儀与奉存候

右ではまず参向八一一疋、下向七八七疋という員数が提示されている。これは七月に奥野と平田との協議で決定した通信使や随行集団の必要人馬数と全く同じで、その員数がそのまま現場へ伝達されたものとみえる。これらを確認した上で代官らは「書面之馬之内ニ中馬茂籠り居候哉」と中馬用の馬も含まれているのか、それとも乗掛馬や荷馬に限るのかと問い合わせてきた。その返答として樋口吉右衛門は、中馬については人馬下知役（荷馬・人足の差配）の管轄外で出馬役（乗馬・添人の差配）の担当と断つた上で「八百拾壹疋七百八拾七疋ニ者籠り不申儀与奉存候」と、書面で示された人馬数の内に中馬は含まれていないと指摘している。つまり現場における員数確認の過程で人馬割代官や人馬下知役は中馬について疑問を持ち始めていたことがうかがえる。

以上のように幕府側は対馬藩側と先例を承合しながら通信使一行の移動に必要な人馬数を決めていた。しかし根拠を不明確にしたまま少ない方の天和期をもとに總人馬数を決定し各所へ伝達していた。事前に員数確認がなされるも、結局中馬に関する現場の疑問をうやむやにしながら、使節一行の上陸ならびに江戸参向を迎えてしまうのである。

三、商人請負制の失敗

1、人馬不足の発生

享保期の通信使一行は九月四日大坂へ上陸した。そのうち江戸参向の途につく三六〇人余は旅支度を整え、一〇日に川御座船で淀川を遡行・船中泊し、翌一一日に陸路通行の起点である淀へ到着した。本来ならば一行は行列を整え昼夜休地の京都

を経て大津まで向かう予定が、人馬不足により思わぬ混乱に陥つてしまふのである。製述官の申維翰は淀での様子を次のように書き記している（史料の後に訳文を記す）。

飯後將發。而人馬不卽辦。三使行諸人所騎馬外。衣籠行李。悉不能運。使臣詰責其由。倭言罪在本州。迫之多窘色。因欲輶行。則馬島奉行輩。蒼黃求乞曰。今若不進。吾屬殆矣。請先啓行。謹當留董群馬。綰到行裝云。如是責難間。日向西矣。蓋聞使行所入騎馬載馬。準數以待者。國有常法。而馬州居中欺謾。當日雞鳴。用其馬先運渠齎裝。而貸馬者知爲所詐。不復來矣。於是奉行以下罪當誅。事敗情露。辭遁色懦。使臣以此督過。而旣無奈遂發。

食後まさに出発せんとするに、人馬がととのわない。三使行の諸人が乗る馬のほか、衣籠、行李はことごとく運ぶことができない。使臣がその理由を詰責すると、倭人の言では、罪は本州にあるという。これを追究すると、いつそう困惑の気色を示した。よって、行くことをやめようとしたが、対馬の奉行たちが蒼黃として（あわてて）来たりて乞うに、「今もし出発しなければ、危険が吾に及ぶ。先に啓行されんことを請う。謹んで、われわれがここに留まつて群馬を監督し、行装を送り届けよう」と言う。かくの如くその責任を難詰する間に、すでに日は西に傾いた。けだし、聞くところによれば、信使一行が来れば、騎馬および載馬の数をととのえて待つのが国の常法であるのに、対馬の倭人が中間で欺謾し、当日の鷦鳴の頃、その馬を用いて先にかれらの齎装（携帯する物品）を運んだ。ところが、馬で貨物を運ぶ者は欺かれたるを知り、ふたたび戻つて来ない。ここにおいて、奉行以下、その罪は死罪に当たることになる。事敗れ情露われて遁辞をならべながら、恐れる色をなしたのであろう。使臣はその過ちを責めたが、すでにいかんともしがたい。ついに出発した。

淀には通信使一行の陸路通行に備え、あらかじめ決められた員数の人馬が待機しているはずであった。ところが何故か人馬が不足し、行列は立ち往生してしまう。使節一行の騎乗する乗馬に限らず衣類等の個人の荷物を入れた行李まで運ぶことができないという事態が発生してしまった。通信使側がその理由を追及しても対馬藩側は難色を示すのみである。申維翰も「使行所入騎馬載馬。準數以待者。國有常法。」と使行のために乗馬や荷馬を揃えて待つてするのが通常の国の対応であると苦言を呈し、さらに「馬州居中欺謾。當日雞鳴。用其馬先運渠齎裝。」と対馬藩の者たちが自らの荷物を先に運び馬士を欺いたとまで非難している。しかし実際は「倭言罪在本州」とあるように、そもそも幕府の設定した人馬数が少なかつたので先導の対馬藩主の分を使つたところ、通信使の分が足りなくなつてしまつたのである。そのため対馬藩役人らは、何とか不足分を調達し京都まで進むものの、そこで日没のため止宿となつてしまつた。⁶⁰

翌一二日は、前日の遅れもあり京都所司代の方で京都から大津を経て守山に向かう旅程が所々へ通達されていた。⁶¹ ところが通信使一行は何度催促しても動こうとしない。通信使側は上々官（通訳官）を通し「昨日淀江残置候荷物未到着無之候、其上右荷物之儀ニ付朝鮮人五六人茂相残し候付此者共儀氣遣敷存候」⁶² と、淀に残されたままの荷物や使節隨行員が気がかりだとして出立を渋っていた。対馬藩側は接待の準備もあるから予定通りの旅程で進んで欲しいと説得するも通信使側は荷物等の到着を待つと主張する。このときは淀へ裁判役一人を遣わし遅れた者たちと同行するという条件で双方とも妥協、通信使一行はようやく京都を出立したのであつた。さらに大津に到着し次の守山へと向かうはずが、今度は正使の「病氣」養生という理由で大津に留まると言い始める。対馬藩側が軽い様子であれば宿々の混乱を防ぐため出立を急ぐようにと促すものの、正使は道中ずっと不快であつたとし客館に閉じこもつてしまつた。そこで幕府への注進のため「病氣書」（上々官から裁判役へ宛てた病気の証明書）を作成し江戸へ報告することで大津に止宿することになった。⁶³

一三日は正使が快復したとして守山まで進み⁶⁴、その後一行は当初の旅程通りの昼休地、宿泊地を経て道中を進んでいった。ただ二三日に江尻で再び人馬不足となり、通信使の出立が延引してしまう。請負商人が賃銀を出し渋つたことから荷馬や馬子が逃げ出すなど混乱した様子である。この際は対馬藩主と通信使の行列順を入れかえ先に通信使へ必要人馬を提供するこ

とで、予定通り江戻から吉原（昼休地）を経て三島（宿泊地）へと到着した。対馬藩の残り荷物も追加派遣された人足による徹夜の運搬で無事三島へ届けられた。⁶⁵

このように通信使一行や随行する集団は参向道中において度重なる人馬不足やそれに伴う止宿など思わぬ事態に対応しながら江戸へ向かっていたことが浮き彫りになってきた。中でも対馬藩役人は通信使と幕府・京都所司代等の間で可能な限り予定通りに旅程を進めようと交渉・調整を続けていた様子がうかがえる。

2、人馬不足の理由

やがて対馬藩主の注進により人馬不足、旅程遅延等の情報が江戸の幕閣へも伝えられる。必要人馬数については事前準備の段階で幕府側と対馬藩側との間で綿密な確認作業を行っていた。にもかかわらず何故このようなトラブルが発生したのであろうか。次の平田直右衛門から奥野忠兵衛への書状にその理由をうかがうことができる。⁶⁶

（前略）淀ニ而馬數不足ニ付官人相殘候義、御用掛様ヨリ被仰出候者、人馬之數私江茂被仰談猶又罷帰役人共江茂申談相極候間無間違咎候処、馬百八十疋人足貳百六十人不足仕候訝御不審ニ被思召上候故、私方御聞合被成候様ニ被仰候旨承知仕候、荷馬不足仕候者弥中馬之間違ニ而可有御座与奉存候、私方ヨリ差上申候書付御吟味可被成候、荷馬乗り掛之數と断書仕差上申候、人足之儀者不足之段對馬守方ヨリ何とも不申越候、私先頃書付差上候者信使道中一日之人馬積りを申上置候、献上物等之先荷之人足者此方ヨリ書付差出不申候、先荷等之人足不足と相見申候歟と推察仕候、尚又途中迄申遣不足之訛迫而委細可申上候（中略）是又相滯候而ハ信使旅行不罷成候間、相増候人馬之儀無滞様二人馬割代官方江早々被仰越可被下候、今度相増候増人馬之儀者重而委細可申上候、已上

九月十七日 平田直右衛門

このように淀では「馬百八十疋人足武百六十人不足仕候」と、使節通行を支えるべき馬一八〇疋、人足二六〇人が不足していた。このうち荷馬については「弥中馬之間違ニ而」と不足数を考慮しても中馬用の馬が原因とみられる。平田も提出書類に「荷馬乗り掛之数と断書仕」と荷馬、乗掛馬の員数と明示して記載したと主張している。よつて幕府側が中馬用の馬一八〇疋を抜かし少なく見積もつたことが、結果的に現場での荷馬の不足につながつたものと考えられる。一方人足に関しても「信使道中一日之人馬積りを申上置候」と、あくまで一日に必要な人馬数を報告したとし、「先荷等之人足不足と相見申候」と、別日程で運ぶ献上物用の人足が不足したようだと指摘している。

実際のところ先荷の必要人足数は一四〇人であった。残り一二〇人の不足分は参向時に頻繁に滞っていた病用駕籠に関連しているとみられる。先にもあげたように病用駕籠の舁人足は沿道諸国の人馬役の一部であり、享保期は請負商人から調達されるはずであつた。駕籠一挺を八人で舁ぐため一五挺で一二〇人と人足の不足分と員数がちょうど合うのである。⁶⁷

これらから通信使参向道中の馬不足は、事前準備の段階で幕府側が中馬用の馬一八〇疋と、献上物用の人足一四〇人、病用駕籠舁人足一二〇人の合計二六〇人の見積もりを抜かしたことによる。全く気づかなかつたという単純ミスに起因したものと考えられる。新将軍の襲職祝賀を目的とする通信使の来日は不定期性を免れず、諸種の準備を進めるにもどうしても先例に頼らざるを得ない。その中でも人馬に関しては、多様な用途と複雑な調達構造ゆえ全体の必要数の把握が極めて難しく、その上現場で対馬藩側が不足に気づいても請負商人の介在により速やかに対応することができなかつたのであろう。

陸上通行初日の淀における人馬不足の際も「吉川六郎左衛門途中ヨリ早乗りニ而上着朝鮮人荷馬差支候付其段御所司江御使者被相務候」と、対馬藩の裁判吉川六郎左衛門は自ら早馬で京都所司代に中馬用の荷馬の追加を陳情しに駆けつけている。通信使随行員の用いる移動手段が揃わねば行列自体も淀から動くことができない。知らせを聞いた京都所司代は「朝鮮人中

馬之儀ニ付裁判役吉川六郎左衛門を以被仰聞致承知候、則中馬被差出候様ニ町奉行を以人馬役方江被仰越候⁶⁹』と、吉川の申出を了承し、不足している中馬用の荷馬を差し出すよう京都町奉行から人馬役、すなわち人馬を提供する役目の請負商人へ指示する手筈を整えている。加えて平田直右衛門と奥野忠兵衛とのやりとりの中でも、平田は再び行列が滞ると通信使の旅程に差し障るとし「相増候人馬之儀無滞様二人馬割代官方江早々被仰越可被下候」と、追加分について滞りのないよう人馬割代官へ伝えて欲しいと念を押している。

先にもあげたように、幕府側は対馬藩側にあらかじめ必要人馬数を確認し、固定化した上で請負商人へ委託していたため、基本的に既定を超える分の使用が制限されていた。人馬不足から行列通行が差し支える事態となつても、対馬藩側がわざわざ京都所司代や勘定組頭といった幕府の上層部に直接掛け合い、それぞれ請負商人や人馬割代官等への指示を依頼している。これらを踏まえても享保期の商人請負制のもとでは、現場の判断で事前に知らされていない分の人馬を追加するという臨機応変な対応をとることが難しかつたものと推察される。

なお使節一行は九月二七日江戸へ入府し、一〇月一日江戸城登城、国書捧呈の儀礼に臨んだ。下向時にはあらかじめ不足していた中馬用の馬や病用駕籠舁人足を補充したため⁷⁰、使節一行は大きな混乱もなく帰途につくこととなつた。

3、商人請負制への評価

これまで幕府の方針として商人請負制を導入したものの、かえつて人馬不足により行列通行に混乱をきたした実態を確認してきた。それでは道中このような現場に直面した人々は商人請負制をどのように捉えていたのであろうか。ここで通信使随行員や対馬藩関係者の商人請負制に対する意識を探っておきたい。

まずスマーズな移動・荷物運搬のできなかつた申維翰は当初対馬藩を非難していたものの、途中で人馬の調達方式自体に問題があると気づく。彼は江尻で出立遅延の混乱に遭遇したとき「日本無置驛出馬之法。有事則自公給價雇良馬以待。

故富民賭利者。得錢而貨之。⁷¹」と、日本には街道に駅を設置し馬を出す制度がなく、必要なときに幕府から資金を給付し良馬を雇うため、裕福な者が賃錢を得てこれを貸していると記録している。つまり通信使通行に際し幕府が必要な人馬を請負商人へ委託するという現状を目にして「馬不立而逃。所以窘迫云。⁷²」と、商人請負制というシステムに人馬不足や出立遅延の要因があると見抜いていたのである。

そもそも正徳期に儒学者の立場から通信使来日に携わっていた新井白石は商人請負制に否定的であった。当時勘定吟味役の荻原重秀から使節隨行員の騎乗する乗馬までをも商人に委託する案が持ち上がるや、白石は「國体にしかるべきからず」と、国の体面上適切でないと断固反対していた。

加えて対馬藩の藩儒、真文役として正徳・享保期の通信使に同行した雨森芳洲も、自身の実体験を踏まえ諸々の苦言を述べている。正徳期の場合、宿駅や周辺村々から余るほどの人馬が供出されたと前置きした上で「享保年には請負ニ成候ゆ
ヘ甚差支ヘ日本之御外聞不宜候、重而信使之節者天和正徳之例ニ被仰付候様ニ兼而公儀江可被仰上事ニ候。⁷³」と、享保期には請負となつたため通信使側に不手際を露呈させ、日本の外聞・体面としてよくなかったと指摘し、これを教訓に天和・正徳期の先例、すなわち伝馬・助郷制度に戻すよう幕府へ申し伝えるべきとしている。つまり白石や芳洲は通信使迎送にも気を配り、日本の國家としての体面を第一に考え、商人請負制の導入を強く批判していたのである。

また現場において通信使迎送の総責任者であつた対馬藩も実務面からその導入・継続には前向きでなかつた。使節一行に随行した対馬藩家老の杉村采女、杉村三郎左衛門らも正徳期までとの違いを強調し「新法之事ニ候得共從 上被仰付候事ニ候得者、可被成様も無之儀ニ候。⁷⁴」と、幕府から新法、すなわち商人請負制を仰せ付けられたのだからどうにも成りようがないと不満気な言葉を残している。

続く延享期には先の享保期の苦い経験を踏まえ、事前に対馬藩内部で対策を検討している。次の史料は対馬藩国元の年寄中から江戸家老の平田将監、杉村大蔵へ宛てられた提案文である。⁷⁵

駅馬之儀ニ付爰元御年寄中より江戸表御年寄中江被仰越候案書之趣

先書ニ申進候道中駅馬之儀、以前より正徳迄ハ餘馬大分御用意有之候付、朝鮮人荷物大振候而茂又ハ病氣之者有之候而茂差支候儀終ニ不承及候處、享保年初而請負ニ相成候而、人馬之数を限り用意有之候付、所々ニ而差支上之御外聞并此方様御迷惑無限事ニ候間、弥此節ハ請負不被仰付、御代々之正徳迄被成來候通ニ相成候様ニ随分被申込御働有之度事ニ候、江戸之事ニ候故人馬請負之事敏相頼候者有之、此方ヨリ被仰入候ハ後手ニ成可申哉と千萬無心元存事ニ御座候、以上

月日

年寄中

將監

大藏

この史料ではまず過去の人馬調達方式について振り返っている。正徳期までは予備の馬の準備も十分になされており、使節隨行員の荷物の多いときや病人を運ぶ場合でも行列通行の妨げになることはなかつた。しかし享保期に初めて請負制を導入し人馬数を制限したため、各所で行列が差し支えてしまつたという。しかも「上之御外聞并此方様御迷惑無限事ニ候」と、幕府の外聞に關わる上に、対馬藩側も大迷惑であつたと主張している。よつて今回（延享期）は「御代々之正徳迄被成來候通ニ相成候様ニ随分被申込御働有之度事ニ候」と、商人請負制をやめ正徳期までの方式に戻すようよく働きかけて欲しいと伝えている。江戸では早々に請け負いを願い出る者もいるであろうから、対馬藩の申し入れが遅れないか心配だと締め括り、幕府へ掛け合うよう急かしているのである。享保期の対馬藩関係者は幕府側と通信使側との板挟みになりながら必要数に満たない人馬で行列通行を成り立たせねばならず、相当苦労したものと推測される。このような提案文

の存在からも当時の対馬藩がいかに商人請負制を望んでいなかつたかがうかがい知られよう。

このように、構想の上では合理的・効率的と考えられていた商人請負制であつたが、行列通行を妨げられた通信使や国体・外聞を重視する儒学者らには非常に不評であつた。さらに使節迎送の現場を取り仕切る対馬藩にとつては旅程遅延の上に幕府側と通信使側との狭間で度重なる交渉・調整を強いられる「迷惑無限事」であつた。延享期の場合、対馬藩の商人請負制阻止の嘆願が聞き入れられたのか、人馬調達方式は以前の伝馬・助郷制度に戻され、国役金賦課のみ継続されることとなつた。すなわち幕府主導の商人請負制は人馬不足や仕組みの問題から諸々の不評をかい失敗に至つた結果、享保期の一回限りで姿を消したのである。

4、失敗の理由

最後にこれまでの分析を振り返り、商人請負制の失敗理由をまとめていきたい。享保期に商人請負制の失敗した理由としては、第一に幕府勘定所の必要人馬数の見積もりミスがあげられる。勘定所役人は大規模な行列通行や人馬の用途の複雑さから、対馬藩と先例を照合しても正確な員数を把握するには至らなかつた。結果的に中馬用の馬一八〇疋、病用駕籠舁人足と先荷人足を合わせた二六〇人の人足の不足により、移動・運搬手段を欠いた通信使一行が取り残され、混乱に拍車をかけることとなつた。

第二に商人請負制の仕組みとの関連も指摘することができる。請負制となると経済活動を生業とする商人が賃金や員数、日程等を細かく規定するため、本来国家外交の一部であるはずの朝鮮通信使の迎送にも諸種の制限が加えられる。準備段階でも老中井上正岑から対馬藩家中へは、定められた荷物の重さを守り余計な人馬を出さないよう厳しく申し渡されていた。しかし移動する側の通信使や対馬藩の立場からすれば大層窮屈なことで、先例を承合しても各地でもらう贈答品を運ぶため人馬の増加が予想されると難色を示していた。

さらに事前に員数が固定されたことで、淀で人馬不足となつても対馬藩から請負商人や人馬割代官へ直接追加分の要請をすることができなかつたとみられる。そのため対馬藩裁判役が京都所司代に申し入れ、統いて京都町奉行を通して現場の担当者へ追加供出を指示してもらうという手間をかけることとなつた。つまり①人馬数の制限・固定化、現場における②柔軟性の欠如が、時には臨機応変な対応を要する通信使の行列通行の実態に合わなかつたと考えられよう。

以上より、享保期は通信使の通行地の全範囲で商人請負制ならびに国役金賦課が導入・実施されたという点で画期的であつたといえる。しかし準備段階の見積もりミスや仕組みの問題からかえつて混乱と批判を招く結果となり、「官」から「民」への負担の転換で人馬役の合理化・効率化を目指すはずであった新しい方策は、実を結ぶことなく失敗に終わつたのである。

商人請負制の完全実施は享保期限りで、延享期には国役金賦課のみの継続となり伝馬・助郷制度に戻される。その後の宝暦期には幕府から一〇万両近い資金を与えられて対馬藩の請負制が導入・実施された。この異例ともいえる請負制については、対馬藩が多額の資金を活用し藩財政の補填当てるために計画されたとも考えられている。⁷⁷一方で幕府勘定所の入札を通さず対馬藩役人や配下の商人が直接人馬を扱つてゐることをみると、商人請負制の制度的改善という見方も提示し得る。なお享保期以降、通信使が道中で度々「病氣」という交渉手段を活用したことにも注目できる。延享期にも大津本陣前下馬一件のように、通信使側に不都合が生じた場合に病氣と称した止宿を断行し、事を有利に運ぼうとする事例が散見され、⁷⁸旅程の遅れを取り繕わねばならない対馬藩にとつては悩みの種となつていく。これら対馬藩の請負制や病氣の事例、また実際に請負商人が多くの人馬をどこから調達し、どのように差配したのかなど関連史料との照合を含め、改めて分析・解明する必要があろう。

1 渡辺和敏「朝鮮通信使の通行」（『静岡県史研究』第九号、一九九三年）六四・七〇頁。

2 土田良一「近世日本の中央地帯と街道」『近世日本の国家支配と街道』（文献出版、二〇〇一年）二〇頁。

- 3 深井甚三「吉宗政権の宿駅・助郷政策と担当吏僚」『幕藩制下陸上交通の研究』（吉川弘文館、一九九四年）一五〇・一五一頁。
- 4 市川寛明「朝鮮通信使の行列構成と大名の役負担体系——大名課役と請負商人の成立——」（『史海』第五〇号、二〇〇三年）二八・三〇頁。
- 5 池内敏「近世中期の朝鮮通信使」（『地域史研究』二二卷二号、一九九一年）一五・一六頁、池内敏「寛永から享保に到る道中人馬役」（『大君外交と「武威」——近世日本の国際秩序と朝鮮観』名古屋大学出版会、二〇〇六年）一二〇・一二一頁。
- 6 荒野泰典「朝鮮通信使の終末——申維翰『海游録』によせて——」（『歴史評論』三五五号、一九七九年）六九頁。
- 7 仲尾宏『朝鮮通信使の軌跡——増補・前近代の日本と朝鮮』（明石書店、一九九三年）一五九・一六〇頁、仲尾宏『朝鮮通信使の足跡——日朝関係史論』（明石書店、二〇一一年）二二八・二三一頁。
- 8 山下幸子「朝鮮通信使の来朝」（『地域史研究』六一一、一九七六年）四五・四七頁。
- 9 小林茂「徳川時代における朝鮮通信使の助郷問題——淀藩の場合を中心として——」（『朝鮮学報』第四三輯、一九六七年）六九・七四頁。
- 10 第一章「朝鮮通信使迎送体制の概観」一、通信使行列の通行と乗馬、参照。
- 11 通信使とともに陸路江戸を目指す対馬藩関係者は藩主や諸奉行、大将、供人等、六五六人が対馬藩主行列を組んで移動し、その他に信使奉行、裁判、朝鮮語通詞ら二一六人が先導・警護のため通信使行列の先頭・後尾に付き従っていた（拙稿「近世中期朝鮮通信使の乗馬調達」『朝鮮学報』第二二三輯、二〇〇九年、四一・四二二頁）。
- 12 享保期の以町庵輪番僧は月心性湛（天竜寺）、石霜竜菖（東福寺）の二人で弟子の伴僧一四人が付き従っていた。陸路通行のため提供された荷馬は三六疋、人足は駕籠昇を含め一〇六人であった（「信使方人馬下知役勤方」『享保信使記録』）

韓国国史編纂委員会所蔵、マイクロフィルム版『対馬宗家文書』、第I期、NO.202、リール番号15、ゆまに書房、一九九九年、享保四年八月八日条)。

- 13 拙稿「近世中期朝鮮通信使乗馬役の研究—道中における鞍置馬・鞍皆具負担を中心にして—」(『史学』七九巻四号、二〇一〇年、二・三頁)。
- 14 「中川長定覚書」『加越能文庫』金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵、享保四年四月二二三日条。
- 15 「信使方人馬下知役勤方」前掲註12、享保四年八月八日条。
- 16 拙稿「近世中期朝鮮通信使の乗馬調達」前掲註11、四〇・四二頁。
- 17 前掲註15、なお対馬藩に割り当てられた人馬の詳細は御朱印人馬一〇〇人・三〇〇疋、賃人馬一〇〇人・一〇〇疋であった。
- 18 「出馬帳」『享保信使記録』(韓国国史編纂委員会所蔵、マイクロフィルム版『対馬宗家文書』、第I期、NO.203、リール番号15、前掲註12)享保四年八月五日条。
- 19 「出馬帳」前掲註18、享保四年八月八日条。
- 20 「信使方人馬下知役勤方」前掲註12、享保四年七月二六日条。
- 21 「出馬帳」前掲註18、享保四年九月四日条。
- 22 「大猷院殿御實紀」卷三、『徳川實紀』第二篇、三三二頁。
- 23 「寛永丙子信使記録五」『寛永信使記録』(東京国立博物館所蔵、マイクロフィルム版『対馬宗家文書』、第I期、NO.8、リール番号1、ゆまに書房、一九九九年)寛永二三年一一月一一日条。
- 24 『通航一覽』第一(国書刊行会、一九一二年)卷二五・四五九頁。
- 25 土田良一「朝鮮通信使通行と大名課役—鞍馬・鞍皆具役を中心に—」『近世日本の国家支配と街道』前掲註2、九一頁。

- 26 「通航一覧」前掲註24、巻三七・四七七頁。なお厳密には、天和期の通信使来日時の人馬役は寛永一四年（一六三七）成立の助馬制下にあり、元禄七年（一六九四）以降の助郷制下の正徳期や延享期と多少の制度・方式の相違はあったものと考えられる。しかし宿駅近隣の諸村より人馬の提供を得て通信使の通行を支えていた点で共通しており、天和期も伝馬・助郷制度のうちに含めるものとする。
- 27 「毎日記」『江戸藩邸日記』（東京大学史料編纂所所蔵、マイクロフィルム版『対馬宗家文書』、第II期、NO.133、リール番号29、ゆまに書房、一〇〇三年）正徳元年六月三日条。
- 28 「御伝馬町旧記」（児玉幸多校訂『近世交通史料集』二、吉川弘文館、一九六九年）六四・六五頁。
- 29 「通航一覧」前掲註24、巻三九・四九四頁。
- 30 前掲註29。
- 31 『通航一覧』には天和期に人馬入用のため役金を賦課した対象地とみられる山城、大和、和泉、摂津、近江、丹波、播磨の国名と石高が記載されている（「通航一覧」前掲註24、巻百一八・三八二・三八四頁）。また渡辺和敏氏も正徳期の東海道掛川宿、三島宿の事例から丈夫な人馬を揃えるといった目的で、現地の宿役人らが請負業者へ委託したこと、雇賃を組内で石高に応じ割り振つたことなどを取り上げている（渡辺和敏、前掲註1、六六・六七頁）。
- 32 「通航一覧」前掲註24、巻百一八・三八五・三八六頁。
- 33 「通航一覧」前掲註24、巻百一八・三八七・三八八頁。
- 34 「通航一覧」前掲註24、巻四一・五二九・五三〇頁。
- 35 「通航一覧」前掲註24、巻百一八・三九〇頁。なお後に道中の不時の逗留等を理由に、三〇〇〇両が追加され対馬藩は最終的に合計一〇万両を与えられることになった。
- 36 「惣人馬通シ人足一式仕用書」『対馬宗家文書』（韓国国史編纂委員会所蔵、NO.5411）の内表紙に「神田堅大工町樹屋忠

右衛門」とあり、対馬藩配下で商人が人馬を請け負っていたことが確認できる。

37 通信使一行の帰路、雪解けの増水のため富士川の舟橋が切落され、普請を終えるまで三嶋宿に二日間（三月一五～一六日）、吉原宿にも二日間（三月一八～一九日）待機し、また藤枝宿でも大井川の増水・川止めのため三日間（三月二二～二四日）の逗留を余儀なくされた。

38 帰路大坂客館滞在時、四月七日に朝鮮人都訓導崔天宗が口論・打擲から対馬藩通詞鈴木伝蔵に殺害された事件。幕府の詮議で死刑となり事件解決となるが、通信使一行は一ヶ月程大坂に滞在することとなつた。

39 松平定信著・松平定光校『宇下人言・修行録』（岩波書店、一九四四年）一三五頁。

40 深井甚三「家宣・家継治下の宿駅・助郷政策と担当吏僚」『幕藩制下陸上交通の研究』前掲註3、一二四～一二七頁。

41 前掲註29。

42 「通航一覧」前掲註24、卷三九・五〇一頁。

43 前掲註29。

44 「通航一覧」前掲註24、卷三九・五〇二頁。

45 前掲註44。

46 「御傳馬人足御免御朱印附り人馬割覺書」『享保信使記録』（韓國国史編纂委員会所蔵、マイクロフィルム版『対馬宗家文書』、第一期、NO.200、リール番号15、前掲註12）享保四年九月一八日条。

47 「信使方人馬下知役勤方」前掲註12、享保四年六月一三日条。

48 前掲註47。

49 「信使方人馬下知役勤方」前掲註12、享保四年六月二九日条。

50 「信使方人馬下知役勤方」前掲註12、享保四年七月二一日条。

51 人馬割代官衆から平田直右衛門に対して「於宿々對馬守殿人馬方役人中切手を以相渡候跡ニ残荷物有之候ハヽ荷物出拂候迄其宿ニ役人中残り被居追切手を以拙子共御勘定仕上候」と、通信使一行の荷物運搬に関して既定数の分は切手により引き渡した上で、それでも残荷物の生じた場合、対馬藩の人馬下知役が「追切手」という別の切手を用いて荷物を継ぎ送り、後に追加分を計算する方法を提案している（「信使方人馬下知役勤方」前掲註12、享保四年七月四日条）。

52 「信使方人馬下知役勤方」前掲註12、享保四年七月七日条。

53 「信使方人馬下知役勤方」前掲註12、享保四年七月九日条。

54 「信使方人馬下知役勤方」前掲註12、享保四年七月一〇日条。

55 前掲註54。當時杉岡弥太郎、辻六郎右衛門は勘定吟味役であった（深井甚三「吉宗政権の宿駅・助郷政策と担当吏僚」前掲註3、一六六・一七〇頁）。奥野忠兵衛は御殿詰組頭で享保三年（一七一八）二月より朝鮮御用掛を仰せつかつている（「通航一覽」前掲註24、巻三八・四八二頁）。

56 「信使方人馬下知役勤方」前掲註12、享保四年七月一一日条。

57 前掲註56。

58 前掲註15。なお大坂では五畿内代官の平岡彦兵衛、久下藤十郎が人馬割代官を勤めている。

59 史料本文は『海行摠載』一（朝鮮古書刊行会、一九一四年）二五九頁より、史料訳文は申維翰著・姜在彥訳注『海游録－朝鮮通信使の日本紀行－』（東洋文庫二五二、平凡社、一九七四年）一三二頁より。

60 「信使記録享保己亥年六月廿六日より九月十二日迄」『享保信使記録』（韓国国史編纂委員会所蔵、マイクロフィルム版『対馬宗家文書』、第一期、NO.243、リール番号20、前掲註12）享保四年九月一一日条。

61 止宿の決まつた時点で京都所司代の方より「明十二日大津御昼休ニ而守山御泊り候哉御廻状被差出候ニ付早々可申上候」と対馬藩側へ問い合わせがあり、「弥明十二日大津昼休守山泊ニ而御座候」と返答している（「信使記録享保己亥年六

月廿六日より九月十二日迄」前掲註60、享保四年九月一一日条)。

- 62 「参向京都御発籠より江戸御着迄信使奉行道中毎日記」『享保信使記録』(慶應義塾大学三田メディアセンター所蔵、マイクロフィルム版『対馬宗家文書』、第Ⅰ期、NO.248、リール番号26、前掲註12) 享保四年九月一二日条。
- 63 前掲註62。

63 前掲註62。

- 64 「参向京都御発籠より江戸御着迄信使奉行道中毎日記」前掲註62、享保四年九月一三日条。
- 65 「参向京都御発籠より江戸御着迄信使奉行道中毎日記」前掲註62、享保四年九月二三日条。

- 66 「享保己亥年信使御用掛松平対馬守様横田備中守様大久保下野守様ヨリ御尋問書并御勘定組頭奥野忠兵衛様請答之覚書(七拾四式ノ二)」『享保信使記録』(東京国立博物館所蔵、マイクロフィルム版『対馬宗家文書』、第Ⅰ期、NO.68、前掲註23) 享保四年九月一七日条。

67 前掲註16。

68 前掲註60。

69 前掲註60。

- 70 「出馬帳」前掲註18、享保四年一〇月一四日条。

- 71 『海行摠載』一、前掲註59、二七〇頁。

- 72 『海行摠載』一、前掲註59、二七〇頁。

- 73 宮崎道生『定本折たく柴の記釈義』(増訂版、近藤出版社、一九八五年)三二二四頁。

- 74 「交隣提醒」『対馬宗家文書』(韓国国史編纂委員会所蔵、NO.6518)。

- 75 「信使方人馬下知役勤方」前掲註12、享保四年一〇月一四日条。

- 76 「駆馬之儀ニ付爰元御年寄中ヨリ江戸表御年寄中江被仰越候案書之趣」『対馬宗家文書』(韓国国史編纂委員会所蔵

NO.6300)、年代未詳だが書中の対馬藩役人の人名より延享期の来日に関わるものと確認できる。

77 池内敏「近世中期の朝鮮通信使」前掲註⁵、一六、二一頁。

78 第二章「対馬藩出馬方の再編成」四、マニュアル活用の実例、参照。

一、朝鮮通信使と加賀藩

第一章から第四章までは近世中期に注目し、乗馬調達を通して、朝鮮通信使迎送体制が幕府、諸大名、沿道諸国の村々、対馬藩宗家の四者の協力体制により成り立っていたこと、つまり幕府が前もって諸大名に乗馬役、沿道諸国の村々に人馬役を課して必要数を確保し、最終的に通信使に接する現場を対馬藩役人が取り仕切ることで使節迎送を支えていたことを指摘した。その中で従来あまり知られてこなかつた乗馬役という大名課役の存在が、具体的に明らかになってきた。

特に正徳・享保期に連続した幕府主導の乗馬役再整備では、鞍置馬・鞍皆具負担の分離、石高に応じた割り当て等が進められた。それに伴い諸大名家もそれぞれの経済規模に応じた役負担に従事することが可能となつた。その結果、負担大名が通信使の通行地に限らず、日本全国に拡大し一五〇～一六〇家に及ぶ大名家が動員された実態が浮かび上がってきた。¹⁾ そこで第五章から第七章までは使節迎送を支える役負担のうち乗馬役に焦点を絞り、通行地に領地を持たない加賀藩前田家と弘前藩津軽家を事例に、実負担を担う大名家の内部に分析を掘り下げていく。

まず本章では乗馬役のうち鞍置馬負担に携わった加賀藩前田家の実例を取り上げる。加賀藩の乗馬役に関しては、徳田寿秋氏が延享五年（一七四八）の能登国羽咋郡・鹿島郡における駅馬供出の事例を分析している³⁾。筆者も享保四年の越中國砺波郡の駅馬派遣に注目し、十村川合家を中心とした準備過程や書状伝達について明らかにした。しかし双方とも特定年代における地方の対応をまとめたにすぎず、幕府や藩の方針とを複合的に検討するには至らなかつた。よつてここでは加賀藩の乗馬役を概観した上で、『加賀藩史料』や『政隣記』、「中川長定覚書」などから正徳・享保期の鞍置馬派遣の具体的実態について明らかにする。特に幕府の方針や地方の動向とともに家中の対応姿勢を探ることで、役負担を課された一大名の立場から朝鮮通信使乗馬役について捉えていきたい。

加賀藩前田家は前田利家を藩祖とし、現在の北陸地方、加賀・能登・越中に一〇〇万石を超える領地を有した近世最大の外様大名である。使節の通行地から遠く離れた加賀藩は通信使と関わりが薄いと思われがちである。例えば『徳川実紀』、『通航一覧』等を見ても接待役や川船役に携わった事例は確認できない。しかし『加賀藩史料』によれば、加賀藩が正徳元年（一七一二）、享保四年（一七一九）、延享五年（一七四八）に①鞍置馬の派遣、②通信使行列の見物、③馬上才の観覽⁸、④江戸城での儀礼、⑤朝鮮鷹の下賜¹⁰といった様々な事柄に関わっていた様子がうかがえる。特に五代藩主前田綱紀は正徳期の以町庵輪番僧別宗祖縁を介し独自に朝鮮情報を仕入れ稻若水等の学者を通じ使節随員と交流させるなど、朝鮮の文化・学問に一方ならぬ興味を示していたことが知られている。¹²

また文化五年（一八〇八）には通信使の対馬易地聘礼に備え、全国一律に高役・国役金が賦課された。加賀藩へも幕府から五か年賦で総額一万九八七〇両が課されたものの、金沢城の火災や不作等を理由に上納開始の五年延期が認められている¹³。このように通信使との文化・学問面における関わりが多く見られる中、文化期の国役・高役金を除くと加賀藩へ課された役負担は乗馬役のみであつたといえる。

二、加賀藩と乗馬役について

次に加賀藩の乗馬役について概観する。まず慶長一二年（一六〇七）から寛永二〇年（一六四三）までの五回については幕府、対馬藩いずれの史料も少なく関連する記載は見当たらない。「政隣記」にも通信使の来日が簡潔に記されるのみである。鞍置馬等の派遣が確認できるのは明暦期以降で、幕府から指示された負担対象・継立区間等をまとめると次のようになる。¹⁴

天和二年	(一六八二)	鞍置馬一二疋・鞍皆具二四疋分	三島・吉田間(下向、約一七五km)
正徳元年	(一七一二)	鞍置馬四一疋	吉田・三島間(往復、約三五〇km)
享保四年	(一七一九)	鞍置馬四〇疋	大垣・浜松間(往復、約二八四km)
延享五年	(一七四八)	鞍置馬四四疋(割替後、五〇疋)	舞坂・江戸間(参向、約二六三km)
宝暦一四年	(一七六四)	鞍置馬五〇疋(割替後、五〇疋)	舞坂・江戸間(参向、約二六三km)

右に示した六回のうち明暦・天和期を見ると、加賀藩が鞍置馬・鞍皆具双方を負担しており、寛永二〇年(一六四三)以降の幕府の役賦課方針とも一致している。¹⁵ただし明暦期のように参向・下向で派遣数が異なるなど、負担基準自体が曖昧であった。

正徳期、新井白石を中心にこのような乗馬役負担方式が見直される。¹⁶特に一〇万石を境に負担対象が分けられ、鞍置馬については一〇万石以上の大名を対象とし、二万五〇〇〇石に付一疋の基準に定められた。また享保期には継立区間が往復から片道へと変更される。これに伴い加賀藩へも石高に応じた四〇疋余の鞍置馬が課され、継立区間も享保期より参向時のみに設定されることになった。

さらに延享期には、割り替えの導入により当初の予定を超える五〇疋が課された。そして最終的に基準を少々上回る五〇疋の割り当てが定着し、宝暦期に引き継がれていくことになる。以上の分析より加賀藩の乗馬役を見ると、ほぼ幕府の方針に沿った負担内容が課されていたと確認できる。

三、正徳期の鞍置馬派遣

それでは、加賀藩前田家は実際の乗馬役にどのように取り組んだのであろうか。ここからは正徳期を中心に加賀藩の鞍馬派遣について具体的に見ていく。

正徳元年（一七一一）一一月、六代将軍徳川家宣の襲職を祝賀する通信使が来日し、江戸城で国書・進物を捧呈した。¹⁸これに先立ち四月の段階で通信使一行の往来に備え、朝鮮御用掛老中土屋政直から諸大名へ乗馬役が命ぜられた。¹⁹この際、加賀藩主前田綱紀へも次のような令達が伝わっている。

此月諸広江七八月之頃朝鮮人依來聘被仰渡之内、

松平御名鞍置馬四拾壹疋

但壹疋分、足輕一人、口取二人、合羽、沓籠持壹人、長柄傘、祫合羽籠持、提灯持、

右七八月頃朝鮮國信來聘ニ付、美濃國大垣ヨリ遠江國浜松迄又帰國之時浜松より大垣迄乘鞍出之可被相送事
一乘鞍馬御定之所ニ使者召連罷越、御馳走人并御代官江相達、其以後宗馬対守馬割之役人申談被任差図事
一信使到着之日限等委細、本多弾正少弼、仙石丹波守、荻原近江守江可被承合事

以上

四月

右では加賀藩に通信使来日のため「鞍置馬四拾壹疋」を大垣・浜松間（往復）へ派遣するよう伝えている。鞍置馬には「足軽一人、口取二人、合羽、沓籠持壹人、長柄傘、祫合羽籠持、提灯持」と八人の添人を付け、移動中の信使に不自由のないよう合羽、長柄傘、提灯などを携えることを義務づけている。また「乗鞍馬御定之所ニ使者召連罷越」と、鞍置馬や添人とともに使者を遣わすことも決められていた。使者は接待役や代官に連絡し対馬藩役人に従うとされ、現地で各藩からの

一行を取りまとめる代表者であつたとみられる。そして通信使到着の日程の詳細は朝鮮御用掛の幕閣に承合することも添えられている。こうしてみると鞍置馬派遣は、単に①鞍置馬のみ供出するのではなく、②添人や③使者の同行をも規定した役負担であつたことがわかる。²⁰

これを受け翌五月、加賀藩内で本格的な鞍置馬派遣準備が始まった。まず使者の選定が進められ、年寄中の協議により平士の中から江戸詰の持筒頭村田縫殿右衛門、金沢の別所孫大夫が選び出された。特に村田は江戸在中の綱紀より直接役目を仰せ渡されており藩主の関与がうかがえる。また対馬藩側の記録にも兩人は加賀藩の鞍置馬付使者として記されている。²¹他にも足軽等を統率する割場奉行や添使者となる横目、馬医など「政隣記」から確認できる派遣役人は一九人にものぼる。²²同時に鞍置馬も用意され「御役馬公厩之外、安房守、又三郎三疋宛、監物二疋、近江守、伊予、美作守、数馬、民部、図書、玄蕃、刑部各一疋宛」と藩の御馬と家臣の持馬を遣わす方針に決まった。²³「安房守」すなわち本多政敏ら一一人は主に「八家」と称される万石以上の年寄衆・家老で、彼らから合計一六疋が差し出されている。今枝直方の記録によれば「馬鞍具ニハ不及口附も一人宛ニ而」²⁴と、家臣の負担分は手持ちの馬と馬子のみであつたことから、鞍皆具や他の添人は藩から出されたものと推察される。

さらにこれらの鞍置馬に添人を付けねばならない。添人は幕府の規定で一疋に付き八人とされたので、単純に計算しても三二八人（八人×四一疋）となる。しかし実際のところ「大概惣人数足軽八拾三人、小者三百九拾三人、割場附小者ハ七拾三人出申残ル分ハ日用」²⁵と、日用の人数は不明だが、足軽、小者、割場附小者だけでも五四九人の派遣人員が確認できる。これらに村田・別所らを含む土分の役人一九人、鞍置馬に付く馬子四一人を加えると、加賀藩からの派遣人員は少なくとも六〇九人まで膨れ上がるのである。

次に正徳期の鞍置馬派遣の流れを表1とともにみていく。先に示したように四月中に幕府の令達を受け五月一一日から使者や派遣馬の選定など、江戸・金沢で約四か月に亘る下準備が行われた。七月には派遣役人の誓詞、下賜物等の準備を進

〔表1〕正徳元年(1711)の加賀藩の鞍置馬派遣の日程

主な日程	内容	場所	日数	合計日数
4月中	加賀藩に鞍置馬派遣の令達が伝わる			
5月11日	使者の決定、村田縫殿右衛門・別所孫太夫の選定			
5月13日	鞍置馬調達方法の決定、藩の御馬と家臣の馬の調達	江戸・金沢	約4か月 4月～8/4	約4か月
5月晦日	派遣役人の選定開始			
7月11日	派遣役人の誓詞開始			
7月26日	派遣役人の白銀・小判等の拝領開始			
8月5日	使者・派遣役人の江戸出立	江戸・金沢 →大垣 大垣逗留	58日間 8/5～10/4	
8月10日	鞍置馬(藩の御馬と家臣の馬)・使者・派遣役人の金沢出立			
9月27日	通信使の淀出立			
10月4日	使者村田・別所両人が対馬藩役人に對面・打ち合わせ	大垣→浜松 (参向)	4日間	
10月5日	参向時の役開始、加賀藩の一行が通信使行列に合流	浜松→江戸	10/5～10/8	
10月8日	参向時の役終了、使者村田・別所両人が対馬藩主本陣に報告	江戸待機	32日間	
10月18日	通信使の江戸入府、加賀藩の一行の江戸到着	10/9～11/11	124日間	
11月3日	通信使の江戸城登城			
11月12日	加賀藩の一行が下向時の役のため浜松へ出立	江戸→浜松	15日間	
11月19日	通信使の江戸出立、帰途につく			
11月26日	使者村田・別所両人が対馬藩役人に對面・打ち合わせ	浜松→大垣 (下向)	4日間	
11月27日	下向時の役開始、加賀藩の一行が通信使行列に合流			
12月1日	下向時の役終了、使者村田・別所両人が対馬藩主本陣に報告	11/27～12/1		
12月4日	加賀藩の一行の赤坂出立	赤坂→金沢	11日間	
12月12日	加賀藩の一行の金沢帰着	12/2～12/12		

註)『加賀藩史料』第五編、「政隣記」正徳元年の条、「通航一覽」第三十七、

辛義秀・仲尾宏『大系朝鮮通信使一善隣と友好の記録』第4巻(明石書店、1993年)、
 「従十月二日参向京都御発駕より江戸御着迄御道中毎日記」『正徳信使記録』(慶應義塾大学三田メディアセンター所蔵)、
 「御下向江戸御發駕ヨリ京都御着迄毎日記」『正徳信使記録』(韓国国史編纂委員会所蔵)により作成。

めている。八月に入り村田・別所ら使者と派遣役人、添人、鞍置馬が江戸・金沢双方から役遂行地の大垣へ出立する。しかし通信使の大垣到着が一〇月以降となつたため、約五〇日間も現地で待ち続けることとなつた。一〇月四日ようやく村田・別所らが対馬藩役人と事前打ち合わせを行つてゐる。

翌五日からが乗馬役の本番である。加賀藩の一行は四日間に亘り大垣・浜松間で参向時の役を遂行した。役遂行後対馬藩主と対面・報告し、一八日に加賀藩の一行も通信使に合わせ江戸へ到着してゐる。そこで約一か月間待機した後、下向時の役のため再び浜松へ移動した。続いて一月二七日から再度通信使に同行、すべての役を終え一行が金沢へ帰着したのは一二月一二日であつた。これらより正徳期の場合、加賀藩の一行が江戸・金沢を出立し大垣・浜松間で参向・下向双方の本負担を遂行し、再び帰着するまで合計一二四日（八月五日～一二月一二日）も要したことがわかる。

以上のように加賀藩は幕府の令達を受け、乗馬役のために①鞍置馬、②添人、③使者や派遣役人の準備を行つた。特に鞍置馬に藩の御馬と家臣の持馬を充て、派遣役人・添人として幕府の規定を超える六〇〇人規模の集団を整えるなど、加賀藩の力の入れようがうかがい知れる。現地での本負担は往復わずか八日間であつたが、五月からの下準備を含めると半年以上もかかる大規模な役負担であつた。

四、享保期の鞍置馬派遣

次に享保期の鞍置馬派遣についてみていく。八代将軍徳川吉宗の襲職を賀す通信使の来日を受け、享保四年（一七一九）四月二三日、朝鮮御用掛老中井上正岑から加賀藩主前田綱紀に鞍置馬派遣を命じる書状が届いた。その内容は正徳期とほぼ同じで「松平加賀守鞍置馬四拾疋、但壹疋分足輕老人、口付武人、沓籠持、長柄傘、絹合羽、合羽籠持、挑灯持、右当秋從朝鮮國信使來朝付而、遠州舞坂ヨリ江戸迄乘鞍馬出之可被相送候、尤來朝之節計可被差出候事」¹⁷と添人付きの鞍置馬四〇疋を割り当て、参向時に舞坂・江戸間へ派遣することを伝えるものであつた。加えて書状には余計馬の用意や使者の

同行、朝鮮御用掛の幕閣への承合なども添えられている。²⁸ 先述したように享保期といえば、新井白石による聘礼様式の改革を「天和の旧例」に復したことが強調される。その一方で乗馬役のうち鞍置馬負担方式については、往復から片道へ継立区間が変更されるも基本的に正徳期の方針が踏襲されている。²⁹

この令達を受け加賀藩前田家は直ちに準備に取りかかった。特に江戸家老成瀬当隆・玉井定信・中川長定の三人はその日のうちに正徳期の使者を召し出し情報を入手している。³⁰ そして五月一九日、藩主綱紀は正徳期の先例より「金沢江申遣如先年万石以上馬差出候様³¹」と金沢の家臣に持馬を供出させることに決め、二二日江戸家老らから国元へ伝達させた。しかしわずか三日後、領内の駅馬を派遣することに方針を変更する。その理由がうかがえるものに江戸家老らから国元の年寄衆へ宛てた書状がある。³²

朝鮮人来朝之節被指出候馬之儀、先頃ヨリ御吟味被遊候へ共、極暑之時分長途殊箱根等之坂を帶中々続兼可申候、慥ニ可続御馬纔なくてハ無之候、御請取場之内多分馬つかへ可申候、先達而被仰出候万石以上ヨリ被 出候馬茂乗責遠く可有之哉、先年茂続兼申馬多有之候（中略）余方ニハ駅馬髪を切被差出候由、長門守様ニ茂不殘御領分之駅馬之由ニ候、弥余方ニ茂其例有之候ハ、此方ヨリ之馬茂三四拾疋御領内之駅馬外ニ拾疋計御馬内ニ而慥可続を被指添可被遺旨被 仰出（後略）

この史料からは、鞍置馬派遣方針の変更に馬の持久力と他藩の事例が関わっていることがわかる。まず藩主が「極暑之時分長途殊箱根等之坂を帶中々続兼可申候、慥ニ可続御馬纔なくてハ無之候、御請取場之内多分馬つかへ可申候、先達而被仰出候万石以上ヨリ被 出候馬茂乗責遠く可有之哉、先年茂続兼申馬多有之候」（中略）余方ニハ駅馬髪を切被差出候由、長門守様ニ茂不殘御領分之駅馬之由ニ候、弥余方ニ茂其例有之候ハ、此方ヨリ之馬茂三四拾疋御領内之駅馬外ニ拾疋計御馬内ニ而慥可続を被指添可被遺旨被 仰出（後略）

いる。なお正徳期の使者によれば紀州藩の場合も駅馬を遣わしていたという。³³よって家臣の持馬を供出する方針をやめ、加賀藩でも領内の駅馬三、四〇疋に御馬一〇疋程を加えて派遣する方針をとることになった。

これを受け国元では急遽御算用場を中心に駅馬派遣準備に取りかかることとなる。六月三日の江戸からの知らせにより、御算用場では五日に駅馬見分を行つた。駅馬調達範囲は城下町金沢と今石動、小松、宮腰の三つの町、加賀国能美郡、河北郡、石川郡、越中国砺波郡内の一三か村で³⁴、主に北国街道などの駅馬を常置していた宿駅であつた。見分では、あらかじめ割り当て数を上まわる六〇疋の駅馬を集め、派遣するにふさわしい四〇疋を厳選したという。これらの見分をはじめとする国元の十村衆や村々の動向については第六章で詳述する。

なお使者の持筒頭山崎九郎左衛門・永井七郎右衛門を含め、派遣役人には横目里見孫太夫、割場奉行、馬医など計一七人が選ばれた。³⁵これに添人となる足軽八三人、割場付小者七七人、日用二九七人、馬裁許人・馬子等五六人を加えると五三〇人にも及ぶ。³⁶派遣人員については「あなた定而人多ニ茂可有之候間人少之方ハ宜敷有之候」³⁷と、現地で人が多すぎると混雑するため少ない方がよいという配慮から、正徳期よりも約八〇人減らされることとなつた。それでも加賀藩の一行が五〇〇人を超える大集団であったことに変わりはない。

次の表2は享保期の鞍置馬派遣の日程を具体的にまとめたものである。加賀藩では四月の幕府の令達を受け、翌五月に使者や派遣役人等の選定に着手し始めた。六月には持久力の強い駅馬を調達するため、金沢の御算用場で見分を行つた。その後正徳期のように派遣役人の下賜物や誓詞などの下準備が進められる。八月に入ると幕府の指示により舞坂へ向けて加賀藩の一行が出立した。彼らは八月中旬に舞坂へ到着するもやはり通信使一行を待つため約三〇日間逗留することになる。そして九月一八日永井・山崎両人が対馬藩役人と対面、翌一九日に通信使行列に合流し九日間の役を遂行したのである。ただし正徳期と異なり片道のみの区間であつたため、九月二七日に江戸へ到着してしまえば長々と滞在する必要はなかつた。役目を終えた一行は直ちに江戸を発ち一〇月一三日に金沢へ帰着している。

〔表2〕享保4年(1719)の加賀藩の鞍置馬派遣の日程

主な日程	内容	場所	日数	合計日数
4月23日	加賀藩に鞍置馬派遣の令達が伝わる			
5月22日	鞍置馬調達方法の決定、藩の御馬と家臣の馬の調達			
5月23日	派遣役人の選定開始			
5月25日	鞍置馬調達方法の再決定、国元の駅馬と藩の御馬の調達			
5月26日	使者の決定、永井七郎右衛門・山崎九郎左衛門の選定	江戸・金沢	約4か月 4/23~8/3	約4か月
6月 5日	金沢御算用場での駿馬見分			
6月 9日	派遣役人の白銀・小判等の拝領開始			
6月13日	派遣役人の誓詞開始			
8月 4日	鞍置馬(御馬)・使者・派遣役人の江戸出立			
8月 7日	鞍置馬(駅馬)・派遣役人の金沢出立	江戸・金沢 →舞坂 舞坂逗留	44日間 8/4~9/18	
8月14日	金沢からの鞍置馬・派遣役人の舞坂到着			
8月18日	江戸からの鞍置馬・使者・派遣役人の舞坂到着			
9月11日	通信使の淀出立			
9月18日	使者永井・山崎両人が対馬藩役人に對面・打ち合わせ			
9月19日	役の開始、加賀藩の一行が通信使行列に合流			
9月26日	使者永井・山崎両人が対馬藩主本陣に報告	舞坂→江戸	9日間 9/19~9/27	69日間
9月27日	役の終了、通信使の江戸入府、加賀藩の一行の江戸到着			
10月 1日	通信使の江戸城登城	江戸	5日間 9/28~10/2	
10月 3日	加賀藩の一行が江戸から金沢へ出立	江戸→金沢	11日間 10/3~10/13	
10月13日	加賀藩の一行の金沢帰着			

註)『加賀藩史料』第六編、「政隣記」享保4年の条、「中川長定覓書」享保4年の条、「通航一覽」第三十九、申維翰著・姜在彦訳注『海游録—朝鮮通信使の日本紀行一』(平凡社、1974年)、辛義秀・仲尾宏『大系朝鮮通信使—善隣と友好の記録』第5巻(明石書店、1994年)より作成。

これらより加賀藩の一行が舞坂へ向かい、本負担を終え再び帰着するまで合計六九日（八月四日～一〇月一三日）を要したことがわかる。つまり享保期には正徳期の一・二四日よりも五〇日以上日数を短縮し、約六割の期間で役負担を完遂したことになる。この負担日数の短縮は、継立区間の変更で正徳期まで存在した江戸待機期間と下向時の役に向かう移動期間がなくなったことによるものとみられる。

以上のように、享保期の加賀藩では正徳期の先例を踏まえほぼ同様の派遣準備を進めていった。特に家臣の持馬から領内の駆馬への①鞍置馬派遣方法の変更や、②派遣人員の削減のように独自の判断で実用的な方策を導入していった。また正徳期には下準備・役遂行期間を長く要したが、幕府主導の継立区間変更によつて③負担日数の短縮が可能となるなど、より合理的な鞍置馬派遣が実現したものと考えられる。

五、鞍置馬派遣への姿勢

先に正徳・享保期における鞍置馬派遣の具体的実態をみてきた。しかしながら加賀藩は朝鮮通信使の来日に關わる役負担にどのような姿勢で臨んだのであろうか。ここでは享保期の派遣準備の過程から乗馬役に対する加賀藩の意識を探つていきたい。

まず派遣役人の選定の一例を見てみよう。藩内で派遣準備が始まつてまもなく藩主綱紀は江戸家老らに現地で足軽等を統率する割場奉行の選定を命じていた。次の史料はその返答に関するものである。³⁸

御請 御親翰奉頂戴候、朝鮮人來朝之御用ニ付而途中迄被遣候割場奉行之内、他國其上大勢之者共支配仕事ニ御座候、大方ニ而ハ難成事ニ御座候、尤江戸割場御役人之内何れ慥ニ可相勤候哉僉議仕可申上旨奉畏候、只今三人御当地ニ相詰罷在候内ニ而ハ山口武太夫宜敷可有御座候、此者慥ニ可相勤と僉議仕候 御親翰御上包共ニ上之申候、以上

右からは江戸家老らが割場奉行について「他国其上大勢之者共支配仕事」「大方ニ而ハ難成事」と他国で大勢の者を取り仕切る大変困難な役目と捉えていたことがわかる。これを念頭に置き確實に役を勤める適任者を検討し、江戸詰の中から山口武太夫を「此者慥ニ可相勤」と藩主へ推薦した。後に山口や使者の永井・山崎兩人は藩主に対面し直接役目を仰せつかつてゐる。これらから加賀藩の派遣役人は藩上層部の協議によつて選ばれた有能な人物であつたと考えられる。

加えて現地へ役人を派遣する際には「御賄」という方法がとられた。御賄とは宿賃等を大まかに見積もつておき、最終的にかかつた日数分の費用を藩がまとめて負担する方法である。³⁹この御賄についても当初藩主は「常之御格を用不申朝鮮人之時ニ限御賄と定候ハ為何子細ニ候哉」と通信使という理由でわざわざ御賄とすることに疑問を抱いていた。普段は各人に固定金額の路銀・宿賃を支給する方法をとつてゐたためである。これに対し江戸家老らは、正徳期の報告によると現地の宿場で個人による支払いがなおざりになることを懸念し賄方役人がまとめて対応したと説明している。他藩でも同様の方法をとつていたという。⁴¹派遣役人への下賜物によつても不足分を補えるが「輕者共之義御格も無之儀ニ御座候間、先年之通御賄ニ被仰付可然奉存候」と、軽輩の者へは特に決まった方法もないため、先年のように御賄にした方がよいと進言している。鞍置馬とともに派遣される加賀藩の一行のうち、添人となる足軽・小者らは約九割を占めた。⁴³そのため道中での路銀・宿賃を含む費用を藩から一括で出すという特別措置が取られたものと推察される。検討の末、享保期においても御賄の方法をとることに決定した。なお足軽・小者らへは金沢を立つ際「他国之儀御外聞へ懸り御大切成儀候間触々致合意候様」と、他国での役負担は藩の外間に響く大切な任務で諸触をよく守るようにと厳しく申し伝えられている。

また鞍置馬派遣方法や御賄の事例に見られるように、加賀藩は他藩の動向にも目を向けていた。中でも同じ区間を担当する水戸藩には殊のほか注意を払つていた様子である。「水戸様などハ一格可有御座候、御少身之他御家中ハ平生茂色々放埒成儀有之と相聞候」⁴⁵と水戸藩には一定の方法があり、他の小藩はいつも締まりのない様子であつたなど、わざわざ正徳期

の派遣役人を呼び出し前回の事例を報告させていた。その上で間違いを起さないように加賀藩の先例や方法を念入りに確認している。

それでは藩主自身、加賀藩の鞍置馬派遣をどのように捉えていたのであろうか。藩主綱紀の意識がうかがえるものに次の史料がある。⁴⁶

一舎人を以被仰出候ハ、御前之御幼少之時分朝鮮人御覽被遊候得共とくと御覚茂不被遊候故、今般ハ御前ニ茂御覽可
被遊と被思召候、若狭守様ニ茂御覽被遊候様ニ被仰入候、各之義も見物被致候ハ、心得ニ茂成可申候、此度こなた
様から茂人馬も御出シ被成候事ニ候へハ、此様子も御前ニ御覽被遊度被思召候（後略）

享保期の通信使来日時、藩主綱紀は江戸在府中であった。綱紀は幼いころ通信使を見たものの全く覚えていないという理由から通信使行列の見物を思い立った。「若狭守様」すなわち後継の吉徳や家臣らへも心得として勧めており動機は綱紀の学問的関心であつたとみられる。これと同時に「此度こなた様から茂人馬も御出シ被成候事ニ候へハ」と自藩の一行が行列内で役目を勤める様子を気にかけている。実際に綱紀らは九月二七日、通信使の江戸入府に合わせ浅草日音院へ赴き行列見物を行つた。⁴⁷ そこで加賀藩の者たちが厳重に役目を勤める様子を確認している。この後加賀藩の一行は上屋敷に入り、使者や割場奉行らが藩主の前で役の完遂を報告した。その際綱紀は「人馬井才許人御屋敷之内ニ而緩々と休足為致候様ニ」⁴⁸ と、人馬や馬裁許人など軽輩の者たちをよく休息させるようにとわざわざねぎらいの言葉を申し伝えている。このような綱紀の振る舞いからは、幕府から課された役負担を見届け責務を全うしようとする藩主としての姿勢がうかがえる。

このように加賀藩では、鞍置馬派遣に際し藩主と江戸家老らが先例や他藩の情報をもとに協議を重ね、自藩の方針を決定していた。実際に「中川長定覚書」を見ても派遣準備の本格化する五月以降、藩主の「御親翰」の写や朱書の記載が増えて

いく。⁴⁹その中で意図的に有能な家臣を選び、御賄という特別措置で費用を保証するなど、現地で加賀藩の一行が役負担に専念できるよう派遣方法を整えていった。また外聞にかかる役として従事者を戒め、藩主自ら行列見物を通して役遂行の現場を確認したことからも、手厚い鞍置馬派遣を目指した加賀藩の姿勢がうかがい知れよう。

以上の分析より、第一に加賀藩前田家が幕府から課された乗馬役を重要視し、用意周到な鞍置馬派遣を行ったことが明らかとなつた。乗馬役となると日本全国から一五〇を超える諸大名家が一斉に動員される。⁵⁰そのような中、通信使行列を目にして藩主綱紀は「御国馬之儀ハ他国と違以之外宜由ニ而御ほめ被為成⁵¹」と、自藩の鞍置馬が他藩よりも勝つていたことに大変満足したという。加賀藩としては幕府の命を遵守すると同時に外交の晴舞台で大藩としての体面を保つため、万全の体制で鞍置馬派遣に臨んだものと考えられる。

第二に加賀藩において領内の駅馬を派遣する方針をとつたことにより、幕府—藩（加賀藩）—村（十村）という役賦課システムを通して、通信使迎送を支える役負担が広範囲の村々へ広がっていくこととなつた。駅馬派遣の事例は紀州藩、富山藩等にも見られ、本来通行地から遠く離れた地域も通信使とは全く無関係ではなかつたことが裏付けられる。このように朝鮮通信使迎送体制、日本と朝鮮との国家外交は、日本全国の地域社会から集められた多くの人馬により水面下で支えられていたのである。なお乗馬役の地域社会への波及については、次章で詳しく扱うこととする。

1 第三章「朝鮮通信使乗馬役の再整備」四、乗馬役のシステム化、参照。

2 第三章「朝鮮通信使乗馬役の再整備」一、乗馬役の概観、参照。

3 徳田寿秋「朝鮮使節と御用馬調達と行列について」（『石川郷土史学会誌』第三八号、二〇〇五年）二七・三一頁。

4 拙稿「加賀藩の朝鮮人御用にみる公文書——越中国砺波郡十村川合家文書『朝鮮人御用馬留帳』の分析から——」（『近世公

文書論——公文書システムの形成と発展——』二〇〇八年、岩田書院）三九二—三九三頁。

5 「政隣記」『加越能文庫』（金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵）。

6 「中川長定覚書」『加越能文庫』（金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵）。

7 享保四年九月二七日五代藩主前田綱紀と後継吉徳が浅草日音院で通信使行列の江戸入りを見物した（『加賀藩史料』第六編、清文堂出版、一九七〇年、一七四—一七五頁）。また延享五年五月二一日には七代藩主前田重熙が同じく浅草へ行列見物に赴いている（『加賀藩史料』第七編、清文堂出版、一九七〇年、五二二—五二三頁）。

8 享保四年一〇月一三日、後継前田吉徳が馬上才の観覽に対馬藩邸へ招かれている（『加賀藩史料』第六編、前掲註7、一七五—一七六頁）。延享五年五月二八日に七代藩主前田重熙が対馬藩邸で馬上才を観覽、六月三日には江戸城で將軍の馬上才上覽に同席している（『加賀藩史料』第七編、前掲註7、五一七—五一九頁）。

9 正徳元年一一月三日の通信使の登城・儀礼の際は後継吉徳が参列し、後に金沢滞在中の綱紀が使節引見を祝う使者を派遣した（『加賀藩史料』第五編、清文堂出版、一九七〇年、九二八—九二九頁）。享保四年一〇月一日には藩主綱紀が登城を控え（『政隣記』享保四年一〇月一日の条）、延享五年六月一日に前田重熙が登城し使節引見、国書捧呈の儀礼に参列している（『加賀藩史料』第七編、前掲註7、五二七—五二八頁）。

10 享保四年一二月九日後継吉徳が登城、八代吉宗より通信使の獻上した朝鮮の黃鷹を贈られ（『加賀藩史料』第六編、前掲註7、一七八—一七九頁）、延享五年七月一日には前田重熙が九代家重から朝鮮鷹を拝領している（『加賀藩史料』第七編、前掲註7、五四四頁）。

11 通信使の江戸往来に当たり、一〇月一日（参向時）と一二月五日（下向時）に京都で稻若水、青地礼幹ら加賀藩士が通信使随行員と交流した。特に稻若水は製述官李東郭と本草学に関する問答を行い、編纂中であった『庶物類纂』の序文の執筆を求めている（松田甲「正徳朝鮮信使と加賀の学者」『日鮮史話』四、原書房、一九七六年）。

12 小西洋子「別宗祖縁と前田綱紀」（『石川県立歴史博物館紀要』第一九号、二〇〇七年）九三頁。

13 『加賀藩史料』第十一編（清文堂出版、一九七〇年）七三〇・七三二頁。

14 「出馬鞍皆具帳」『明暦信使記録』（韓国国史編纂委員会所蔵、マイクロフィルム版『対馬宗家文書』第I期、NO.31、リール番号2、ゆまに書房、一九九九年）、「信使参向下向於所々出馬之覚書」『天和信使記録』（慶應義塾大学三田メデイアセンター所蔵、マイクロフィルム版『対馬宗家文書』第I期、NO.6、リール番号1、ゆまに書房、一九九八年）、「諸御大名ヨリ被差出候上馬中馬鞍皆具割被仰出御書付写」『正徳信使記録』（韓国国史編纂委員会所蔵、マイクロフィルム版『対馬宗家文書』第I期、NO.109、リール番号2、同上）、「出馬帳」『享保信使記録』（韓国国史編纂委員会所蔵、マイクロフィルム版『対馬宗家文書』第I期、NO.203、リール番号15、同上）、「諸大名より被差出候上馬中馬鞍皆具之割被仰出御書付写」『延享信使記録』（韓国国史編纂委員会所蔵、マイクロフィルム版『対馬宗家文書』第I期、NO.266、リール番号24、同上）、「諸御大名様より被差出候鞍置馬鞍皆具之割被仰出右ニ付伺書御返答」『宝曆信使記録』（慶應義塾大学三田メデイアセンター所蔵、マイクロフィルム版『対馬宗家文書』第I期、NO.396、リール番号40、同上）。

15 土田氏は寛永一三年（一六三六）の江戸・江尻間の負担大名を分析し、五九家が鞍置馬・鞍皆具双方をまたは鞍皆具のみを供出したことを明らかにしている。さらに寛永二〇年（一六四三）の繼立区間が淀・江戸間に六区間設定されていたことを指摘し、これらの負担方式が天和二年（一六八二）まで変わらず継続したとしている（土田良一「朝鮮通信使通行と大名課役—鞍馬・鞍皆具役を中心に—」『近世日本の国家支配と街道』文献出版、二〇〇一年、九六・九七頁、一〇二・一〇三頁、一一四頁）。

16 乗馬役をめぐっては、商人請負案を提示した荻原重秀と対立するが、結局白石の主張が通り從来からの動員大名を増やし、負担方式にさらに新たな制度的整備を加えることとなった（第三章「朝鮮通信使乗馬役の再整備」二、正徳期の乗馬役、拙稿「近世中期朝鮮通信使乗馬役の研究—道中における鞍置馬・鞍皆具負担を中心に—」『史学』七九巻四号、二〇

一〇年、九・一〇頁、参照)。

17 諸大名が鞍置馬・鞍皆具を割り当てられた後に河川普請など別の役のため負担を免除された場合、残りの者で区間・負担数等を変更し不足分を補う解決策のこと(第三章「朝鮮通信使乗馬役の再整備」四、乗馬役のシステム化、拙稿「近世中期朝鮮通信使乗馬役の研究—道中における鞍置馬・鞍皆具負担を中心に—」前掲註16、一九・二一頁、参照)。

18 『通航一覧』第一(国書刊行会、一九一二年)卷三十七・四七三頁。

19 「政隣記」前掲註5、正徳元年四月条。

20 「信使来聘参向下向於所々出馬覺書出馬帳」『正徳信使記録』(慶應義塾大学三田メディアセンター所蔵、マイクロフィルム版『対馬宗家文書』第I期、Z092、リール番号8、前掲註14)。正徳期に鞍置馬を派遣した三三家、鞍皆具負担を担つた一二一家の各大名家への割り当て数と一、三人の使者名が記されている。

21 持筒頭村田縫殿右衛門・別所孫太夫に加え、横目添使者加藤貞右衛門、割場奉行郡弥三兵衛、宿割与力沢根小平・明石源内、歩横目三上吉右衛門・藤井清太夫、横目足輕加藤半丞・成田伴六・栗原宇右衛門・野村治右衛門・三好甚左衛門、与力有沢平蔵・馬医廣瀬清六・酒井源太夫、道中賄方青山武太夫・中西藤右衛門、定檢地奉行田辺七兵衛の一九人が確認できる。

22 「政隣記」前掲註5、正徳元年五月一三日条。

23 藩所有の馬については史料に「御馬」「御使馬」「御召料之馬」などと記載されている。本稿では便宜上、使用頻度の多い「御馬」に統一して用いる。

24 加賀藩の重臣で貞享三年(一六八六)の職制改革により定められた最高家格の家老(年寄・人持組頭)を務める本多家・長家・横山家・前田家(直之系)・前田家(長種系)・奥村家(嫡流)・奥村家(支流)・村井家の八家のこと。

25 「加陽金府」『加越能文庫』(金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵)享保四年五月二九日条。

- 26 「中川長定覚書」前掲註6、享保四年五月一七日条。
- 27 「中川長定覚書」前掲註6、享保四年四月二三日条。
- 28 前掲註27。
- 29 第三章「朝鮮通信使乗馬役の再整備」三、享保期の乗馬役、拙稿「近世中期朝鮮通信使乗馬役の研究—道中における鞍置馬・鞍皆具負担を中心にして」前掲註4、一二一・一五、二二・二二二頁、参照。なお享保期の場合、鞍置馬負担に三五家、鞍皆具負担に一五二家の諸大名が動員された。
- 30 前掲註27。
- 31 「中川長定覚書」前掲註6、享保四年五月一九日条。
- 32 「朝鮮人御用馬留帳」『川合文書』（富山大学附属図書館所蔵）享保四年五月二六日条。
- 33 前掲註32。
- 34 六月五日の馬見分で決められた割り当ては、金沢一〇疋、今石動三疋、小松二疋、宮腰一疋、砺波郡内の埴生村六疋、佐加野村二疋、中田村四疋、能美郡内の寺井村二疋、河北郡内の竹橋村一疋、津幡村二疋、高松村一疋、石川郡内の鶴来村一疋、野々市村二疋、下柏野一疋、源兵衛島村一疋、松任村一疋であった。なお能美郡栗津村も含まれていたが見分後に外された（拙稿「加賀藩の朝鮮人御用にみる公文書—越中国砺波郡十村川合家文書『朝鮮人御用馬留帳』の分析から」前掲註4、三五九・三六三頁）。
- 35 持筒頭永井七郎右衛門・山崎九郎右衛門に加え、小将横目里見孫太夫、割場奉行山口武太夫、賄方与力岩原惣次郎・尾崎能右衛門、宿割与力渡辺五右衛門・内藤勘助、御歩横目木田久兵衛・尊田和兵衛、足輕横目水上政右衛門・石田安丞・藤田庄右衛門・加藤半之丞・前波太左衛門、馬医星野九右衛門・佐野十藏の計一七人が確認できる。
- 36 『加賀藩史料』第六編、前掲註7、一六七・一六八頁。

- 37 「中川長定覚書」前掲註6、享保四年六月一日条。
- 38 「中川長定覚書」前掲註6、享保四年五月二三日条。
- 39 御賄については「往来旅籠代中勘ニ渡遣罷帰候以後宿々名主等証文を以会所ニ而勘定相遂申候」と道中の旅籠代を大まかに渡し帰国後にかかる費用について各宿の証文をもとに会所で支払いを済ませたことがわかる（「中川長定覚書」前掲註6、享保四年六月二三日条）。
- 40 「中川長定覚書」前掲註6、享保四年六月二七日条。
- 41 前掲註40。
- 42 前掲註40。
- 43 正徳期には六〇九人のうち五四九人の約九〇%が、享保期の場合五三〇人中の四五七人の約八六%が足軽・小者など士分以下の身分であった。
- 44 「朝鮮人御用馬留帳」前掲註32、享保四年八月四日条。
- 45 「中川長定覚書」前掲註6、享保四年七月四日条。なお水戸藩徳川家のほか、福井藩松平家、津藩藤堂家、桑名藩松平家が加賀藩前田家と同じ参向舞坂・江戸間の鞍置馬派遣を担当した。
- 46 「中川長定覚書」前掲註6、享保四年九月一九日条。
- 47 『加賀藩史料』第六編、前掲註7、一七四・一七五頁。
- 48 「朝鮮人御用馬留帳」前掲註32、享保四年九月二七日条。
- 49 鞍置馬派遣に関する朱書の記載は派遣準備の始まる五月に一四項目、翌六月に二項目見える。一方でそれ以外の朱書の部分は一年平均でひと月に六、七項目と五、六月の半数ほどにとどまっている。
- 50 第三章「朝鮮通信使乗馬役の再整備」三、享保期の乗馬役、拙稿「近世中期朝鮮通信使乗馬役の研究—道中における鞍

51 置馬・鞍皆具負担を中心にして」前掲註4、一五頁、参照。
「加州郡方旧記」『加越能文庫』（金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵）享保四年一〇月一四日条。

一、越中国砺波郡と朝鮮人御用

1、朝鮮人御用の前提

近世において加賀・能登・越中の国にまたがる加越能地域は、一〇〇万石余を有した加賀藩前田家、ならびに支藩の富山藩前田家（一〇万石）、大聖寺藩前田家（七万石）の領地であった。¹これらの地域のうち、加賀藩領の越中国砺波郡にも「朝鮮人御用馬留帳」という留帳が伝わっている。²通信使の通行地から遠く離れた日本海側の地に一体何故このような記録が残されているのか。この背景には前章で重点的に取り上げた加賀藩の乗馬役の存在があげられる。

享保四年の通信使来日に際し、幕府から加賀藩へは舞坂・江戸間（参向のみ）へ鞍置馬四〇疋を派遣するよう令達があつた。そこで一旦藩内では、正徳期の先例から藩の御馬と家臣の持馬を御用馬に充てようと/orも、持久力の弱さを危惧した藩主や江戸家老らの協議により、領内の駅馬を派遣することになったのである。³この情報は江戸家老らから国元の年寄衆へ伝えられ、急遽御算用場⁴で駅馬見分を行うことになった。この過程で加賀藩に課された「乗馬役」は「朝鮮人御用」として通信使とは無縁のはずの越中国砺波郡へも波及していくこととなる。

本章では享保四年の越中国砺波郡の朝鮮人御用に焦点を当て、幕府や加賀藩の方針と照らし合わせながら、地域社会の担つた駅馬派遣の実態に迫っていく。さらには朝鮮通信使の来日が通行地から遠く離れた加越能地域にもたらした影響について藩組織の末端に位置する十村衆や村側の視点から検討を試みていきたい。

2、十村衆への伝達

越中國砺波郡は同國の南西部に位置し近世を通じて加賀藩領であった。東西に北国街道が通り金沢に一日で行ける距離にあることから、越中國で唯一駄馬の調達地に指定されている。この砺波郡へは江戸から知らせの届いたその日のうちに朝鮮人御用について伝えられている。加賀藩御算用場から砺波郡十村衆を束ねる無組御扶持人十村川合又右衛門に「今般朝鮮人御用乗馬仕立候儀、加藤九郎太郎松原本右衛門方へ委細申遣候、就夫御用茂有之候間早速可罷越候」と、詳しくは加藤・松原の両郡奉行へ申し遣わしたので、早速金沢へ出向くようとに指示している。翌四日、調達村々の決定により該当する十村衆へ具体的な指示が届く。次にあげた一つ目の史料は、六月三日の御算用場から郡奉行へ、二つ目は六月四日に郡奉行から十村衆へ宛てた書状である。

覚

一^①拾五疋

礪波郡驛馬

右今般朝鮮人御用乗馬仕立、当月十日御当地為致發足被指越旨被仰出之由、江戸以早飛脚今日申来候間、當國并礪波郡之馬致割符可申渡旨、御年寄衆御申渡候条彼得其意早々被申渡、^②明後五日昼迄之内御当地江引付、御算用場江及案内候様ニ早々可被申渡、同日晚方ニ堂形於南之馬場御馬役中致見分筈ニ候間、可有其御心得馬具者不及用意候、はたせニ而可被出候

一^③口付之者常ニあつかい付候馬子壱人充指添、片口ハ別人指添申筈ニ候、右馬子着類者公儀ヨリ相渡候間不及用意候、^④脇刺者さゝせ可指出候、長サ壱尺七八寸ヨリ二尺迄之内さゝせ可被申候、見苦シ儀ハ不苦候

一道中者諸色御賄ニ而相越申事候、外ニ様子次第宿賃ハ可被下候、右之通急御用之間此外委細之儀ハ追而之僉儀与可被相心得、先一刻も早ク右之馬被指出御点欠不申様ニ御心得肝要ニ候
一^⑤右之馬才許肝煎等之内壱人可被指添候、以上

六月三日

御算用場印

加藤九郎太郎殿

松原本右衛門殿

覺

一^①四疋

一四疋

一七疋

メ拾五疋

中田村駅馬

佐加野村駅馬

埴生村駅馬

右今般朝鮮人御用乗馬之儀、如斯割符相極候条右之馬數無相違、^②明五日昼迄之内於金沢御算用場迄牽揃させ可申候、尤慥成馬撰遣可申候

一^③右馬二口引老人充指添申箒二候条、常ニ引而連申馬形可指添候

一^⑤右馬裁許之肝煎等之内老人相添可遣候

一右駅馬之儀ニ付、委細御算用場ヨリ之紙面別紙写指遣候条可得其意候、(中略)

一^④脇指之儀尺寸無間違馬形ニさゝせ可遣候、以上

六月四日

松原本右衛門

加藤九郎太郎

中田田中埴生

双方の史料には、ともに朝鮮人御用に伴う駅馬見分についての具体的指示が記されている。その内容に注目すると、①砺波郡へ一五疋の駅馬を割り当てること、②六月五日に金沢の御算用場で見分を行うこと、③普段から扱い慣れている馬子を付けること、④馬子に脇差を指させること、⑤馬裁許の肝煎を付けることなどが共通している。特に①の部分について、一つ目の史料に「拾五疋礪波郡驛馬」と大まかに記されているのに対し、二つ目の方で「四疋中田村駅馬」「四疋佐加野村駅馬」「七疋埴生村駅馬」と馬数や村名を完全に指定している。よって郡奉行が御算用場の指示に合わせ、郡内への細かな割り当てを判断したものとみられる。②～⑤の内容はほぼ同じである。

そのほか一つ目の史料では馬子に二尺ほどの脇差を指させること、衣装を支給してもらうこと、道中費用が保証されることにも触れている。また二つの史料の波線部に「委細御算用場ヨリ之紙面別紙写指遣候条可得其意候」とあるように、郡奉行がこれら的情報を十村衆へ正確に伝えようと、御算用場からの書状の写を添付したものとみられる。これらより加賀藩が既存の地方統轄機構を用いること、すなわち御算用場の指示を郡奉行を介して十村衆へと伝えることで朝鮮人御用に伴う迅速な対応をとつてていたことが明らかである。

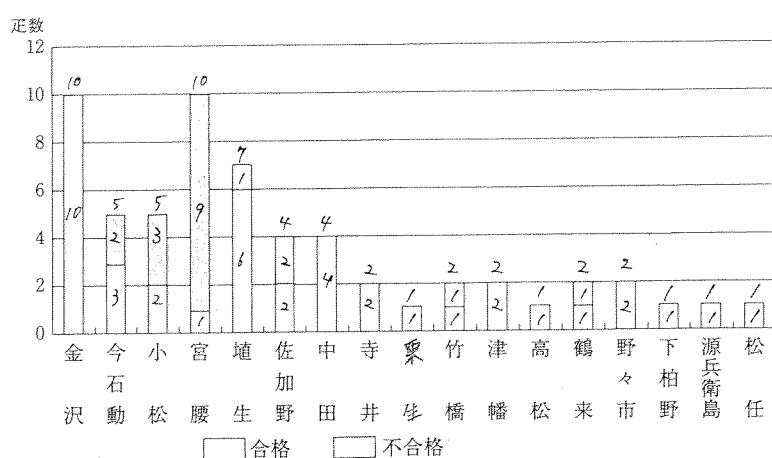
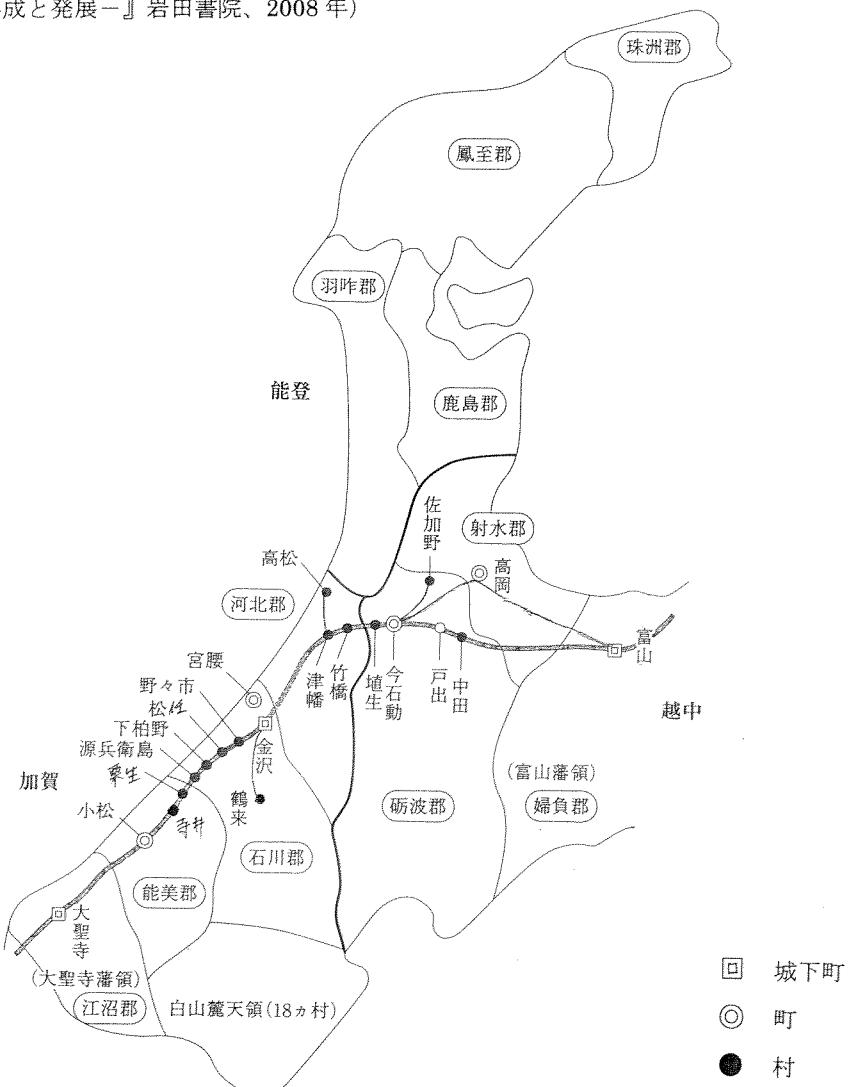
六月五日、御算用場で国元から遣わす御用馬を選定するため駅馬見分が行われた。年寄衆の意向で「遠キ宿之分ハ御指除加州一国并砺波之馬⁸」と遠い地域を除き城下金沢と今石動・小松・宮腰の三つの町、加賀国能美郡・河北郡・石川郡の一〇か村と、越中国砺波郡の三か村の合計一七の町村が調達地に決まり、あらかじめ多く集められた六〇疋の駅馬を四〇疋に厳選した、「地図・グラフ」。見分には奉行衆や十村衆が立ち会い、馬の背中に馬子を乗せ傘を指しかけ反応を試すなどして馬の様子を見たといふ。¹⁰ この過程で砺波郡においても埴生村の六疋、中田村の四疋、佐加野村の二疋、これに今石動町の三疋を加えた一五疋を供出することが決定し、十村衆の本格的な準備が始まつていった。¹¹

[地図] 享保 4 年加越能地域の駅馬調達地と主要都市

註) 拙稿「加賀藩の朝鮮人御用にみる公文書」(大石学編『近世公文書論

－公文書システムの形成と発展－』岩田書院、2008 年)

第 2 図に加筆・修正。



[グラフ] 享保 4 年の加越能地域への駅馬の割り当て

註) 「朝鮮人御用馬留帳」より作成。グラフの薄色は見分に合格した駅馬数、

濃色は不合格の駅馬数を示す。

3、調達地と馬裁許人

次に朝鮮人御用に携わる砺波郡の村々を具体的に整理していく。砺波郡の調達地に共通している点はいずれも加賀藩の宿駅に指定されていることである。埴生村は加賀・越中の国境に近い北国街道の要地で、今石動町の加宿、俱利伽羅峠の麓の宿駅として人々の往来を支えていた。¹² 中田村は庄川東岸の巡見使道の宿駅で、舟運・陸運の交わる場所がら物資輸送も盛んであった。布の集散地としても栄え早くから町場化されている。¹³ また佐加野村は北国街道から小矢部川に沿つて氷見浦へ抜ける氷見往来の宿駅として、金沢城下へ送る登魚の輸送などに携わっていた。¹⁴ なお通常町奉行支配の今石動町も、見分後より同じく砺波郡内に位置することから三か村とともに事前準備に従事している。¹⁵

砺波郡では川合又右衛門と各村を管轄する十村衆が御算用場・郡奉行とのやりとりを通して派遣準備を進めていった。¹⁶ 十村衆は駅馬の毛付、体型、年齢等を御算用場へ報告、馬子の賃金交渉や脇差・衣装の準備など金沢出立までの諸々の実務に携わっていた。¹⁷ そして実際の現場では駅馬・馬子を含む一行を加賀藩士が取りまとめる。享保期の場合、加賀藩から使者の役目を勤める持筒頭、足軽以下を統率する割場奉行など士分の者だけでも一七人が派遣されていた。これに添人となる足軽、小者、日雇、馬子等を含めると五〇〇人を超える大規模な集団に膨れ上がる。¹⁸ そのため役遂行に当たり駅馬・馬子を束ねる「馬裁許人」が必要であった。

國元から派遣された馬裁許人は「河北郡津幡村与三兵衛」「砺波郡埴生村与三右衛門」「町方之馬才許之者」の三人であったことが確認できる。¹⁹ 駅馬四〇疋分のうち加州郡方と宮腰・小松の一五疋分を津幡村与三兵衛が、越中國砺波郡と今石動の一五疋分を埴生村与三右衛門が、城下金沢の一〇疋分をもう一人の町方の馬裁許人が担当した。彼らの役目は「馬口添之者之儀者一色其方共可致差引事」²⁰ と駅馬の取り扱いと馬子の統率であった。特に金沢出立時に御算用場から与三兵衛・与三右衛門らへ、駅馬の管理が行き届かなかつた場合馬裁許人の過失になること、馬子の不作法や口論を厳重に取り締まるなど諸注意が申し渡されている。²¹

なお馬裁許人は足軽小頭並で苗字帶刀を許された身分であった。²² 中でも埴生村与三右衛門は出立に当たり改作奉行に「中川之馬裁許人与三右衛門」²³と名乗り家来を従えることを許されるなど、単なる馬子と異なる立場にあつた。以上からも馬裁許人は土分の者の配下で駅馬や馬子を管理・統率する責任者であつたといえる。

4、朝鮮人御用の流れ

統いて砺波郡の朝鮮人御用の日程を表1とともに見ていこう。先にも述べたように六月三日、江戸からの知らせが届き翌四日にかけて加賀藩国元の砺波郡十村衆へ駅馬見分の指示が伝えられた。五日には金沢御算用場で奉行衆立ち会いのもと見分が行われる。御用馬に決定した四〇疋のうち砺波郡の駅馬は一五疋であつた。見分後、十村衆から御算用場へ馬の毛付、体型等の報告、割場での馬裁許人・馬子らの誓詞、再見分といった準備が着々と進められる。七月に入ると奉行衆や十村衆との協議で馬裁許人・馬子らの派遣費用が確定し、病馬に備えた余計馬（予備の馬）の確保も行われた。

七月末、出立に向けて余計馬を含む砺波郡の駅馬が金沢へ集められる。そこで他郡の者とともに馬裁許人への諸注意や馬体の手入れなどを行った上で八月七日、朝鮮人御用に携わる加賀藩国元の一行は一斉に金沢を出立した。一行は一四日に役遂行地の舞坂に到着し、江戸からの加賀藩使者・派遣役人らと合流するものの通信使を待つために三〇日以上逗留することとなつた。

九月一八日、通信使一行の舞坂到着を受け、ようやく加賀藩使者と対馬藩役人との事前打ち合わせが行われる。そして加賀藩から派遣された駅馬・馬子らは、翌一九日から江戸到着の二七日まで通信使行列に加わり迎送の役目を果たすのである。そして役目を終えた一行は加賀藩上屋敷でしばらく休息した後、一〇月三日、国元へ向けて出立、一三日に帰着することになる。

右からもわかるように、砺波郡の朝鮮人御用に要した日数は国元の事前準備に二か月余、金沢出立から現地での役負担を経て帰着するまでも二か月余で、合わせて四か月半になる。その一方で舞坂・江戸間における通信使迎送の本負担はわずか

〔表1〕享保4年(1719)の砺波郡の朝鮮人御用の流れ

日付	内容	場所	日数
6月 3日	江戸から国元へ朝鮮人御用の伝達、十村川合又右衛門の呼び出し		
6月 4日	砺波郡奉行から十村衆へ駅馬見分の指示が伝わる		
6月 5日	金沢 金沢御用場での駅馬見分、砺波郡の15疋が御用馬に選ばれる		
6月 8日	御用場での駅馬見分の御用馬の体型、馬子などの報告		
6月13日	金沢 割場での馬裁許人の誓詞開始	砺波・金沢	約2か月
6月16日	砺波郡十村衆による馬裁許人衣装代・役用銀の用意		6/3～7/27
6月18日	駅馬の再見分、眼病等の馬と新しい馬との交替		
7月 2日	御用場での馬裁許人・馬子等の派遣賃金の決定		
7月15日	余計馬の見分、砺波郡の御用馬の追加決定		
7月28日	砺波郡駿馬、馬子・馬裁許人らの金沢到着	金沢	8日間
8月 4日	御用場から砺波郡馬裁許人への申渡、諸注意		7/28～8/6
8月 6日	砺波郡馬裁許人が苗字帯刀を許される、駿馬の髪や馬体の手入れ		
8月 7日	加賀藩国元の駿馬・馬子・馬裁許人らの金沢出立、舞坂へ向かう		
8月14日	国元の一行の舞坂到着、逗留(9月18日まで31日間逗留)	金沢→舞坂	41日間
8月17日	江戸から加賀藩一行の舞坂到着		8/7～9/18
9月18日	加賀藩使者と対馬藩役人との事前面談・打ち合わせ		
9月19日	加賀藩の一行が通信使行列に合流、役の開始		
9月27日	加賀藩の一行を含む通信使行列の江戸入府、役の終了	舞坂→江戸	9日間
9月28日	加賀藩上屋敷での休息、待機	江戸	9/19～9/27
10月11日	通信使の江戸城登城		5日間
10月 3日	国元の駿馬・馬子・馬裁許人一行の江戸出立	江戸→金沢	9/28～10/2
10月13日	国元の一行の金沢帰着		11日間
			10/3～10/13

註)「朝鮮人御用馬留帳」「川合文書」(富山大学附属図書館所蔵)、「中川長定覚書」「加賀藩文庫」
(金沢市立玉川図書館所蔵)、「加賀藩史料」第六編より作成。

期間を費して、砺波郡における朝鮮人御用馬に係り現地にて往來した。主に事前準備にて十村衆は主に九日間であった。
。ひまわりのたぐいにしてございました。ごめんなさい。(へへ)

二、朝鮮人御用に伴う経済的影響

1、朝鮮人御用の派遣費用

それではこのような朝鮮人御用が砺波郡の村々へ与えた経済的影響について考察していきたい。先述したように朝鮮人御用は加賀藩前田家の乗馬役から派及したもので、その費用には藩費を当てることになっていた。駆馬見分の約一ヶ月後、御算用場と十村衆との間で馬裁許人・馬子らの派遣費用について協議されており、このとき定められた基準から支給賃金を算出することができる。

次の表2は砺波郡の朝鮮人御用の派遣費用、つまり埴生村、中田村、佐加野村、今石動町から遣わされる馬裁許人一人・馬子一五人の賃金について七つの時期に分けてまとめたものである。当時加賀藩領では四ツ宝丁銀を「通用銀」として用いていたが、国内では幕府の貨幣政策のもと「新銀」、すなわち正徳享保丁銀への切り替えが進んでいた。²⁴ 表2は主に役遂行地の分析のため新銀の値で表記しておく。

まず集合場所の金沢へ向かう①砺波郡・金沢間の移動は一日以内で費用はかからない。諸々の出立準備を行う②金沢逗留中は馬裁許人・馬子（人馬とも）に日数分の滞在費が支払われる。朝鮮人御用の期間、すなわち③金沢・舞坂間、④舞坂逗留中、通信使行列に合流する⑤舞坂・江戸間、役目を終えた⑥江戸逗留中においては「御賄」とされた。この間も日程延長にかかわらず日数分の道中・逗留費が確実に保証された。国元へ戻る⑦江戸・金沢間の道中は「江戸通馬之格」という通常の参勤交代時の基準で、日数の増減にかかわらず固定金額が支給されることとなつた。²⁵

馬裁許人の賃金に注目すると②④⑥の金沢、舞坂、江戸の滞在費、③⑤の金沢・舞坂間と舞坂・江戸間の道中費の単価は同じである。一方馬子の方は②金沢逗留中と⑦江戸・金沢間の道中で、人馬とも合わせた形で賃金を支給された。なお馬裁許人と同様に④⑥の滞在費と③⑤の道中費の単価は同じである。これら各時期の単価に日数と人数を掛け賃金を算出すると、馬裁許人の合計賃金は一二二匁余、馬子の場合一貫五二八匁余になる。よつて砺波郡の朝鮮人御用の派遣費用は少なくとも

[表2]享保4年(1719)砺波郡の朝鮮人御用に伴う派遣費用

場所・日程	馬裁許人				馬子				合計 A+B(匁)
	単価 (匁)	日数 (日)	人数 (人)	合計A (匁)	単価 (匁)	日数 (日)	人数 (人)	合計B (匁)	
① 砧波郡・金沢間 7/28	0	1	1	0	0	1	15	0	0
② 金沢逗留中 7/28~8/6	1.16	8	1	9.28	2.48	8	15	297.6	306.88
③ 金沢・舞坂間 8/7~8/14	2.09	7	1	14.63	1.39	7	15	145.95	160.58
④ 舞坂逗留中 8/15~9/18	1.16	33	1	38.28	0.77	33	15	381.15	419.43
⑤ 舞坂・江戸間 9/19~9/27	2.09	9	1	18.81	1.39	9	15	187.65	206.46
⑥ 江戸逗留中 9/28~10/2	1.16	5	1	5.8	0.77	5	15	57.75	63.55
⑦ 江戸・金沢間 10/3~10/13	35.56	1	35.56	30.56		15	458.4	493.96	
総合計額	—	122.36		—	1528.5	1650.86			

註)「朝鮮人御用馬留帳」『川合文書』(富山大学附属図書館所蔵)より作成。

各時期の派遣費用の単価は新銀(正徳享保丁銀)の値、小数第2位以下四捨五入。

なお背景着色の部分は馬子と駅馬を合わせた賃金単価、斜線の部分は日数の増減にかかわらず固定額の支給と定められた賃金単価を示す。

一貫六五〇匁を超えていたことがわかる。実際に朝鮮人御用の賃金は、江戸から国元へ帰国する際に本勘定で渡されたと記録に残っている。²⁶

2、砺波郡の事前準備費用

このように朝鮮人御用の派遣賃金が綿密な基準に基づき支給されたことは判明した。しかし村々の金銭的負担が全くなかつたかというとそうではない。見分後の六月一三日、金沢の番代から砺波郡十村衆に急ぎの書状が届く。「朝鮮人御用馬裁許人装束拵候儀」と、朝鮮人御用へ赴く馬裁許人の衣装を準備するため加州十村衆から調物目録を借り写し報告してきたという。その目録には八講布、晒羽織、袴、浴衣など朝鮮人御用の入用品が一一品目記されていた。²⁸出立日に間に合わせるために加州十村衆の情報をもとに金沢の番代がこれらを買い揃えることになったが、その費用について次のような記録が残されている。²⁹

一右装束入用買調申ニ付見銀ニ調申物共代銀指間候間、何連も相談ニ而中勘銀為指登可申旨申越候（中略）先当分宿
タヨリ取替遣シ可申儀と奉存候ニ付、入用銀高承埴生馬當り銀追付為指登可申候間、中田并佐加野も銀子御聞合早
速為御登可然奉存候、以上

この史料は埴生村傳右衛門から砺波郡十村衆へ宛てた書状の一部である。右によれば馬裁許人装束の購入に当たり見銀で注文した分の中勘の支払いのため、まとまった額を用意せねばならなくなつたという。「宿々ヨリ取替遣シ可申儀」とあるように、費用捻出のためにとつたのが砺波郡の宿駅村々で用立て送金するという方法であった。まず埴生村の分担分を送るので中田村と佐加野村でも相談し送金して欲しいと依頼している。この馬裁許人衣装代は八〇〇匁（通用銀）とされた。そのほか「朝鮮人馬裁許遣役用銀」つまり馬裁許人の役目に伴う費用諸々も村々で用意することになった。役用銀は衣装代よりも高額で一貫目（通用銀）であった。³⁰

次の表3は砺波郡の宿駅村々における衣装代と役用銀の分担をまとめたものである。まず衣装代の方はおおよそ各町村の

[表3]享保4年(1719)砺波郡の朝鮮人御用準備金

調達地	馬数	調物代銀	役用銀	合計
埴生村	6疋	320匁	400匁	720匁
中田村	4疋	220匁	200匁	420匁
佐加野村	2疋	100匁	270匁	370匁
今石動町	3疋	160匁	130匁	290匁
	15疋	800匁	1000匁	1800匁

註)「朝鮮人御用馬留帳」「川合文書」(富山大学附属図書館所蔵)

より作成。なお銀高は通用銀(四ツ宝丁銀)の値で表記。

斜線部分は馬裁許人・家来の派遣に伴う增加分を含む額。

負担する駅馬数に応じた割り当てである。その一方で役用銀に注目すると、埴生村と佐加野村の分担がやや多めに設定されていることがわかる。一見して不均等な割り当てのように思われるが、埴生村と佐加野村が、それぞれ馬裁許人と家来を出す役目を担つたための増加分と考えられる。このようにして砺波郡十村衆は駅馬・馬子のほかに通用銀で一貫八〇〇匁、新銀にして四五〇匁を事前に集めることになった。つまり村々は藩費で保証される馬裁許人の派遣費用一二二匁余(新銀)の四倍に近い費用を自己負担していたのである。

3、道中における馬裁許人の出費

実際に朝鮮人御用道中の馬裁許人の出費については隣接する加州馬裁許人津幡村与三兵衛の記録が残つており、その内訳から持参金の用途を知ることができる。

まず与三兵衛は出立に当たり一貫九〇〇匁（通用銀、以下同）を借銀で確保し、金沢・江戸での調達分等を含め二貫八五〇匁余を持参していた。ところが朝鮮人御用に関する出費はこの額を大きく上まわり、衣装仕立て、道中遣錢、与三兵衛入用分、家来手間賃、飯米賃等を合わせ三貫三三一匁余にも及んだ。³² よつて持参分から支払い分を差し引いた四八一匁余が未払いとなり、これに元の借銀一貫九〇〇匁を加えた二貫三八一匁余を村々で負担することになった。加州十村衆は馬裁許人の派遣費用の実に五倍に相当する額を「金沢指除加盜一国宿方馬高へ先入用割符有之由」³³と、加賀国内の宿駅村々の馬高に応じて割り当て対応した。

この情報は同じく金銭処理の続いていた砺波郡十村衆へも番代を通して伝えられる。砺波郡の場合はもともと朝鮮人御用の駅馬供出時に「此度之御用ハ成程急御用ニ而宿々馬高等も大分不同有之事」³⁴と、急な割り当てによる負担の不均等さを問題視していた。そのため事前準備金、衣装代・役用銀一貫八〇〇匁の不足分を補う際も「其元之義射水・新川へ御申談御割府可被遊哉」と、追加負担分の割り当てに越中国射水郡・新川郡を新たに加えることを検討している。

この後の具体的な割り当てに関する史料はないが、加州・砺波郡十村衆の対応を見ると朝鮮人御用に伴う金銭的負担を加賀藩領内の広範囲に広げようとした意図がうかがえる。つまり加越能地域においては、金銭的負担を介すことで駅馬等を供出した宿駅村々に限らず、直接関わらなかつた村々までもが朝鮮人御用を間接的に支えていたのである。

4、朝鮮人御用の拡大

以上、享保期の越中國砺波郡の事例から明らかになつたように、加越能地域において朝鮮人御用とは、本来加賀藩前田家に課された乗馬役が領内の村々に駅馬・馬子・馬裁許人の供出という直接的負担、金銭等の間接的負担という二種類の臨時

負担となつて波及したものであつた。これらに従事することで通信使の通らない地域の村々は、水面下で国家外交の一部を支える役割を果たしていたことになる。つまり朝鮮人迎送体制は、幕府—藩（加賀藩）—村（十村）と藩組織の末端にまで伝わつた役負担を通して組織的に動員された日本人、中でも地域社会の人々により支えられていたともいえる。なお乗馬役の制度化の進む正徳期以降、鞍置馬負担大名は三〇家を超えており、同様の事例は日本各地、他藩においても見られたものと考えられる。

最後に後の朝鮮人御用と村々や地域社会の動向に触れておきたい。加賀藩では延享・宝暦期の乗馬役に際しても、享保期の手法を踏襲し、領内の駅馬を派遣し続けた。特に延享期の場合、準備段階から以前の調達範囲に能登国羽咋郡・鹿島郡、越中國射水郡・新川郡を加えたことにより、朝鮮人御用に関わる町村は四三へと拡大し、砺波郡の負担数は駅馬四疋に減少した³⁶。これらの村々は主に加賀藩領内の宿駅であり、藩主の参勤交代に際し迎馬・送馬等を供出している。延享期の朝鮮人御用の各村の負担割合はこれら迎馬・送馬等の割合と酷似しており、通常の宿駅関連の役負担を参考としたものと推測される。なお宝暦期に関しては史料が少ないので、砺波郡負担分を津幡村に依託するなど³⁷、村々の負担形態も次第に変わつていつたとみえる。延享・宝暦期については今後の課題であるが、加越能地域の朝鮮人御用、すなわち通信使迎送に伴う役負担は藩組織を通して領内の村々に伝わり、さらに地域社会の中でも次第に広範囲へと拡大していくことが確認できよう。

1 寛永一六年（一六三九）第三代加賀藩主前田利常の隠居に際し、次男の利次に富山藩一〇万石、三男の利治に大聖寺藩

七万石の分封を許され、富山藩（越中国中央部、神通川流域）、大聖寺藩（加賀国江沼郡、能美郡一部）が成立した。

2 「朝鮮人御用馬留帳」『川合文書』（富山大学附属図書館所蔵）。

3 第五章「朝鮮通信使乗馬役と加賀藩前田家」四、享保期の鞍置馬派遣、参照。

- 4 加賀藩の藩財政、地方統轄における年貢徵収に当たつた機関。
- 5 「朝鮮人御用馬留帳」前掲註2、享保四年六月三日条。
- 6 加賀藩領内において治安・戸口等の人身支配を中心とした一般行政を担つた役職。
- 7 「朝鮮人御用馬留帳」前掲註2、享保四年六月三日、六月四日条。
- 8 前掲註5。
- 9 「朝鮮人御用馬留帳」前掲註2、享保四年六月五日条。
- 10 馬見分に出席した奉行衆は御算用場奉行の野村勘兵衛・横山中務、町奉行金森内匠、今石動奉行塩川安右衛門、加州郡奉行山崎久兵衛、割場奉行平田三郎左衛門・前波和兵衛で、他に川合又右衛門ら御扶持人十村七人、馬子・足輕らも立ち会つた。
- 11 「朝鮮人御用馬留帳」前掲註2、享保四年六月八日条。
- 12 『小矢都市史』上巻（小矢都市史編集委員会、一九七一年）三七六・三七九頁。
- 13 『富山県史』通史編III近世上（富山県、一九八二年）九七六・九七九頁。
- 14 『富山県史』通史編IV近世下（富山県、一九八三年）四〇二・四〇三頁。
- 15 北国街道の俱利伽羅峠越えに備えた宿駅。藩主の休憩施設の御旅屋も設置されるなど、政治・軍事上の重要地から町奉行の管轄とされた。
- 16 植生村は蟹谷組の同村傳右衛門、中田村は般若組の同村源六、佐加野村は福田組の田中村覚右衛門の御扶持人十村の組下にあつた。
- 17 前掲註11。
- 18 第五章「朝鮮通信使乗馬役と加賀藩前田家」四、享保期の鞍置馬派遣、参照。

- 19 「朝鮮人御用馬留帳」前掲註1、享保四年八月四日条。
- 20 前掲註19。
- 21 前掲註19。
- 22 「朝鮮人御用馬留帳」前掲註2、享保四年六月一四日、八月六日条。なお馬裁許人は苗字帶刀を許されたこと、「馬才許肝煎」「馬裁許之肝煎」(前掲註7)とも記されることから村役人層であつたものと推察される。
- 23 「朝鮮人御用馬留帳」前掲註2、享保四年八月六日条。馬裁許人の家来は佐加野村から派遣された(「朝鮮人御用馬留帳」前掲註2、享保四年七月二四日条)。
- 24 四ツ宝丁銀は正徳元年(一七一一)に勘定奉行荻原重秀政策下で鋳造された銀二〇%、銅八〇%の銀貨、物価高騰の大きな要因となる。正徳享保丁銀は新井白石の意見による重秀罷免後に鋳造された銀八〇%、銅二〇%の慶長銀と同じ品位の銀貨、八代將軍徳川吉宗にも引き継がれ、享保二年(一七三六)まで発行され続けた。
- 25 「朝鮮人御用馬留帳」前掲註2、享保四年六月一四日、七月二日条。
- 26 「朝鮮人御用馬留帳」前掲註2、享保四年一〇月一四日条。
- 27 「朝鮮人御用馬留帳」前掲註2、享保四年六月一三日条。
- 28 前掲註27。
- 29 「朝鮮人御用馬留帳」前掲註2、享保四年六月一四日条。なお番代とは十村衆配下で代わりに金沢に詰め、諸届けの取り次ぎや達書の伝達に当たつた者のこと。
- 30 「朝鮮人御用馬留帳」前掲註2、享保四年七月二四日条。
- 31 前掲註30。
- 32 持參金の嚴密は内訳は与三兵衛の借銀一貫九〇〇匁、江戸における四度の借銀二六七匁六分、一七七匁二分五厘九毛五味、二六匁八分五厘七毛五味、一六匁七分一厘六毛五味六拂、衣類仕立銀四六一匁六分で合計二貫八五〇三厘三毛五味六

拂であつた。また支払分は衣類仕立代一貫三四七匁六分五厘、道中遣錢一貫一三三匁一分二厘、借銀利息一八七匁五分、与三兵衛入用分五〇〇匁、家来手間賃六八匁、飯米賃九五匁、合計三貫三三二匁二分七厘であつた（「朝鮮人御用馬留帳」前掲註2、享保四年一二月二六日条）。

33 「朝鮮人御用馬留帳」前掲註2、享保四年一二月二六日条。

34 「朝鮮人御用馬留帳」前掲註2、享保四年六月二二日条。

35 前掲註33。

36 「延享四年諸事留帳」『川合文書』前掲註2、延享四年一一月晦日条。

37 「宝暦十三年御用諸觸留」『川合文書』前掲註2、宝暦一三年三月二六日条。

一、朝鮮通信使と弘前藩

これまで正徳・享保期に連続した幕府主導の制度的整備がなされ、乗馬役負担大名が鞍置馬・鞍皆具合わせて一五〇~一六〇家ほどに拡大したことを指摘してきた¹⁾。続いて諸大名家の実負担の事例として、通信使の騎乗する上馬を揃えるための、加賀藩前田家の鞍置馬派遣について分析し、加賀藩が用意周到に派遣準備を行つたこと、領内の駅馬調達を通じ幕府から命ぜられた乗馬役が地域社会へと広がつていったことを確認した²⁾。

本章においては、もう一方の中馬用の馬具を提供する乗馬役の事例として、弘前藩津軽家の鞍皆具御用³⁾について取り上げる。まず弘前藩の担つた乗馬役を江戸時代を通して概観し、加えて制度的整備のなされた正徳・享保期の負担に関する津軽家文書の「江戸日記⁴⁾」を用い重点的に分析する。さらに鞍皆具負担の具体的実態や弘前藩への経済的負担に目を向けることで、幕府の方針が鞍皆具負担大名に及ぼした影響について考察していきたい。

弘前藩津軽家は近世初期より主に陸奥国津軽郡一円に四万七〇〇〇石の領地を有した外様大名である⁵⁾。これら津軽家の治めた地域は戦国期まで地理的条件から日本の中央政権とのつながりが希薄で、「狹村^{えぞむら}」と呼ばれるアイヌの集落も多数存在する北辺の地であった⁶⁾。藩祖津軽為信自身、もともと北奥一帯を支配していた南部氏の一支族である。彼は、豊臣秀吉の全国統一の過程で奥羽地方の刀狩りや一揆制圧に参集し、豊臣政権を支える大名の一員として加えられ、徳川政権となつても関ヶ原の役の功により、引き続き近世大名として認められている。また寛政四年（一七九二）のロシア使節のラックスマン来航や頻発する異国船出没を機に、弘前藩は蝦夷地警護を課され、文化二年（一八〇五）の段階で七万石、文化五年（一八〇八）には一〇万石に高直しされている⁷⁾。

近世の弘前藩は本州の最北端に位置することから、蝦夷地やアイヌとの関係に注目されがちである。近世初期には幕府から北方警衛の重要性のため大坂の陣への参陣を免除され、藩内でもシャクシャインの蜂起以後「北狄^{ほくてき}の押へ」という自己認

識が醸成されていったと考えられている。しかし朝鮮と弘前藩との関係が全く無かつた訳ではない。両者の関わりは豊臣政権下の朝鮮出兵にまで遡る。文禄元年（一九五二）津軽為信が、日本から朝鮮へ渡る前線基地であつた肥前国名護屋に参陣し、全国の大名衆と「日本之つき合」を重ねたという。¹⁰ 寛永二二年（一六三五）からは、対馬藩宗家の御家騒動である柳川事件で流罪となつた柳川調興を貞享元年（一六八四）に病没するまでの約五〇年間にわたり預かっていた。彼は罪人でありながら弘前城下に屋敷をあてがわれ、時折藩主の遊芸の相手をつとめるなど賓客としての待遇を受けたことがわかつている。¹¹ 通信使来日に当たつても、弘前藩は諸種の役負担に従事している。長谷川成一氏は寛永一三年（一六四三）と延享五年（一七四八）における通信使迎送時の乗馬役の存在を指摘している。¹² また文化八年（一八一一）には対馬易地聘礼のため高役・国役金が賦課されている。¹³ このほかにも弘前藩と通信使との関わりは多く「江戸日記」から読み取れるだけでも次の六つに整理される。

まず通信使来日の年に確認されるのは①対馬藩への御馬進上である。奥羽地方は古来より馬産地として知られ、近世においては弘前藩に限らず、盛岡藩、秋田藩なども藩をあげて良馬の育成に力を注いでいた。御馬進上に関する事例は正徳期以降見られ「朝鮮人来聘ニ付去夏 妙心院様御在世之節對馬守様より大長ヶ御馬五疋御所望申來」と、通信使来日のため宝永七年（一七一〇）四代藩主津軽信政在世中に、対馬藩主宗義方よしのみちが馬体の大きな御馬五疋を所望したと記されている。対馬藩主や家臣団も使節護行に行列を編成して大勢付き従うため、多くの騎馬を集める必要があつたと考えられる。こののち通信使来日が決まると、弘前藩は御馬五疋を進上するのが通例となつた。

加えて弘前藩は②江戸藩邸の普請、管理を念入りに行つてゐる。通信使行列は江戸入府・帰国時等に弘前藩中屋敷前を通つていて。そのため事前に道筋の普請や掃除、通過時には屋敷の門を札留にし警固の張番を付けた上、水桶を置くなど火の用心につとめている。¹⁴ また日常的に外国人に接することのほとんどない当時の人々からしてみれば、將軍の代替わりごとにやつて来る通信使は好奇の的であり格好の見物対象でもあつた。それは庶民に限らず武士身分にとつても同様である。弘前

藩でも中屋敷において藩主や一族の③通信使行列の見物が催された。例えば天和期には、藩主信政の国元滞在中にもかかわらず、後継の信重（後の五代藩主信寿）など津軽家の者たちが藩邸内の長屋から見物したと記録に残っている。¹⁶ 正徳期の場合、藩主信寿が江戸滞在中で他家に嫁いだ姉妹や姫、相手の藩主までわざわざ招いて大々的に見物を行つてゐる。¹⁷ 見物後、参集した者たちへ料理や菓子が振る舞われるなど賑やかな催しであつたものと推察される。

なお藩主は通信使の国書捧呈のため④江戸城での儀礼に参列している。これは通信使と将軍が会する国家的な外交儀礼であり、藩主の国元滞在中や幼年である場合を除き、参列が義務づけられていた。¹⁸ 諸大名は衣冠・狩衣を着用するとされ、弘前藩でも儀礼参列に合わせ新たに装束を仕立てるなど準備を進めていた。¹⁹ 一方江戸城での儀礼とは別に、藩主は⑤対馬藩邸の訪問により通信使隨行員を間近で目にすることができた。使節一行の江戸滞在中、対馬藩は藩邸で通信使のための饗宴や馬上才の演技を披露する機会を設け、しばしば近隣の大名を招いていた。正徳・享保期の「江戸日記」には藩主信寿や後継の信興（就任前死去）が馬上才を観覧しに出かけたことが記されている。²⁰

⑥幕閣や対馬藩との贈答に関する記録もわずかながら残つてゐる。例えば正徳期に朝鮮御用掛老中をつとめた土屋政直へは「此度朝鮮人御用ニ付可被成御取込与奉察候」と、弘前藩よりお茶や地物の数の子を贈り、通信使の帰国際にはわざわざ祝いの使者まで遣わしてゐる。²¹ また対馬藩から弘前藩へは御馬進上の返礼として、例年朝鮮人参、朝鮮紗綾、朝鮮茶碗など貴重な品々が贈られている。²²

以上のように通信使来日に際し、弘前藩は主に①対馬藩への御馬進上、②江戸藩邸の普請、③通信使行列の見物、④江戸城での儀礼参列、⑤対馬藩邸の訪問、⑥幕閣や対馬藩との贈答などを行つたことが確認された。特に馬産地ゆえの御馬進上や藩邸の立地に付随した普請の実施など、弘前藩独自の関わりが見られることにも注目できよう。また全体を通して他の時期に比べ正徳期には、通信使に関する事柄が多く取り上げられている。例えば三味線堀の堀浚いを行つたこと、²³ 国書輪通過時の振る舞いに関する通達が廻ってきたことなども記録されている。²⁴

二、弘前藩の乗馬役について

続いて弘前藩の担つた乗馬役について江戸時代を通して概観していく。通信使来日時、弘前藩の乗馬役が史料より明らかに確認できるのは六回にわたる。幕府から指示された負担対象・継立区間をまとめると次のようになる。

寛永一三年（一六三六）	鞍置馬三疋	江戸・日光間（往復、二六八km）
明暦元年（一六五五）	鞍置馬一疋・鞍皆具一疋分	吉田・三嶋間（参向、一七五km）
正徳元年（一七一二）	鞍置馬〇疋・鞍皆具二疋分	三嶋・吉田間（下向、一七五km）
享保四年（一七四八）	鞍皆具七疋分	江戸・淀間（下向、五二六km）
延享五年（一七四八）	鞍皆具八疋分	舞坂・江戸間（参向、二六三km）
宝暦一四年（一七六四）	鞍皆具九疋分（割替前）	江戸・舞坂間（下向、二六三km）
	鞍皆具一〇疋分（割替後）	淀・新居間（参向、二六三km）
	鞍皆具九疋分（割替前）	舞坂・江戸間（参向、二六三km）
	鞍皆具一一疋分（割替後）	江戸・舞坂間（下向、二六三km）

まず慶長一二年（一六〇七）から寛永元年（一六二四）までは、幕府、対馬藩、弘前藩とも史料が少なく乗馬役の有無は確認できない。弘前藩に残る最も古い記録は寛永一三年（一六三六）の老中奉書で「今度朝鮮人日光江社參候三付而鞍置馬三疋從江戸日光遣被出之上下可有御送候」と、通信使の日光参詣に合わせ往復道中に鞍置馬三疋の派遣を命じたものである。この日光参詣は通信使の江戸入府後、將軍家光の発案で急遽決まったものであった。²⁶ 奉書の日付も江戸城で聘礼儀礼の行わ

れた一二月四日になつており、当時の乗馬役が間際になつて賦課されたことがうかがえる。その次に乗馬役の記載が見られるのは明暦元年（一六五五）になる。その負担内容は吉田・三嶋間での往復ともの負担であること、負担対象が鞍置馬・鞍皆具双方であること、参向・下向で負担数が異なることなど、江戸前期の幕府の乗馬役賦課方針とも合致している。

なお寛永二〇年（一六四三）、天和二年（一六八二）に関しては対馬藩、弘前藩双方の史料を見ても弘前藩に乗馬役が課された形跡はない。特に天和二年の場合、弘前藩は越後騒動後に幕領となつた越後高田領の検地、つまり別の大名課役を幕府より命じられていた。²⁸ 現地での作業から検地帳の清書・提出まで一年以上をかけており、二重役を防ぐ幕府の配慮であった可能性も指摘できる。

正徳期より弘前藩は本格的に乗馬役に動員され、宝暦期まで四回連続で鞍皆具負担を担うことになる。正徳期は新井白石を中心とする乗馬役再整備により、鞍置馬・鞍皆具負担が分離された年である。鞍皆具については一〇万石以下の大名におよそ一万石に一疋分以上の基準で割り当てられたこととなつた。中小大名の動員数増加に伴う役負担の分散化が図られたのである。その一方で継立区間が参向淀・江戸間または下向江戸・淀間のいずれか二区間（片道のみ）に集中してしまい、有効的な負担方式に編成し切れず、均一的な割り当てが難しくなる。弘前藩が四万七〇〇〇石にしてはやや多めの鞍皆具七疋分を負担しているのも、当該区間の中で割と石高の高い大名であつたためと考えられる。

続く享保期には鞍皆具の方に負担基準と継立区間の修正が加えられる。全体的に負担基準は一万石に付二疋分となり、弘前藩はおおよそ基準に沿つた八疋分の鞍皆具を担当した。また継立区間は鞍置馬と同じく淀・江戸間を中間の浜名湖で区切る四区間（片道のみ）に設定され、その距離は正徳期の半分となつた。弘前藩の担当する区間を見ても、東国大名が多く動員される江戸に近い区間で正徳期のちょうど半分の距離になつたことがわかる。

延享・宝暦期には負担基準・継立区間とも基本的に享保期の負担方式が定着している。ただ両期とも元々負担数は鞍皆具九疋分であつたが、割り替えの影響で割り増しとなつていて、同様に継立区間も変更となり、特に延享期などは江戸から遠い区間が割り当てられている。

以上の分析より、弘前藩の乗馬役の負担内容は、江戸前期ならびに制度的整備の進行・経過した近世中期においても、ほぼ幕府の賦課方針に沿つたものであったとみなすことができよう。

三、正徳期の鞍皆具御用

それでは、幕府により乗馬役の再整備のなされたとされる正徳・享保期を中心に弘前藩の鞍皆具負担の具体的分析に入っていく。まず弘前藩の「江戸日記」の中で正徳期の鞍皆具負担について確認できるのは、正徳元年（一七一一）五月の段階である。朝鮮御用掛老中土屋政直のもとに弘前藩聞役が呼び出され、次のような書付が渡されている。²⁹

（前略）右御書付左記之

津軽土佐守

鞍皆具七疋分

但老疋分、足輕老人、口付武人、沓籠持、手傘、紙合羽、合羽籠持、桃灯持

右者当七月八月頃朝鮮國信使帰国之節、江戸より京都夫より淀迄可被出之事

一鞍皆具浅草本願寺江役人差添罷越、御馳走人并馬割之御代官江相達、其以後宗對馬守馬割之役人申談可任指図事
一信使發途之日限等本多弾正少弼、仙石丹波守、荻原近江守江可被承合候事

以上

五月

右の史料では弘前藩主津軽信寿に「鞍皆具七疋分」を割り当て、通信使迎送時に淀・江戸間（下向）へ供出するよう命

じている。添人については鞍皆具一疋分に「足輕壹人、口付武人、沓笠持、手傘、紙合羽、合羽籠持、桃灯持」と、八人付けるとするも、携帯品の一部は手傘、合羽など、鞍置馬の場合よりも簡素なものになつていて、また「鞍皆具浅草本願寺江役人差添罷越」と、出発地となる江戸客館の浅草本願寺に使者となる役人とともに鞍皆具を持参した後、接待役や中馬用の馬を差配する人馬割代官に連絡し指示に従うようにと伝えている。最後に通信使出立の日限について朝鮮御用掛の幕閣に承合することも添えられている。これらより鞍皆具負担は、馬不要で①鞍皆具のみを負担対象とし、②添人や③使者となる役人を伴い供出させた役負担であつたことがわかる。

この後、弘前藩内で本格的な鞍皆具御用の準備が進められていった。まず弘前藩は、聞役勝本藤右衛門を介して土屋政直のほか人馬割代官、並びに対馬藩出馬役へ鞍皆具御用を仰せつかつた旨、届け出ている。当時の大名家では通信使来日という国家的な外交儀礼に際し、聞役たちの情報収集・交換を通して役負担の準備に当たつていた。³⁰弘前藩においても聞役は「何方様ニ而茂五人七人宛御聞役組合ニ仕諸事申合以書付御役人又ハ宗對馬守衆江承合申儀ニ御座候」と、どの大名家でも五人七人ずつ組合を作り諸事申し合わせた上、幕府役人や対馬藩役人へ問い合わせているとし、藩主や江戸家老の許可を得て御聞役組合に加わり、他藩の者とともに鞍皆具負担の寄合に参加している。

弘前藩からの使者には御手廻岡本運八が選定され、鞍皆具など武具・物品の準備や、道中での派遣役人の統率の役目に携わることになった。³²対馬藩側にも「朝鮮人乗馬割合 公儀ヨリ被仰出候御大名様方并使者之名」として「津軽土佐守様岡本雲八」と伝えられている。弘前藩の派遣役人は使者を勤める岡本運八に加え、士分の役人や添人となる軽輩の者まで含め一〇三人にも及んだ。先の加賀藩と同様に弘前藩の派遣人員が、規定を大きく上まわる集団であったことがうかがえる。

次に表1とともに正徳期の弘前藩における鞍皆具負担の流れをみていく。先に見てきたように弘前藩では五月末に幕府の令達を受け、早速翌月より江戸を中心に御聞役組合の寄合や使者の選定など派遣準備に取りかかった。七月末には前もつて鞍皆具負担の道中、従事者の宿泊先を確保するために宿取役人を遣わしている。通信使が国内移動を始めた九月には、派

〔表1〕正徳元年(1711)の弘前藩の鞍具御用の日程

主な日程	内容	場所	日数	合計日数
5月 27日	弘前藩に鞍具御用の令達が伝わる			
6月 1日	人馬割代官、対馬藩出馬役への報告、御聞役組合への加入			
6月 13日	御聞役組合の寄合(翌14日開催)、茶・煙草等の準備			
6月 17日	使者の決定、御手廻岡本運八らの選定			
7月 30日	派遣役人の選定開始、江戸・淀間の宿取役人の派遣			
9月 13日	派遣役人・足軽・小人らへの支度金の下賜の開始			
9月 19日	戸塚宿本陣澤部九郎右衛門の宿所提供の申出			
9月 27日	派遣役人・足軽・小人らの衣装・合羽の調達	江戸・金沢	約6か月 5/27～11/18	約6か月
9月 28日	鞍具御用の持参する荷物の準備			
10月 18日	通信使の江戸入府(10/18～11/19江戸滞在)			
11月 3日	通信使の江戸城登城、朝鮮国王の国書・進物の奉呈			
11月 4日	対馬藩出馬役への音物について御聞役組合での検討			
11月 11日	朝鮮御用掛の幕閣から鞍具御用の諸注意の廻状			
11月 14日	派遣役人・足軽・小人らの誓詞の開始			
11月 18日	通信使江戸出立間近の伝達、中馬用の馬の受け取り			
11月 19日	役の開始、通信使の江戸出立、使者・派遣役へらの同行	江戸→京→淀	19日間	
12月 8日	役の終了、通信使の淀出船、使者が対馬藩主本陣へ報告		11/19～12/8	
12月 9日	弘前藩の一行の淀出立、京帰着			
12月 12日	弘前藩の一行の京出立			
12月 24日	弘前藩の一行の江戸帰着			
12月 晦日	使者岡本・派遣役人らへのご褒美	淀→京→江戸 江戸	13日間 12/9～12/24	35日間

(註)「江戸日記」「津軽家文書」「弘前市立弘前図書館所蔵」正徳元年の条、「通航一覧」第三十七、
 辛義秀・仲尾宏『大系朝鮮通信使—友好の記録』第4巻(明石書店、1993年)、
 「御下向江戸御發駕ヨリ京都御着迄毎日記」「正徳信使記録」(韓国国史編纂委員会所蔵)より作成。

遣役人への支度金の支給や衣装・荷物の調達など細々した準備を開始した。一〇月中に入ると御徒や足軽らの衣装の確保や金策が本格化する。そのような中、正徳期の通信使一行は一〇月一八日に江戸へ入府、翌一一月三日に江戸城登城を果たし、六代将家宣へ朝鮮国王の国書・進物を捧呈した。

弘前藩の鞍皆具負担は、この後の通信使下向を支える役負担である。その日程に合わせ、通信使の江戸滞在中に対馬藩への音物の検討や派遣役人の誓詞を進めている。やがて一月一八日、通信使出立間際となり時刻の確認や中馬用の馬の受け取りを促す知らせがもたらされ、弘前藩の鞍皆具負担が始まる。翌一九日からが乗馬藩主に役負担の本番である。弘前藩の一行は通信使の下向道中に同行し、一二月八日に使節の淀出船を見送るまで一九日間の本負担を遂行した。使者の岡本運八は最終日に対馬藩主本陣に出向き、家老らに役目を終えた旨を申し送っている。弘前藩の一行は京屋敷で休息した後、一二日に京都を出立、二四日に江戸へ戻り鞍皆具負担の完遂を報告している。

以上のように、弘前藩は幕府の令達を受け、下向時の乗馬役のため①鞍皆具（馬具）、②添人、③派遣役人の供出に携わった。鞍置馬派遣と異なり鞍皆具を装着させる馬の方は負担対象に含まれておらず、準備は基本的に江戸で行われた。また同区間を担当する大名家が六五家と極めて多く、あらかじめ御聞役組合に入り、手落ちのないよう情報収集・交換を重ねていたことにも注目できる。正徳期の弘前藩が下向時の区間を割り当てられ、現地の本負担に従事した期間が使節江戸滞在後の一九日間であったことを考えても、準備期間の長い役負担であつたとも言えよう。

四、享保期の鞍皆具負担

次に享保期の鞍皆具負担について確認していく。享保四年（一七一九）四月二三日、朝鮮御用掛老中井上正岑（井上河内守）から聞役の呼び出しがあり、正徳期と同様に弘前藩主津軽信寿に鞍皆具負担を命じる書付が渡された。その内容は「津軽土佐守鞍皆具八疋分³⁴」と、やはり鞍皆具のみを負担対象とし、添人付で八疋分を割り当てたものであつた。ただ継立区間に關しては幕府の制度的改変もあり、下向江戸・淀間（約五一六km）から「遠州舞坂より江戸迄」、すなわち半分の参向舞

坂・江戸間（約二六三km）に短縮されている。その他「鞍皆具改不及取繕可被用事」と、提供する鞍皆具を新調する必要はなく修理するようなどということ、美濃路を通る行程であること、最後には朝鮮御用掛の幕閣への日程の承合に關する指示等も添えられている。

これらを正徳期と比べると、まず鞍皆具負担数は一疋分増加しただけで大して変わらない。その反面、距離は半減したことから全体的な負担は軽減されたようみられる。特に鞍皆具については、道中混雜の弊害を避けるため「馬具之儀者別而替り餘計為持可申事無之間是又少々者差越多くハ無用可被致候³⁵」と、必要以上の替馬具を持参しないよう幕府から申し伝えられていた。この影響で荷物が減つたのか、派遣人員は使者となる御手廻柳下忠左衛門、御徒一人、江戸足輕、口取、小人、馬屋方小人など一〇一人で構成され³⁶、正徳期よりやや少ない人数に設定されたことがわかる。

それでは表2とともに享保期の弘前藩の鞍皆具負担の流れに目を向けよう。大まかに見れば享保期の準備内容・手順は、正徳期とほぼ同じである。まず弘前藩では令達を受けた後、すぐさま井上正岑はじめ朝鮮御用掛の幕閣に使者を通して了承した旨を報告、舞坂を支配する幕府代官大草太郎右衛門や対馬藩宗家へも現地での差配・指示を頼み込んでいた。続いて四月中に弘前藩代表の使者として御手廻柳下忠左衛門を決定、派遣役人を選び出し、五月に入ると舞坂・江戸間の宿取、支度金の下賜、御聞役組合の寄合などの準備を着々と進めている。六、七月には派遣役人らの誓詞や衣装の確保に加え、役遂行時の暑さ対策に香薷散（暑氣払いの薬）等の薬種の調達まで行っている。³⁷

やがて八月になると、朝鮮御用掛の幕閣から諸大名家に役遂行地へ向かうよう通達が廻った。これにより使者となる柳下弘前藩一行は御聞役組合で申し合わせた上、揃って舞坂へ出立した。途中大雨による川留に遭いながらも舞坂へ到着、しかし通信使の旅程そのものが遅れていたため、そこで約一ヶ月も滞在することになった。弘前藩にとつては想定外の事態であつたのか、舞坂滞在中に不足した御用金一〇〇両や諸物品を江戸へ催促している。そして九月一八日ようやく使者柳下が対馬藩役人と対面、翌一九日より「朝鮮人八人舞坂ニ而請取日々泊り送り届ケ³⁸」と、通信使隨行員に中馬を提供しながら九日間の本負担を遂行したのである。弘前藩の一行は通信使の江戸入府とともに役目を終え、その日のうちに江戸藩邸へ帰

〔表2〕享保4年(1719)の弘前藩の鞍置馬派遣の日程

主な日程	内容	場所	日数	合計日数
4月23日	弘前藩に鞍皆具御用の令達が伝わる			
4月28日	舞坂の幕府代官大草太郎左衛門へ鞍皆具御用担当の報告			
4月29日	使者の決定、御手廻柳下忠左衛門の選定			
5月 4日	対馬藩宗家へ鞍皆具御用担当の報告			
5月10日	舞坂・江戸間への宿取役人の派遣(5/13～宿取出立)	江戸	約4か月 4/23～8/3	約4か月
5月21日	朝鮮御用掛の幕閣から対馬藩への音物・付届禁止の廻状			
5月25日	派遣役人・足軽・小人らへの支度金の下賜開始			
5月29日	御開役組合の寄合、包菓子・名酒・美濃紙の準備			
6月 7日	香薷散など薬種の調達開始			
6月17日	派遣役人・足軽・小人らの誓詞開始			
6月25日	朝鮮御用掛の幕閣よりの鞍皆具御用の諸注意の廻状			
8月 1日	通信使の海路移動を受け、後遂行地舞坂への出立の指示			
8月 3日	弘前藩の一一行の江戸出立	江戸→舞坂 舞坂逗留	45日間 8/3～9/18	54日間
8月 7日	馬入川・酒匂川での川留、道中遅延の報告			
9月11日	舞坂逗留中の御用金の送金、(同日、通信使の淀出立)			
9月18日	使者柳下が対馬藩役人に対面・馬札等の受け取り			
9月19日	役の開始、弘前藩の一一行が通信使行列に合流	舞坂→江戸	9日間 9/19～9/27	
9月27日	役の終了、弘前藩の一一行の江戸到着、通信使の江戸入府			
9月28日	対馬藩宗家へ鞍皆具御用完遂の報告			
10月 1日	通信使の江戸城登城、朝鮮国王の国書・進物の奉呈			
10月 6日	鞍皆具御用に持参した馬具・武具の点検・返納			
10月 7日	使者柳下ら鞍皆具御用関係者の両国橋での寄合	江戸	約2か月半 9/28～12/18	約2か月半
10月11日	使者柳下・派遣役人らへのご褒美			
10月15日	通信使の江戸出立、帰國の途につく			
12月18日	鞍皆具御用に持参した馬具・武具の修理			

〔註〕「江戸日記」「津軽家文書」(弘前市立弘前図書館所蔵)享保4年の条、「通航一覧」第三十九、
申維翰著・姜在彦訳注「海游録—朝鮮通信使の日本紀行—」(平凡社、1974年)、
辛義秀・仲尾宏『大系朝鮮通信使—善隣と友好の記録』第5巻(明石書店、1994年)により作成。

着している。

享保期については、鞍皆具負担後の記録も残っている。まず弘前藩の一行が戻ると、鞍皆具負担の完遂を藩主に報告、聞役を通して朝鮮御用掛の幕閣へも届け、翌二八日に対馬藩へも御礼の使者を派遣した。翌一〇月以降、使者をつとめた柳下は関係者の寄合に赴いたほか、供出した馬具・武具の破損の有無を点検し、武器奉行へ引き渡している。また派遣役人らもその働きにより、藩から褒美として金銀や貸し出した衣装等を与えられた。そして一二月、馬具・武具の修理の確認を最後に鞍皆具負担に関する記録は見られなくなる。なお通信使は一〇月一日に江戸城に登り、八代將軍吉宗に朝鮮国王の国書・進物を捧呈、一五日より帰国の途に就いている。

以上、享保期の事例を概観すると、正徳期に比べ短期間で諸々の準備を進めている様子がうかがえる。これは正徳期の先例があつた上、享保期の担当が参向時の継立区間で前回よりも時間的余裕が少なく、手際よく対応する必要があつたためと考えられる。鞍皆具負担数や派遣人員が正徳期とほぼ変わらないにもかかわらず、継立区間や通信使に同行した日数は半減しており、確かに本負担自体は軽減されたといえる。

しかし移動・滞在期間を含めた負担日数をみると、双方の違いが顕著にあらわれる。正徳期には下向時の継立区間であつたため、弘前藩の派遣役人は江戸藩邸で通信使の儀礼・行事の終了を待つていればよかつた。その一方、享保期の場合、参向時の継立区間にあつたため、事前に現地に赴き待機している必要があつた。その上、日程予測の難しい海路後の陸路移動ということで、結果的に舞坂での滞在費が嵩むことにつながつた。幕府は継立区間の決定に当たり、東国大名へ江戸に近い区間、西国大名へ淀に近い方を割り当て、負担大名の領地との距離を考慮していた。ただ実際のところ、途中で滞在費の送金を促すほど待機期間の長い参向区間か、その必要のない下向区間の違いにより全体的な役遂行区間、つまりは鞍皆具御用に伴う負担の軽重が左右されていたといえる。

五、現地での負担実態

先の正徳・享保期の分析より両期ともに弘前藩が一〇〇人規模の集団を派遣し、鞍皆具御用を完遂したことを確認してきた。しかしながら実際に大勢の者たちの集まる現地はどのような状況であったのか。派遣人員の内訳のはつきりする正徳期の記録をもとに考察していきたい。

通信使の江戸城登城が終わり下向江戸・淀間の鞍皆具負担の近づいた一一月一日、朝鮮御用掛の幕閣から諸大名家に一通の廻状がまわされた。その内容は現地での役遂行に関する五か条の諸注意であつた。³⁹

覚

一沓箱持并晴天之刻傘持合羽持其馬々ニ相附居候故宿中ニ而殊外込合候、宿口迄先達而罷越居候而罷過候刻其馬々ニ相附可申事

一馬具之替道具并長持等大分有之候而朝立仕候茂有之候、同前ニ立候茂有之心々ニ候故甚込合申候、決而朝立仕間敷事一惣而馬附馬具附之役人下々荷物迄三使宗對馬守發足相済候而暫見合發足可有之候、若差支跡ヨリ追付申候共差扣途中入交不申跡ヨリ可罷越候事

一三使宗對馬守方之人馬と同前三宿々江人馬引付申候之故、宿中別而致混乱候由、信使宗對馬守發足前ニハ人馬決而宿江引付申間敷候、発足以後宿々へ引付可申候事

一旅宿等も信使宗對馬守方妨ニ不罷成様ニ相心得可申事
右之趣乗馬并鞍皆具相添罷越候役人方江早々申遣候

以上

右の史料は「乗馬并鞍皆具相添罷越候役人」、すなわち乗馬役に伴い諸大名家から遣わされる使者や派遣役人に対し、宿場内での行動・移動関する諸種の制限を加えたものである。まず一か条目では乗馬に付く八人の添人のうち、沓箱持や晴天

時の傘持・合羽持など常時隨行する必要のない者に対し、宿口で待機し通行時に合流するよう指示している。続く二か条目では添人らの集団と別に、予備の馬具や長持の多いことをあげ、通信使や対馬藩主らの移動と重なる時刻や朝の出立を禁止している。これらは添人に限らず使者・役人や荷物運搬の人馬の場合も同様で、三、四か条目で「三使宗對馬守發足相済候而暫見合發足可有之候」、「信使宗對馬守發足前ニハ人馬決而宿江引付申間敷候」と、通信使や対馬藩主の行列通行を優先させ、しばらく控えた後に移動すること、それ以前に人馬を宿内に引き入れないことを伝えている。また旅宿・宿所についても通信使や対馬藩の者たちの妨げにならないようにと釘を刺している。これらはすべて「宿中ニ而殊外込合候」と宿場内が非常に混乱したための措置である。正徳期は乗馬役の一区間に多くの諸大名家が動員されていた。そのため宿場内が通信使や対馬藩主役人のみならず、乗馬役に従事する人や馬で溢れかえり、予想外の混乱に陥つたものと推察される。

実際に正徳期の事例を取り上げてみよう。鞍皆具負担数は七疋分なので、一疋分に付き八人という幕府の規定を考えると、単純に計算しても五六人（八人×七疋分＝五六人）の添人を派遣すれば充分である。しかし弘前藩の派遣人員はこの員数をはるかに超える一〇三人と記録されている。派遣人員のうち役人層は使者岡本運八、御徒佐藤又左衛門、鍋嶋安郎次、足軽目付須藤忠左衛門の四人で、家来の者も合計九人従つた。実際に添人として役負担に従事する輕輩の者は江戸足輕一六人、御馬屋方小人一四人、新抱小人三九人、通雇一七人であつた。なお弘前藩の集団には、岡本の移動用に駕籠一挺と駕籠舁四人、荷物運搬用の通馬八疋も含まれている。⁴⁰ 添人要員だけでも八六人と規定を三〇人近く上まわるが、長い継立区間を考慮すると替馬具等の荷物運搬や役負担従事者の交代要員も含まれていたものと考えられる。

弘前藩だけでもこのような状態である。その他の鞍置馬・鞍皆具負担大名からの派遣人員も一気に集まつたと仮定すると、確かに宿場内外の混乱は凄まじかつたに相違ない。先に通信使、対馬藩主、以酌庵輪番僧の行列通行だけでも四〇〇〇人を超える規模であつたことを指摘した。この史料は添人など行列内の役負担従事者のほかに、諸大名家から多くの派遣人員が遣わされ、現場の密集・混乱に拍車をかけていた実態を物語つている。

六、鞍皆具の全体像

統いて通信使迎送のために弘前藩の用意した鞍皆具に目を向けてみよう。近世日本の馬具、とりわけ諸大名の保有した高級な鞍皆具ともなれば現存数も少なく、一式揃つた状態で保存されているものはほとんどないといわれている。⁴¹ 近代以降、軍馬育成を目的とした西洋種・西洋馬術の移入により、それまでの馬具類は急速に失われていき、現在ごく一部が美術品として残つてゐるにすぎない。⁴² よつて近世の馬具や馬術に関しては、未だ不明な部分が多いとされている。しかし享保期の弘前藩の記録を見ると、現地に持参した鞍皆具について具体的に知ることができます。⁴³

鞍	一〇背	馬の背に固定して騎乗者の体を安定させる装置。居木と前輪、後輪から成る。
鐙	九足	騎乗者が馬に乗る際、また移動中に足をのせ騎座を支えるための道具。
切付	一〇口	下鞍の一種で、鞍と馬膚の緩衝のための敷物。騁とも。
板泥障	一〇指	泥跳ねや馬膚等の汚れを防ぐ馬具。毛皮製や皺革製で後に飾りとなる。
力革	一〇掛	鞍の居木に懸けて鐙を吊す道具。
板馬氈	一〇枚	馬の鞍の上を覆う毛布。毛氈、緞子、金襴、鹿皮、豹皮、熊皮などを用いる。
押掛け	一六懸	鞍の後輪から馬の尻にかけ渡す袋布や組紐などの帶状の道具。
手筋	一六掛	羈の緒類。轡をかませずに馬の頭部にかけて用いる麻の緒。
染手綱	一九筋	轡の引手壺に結び、騎乗者が手にして馬を操るために用いる。
三尺縄	一一掛	馬の牽引や係留のための繩、細かく裂いた布三本を撫つて用いた。
馬批批	一〇本	馬を洗う時などに水を汲むための柄杓。
白木綿旗	二本	白い木綿製の旗。
同小幟	一八本	白い木綿製の小さな幟。

同駄印 九本 白い木綿製の旗で、荷物運搬の印を記したもの。

轡 一〇間 馬の中にはませる金具で、手綱をつけて馬を制御するのに用いる。
麻苧腹帶 一〇筋 鞍を馬の身体に締めつけ固定するための帶。

右のように弘前藩では鞍皆具を組み立てるため、各部位をあらかじめ多めに用意していたことがわかる。中には鞍皆具負担後に「損候分二本」「みかき直し」⁴⁴など、故障や汚れのため修理を要する物もあった。力革、板馬斂、押掛、板泥障なども正月の使用に向け早めに直すことが取り決められている。⁴⁵このように鞍皆具負担には事前準備や本負担のみならず、事後処理にも手間と費用がかけられていたことがうかがい知れる。

七、弘前藩への経済的影響

先に正徳・享保期において、弘前藩が規定以上の鞍皆具や人員を遣わし役負担に従事したこと、また藩主や家族も江戸藩邸などで通信使行列を見物したことを明らかにしてきた。このように様々な面で余裕のあつた弘前藩だが、実際に鞍皆具負担を遂行するため、どれほどの費用を要したのであろうか。正徳・享保期については記録になく不明であるが、延享・宝曆期の方は「江戸日記」より確認することが可能である。

まず延享期の弘前藩は、淀・江戸間（参向）で鞍皆具一〇疋分を担当していた。事前準備の段階の見積金として、当藩の勘定奉行が江戸・大坂間の移動に七〇〇両、現地逗留費と淀・新居間の本負担、江戸帰着までの費用として八〇〇両を見積もっている。その他にも出費を要する機会はあつたとみられるが、少なくとも一五〇〇両という具体的な金額が提示されていたことがわかる。⁴⁶

また宝曆期には江戸・舞坂間（下向）で鞍皆具一一疋分を供出したが、実際に使用した金額として「朝鮮人御用金錢一

式調金千四十八両武歩ト錢七百七文⁴⁷」と、金一〇五〇両ほどが記録されている。宝暦期は下向時の区間であつたため、参考時の役負担であつた延享期よりも少額で済んだものとみられる。なお弘前藩自体の支出総額について、後の事例であるが文化一二年（一八一六）の金四万七〇二四両という金額が確認できる。果たしておよそ金四万七〇〇両の財政規模にして金一〇〇〇～一五〇〇両ほどの出費が藩財政に響くものなのか、次の史料をもとに検討してみよう。⁴⁸

一御国元去作不熟ニ付當年江戸上方御廻米減石被 仰付右ニ付、江戸御常用金之内武千両御減被 仰付候間、月々御入用方御金高ヨリ割出御間合候様、此末御入増御座候者私共無念可被 仰付旨乍恐御尤至極奉畏候（中略）然處御常用金二月ヨリ九月迄八ヶ月分ニ而武千両御減被 仰付候付、月々御常用茂過分御不足、其上朝鮮人御用金茂是迄四百両程御遣込相成此分者當月之御常用金之内ヨリ御埋合不仕候而者右御用之御差支相成候付、下金を以除キ置候積ニ御座候、左候得者町方下地御滞金江正月分之御用代相重り御滞ニ罷成、町人共必至与相勤兼御日用之御差支相成可申与於私共当惑至極仕候（後略）

右は宝暦一四年（一七六四）二月五日、弘前藩が鞍皆具負担の事前準備を行つてゐる際の藩内の勘定奉行の記録である。

史料には前年国元で不熟、つまり米が実らなかつたので江戸や上方への廻米を減らすよう仰せつけられたとある。これに伴い「江戸御常用金之内武千両御減被 仰付候」と、江戸で通常使用する分のうち二〇〇〇両分を二月から九月までの八か月間で減らすよう指示を受けたとある。しかし月々の常用金もかなり不足している上に「朝鮮人御用金茂是迄四百両程御遣込相成此分者當月之御常用金之内ヨリ御埋合不仕候而者右御用之御差支相成候」と、通信使迎送を支える鞍皆具負担の事前準備に四〇〇両程使つてしまい、二月分の常用金より捻出せねば幕府から命ぜられた役負担に支障をきたすと危惧している。そこで町方への下金を除くことで対処するつもりだが、そうすると、町方へ支払う分や正月にかかつた経費も重ねて

滞つてしまふので、町人や日用も弘前藩の御用を勤められず、藩邸の方もひどく困惑するだらうと危惧している。

当時弘前藩領では寛延二年（一七四九）、宝暦二年（一七五五）と、北奥地方特有のやませによる冷害が頻発し、凶作、飢饉ならびに慢性的な財政難という多重の辛苦に見舞われていた。借財の方も宝暦四年段階で三五〇三六万両に及んでいたとされている。⁴⁹ 特に当藩は幕府の把握しない裏高も高く、その分も含めた収穫高の廻米・換金が藩収入に占める割合の高かつたものと考えられる。これらの収入を絶たれたことにより、江戸藩邸でも二〇〇〇両を切りつめねばならない中、弘前藩は結局、鞍皆具負担に一〇五〇両程をつぎ込むこととなつた。いくら幕府からの命としても鞍皆具負担に伴う臨時出費には頭を悩ませたものと推察される。

この後、弘前藩は天明三年（一七八三）に起こつた天明の飢饉で約八万人の餓死者を出し、領民の三分の一を失うなど更なる苦境に立たされる。⁵¹ 加えて寛政元年（一七八九）のクナシリ・メリの戦いや寛政四年（一七九二）のロシア使節ラクマン来航もあり相次ぐ異国船出没に備えるため、幕府は当藩に本格的な軍事動員を課していく。そして寛政一一年（一七九九）の蝦夷地幕領化に伴い、弘前藩の蝦夷地警護は常態化の様相をみせる。

そのような中、朝鮮通信使の対馬易地聘礼の費用を捻出すべく、幕府は文化五年（一八〇八）より五か年賦で全国一律に国役・高役金を賦課する方針をとつた。この場合も弘前藩では「蝦夷地御備之儀付寛政元酉年ヨリ人数差出候様被仰出夫ヨリ引續御固被仰付其後猶又永々人数差出候」と、蝦夷地警護を継続していることを引き合いに出し、上納を免れようとした画策していた。当藩の勘定奉行は「此度之高役金國役金上納之儀者格別之御大禮ニ茂御座候間、如何様ニ茂上納可仕御儀ニ者御座候得共、前段奉申上候趣御座候間、何卒御勘弁之上御差図被成下度奉存候」と、朝鮮通信使の対馬易地聘礼は格別な儀礼ということで、勿論国役・高役金を上納すべきであるが、前段に申し上げた蝦夷地警護を厳重に勤めねばならないので、何とか免除を頼めないかどうかがいを立てている。

この時期の弘前藩は新たな国家外交・対外関係の局面に当たり、それまでの通信使迎送を支える鞍皆具負担とは別の、

新たな役負担を多重に担つてていた。そして藩財政の問題や飢饉後の領内の疲弊を懸念し国役・高役金免除を願つた事例からも、これら蝦夷地警護の軍事動員に伴う実負担や対馬易地聘礼という外交儀礼を補助する金銭的負担に、弘前藩が苦慮し続けたことは明らかである。

弘前藩津軽家に関しては、「北狄の押へ」という意識や地理的条件から、他の大名家に比べ蝦夷地警護がより特別な現実的問題であつたのは確かであろう。しかしながら、それまで通信使来日などの外交儀礼に伴う安定的な臨時負担でよかつたものが、海防・対外危機に伴う恒常的かつ予想のつかない軍事動員に移り変わっていったことは、多かれ少なかれ諸大名家に軍事的かつ経済的な影響を与え、時には疲弊・窮地に追い込んでいったものと考えられる。以上のように、諸大名家の担う役負担の実態や地域社会への影響を見ても、近世から近代に向けての国家外交・対外関係の変遷の一端がうかがい知れよう。

1 第三章「朝鮮通信使乗馬役の再整備」一、乗馬役の概観、参照。

2 第五章「朝鮮通信使乗馬役と加賀藩前田家」五、鞍置馬派遣への姿勢、第六章「加越能地域の朝鮮人御用」二、朝鮮人御用に伴う経済的影响、参照。

3 先に諸大名が通信使の騎乗する乗馬（上馬・中馬）のために鞍置馬・鞍皆具、添人らを供出した役負担を乗馬役と定義した。しかし「江戸日記」「津軽家文書」の正徳期以降の該当部分を確認していくと、弘前藩が通信使迎送のため鞍皆具や添人を供出した役負担を「鞍皆具御用」「朝鮮人御用」などと記載する場合が多い。本章においては、正徳期の鞍置馬・鞍皆具負担分離後の乗馬役に関して弘前藩の視点から分析するに当たり、便宜的に「鞍皆具負担」と統一して用いることとする。

4 弘前藩津軽家の藩政について記録・編纂された史料群は一般的に「弘前藩序日記」と称される。このうち国元の弘前城

中の記録を「国日記」（三二九七冊）と、江戸藩邸分のを「江戸日記」（一二一八冊）と呼び、現在弘前市立図書館に双方合わせ四五一五冊残されている。

- 5 慶長五年（一六〇〇）の関ヶ原の役の後、徳川氏により安堵された知行高は、津軽領四万五〇〇〇石と上野国勢多郡大館領の飛地二〇〇〇石を合わせた四万七〇〇〇石であった（長谷川成一『弘前藩』吉川弘文館、二〇〇四年、三一四頁）。
- 6 浪川健治「幕藩制国家の成立と北方社会」『近世日本と北方社会』（三省堂、一九九二年）四八・五一頁。
- 7 長谷川成一『弘前藩』前掲註5、一八・二一頁。
- 8 新編弘前市史編纂委員会編『新編弘前市史』通史編2・近世1（弘前市、二〇〇二年）五八三・五八四頁。
- 9 長谷川成一「北方辺境藩序説—津軽藩に課せられた公役の分析を中心に—」（長谷川成一編『津軽藩の基礎的研究』国書刊行会、一九八四年）八・九、四三・四五頁。浪川健治「蝦夷地・松前・北奥」『近世日本と北方社会』前掲註6、一九六・一一〇四頁。
- 10 新編弘前市史編纂委員会編『新編弘前市史』通史編2・近世1、前掲註8、六一・七〇頁。
- 11 田代和生『書き替えられた国書—徳川・朝鮮外交の舞台裏』（中央公論社、一九八三年）一九二・一九八頁。
- 12 長谷川成一『弘前藩』前掲註5、三五・三八頁、新編弘前市史編纂委員会編『新編弘前市史』通史編2・近世1、前掲註8、一三一頁。
- 13 文化五年（一八〇八）より五か年賦で、文化八年（一八一二）の対馬易地聘礼に備え全国一律に高役・国役金がかけられた。高役金は一万石に付七五両、国役金は村高一〇〇石に付金一両割合で五か年賦で納めることとされた。
- 14 「江戸日記」『津軽家文書』（弘前市立図書館所蔵）正徳元年六月六日条。
- 15 「江戸日記」前掲註14、天和二年八月二一日、九月二日条、正徳元年一〇月五日、一〇月二〇日条。
- 16 「若殿様御隠居様主殿様御部屋様表御長屋ニ而朝鮮人御見物被遊候」とあり、後継の信重や津軽信敏（旗本黒石津軽家）、

津輕政直（後の那須資徳）や夫人らが通り添いの長屋から通信使行列を見物したことがわかる（「江戸日記」『津輕家文書』天和二年九月三日条）。

17 「朝鮮人帰国為御見物下谷御屋敷江御出之御方様松平越前守様堀大和守様同御奥様」とあり、津輕家の女子の嫁いだ松平越前守信清（上野吉井藩・一万石）、堀大和守親賢（信濃飯田藩・四万石）らの大名が見物に参加し「御料理一汁五菜御酒御肴上之 若殿様御相伴被遊候」と親族の者たちで食事を楽しんでいった様子がうかがえる（「江戸日記」『津輕家文書』正徳元年一一月一九日条）。

18 天和期は藩主信政が国元滞在中であつたため、通信使帰国後に使者を遣わしている（「江戸日記」『津輕家文書』天和二年九月三〇日条）。

19 「江戸日記」前掲註14、正徳元年六月三日、六月四日条、享保四年九月一三日条。

20 「江戸日記」前掲註14、正徳元年一一月二日、一一月六日条、享保四年一〇月四日条。

21 「江戸日記」前掲註14、正徳元年一〇月一九日条。

22 「江戸日記」前掲註14、正徳元年一一月一九日条。

23 「江戸日記」前掲註14、正徳元年一〇月二九日条、享保四年六月一九日条。

24 「江戸日記」前掲註14、正徳元年一〇月一五日、一〇月一六日条。

25 「江戸日記」前掲註14、正徳元年八月一九日条。

26 「（朝鮮使日光社参に付鞍置馬用立御奉書）」『津輕家文書』（弘前市立図書館所蔵）。

27 仲尾宏『朝鮮通信使と徳川幕府』（明石書店、一九九五年）一一〇・一一六頁。

28 長谷川成一・千葉一大「幕藩体制の成立」（新編弘前市史編纂委員会編『新編弘前市史』通史編2・近世1、前掲註8、二四六・二五三頁。なお越後騒動は延宝七年（一六七九）から天和元年（一六八一）にかけて越後中将家（越後高田藩

・二六万石）に起きた御家騒動。藩主松平光長は徳川家康の次男結城秀康を祖父とし、越後中将家は御三家に継ぐ家柄を維持していた。しかし光長の後継をめぐり藩内が国家老小栗美作を中心とする美作派（逆意派）と反美作派（御為派）に分かれて対立を深めた。藩主の異母弟を迎えることで繼嗣問題は解決するも、幕閣や親戚筋の諸家を巻き込んで騒動の激化を招き、最終的に五代將軍徳川綱吉の親裁により高田藩は改易となつた。

- 29 「江戸日記」前掲註14、正徳元年五月二七日条。
- 30 服藤弘司『大名留守居の研究——幕藩体制国家の法と権力Ⅲ』（創文社、一九八四年）四一一四一六頁。
- 31 「江戸日記」前掲註14、正徳元年六月一日条。
- 32 「江戸日記」前掲註14、正徳元年六月一七日条。
- 33 「信使来聘參向下向於所々出馬覺書出馬帳」『正徳信使記録』（慶應義塾三田メディアセンター所蔵、マイクロフィルム版『対馬宗家文書』第Ⅰ期、NO.62、リール番号8、ゆまに書房、一九九八年）
- 34 「江戸日記」前掲註14、享保四年四月二三日条。続く史料の引用部分「鞍皆具改不及取繕可被用事」、「遠州舞坂より江戸追」も同日の記録である。
- 35 「江戸日記」前掲註14、享保四年六月二十五日条。
- 36 「江戸日記」前掲註14、享保四年八月三日条。なお使者柳下ら一〇一人に先立ち、前日の八月二日に宿割足輕・小人ら三人が出立している。彼らを含めると享保期の派遣人員は一〇四人となる。また正徳期の場合、使者岡本とともに出立した人員は一〇三人であったが、享保期の事例のように宿割役人が先行した可能性も考えられる。
- 37 香薷散のほかに役遂行中に馬に飲ませる「馬之息合之薬」や、振^{ふりぐすり}薬（成分を湯に溶け出させて飲む薬）、丸^{がんやく}薬（練り合わせて小さな粒状にした薬）、膏^{こうやく}薬（種々の薬物を膏で練り合わせた薬）など従事者のための常備薬（「江戸日記」前掲註14、享保四年六月七日、六月二九日条）。

- 38 「江戸日記」前掲註14、享保四年九月二七日条。
- 39 「江戸日記」前掲註14、正徳元年一一月一一日条。
- 40 前掲註22。
- 41 末崎真澄「近世の馬具」（日本馬具大鑑編集委員会編『日本馬具大鑑』四・近世、日本中央競馬会、一九九一年）一頁。
- 42 加藤秀幸「大名家の馬術」（日本馬具大鑑編集委員会編『日本馬具大鑑』四・近世、前掲註40）二三・二四頁。
- 43 「江戸日記」前掲註14、享保四年一〇月四日条。
- 44 前掲註43。
- 45 「江戸日記」前掲註14、享保四年一二月一八日条。
- 46 「江戸日記」前掲註14、延享五年三月晦日条。
- 47 「江戸日記」前掲註14、宝暦一四年四月二九日条。
- 48 「江戸日記」前掲註14、宝暦一四年二月五日条。
- 49 新編弘前市史編纂委員会編『新編弘前市史』通史編2・近世編1、前掲註8、四二八・四二九頁。
- 50 蝦夷地警護に伴う加増の前、弘前藩の表高は四万七〇〇〇石であつたが、元禄期の新田開発で裏高を含む実高は三〇万石ほどあつたと言われている。
- 51 新編弘前市史編纂委員会編『新編弘前市史』通史編2・近世編1、前掲註8、四〇三・四〇九頁。
- 52 「朝鮮人対州江来聘ニ付万石以上高役金惣国役台上納之儀ニ付伺書御附紙共」『津軽家文書』（弘前市立図書館所蔵）。
- 53 前掲註52。

一、朝鮮通信使の再検討

序章において提示したように、本論文の目的は朝鮮通信使迎送体制の分析・整理を通して、政治・外交面、文化・交流面に偏りがちの通信使研究を経済・負担面へと広げるとともに、「鎖国」政策下の近世日本の国家外交と地域社会との関わりを捉え直そうとしたものである。以下、各章の分析を通して得られた成果をまとめ、検討・考察を加えていきたい。

第一章から第四章にかけては、淀・江戸間約五二六kmという近世特有の陸路行程、ならびに未分析であった近世中期という時期に焦点を絞り、従来日朝関係史で指摘されてきた日本（徳川幕府）、対馬（対馬藩宗家）、朝鮮（李王朝）という三者の枠組みにとどまらず、諸大名、沿道諸国の村々を加えた四者の視点から、朝鮮通信使迎送体制の仕組みの整理・把握を試みた部分である。

まず朝鮮通信使迎送体制の解明に当たり、享保期を事例に行列通行の実態を分析した。すると通信使行列だけでも三〇〇〇人規模の人員から構成され、これに護行役の対馬藩主行列や外交僧の以町庵輪番僧行列、さらに荷物運搬の荷馬・人足を含めると四二〇〇人を超えることが判明した。すなわち、わずか三六〇人余の使節随行員のため、その一〇倍を超える日本人や多くの馬が動員されていたことになる。この際、朝鮮人の使用する乗馬（上馬・中馬）の確保のため、幕府から二つの役負担、諸大名への乗馬役、沿道諸国の人馬役が課されたこと、それぞれが別々の指揮系統で成り立つていたこともはつきりした。そして行列通行の現場で対馬藩役人が介在し、これらを乗馬（上馬・中馬）として使節随行員に引き渡す形となる。つまり、員数を揃える事前準備の段階で、諸大名や沿道諸国の人馬役は幕府の令達・指示を受け大規模に動員されたが、最終的な現場において、日本側（諸大名、沿道諸国の人馬役）と朝鮮側（通信使）との間に対馬藩宗家が介在し、直に交渉・調整に当たることになった。このように通信使迎送体制においては近世日朝外交の枠組みが応用され、

機能していたことが明らかになった（第一章）。

対馬藩出馬方に関しても、日本人と朝鮮人との間で安全かつ円滑な乗馬による通行が成り立つよう、諸種の調整業務に携わっていた実態が浮かび上がってきた。実際に天和期の場合、全国各地から集められた日本人と言語・風習の異なる朝鮮人との間では、乗馬引き渡しや行列通行をめぐるトラブルが発生していた。これを機に、出馬方の人員構成に関して手代、通詞、足輕等の拡充が進んでいく。その後、業務内容についても天和期（馬札の作成）、正徳期（諸道具の整備）、享保期（規則のマニュアル化）と次第に組織化されていき、行列通行時にも大きな混乱は見られなくなる。ただし馬札等の諸道具の整備、規則のマニュアル化により、行列通行の現場が安定する一方、出馬方の携わる業務は煩雑化していく。延享期には大津本陣前下馬一件など、手違いにより大騒動に発展した事例も見られ、組織化・マニュアル化の進展と対馬藩役人の実負担増加の問題が顕然化していった（第二章）。

加えて、正徳期から宝暦期までの乗馬役の制度的変遷の分析より、正徳・享保期に連続して幕府主導の負担方式の改变のなされたことが明らかになった。天和期まで曖昧だった乗馬役負担方式は、正徳期（鞍置馬・鞍皆具負担の分離、石高に応じた割り当て、継立区間の均一化など）、享保期（継立区間の合理化、鞍皆具負担基準の再設定）、延享・宝暦期（割り替えの導入・実施）と再整備されていった。つまり新井白石主導による合理化・効率化を目指す改変が、徳川吉宗に引き継がれる形で次第に定着、システム化していったとも捉えられる。これにより負担大名は天和期の約七〇家から正徳期以降一六〇家余に倍増、役負担の均一化、分散化も進んでいく。通信使の通らない地域を領有する大名も多数動員されており、乗馬役は完全に全国規模の大名課役になつたのである。新井白石による通信使の登城・国書捧呈に関する外交儀礼上の改革は、享保期に「天和の旧例」に復される。しかし日本国内側の対策であつたため、乗馬役の再整備は吉宗により継続され、朝鮮通信使迎送体制の制度的な拡充につながつたと考えられる（第三章）。

さらに入馬役の方でも、正徳・享保期に連続した新たな試みが実施された。享保期に導入された商人請負制と国役金賦課

である。これはもともと正徳期の道中行政で立案されていた助郷国役案をもとにしており、沿道諸国の広範囲の村々から国役金を集め人馬継立の一極集中を緩和しようとする方策であった。しかし通信使の行列通行という特殊な大通行時に導入・実施を図つたことから、かえつて現場は混乱してしまう。準備段階の幕府勘定所の必要人馬数の見積もりミス、人馬数の制限・固定化という仕組みの問題から必要人馬数の不足をきたし、通信使行列の通行自体が成り立たなくなってしまった。構想上は商人請負制の導入により、人馬役の合理化、効率化が実現するはずであった。ところが現実では、立ち往生した通信使や事態打開に奔走した対馬藩関係者を中心に不評・批判が続出し、一度限りの失敗に終わってしまった。その一方で、国役金賦課は延享・宝暦期も残り、沿道諸国の広範囲の村々に掛け続けられる。つまり人馬役においても、国単位で役金を掛けることにより外交費用の捻出という形で、必ずしも通信使の通るとは限らない村々が使節通行、ひいては国家外交の一部を支えることになったのである（第四章）。

このように幕府、対馬藩、諸大名、沿道諸国の村々の各者の立場からの分析により、朝鮮通信使迎送体制について見えてきたものは正徳・享保期の連続性である。従来の三宅英利氏や仲尾宏氏を中心とした政治・外交面からの通信使研究では、新井白石の聘礼改革を理由に、正徳期の特殊性・断絶性が大きさが強調されてきた。しかし経済・負担面、すなわち通信使迎送を支える日本国内側から捉えた場合、明らかに正徳・享保期の連続性、共通性が指摘できる。

実際のところ対馬藩出馬方は、正徳・享保期に人員拡充、諸道具やマニュアル等の業務の組織化を徐々に進めている。諸大名の乗馬役においても、正徳期の負担方式を引き継ぐ形で享保期に再度の改変が加えられ、以後定着していく。沿道諸国の人馬役に関しても同様である。正徳期に立案され享保期に実行された商人請負制は失敗するも、国役金賦課の方は継続され、文化期の対馬易地聘礼に及び全国規模化に至った。つまり各者において諸制度を整備・応用することにより、負担方式を合理化、効率化させ、支える側の負担の一極集中を緩和させようとする方策が同時期に進められていった。その結果、全体的に朝鮮通信使迎送体制の再整備がなされ、宝暦期までの通信使来日、江戸参向を可能にさせたともいえる。

なお正徳期、白石の描いていた構想・政策を吉宗が享保期に踏襲・実現させていく実例は、通信使の場合に限らない。例

えば貨幣政策や海舶互市新例の存続、さらには国内産業開発の延長にある朝鮮人參国産化などに確認され、当該期の幕府の経済政策との関連性も指摘できよう。以上のように、経済・負担面から通信使研究に迫ることで、新たな時期区分の可能性を提示できたことが第一の成果である。

二、日本国内・地域社会への影響

続いて第五章から第七章においては、通信使を支える日本国内側の具体的実態として乗馬役を取り上げ、加賀藩前田家、弘前藩津軽家の事例を扱つた。実際に役負担を課される大名家の立場から、藩組織や領内村々へと分析を掘り下げ、地域社会への経済的影響を検討しようとしたものである。

加賀藩前田家の乗馬役の事例からは、まず鞍置馬・鞍皆具負担の分離、石高に応じた負担基準など、正徳・享保期の幕府主導の制度的整備の反映が確認された。正徳期の鞍置馬派遣に際して加賀藩は、通信使行列内で役負担に従事する鞍置馬・添人に、取りまとめの使者・役人を加え、規定の員数を超える大集団を遣わした。鞍置馬にも藩の御馬や家臣の持馬を充てるなどの念の入れようである。享保期も正徳期の先例を活用し同様の手順で準備を進めるも、加賀藩独自に持久力の強い駿馬の供出、派遣人員の削減など、実用的な方策を取り入れていった。事前準備の段階で、藩主前田綱紀が江戸家老とともに先例や他藩の情報をもとに協議を重ねた上、有能な家臣の選定、御賄という特別措置による派遣役人の費用保証を決めるなど、加賀藩の一行が役負担に専念するための条件を整えていった。藩主も通信使行列の見物の際、加賀藩の一行の行列内の役目遂行の様子を確認するなど大きな関心を寄せていた。これらより、加賀藩は大藩としての体面もあり、手厚い鞍置馬派遣を心掛けたものとみられる（第五章）。

しかし、享保期に領内宿駅の駒馬を供出する方針をとつたことで、幕府から加賀藩へ課された乗馬役は、朝鮮人御用として通信使とは縁もゆかりもない加越能地域へと広がつていった。加賀藩国元では既存の地方統轄機構を用い、御算用場奉行、改作奉行、十村役を通して馬見分を行い、駒馬・馬子・馬裁許人の派遣準備を進めていった。もちろん藩の御用であるから、

従事者の馬裁許人や馬子へは、事前の協議により賃金が支給された。ところが越中国砺波郡の事例によると、村々の金銭的負担は衣装代や役用銀など次第に嵩んでいく。なんと村々の自己負担分が藩費で保証される分の四倍にのぼるほどであった。結局は不足した出費を補うため、御用に関わらなかつた宿駅へも金銭的負担を広げ、対処せざるを得なくなる。このように加越能地域の朝鮮人御用は、駆馬等の直接的負担、金銭等の間接的負担という二種類の臨時負担となつて波及したものであった（第六章）。

これまで蝦夷地・アイヌとのつながりの深さの強調されてきた弘前藩津軽家の事例からも、実は乗馬役をはじめとして馬上才の観覧や行列見物など、通信使と様々な関わりを持つていたことが明らかになつた。特に乗馬役については正徳期より鞍皆具のみの負担となつたことから、加賀藩と同様、幕府主導の制度的整備の反映が確認できる。弘前藩の場合は、同区間を担当する他藩も多かつたため、御聞役組合での情報収集・交換を重ね、周囲に合わせながら事前準備を進めていった。それでも正徳・享保期までは、規定を超える鞍皆具や使者、添人を遣わすほどの余裕が見られた。しかし延享・宝曆期になると北奥地方特有の冷害による凶作・飢饉から、弘前藩は財政難に陥つた。日頃の藩財政のやりくりにも困る中、鞍皆具負担は臨時出費につながり、最終的に少ない収穫を租税として藩に納める地域社会の人々に響いていく。この後、蝦夷地警護の常態化、対馬易地聘礼の国役・高役金賦課のように、弘前藩は苦境の中でも鞍置馬負担と別の役負担に携わり、国家外交・対外関係を支え続けていく（第七章）。

右のように加賀藩前田家、弘前藩津軽家の事例から共通して言えることは、通信使の通行地に領地を持たない大名家に乗馬役が課され、藩組織を通して結果的に国元の地域社会へと負担が下りていつたことである。加賀藩では、加越能地域の宿駅村々が駅馬・馬子等を供出することになり、そのうえ一部の派遣費用も自己負担となつた。弘前藩の場合、馬の供出こそなかつたものの、凶作・飢饉の中での派遣費用の捻出は、藩財政悪化や日々の支出の難渋に拍車をかけていった。派遣費用も元を辿れば、国元の村々の納める租税・貢租であり、地域社会の人々へも少なからず影響を与えたものとみられる。なお正徳・享保期の乗馬役の制度的整備に伴う負担大名の全国規模化を考慮すると、加賀藩、弘前藩のような事例は多数存在し

たものと推察される。

本論文では、未分析であつた諸大名の乗馬役に関する具体的実態を重点的に取り上げた。ここで従来の研究から、沿道諸国人馬役についても役負担の分散に伴い、地域社会へ経済的影響が波及・拡大していく事例に触れておこう。先述したように享保期より、宿駅・助郷村々への負担緩和と広範囲の地域への負担拡散を目的に、商人請負制に付随した国役金賦課が導入されていた。国役金賦課については尼崎藩領の事例分析から、延享・宝暦期と回を重ねることに負担金額・範囲の増加したことが判明している。²享保期の場合、本田高のみ賦課範囲とされたが、延享期より新田高も組み込まれ、さらに道中旅程の前後、使節一行の淀・大坂滞在・移動時の人馬賃錢も追納せねばならないなど負担金額が嵩んでいたという。

なお必然的に諸種の役負担の重複する地域もあつた。例えば淀は通信使の接待地であり、かつ淀川遡行から陸上通行への水陸交通の結節点という土地柄ゆえ様々な役負担が課されていた。淀藩稻葉家への接待役、領内地域への人馬役関連の国役金、また使節の淀川遡行を支える綱引助郷などいずれも地理的条件による避けがたい役負担であった。これらは日頃から逼迫していた藩財政、宿財政をさらに引き締め、つまるところ地域社会の人々へ負担過重としてのし掛かっていく。宝暦期には淀城下の町方と在方との間で、些細な人馬賃錢の支払いをめぐり訴訟に発展するほどであった³。当時は東海道・中山道などの主要街道の宿駅・助郷村々でも、常置人馬数の確保に難儀するほど、宿財政悪化が深刻であつたとされる。

さらに大規模な百姓一揆に発展したのが明和の伝馬騒動である。宝暦一四年（一七六四）二月、一〇代将軍家治の襲職祝賀の通信使は、江戸参向を果たし江戸城登城・国書捧呈に臨んだ。同年も淀・江戸間の道中費用は沿道諸国の村々に国役金として割り振られることになっていた。ところが宝暦期は、対馬藩による請負人馬の実施や帰途大坂での崔天宗殺害事件ならびに滯在延長など異例尽くしで、村々への国役金の賦課基準が、享保期の一〇〇石に付金三歩・銀五匁から宝暦期の金三両一步余に大きくつり上がつていた。武藏国の中山道筋の村々は、通信使が通らないにもかかわらず人馬役に伴う国役金を負担せねばならず、続けざまに増助郷代替金や日光東照宮法要に伴う人馬供出も重なり、不満をつのらせていた。同年閏二月、武藏国本庄宿では十条河原での寄合を経て江戸出訴を決め、中山道を本庄・深谷・熊谷と進み、一〇万人の一揆勢に

膨れ上がつたと言われている。

彼らは正月元日に登城する老中へ駕籠訴に及び、村々の負担過重と困窮の実情を陳情しようと計画していた。「皆々驚き申けるハ当年御代替ニ付朝鮮人來朝國役金百石ニ付金三両壱分ニ朱之御触、此金逆も出来申間敷と歎かなしむ」「唐人^(マニ)來朝御国役金其上伝馬金差出は、逆も兩親妻子の養育ハ不相成と歎かなしむ」とあるように、人々は通信使迎送のために賦課された国役金に驚愕し、これらの工面や家族への影響を憂慮したという。つまり幕府にとつては国家の慶事、新將軍の權威高揚であつたはずの通信使来日も、使節迎送を支える側の村々にしてみれば、日々の生活を苦しめる歓迎されざる対象になつていたことが明らかである。結局、関東郡代による増助郷撤回の伝達で一揆は沈静化し、江戸進撃・駕籠訴には至らなかつた。しかし、これだけ大規模な騒動に膨れ上がつたことからも、同様の不満を共感した者が多数存在したことを物語つている。すなわち正徳・享保期の段階で、構想上は画期的な方策と目されていた国役金賦課も、宝曆期にはすでに負担する村々を限界にまで追い詰めていたといえる。

日朝外交を取り仕切る対馬藩宗家も、相次ぐ貨幣改鑄の余波による輸出銀の品質低下や、輸入品の朝鮮人参国産化のため貿易不振に頭を悩ませていく。藩財政の悪化も顕著になり、正徳期以降、幕府より五万両もの拝借金を得て通信使来日の諸費用に充てていた。⁶宝曆期に至つては、道中人馬の請負としてそれまでの二倍に及ぶ九万七〇〇〇両（後に三〇〇〇両追加）を拝領するなど、かつてのように幕府の援助なしで通信使護行に対応することは不可能な状態であった。対馬藩においても享保期以降の幕府経済政策の影響を受け、外交・貿易面で苦境に陥つていくことは確実である。

実際のところ正徳期に新井白石が通信使の聘礼改革を断行した際も、幕府は元禄期以降の日本国内経済の低迷や宝永大地震、富士山噴火などの自然災害による財政難に直面していた。幕府までもがこのような状態であるから、諸大名にとつても藩財政の傾く中での通信使来日は、決して余裕のあるものではなかつたであろう。

このように朝鮮通信使迎送体制全体に目を向けると、近世中期に幕府、諸大名、沿道諸国の村々、対馬藩と支える側の各者が揃つて経済的、財政的問題に直面していく時期に重なる。そこで現状でも通信使を迎えられるよう諸制度の施行・応用

に着手し、使節迎送体制の再整備が進められていったと考えられる。その究極的なものが、文化期の対馬易地聘礼に伴う完全に全国規模化した高役・国役金賦課であったといえよう。

以上、諸大名の乗馬役に伴う役負担が、通信使の通らない地域社会へと広まつていったように、通信使に関する役負担が広範囲に拡散、全国規模化していく実態を指摘したこと、その背景として使節迎送体制を支える四者の経済的、財政的実情を関連づけたことが第二の成果である。

三、近世日朝外交への展望

最後に、これまでの分析から得られた成果をもとに近世日朝外交の転換点ともなる最後の通信使、文化期の対馬易地聘礼につながる経済的背景を、近世中期の日本国内側に探つていきたい。

そもそも通信使を江戸へ迎えることに初めて異を唱え、易地聘礼案を発案したのは新井白石であった。彼は「朝鮮聘使後議」の中で、自らの携わった正徳期の聘礼改革を振り返りながら、「五畿七道の人民を相累され候事國家の長策とは申べからず」と、通信使来日のため日本全国の人々をわざらわすのは良い方策でないとし、易地聘礼を勧める理由として日本国内の経済的負担をあげていた。雨森芳洲も正徳・享保期に真文役として通信使護行に従事したが、後に「信使停止之覚書」を記し、通信使見直し論を提示している。その中で幕府の出費はもちろん、接待役や乗馬役を担う諸大名の負担の大きさを指摘し、「信使來聘者日本国内大分無益之費と罷成候事ニ候」と、通信使迎送のため日本国内がかなり無駄な出費をしてしまふと、白石同様、経済的負担の問題から江戸使行をやめるよう主張している。ただし「御隣好」つまり日朝両国の交隣関係は維持した上で、他所での聘礼に代えた方がよいと提案するものであつた。

また寛政改革において通信使聘礼に対処したのが、老中の松平定信であった。彼は過去に通信使迎送のため沿道諸国の人々から国役金を徴収したこと、諸大名が鞍置馬・鞍皆具を供出したことを取り上げ「村々も衰え、萬石已上の人々もいま

にては皆困窮すれば、このときその大禮を可被催はいからん」と、日本国内が困窮・疲弊する中での聘礼の挙行に疑問を抱いていた。そこでひとまず延聘としたのだが、その後朝鮮側との交渉に年月を要し、文化期になつてようやく日朝国境の対馬における易地聘礼に漕ぎ着けたのであつた。このように、実際に通信使迎送を経験した白石・芳洲、老中職の定信までもが日本国内の負担過重を懸念し、江戸使行の困難さや対馬易地聘礼の必要性を説いていることに注目できよう。

これまで延聘・易地聘礼の理由として、主に幕府財政の疲弊、国内情勢の悪化、また朝鮮人蔑視観などが指摘されてきた。しかし従来の日朝関係史の枠組み（幕府、対馬藩、李王朝）に日本国内・地域社会（諸大名、沿道諸国の村々）の視点を加え經濟・負担面から分析を行つたことにより、幕府、対馬藩のみならず乗馬役を担う諸大名や人馬役に携わる村々の動員自体が限界に達し、朝鮮通信使迎送体制が成り立たなくなるという要因も存在したことが明らかになつた。このように使節迎送体制の破綻という、対馬易地聘礼の新たな要因を発見、実証したことが第三の成果である。

なお、文化期の対馬易地聘礼を最後に、通信使の江戸往来は勿論、日本を訪れる機会そのものが失われていく。通例の「対馬外交」は維持されるが、新將軍襲職のたびに対馬・大坂での聘礼計画が持ち上がつては、將軍病没のため消えていく。その後、通信使を招き幕府の権威を大々的に知らしめすという「幕府外交」が再び実現することはなかつた。

近世初期、徳川幕府は東アジア諸国との融和の足がかりとして、朝鮮と唯一正式な対等外交を維持し、將軍の意向で通信使を日光山参詣に招くほど最重要視していた。しかしながら、江戸において徳川將軍と朝鮮国王の使臣が直接国書を交換し、交隣関係を確認する機会が失われると、日朝両国は必然的に疎遠になつていく。このような流れは、近世日本と東アジア國際社会、すなわち伝統的な冊封・朝貢関係を基軸とした中国皇帝中心の國際秩序とのつながりが、次第に薄れていくことを意味する。同時期ロシアの南下を皮切りに、近代的な国民国家を基調とする西欧諸国との國際関係との接触が始まる。やがて近世後期以降、幕府はもとより日本国内の諸地域も、蝦夷地政策や異国船打払令など、対外的危機に関する新たな軍事的政策に組み込まれていくこととなる。

以上を踏まえ、近世日朝外交、ひいては寛永期以降「四つの口」の設定により整備された近世日本の国家外交・対外関係が近代に向けて変容していく要因の一端が、本来「口」と関係の薄いとされてきた日本国内・地域社会との関わりの中にも見出せるということを提示して締め括りとしたい。

末尾に、本論文では解決できなかつた課題について触れておきたい。第一は、通信使途絶後にも江戸参向を果たす他の外交使節との比較・検討である。この問題について経済・負担面から考えた場合、やはり行列規模と迎送体制の違いが指摘できる。通信使は五〇〇人規模の使節団であつた一方、琉球使節やオランダ商館長などは一〇〇人ほどの小規模であつた。また江戸への向かい方を見ても、琉球使節は大身の薩摩藩島津家が率いる形をとり、オランダ商館長の場合、自費での参向となる。外交使節によつて途絶・継続の差が表れるこども、使節団の規模や江戸往来の迎送体制のあり方が大きく関わつてゐるものと推察される。

第二は、通信使迎送に携わる対馬藩主や家臣団編成の実態である。通信使来日に關して対馬藩の果たした役割は、これまで漠然と「家役」「護行」と把握され、真文役の雨森芳洲の業績など一部のみが取り上げられてきた。しかし実際には対馬藩主をはじめ大勢の家臣団が「信使方」と「殿様方」の臨時職に分けられ、通信使一行に付きつきりで使行を支えていた。本論文では出馬役のみを取り上げたが、全体的な整理は未だなされていない状況である。朝鮮通信使迎送体制をより具体的に把握するためにも、対馬藩主ならびに家臣団編成の分析・整理が必須である。

第三は、通信使迎送を支える日本国内・地域社会の経済的負担の度合いと、朝鮮觀などの意識面との関連性である。例えば加賀藩の一員として乗馬役、駆馬派遣に加わった越中国砺波郡の者たちは、直接負担に從事するも事前に誓詞を行い、滞在費や給金をもらうなどの待遇を受けていた。特に役負担に関する不満や反発は、史料から確認できない。ところが人馬役を補う国役金を機械的に割り振られた沿道諸国の村々からは、各地で免除願いが続出する。最終的に人々の不満は明和の伝馬騒動として実力行使に移された。また「唐人殺し」をモチーフにした歌舞伎の流行や学者・文人間での朝鮮人蔑視觀が顕著に表れるのも大坂・淀などの上方、つまり通信使来日に伴う諸種の役負担が錯綜した上、崔天宗殺害事件による使節滞在

期間の延長が追加負担として重くのし掛かった地域である。このようにして見ると、近世後期の朝鮮觀と地域社会の経済的負担との関わりの考察も、これからの課題と考えられる。

第四は、寛政期以降に本格化する海防政策、蝦夷地警護といった諸大名の本格的な軍事動員との比較・検討である。通信使来日は徳川幕府の外交儀礼の一環であり、計画的な国家行事のため使節迎送に伴う経済的負担といつても予測可能な臨時的なものであった。しかし不定期に現れる異国船相手の海防となると、諸々の実負担も乗馬役の比ではなかつたと考えられる。この海防問題、つまり対外的危機に備えた本格的な軍事動員の常態化・顕然化と、近世日朝外交の転換点である対馬易地聘礼の時期は丁度重なっている。今後、幕府の海防政策や諸大名の動員実態も把握・検討し、当該期の日朝外交、対外関係について総合的に捉える必要があろう。

- 1 笠谷和比古『徳川吉宗』（筑摩書房、一九九五年）一七〇・一七四頁、田代和生『江戸時代朝鮮薬材調査の研究』（慶應義塾大学出版会、一九九九年）五八・六二頁。
- 2 山下幸子「朝鮮信使の来朝」（『地域史研究』第六卷第一号、一九七六年）四〇・四五頁。
- 3 小林茂「徳川時代における朝鮮通信使の助郷問題——淀藩の場合を中心として」（『朝鮮学報』第四三輯、一九六七年）六八・七四頁。
- 4 佐々木栄一「明和伝馬騒動の基礎的研究」（『専修史学』一〇、一九七八年）八九・九四頁、山田忠雄『一揆打撃の運動構造』（校倉書房、一九八四年）一五四・一六〇、一六五・一七〇頁。
- 5 「（中山道伝馬騒動実録・地）」（個人蔵、埼玉県編『新編埼玉県史』資料編11・近世2、埼玉県、一九八一年）二〇六・二二一頁。

6 田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』（創文社、一九八一年）三九二—三九五頁。

7 「朝鮮聘使後議」『新井白石全集』（国書刊行会、一九七七年）。

8 「信使停止之覚書」『対馬宗家文書』（長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵）。

9 「宇下人言」（松平定信著・松平定光校訂）『宇下人言・修行録』岩波書店、一〇〇四年）一二三五頁。

◆参考文献

- 朝尾直弘『鎖国 日本の歴史17』小学館、一九七五年
- 朝尾直弘編『日本の近世 第一巻 世界史のなかの近世』中央公論社、一九九一年
- 荒野泰典『近世日本と東アジア』東京大学出版会、一九八八年
- 安藤正人「近世初期の街道と宿駅」（永原慶二・山口啓二編『講座 日本技術の社会史』日本評論社、一九八五年）
- 李元植『朝鮮通信使の研究』思文閣出版、一九九七年
- 李進熙『江戸時代の通信使―江戸時代の日本と朝鮮―』講談社、一九七六年
- 李薰著・池内敏訳『朝鮮後期漂流民と日朝関係』法政大学出版局、二〇〇八年
- 飯沼雅行「朝鮮通信使・琉球使節通行時の網引助郷―摂河両国を中心にして―」『交通史研究』第五四号、二〇〇四年
- 飯沼雅行「幕府広域役実現をめぐる幕府・個別領主・民衆―朝鮮通信使来朝時の淀川筋綱引役から―」『日本歴史』第七三一号、二〇〇九年
- 池内敏『近世日本と朝鮮漂流民』臨川書店、一九九八年
- 池内敏『唐人殺し』の世界―近世民衆の朝鮮認識―』臨川書店、一九九九年
- 池内敏『大君外交と「武威」―近世日本の国際秩序と朝鮮観―』名古屋大学出版会、二〇〇六年
- 池内敏『薩摩藩士朝鮮漂流日記―「鎖国」の向こうの日朝交渉―』講談社、二〇〇九年
- 池内敏『竹島問題とは何か』名古屋大学出版会、二〇一二年
- 池内敏『近世中期の朝鮮通信使』『地域史研究』二二巻二号、一九九一年
- 泉澄一『対馬藩藩儒雨森芳洲の基礎的研究』関西大学東西学術研究所研究叢刊10、関西大学東西学術研究所、一九九七年
- 泉澄一『対馬藩の研究』関西大学出版部、二〇〇二年
- 市川寛明「朝鮮通信使の行列構成と大名の役負担大系―大名課役と請負商人の成立―」『史海』第五〇号、二〇〇三年
- 伊東多三郎「將軍・日本国王と稱す―その史的意義―」『日本歴史』第六〇号、一九五三年
- 伊東多三郎「殊號問題と將軍の權威」『日本歴史』第六七号、一九五三年
- 今村鞆「新井白石と朝鮮信使」『朝鮮』第一四七号、一九二七年
- 岩井宏實編・江上波夫・木下順二・児玉幸多監修『民俗―馬の文化史』馬の文化叢書六巻、財團法人馬事文化財団、一九九五年
- 宇佐美ミサ子『宿場の日本史―街道に生きる―』吉川弘文館、二〇〇五年
- 映像文化協会編『江戸時代の朝鮮通信使』毎日新聞社、一九七九年
- 大石学編『近世公文書論―公文書システムの形成と発展―』二〇〇八年、岩田書院

大石学 『近世日本の統治と改革』 吉川弘文館、二〇一三年

長正統 「景輶元蘇について——外交僧の出自と法系」『朝鮮学報』第二九輯、一九六三年

糟屋憲一 「日鮮関係における記録の時代」『東洋学報』第五〇巻第四号、一九六八年

加藤秀幸 「大名家の馬術」(日本馬具大鑑編集委員会編『日本馬具大鑑』四・近世、日本中央競馬会、一九九一年)

笠谷和比古『徳川吉宗』筑摩書房、一九九五年

紙屋敦之『日本史リブレット43琉球と日本・中国』山川出版社、二〇〇三年

紙屋敦之・木村直也編『海禁と鎖国 展望日本歴史14』東京堂出版、二〇〇二年

木越隆三『日本近世の村夫役と領主のつとめ』校倉書房、二〇〇八年

北島万次『豊臣秀吉の朝鮮侵略』吉川弘文館、一九九五年

北島万次『秀吉の朝鮮侵略と民衆』岩波書店、二〇一二年

木村直也「幕末における日朝関係の転回」『歴史学研究』第六五一号、一九九三年

木村直也「近世における『国民』の形成」『日本史研究』第四四〇号、一九九九年

木村直也「東アジアの中の近世日朝関係史」(北島万次・孫承喆・橋本雄・村井章介編『日朝交流と相克の歴史』校倉書房、二〇〇九年)

栗田元次『新井白石の文治政治』石崎書店、一九五二年

久留島浩「盛砂・薄砂・飾り手桶・等——近世における『馳走』の一つとして」『史学雑誌』第九五巻第八号、一九八六年

黒田省三「朝鮮通信使史話」一・九、『国民文学』第二巻九・一〇号、第三巻第一・七号、一九四二・一九四三年

小西洋子「別宗祖縁と前田綱紀」『石川県立歴史博物館紀要』第一九号、二〇〇七年

小林茂「徳川時代における朝鮮通信使の助郷問題——淀藩の場合を中心として」『朝鮮学報』第四三輯、一九六七年

酒井雅代「寛文抜船一件からみる日朝関係」『歴史評論』第七四三号、二〇一二年

酒井雅代「朝鮮人の倭館『亡命』事件にみる日朝関係——一八三六年『南必善一件』を事例として」『歴史評論』第七六二号、二〇一三年

佐々木栄一「明和伝馬騒動の基礎的研究」『専修史学』一〇、一九七八年

佐藤信・藤田覚編『前近代の日本列島と朝鮮半島』山川出版社、二〇〇七年

辛基秀『朝鮮通信使絵図集成』講談社、一九八五年

辛基秀・仲尾宏『大系朝鮮通信使——善隣と友好の記録』第一・八巻、明石書店、一九九三・九六年
申維翰著・姜在彦訳注『海游錄——朝鮮通信使の日本紀行』平凡社、一九七四年

末崎真澄「近世の馬具」(日本馬具大鑑編集委員会編『日本馬具大鑑』四・近世、日本中央競馬会、一九九一年)

鈴木文「延享・寛延期の「朝鮮ブーム」に見る自他意識——木村理右衛門著『朝鮮物語』を中心に」『歴史評論』第六五一号、二〇〇四年

鈴木文「明治初期日朝関係と詩文応酬」『史観』第一六〇号、二〇〇九年

- 瀬野馬熊「朝鮮通信使の江戸参向道中」『朝鮮』第一三六号、一九二六年
- 千住武次郎「徳川幕初に於ける日韓の関係」『太陽』四・二二、一九〇四年
- 孫承詰著・鈴木信昭監訳・山里澄江・梅村雅英訳『近世の朝鮮と日本——交隣関係の虚と実』明石書店、一九九八年
- 高木昭作「幕藩体制と役」(『日本の社会史』三、岩波書店、一九八七年)
- 高木昭作『日本近世国家史の研究』岩波書店、一九九〇年
- 武田勝蔵「天和信使の東海道通行」『史学』第二卷第一号、一九二二年
- 武田勝蔵「正徳信使改禮の教諭原本に就て」『史林』第一〇卷第四号、一九二五年
- 田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』創文社、一九八一年
- 田代和生『書き替えられた国書——徳川・朝鮮外交の舞台裏』中央公論社、一九八三年
- 田代和生『江戸時代朝鮮薬材調査の研究』慶應義塾大学出版会、一九九九年
- 田代和生『倭館——鎖国時代の日本人町』文藝春秋、二〇〇二年
- 田代和生『日朝交易と対馬藩』創文社、二〇〇七年
- 田代和生『新・倭館——鎖国時代の日本人町』ゆまに書房、二〇一一年
- 田代和生「朝鮮通信使行列絵巻の研究——正徳元年(一七二二)の絵巻仕立てを中心に」『朝鮮学報』第一三七輯、一九九〇年
- 田代和生「朝鮮国書原本の所在と科学分析」『朝鮮学報』第二〇二輯、一〇〇七年
- 田代和生監修『マイクロフィルム版対馬宗家文書 第I期 朝鮮通信使記録』上・中・下、ゆまに書房、一九九八・一九九九・二〇〇〇年
- 田代和生監修『マイクロフィルム版対馬宗家文書 第II期 江戸藩邸日記』上・中・下、ゆまに書房、二〇〇一・二〇〇二・二〇〇三年
- 田代和生監修『マイクロフィルム版対馬宗家文書 第III期 倭館館主日記・裁判記録』上・中・下、ゆまに書房、二〇〇四・二〇〇五・二〇〇六年
- 田中健夫『対外関係と文化交流』思文閣出版、一九八二年
- 田中健夫「リチャード・コックスの観た朝鮮使節来朝」『日本歴史』第一七一号、一九六二年
- 田中健夫「鎖国成立期日朝関係の性格」『朝鮮学報』第三四輯、一九六五年
- 田保橋潔『近代日鮮関係の研究』下巻、朝鮮総督府中枢院、一九四〇年
- 田保橋潔『朝鮮通信使易地行聘考』『東洋学報』第二三卷第三・四号、第二四卷第二・三号、一九三七・一九三八年
- 玉井建也「朝鮮通信使・琉球使節通航と情報・接待・応対——伊予国津和地島を事例として」『風俗史学』第三六号、二〇〇七年
- 玉井建也「朝鮮通信使への接待と情報収集——伊予国津和地島を中心として」『地方史研究』第三四一號、二〇〇九年
- 丹治健藏『近世交通運輸史の研究』吉川弘文館、一九九六年
- 土田良一『近世宿駅の歴史地理学的研究』吉川弘文館、一九九四年
- 土田良一『近世日本の国家支配と街道』文献出版、二〇〇一年
- 土田良一『朝鮮使節通行と大名課役——寛永期を中心に』『地方史研究』第二七五号、一九八八年

- 土田良一「朝鮮通信使通行時の鞍馬・鞍皆具役—明暦・天和・正徳の場合—」『日本歴史』第六一〇号、一九九九年
- 鶴田啓『朝鮮押えの役』はあつたか』『前近代の日本列島と朝鮮半島』山川出版社、二〇〇七年
- 鶴田啓『日本史リブレット41 対馬からみた日朝関係』山川出版社、二〇〇六年
- 徳島一郎「新井白石と徳川幕府の対外文書に於ける將軍の呼称に就いて」一・二・三『歴史と地理』第二三卷第一・三・四号、一九二六年
- 徳田寿秋「朝鮮使節と御用馬調達と行列について」『石川郷土史学会々誌』第三八号、二〇〇五年
- 友納養徳「新井白石の鮮使待遇改正に就て」『歴史教育』第二卷第五号、一九二七年
- 内藤雋輔『朝鮮史研究』東洋史叢刊十、東洋史研究会、一九六一年
- 仲尾宏『前近代の日本と朝鮮—朝鮮通信使の軌跡』明石書店、一九八九年
- 仲尾宏『朝鮮通信使の軌跡—増補・前近代の日本と朝鮮』明石書店、一九九三年
- 仲尾宏『朝鮮通信使と徳川幕府』明石書店、一九九七年
- 仲尾宏『NHK人間講座 朝鮮通信使—江戸・日本への善隣使節』日本放送出版協会、二〇〇一年
- 仲尾宏『朝鮮通信使をよみなおす—「鎖国」史觀を越えて』明石書店、二〇〇六年
- 仲尾宏『朝鮮通信使—江戸日本の誠信外交』岩波書店、二〇〇七年
- 仲尾宏『朝鮮通信使の足跡—日朝関係史論』明石書店、二〇一一年
- 仲尾宏『朝鮮通信使と京都 人権問題研究叢書3』世界人権問題研究センター、二〇一一年
- 仲尾宏・許芝銀「朝鮮通信使の編成—員役と座目一覧—」『世界人権問題研究センター研究紀要』第一二号、二〇〇七年
- 中村徳五郎「徳川幕府の初代に於ける朝鮮との旧好回復始末」『太陽』三・一二、一九〇三年
- 中村栄孝『江戸時代の日鮮関係 岩波講座日本歴史』岩波書店、一九三四四年
- 中村栄孝『日鮮関係史の研究』上・中・下、吉川弘文館、一九六五・一九六九年
- 中山久四郎「朝鮮通信隣好使の一面」『歴史教育』第一二卷第九号、一九三二七年
- 名越邦珂次郎「徳川光圀と朝鮮信使」『朝鮮』第一六〇号、一九二八年
- 浪川健治『近世日本と北方社会』三省堂、一九九二年
- 浪川健治『近世北奥社会と民衆』吉川弘文館、二〇〇五年
- 日本馬具大鑑編集委員会編『日本馬具大鑑』四・近世、日本中央競馬会、一九九一年
- 河宇鳳著・井上厚史訳『朝鮮実学者の見た近世日本』ペリカン社、二〇〇一年
- 箱石大「近代日本史料学と朝鮮総督府の朝鮮史編纂事業」「前近代の日本列島と朝鮮半島」山川出版社、二〇〇七年
- 長谷川成一編『津軽藩の基礎的研究』国書刊行会、一九八四年
- 長谷川成一『弘前藩』吉川弘文館、二〇〇四年
- 林英夫編・江上波夫・木下順二・児玉幸多監修『近世—馬と日本史3』馬の文化叢書四巻、財團法人馬事文化財団、一九九二年

深井甚三『幕藩制下陸上交通の研究』吉川弘文館、一九九四年

深井雅海・藤實久美子編『江戸幕府大名武鑑編年集成』東洋書林、二〇〇〇年

服藤弘司『大名留守居の研究—幕藩体制国家の法と権力III』創文社、一九八四年

藤井甚太郎「柏屋郡相島に於ける黒田家の朝鮮信使接待」『筑紫史談』第三八集、一九二三年

藤井明「江戸時代に於ける朝鮮の使節来朝に就きて」『歴史地理・朝鮮號』歴史地理臨時増刊、三省堂、一九一〇年

藤田覚『近世後期政治史と対外関係』東京大学出版社、二〇〇五年

藤田覚編「対外関係の伝統化と鎖国祖法觀の確立」(藤田覚編『十七世紀の日本と東アジア』山川出版社、二〇〇〇年)

藤田覚編『十七世紀の日本と東アジア』山川出版社、二〇〇〇年

夫馬進「一七六五年洪大容の燕行と一七六四年朝鮮通信使—両者が体験した中国・日本の『情』を中心に」『東洋史研究』第六七卷三号、二〇〇八年

夫馬進「一七六四年朝鮮通信使と日本の徂徠学」『史林』第八九卷五号、二〇〇六年

夫馬進「朝鮮通信使による日本古学の認識—朝鮮燕行使による清朝漢学の把握を視野に入れ」『思想』第九八一号、二〇〇六年

朴春日「紀行・朝鮮使の道」新人物往来社、一九七二年

朴春日『朝鮮通信使史話』雄山閣出版、一九九二年

松田甲『日鮮史話』全六編、朝鮮總督府、一九二六—一九三〇年

松田甲『續日鮮史話』全三編、朝鮮總督府、一九三一年

松田甲『日鮮史話』第一—四卷、ユーラシア叢書22—25、原書房、一九七六年

丸山雍成『参勤交代』吉川弘文館、二〇〇七年

丸山雍成編『日本の近世 第六巻 情報と交通』中央公論社、一九九二年

三浦周行「日韓の同化と分化」『歴史地理・朝鮮號』歴史地理臨時増刊、三省堂、一九一〇年

三浦周行「新井白石と復号問題」『史林』第九卷第三号、一九二四年

三上參次『江戸時代史』上、富山房、一九四四年

三宅英利『近世日朝関係史の研究』文献出版、一九八六年

三宅英利『近世アジアの日本と朝鮮半島』朝日新聞社、一九九三年

三宅英利『新井白石の研究』吉川弘文館、一九五八年

宮崎道生『定本折たく柴の記釈義』増訂版、近藤出版社、一九八五年

宮崎道生『新井白石の人物と政治』吉川弘文館、一九八七年

- 閔徳基 『前近代東アジアのなかの韓日関係』早稲田大学出版部、一九九四年
- 村田路人 『近世広域支配役の研究』大阪大学出版会、一九九五年
- 矢木毅 「朝鮮初期の笞杖刑について」『史林』第八二巻二号、一九九九年
- 山口華代 「近世中期対馬藩における通信使『再定置』の試み—『議聘策』を手がかりに」『東アジアと日本—交流と変容』第四号、二〇〇七年
- 山口華代 「近世日本の外交儀礼と東照宮信仰」(松原孝俊編)『グローバル時代の朝鮮通信使研究—海峡あれど国境なし』花書院、二〇一〇年)
- 山下幸子 「朝鮮信使の来朝」『地域史研究』第六巻第一号、一九七六年
- 山田忠雄 『一揆打撃しの運 動構造』校倉書房、一九八四年
- 山田義直 「新井白石の朝鮮使者の待遇法改善」『歴史教育』第四巻第五号、一九二九年
- 山本博文 『鎖国と海禁の時代』校倉書房、一九九五年
- 山本博文 『対馬藩江戸家老—近世日朝外交をささえた人びと—』講談社、二〇〇二年
- 尹裕淑 『近世日朝通交と倭館』岩田書院、二〇一一年
- 横山恭子 「加賀藩の朝鮮人御用にみる公文書—越中国砺波郡十村川合文書『朝鮮人御用馬留帳』の分析から—」(『近世公文書論—公文書システムの形成と発展—』二〇〇八年、岩田書院)
- 横山恭子 「近世中期朝鮮通信使の乗馬調達」『朝鮮学報』第二二三輯、二〇〇九年
- 横山恭子 「近世中期朝鮮通信使乗馬役の研究—道中における鞍置馬・鞍皆具負担を中心にして」『史学』七九巻四号、二〇一〇年
- 横山恭子 「朝鮮通信使乗馬役と加賀藩前田家—正徳・享保期の鞍置馬派遣を中心に—」『地方史研究』第三五九号、二〇一二年
- 横山恭子 「近世中期加越能地域の朝鮮人御用—享保四年越中国砺波郡駅馬派遣から—」『日本歴史』第七七九号、二〇一三年
- 横山恭子 「朝鮮通信使人馬役と商人請負制の展開—享保四年(一七一九)通信使行列の通交実態から—」『交通史研究』第八一号、二〇一三年
- 吉田光男 「韓国における近世対外関係史研究の中の日本」『前近代の日本列島と朝鮮半島』山川出版社、二〇〇七年
- ロナルド・トビ著・速水融・長積洋子・川勝平太訳 『近世日本の国家形成と外交』創文社、一九九〇年
- (英文原著 Ronald P. Toby)『State and Diplomacy in Early Modern Japan』Princeton University Press, 1984)
- 和辻哲郎 『鎖国』上・下、岩波書店、一九八二年
- 渡辺和敏 「朝鮮通信使の通行」『静岡県史研究』第九号、一九九三年
- 渡辺和敏 『東海道交通施設と幕藩制社会』愛知大学綜合郷土研究所研究叢書18、岩田書院、二〇〇五年
- 新対馬島誌編集委員会 『新対馬島誌』厳原町、一九六四年
- 長崎県史編纂委員会編 『長崎県史』史料編第二、吉川弘文館、一九六四年
- 長崎県史編纂委員会編 『長崎県史』藩政編、吉川弘文館、一九七八年
- 小矢部市史編集委員会編 『小矢部市史』上巻、小矢部市、一九七一年

富山県編『富山県史』通史編Ⅲ・近世上、富山県、一九八二年
富山県編『富山県史』通史編Ⅳ・近世下、富山県、一九八三年

新編弘前市史編纂委員会『新編弘前市史』通史編2・近世1、弘前市企画部企画課、二〇〇二年

- 今村定助編輯・校訂『新井白石全集』全六巻、吉川半七、一九〇五・一九〇七年
 呉玉幸多校訂『近世交通史料集』三、吉川弘文館、一九六九年
- 松平定信著・松平定光校『宇下人言・修行録』岩波書店、一九四四年
- 朝鮮史編修会『朝鮮史』全六編三五巻・総索引、朝鮮總督府、一九三二・一九四〇年
- 朝鮮史編修会『朝鮮史料叢刊』第一・二二、朝鮮總督府、一九三二・一九四四年
- 朝鮮史編修会『朝鮮史料集真』上・下・続、朝鮮總督府、一九三五・一九三七年
- 朝鮮古書刊行会編『海行摠載』朝鮮古書刊行会、一九一四年
- 松浦允任〔撰〕・田中健夫・田代和生校訂『朝鮮通交大紀』名著出版、一九七八年
- 泉澄一編『雨森芳洲全書』全四巻、関西大学出版部、一九七九・八四年
- 林韜等編『通航一覽』第一、国書刊行会、一九一二年
- 林韜等編『通航一覽』第二、国書刊行会、一九一二年
- 日置謙編『加賀藩史料』第五編、清文堂出版、一九七〇年
- 日置謙編『加賀藩史料』第六編、清文堂出版、一九七〇年
- 日置謙編『加賀藩史料』第七編、清文堂出版、一九七〇年
- 日置謙編『加賀藩史料』第十一編、清文堂出版、一九七〇年
- 埼玉県編『新編埼玉県史』資料編¹¹・近世2、埼玉県、一九八一年
- 「大猷院殿御實紀」卷三（『徳川實紀』第二篇、吉川弘文館、一九七〇年）
- 「惇信院殿御実紀」卷六（『徳川實紀』第九篇、吉川弘文館、一九七〇年）
- 「浚明院殿御実紀」卷七（『徳川實紀』第十篇、吉川弘文館、一九七〇年）
- 「政隣記」『加越能文庫』金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵
- 「中川長定覚書」『加越能文庫』金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵
- 「加陽金府」『加越能文庫』金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵
- 「加州郡方旧記」『加越能文庫』金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵
- 「朝鮮人御用馬留帳」『川合文書』富山大学附属図書館所蔵
- 「延享四年諸事留帳」『川合文書』富山大学附属図書館所蔵
- 「宝暦十三年御用諸觸留」『川合文書』富山大学附属図書館所蔵
- 「福寿堂年録」第二四巻『柳沢文庫』柳沢文庫保存会所蔵

「江戸日記」『津軽家文書』弘前市立図書館所蔵

「(朝鮮使日光社参に付鞍置馬用立御奉書)」『津軽家文書』弘前市立図書館所蔵

「朝鮮人対州江来聘ニ付万石以上高役金惣国役合上納之儀ニ付伺書御附紙共」『津軽家文書』弘前市立図書館所蔵

「大古御馬廻御奉公帳」『対馬宗家文書』長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵

「信使停止之覚書」『対馬宗家文書』長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵

「惣人馬通シ人足一式仕用書」『対馬宗家文書』韓国国史編纂委員会所蔵、NO.5411

「(駅馬之儀ニ付爰元御年寄中ヨリ江戸表御年寄中江被仰越候案書之趣)」『対馬宗家文書』韓国国史編纂委員会所蔵、NO.6300

「交隣提醒」『対馬宗家文書』韓国国史編纂委員会所蔵、NO.6518

「寛永丙子信使記録五」『寛永信使記録』東京国立博物館所蔵、

マイクロフィルム版『対馬宗家文書』第I期、NO.8' リール番号1、ゆまに書房、一九九九年

「出馬鞍皆具帳」『明暦信使記録』韓国国史編纂委員会所蔵、

マイクロフィルム版『対馬宗家文書』第I期、NO.31' リール番号2、ゆまに書房、一九九九年

「参向京都より江戸迄毎日記」『天和信使記録』慶應義塾大学三田メディアセンター所蔵、

マイクロフィルム版『対馬宗家文書』第I期、NO.4' リール番号1、ゆまに書房、一九九八年

「信使参向下向於所々出馬之覚書」『天和信使記録』慶應義塾大学三田メディアセンター所蔵、

マイクロフィルム版『対馬宗家文書』第I期、NO.6' リール番号1、ゆまに書房、一九九八年

「参向信使奉行京大坂逗留中毎日記」『天和信使記録』慶應義塾大学三田メディアセンター所蔵、

マイクロフィルム版『対馬宗家文書』第I期、NO.109' リール番号2、ゆまに書房、一九九九年

「諸御大名ヨリ被差出候上馬中馬鞍皆具割被仰出御書付写」『正徳信使記録』韓国国史編纂委員会所蔵、

マイクロフィルム版『対馬宗家文書』第I期、NO.109' リール番号2、ゆまに書房、一九九九年

「信使來聘参向下向於所々出馬覚書出馬帳」『正徳信使記録』慶應義塾大学三田メディアセンター所蔵、

マイクロフィルム版『対馬宗家文書』第I期、NO.92' リール番号8、ゆまに書房、一九九八年

「参向信使奉行道中毎日記」『正徳信使記録』慶應義塾大学三田メディアセンター所蔵、

マイクロフィルム版『対馬宗家文書』第I期、NO.145' リール番号15、ゆまに書房、一九九八年

「下向信使奉行江戸発足より京大坂在留中毎日記」『正徳信使記録』慶應義塾大学三田メディアセンター所蔵、

マイクロフィルム版『対馬宗家文書』第I期、NO.154' リール番号16、ゆまに書房、一九九八年

「参向京都御発駕より江戸御着迄信使奉行道中毎日記」『享保信使記録』慶應義塾大学三田メディアセンター所蔵、

マイクロフィルム版『対馬宗家文書』第I期、NO.248' リール番号26、ゆまに書房、一九九八年

〔御国ニ而信使前集書〕『享保信使記録』慶應義塾大学三田メディアセンター所蔵、

マイクロフィルム版『対馬宗家文書』第Ⅰ期、NO.271、リール番号28、ゆまに書房、一九九八年

「信使行列大坂入淀登川船行列」『享保信使記録』韓国国史編纂委員会所蔵、

マイクロフィルム版『対馬宗家文書』第Ⅰ期、NO.186、リール番号13、ゆまに書房、一九九九年

「御傳馬人足御免御朱印附り人馬割覺書」『享保信使記録』韓国国史編纂委員会所蔵、

マイクロフィルム版『対馬宗家文書』第Ⅰ期、NO.200、リール番号15、ゆまに書房、一九九九年

「信使方人馬下知役勤方」『享保信使記録』韓国国史編纂委員会所蔵、

マイクロフィルム版『対馬宗家文書』第Ⅰ期、NO.202、リール番号15、ゆまに書房、一九九九年

「出馬帳」『享保信使記録』韓国国史編纂委員会所蔵、

マイクロフィルム版『対馬宗家文書』第Ⅰ期、NO.203、リール番号15、ゆまに書房、一九九九年

「信使記録享保己亥年六月廿六日より九月十二日迄」『享保信使記録』韓国国史編纂委員会所蔵、

マイクロフィルム版『対馬宗家文書』第Ⅰ期、NO.243、リール番号20、ゆまに書房、一九九九年

「享保己亥年信使御用掛松平対馬守様横田備中守様大久保下野守様ヨリ御尋問書并御勘定組頭奥野忠兵衛様請答之覚書（七拾四 弐ノ二）」『享保信使記録』

東京国立博物館所蔵、マイクロフィルム版『対馬宗家文書』第Ⅰ期、NO.68、ゆまに書房、一九九九年

「御参向京都御発駕より江戸御着迄道中毎日記」『延享信使記録』慶應義塾大学三田メディアセンター所蔵、

マイクロフィルム版『対馬宗家文書』第Ⅰ期、NO.339、リール番号35、ゆまに書房、一九九八年

「参向道中信使奉行方毎日記」『延享信使記録』慶應義塾大学三田メディアセンター所蔵、

マイクロフィルム版『対馬宗家文書』第Ⅰ期、NO.344、リール番号36、ゆまに書房、一九九八年

「諸大名より被差出候上馬中馬鞍皆具之割被仰出御書付写」『延享信使記録』韓国国史編纂委員会所蔵、

マイクロフィルム版『対馬宗家文書』第Ⅰ期、NO.226、リール番号24、ゆまに書房、一九九九年

「出馬帳」『延享信使記録』韓国国史編纂委員会所蔵、

マイクロフィルム版『対馬宗家文書』第Ⅰ期、NO.295、リール番号27、ゆまに書房、一九九九年

「御家中江被仰渡之壁書并役々江相渡候書付之扣」『延享信使記録』韓国国史編纂委員会所蔵、

マイクロフィルム版『対馬宗家文書』第Ⅰ期、NO.298、リール番号27、ゆまに書房、一九九九年

「公義川御座船并御大名様方川船新居六郷川船渡シ附り淀登下之節三使乗船江公義御賄船御附被成候覚書」『延享信使記録』韓国国史編纂委員会所蔵、

マイクロフィルム版『対馬宗家文書』第Ⅰ期、NO.313、リール番号33、ゆまに書房、一九九九年

「諸御大名様より被差出候鞍置馬鞍皆具之割被仰出右ニ付伺書御返答」『宝曆信使記録』慶應義塾大学三田メディアセンター所蔵、

マイクロフィルム版『対馬宗家文書』第Ⅰ期、NO.396、リール番号40、ゆまに書房、一九九八年

「出馬方覚」『宝暦信使記録』慶應義塾大学三田メディアセンター所蔵、

マイクロフィルム版『対馬宗家文書』第Ⅰ期、NO.457、リール番号44、ゆまに書房、一九九八年

「毎日記」『江戸藩邸日記』東京大学史料編纂所所蔵、

マイクロフィルム版『対馬宗家文書』第Ⅱ期、NO.133、リール番号29、ゆまに書房、二〇〇三年

初出一覧

第一章 「近世中期朝鮮通信使の乗馬調達」（『朝鮮学報』第二二三輯、二〇〇九年）

第二章 新稿

第三章 「近世中期朝鮮通信使乗馬役の研究——道中における鞍置馬・鞍皆具負担を中心に——」

（『史学』第七九巻四号、二〇一〇年）

第四章 「朝鮮通信使乗馬役と商人請負制の展開享保四年（一七一九）通信使行列の通交実態から——」

（『交通史研究』第八一號、二〇一三年）

第五章 「朝鮮通信使乗馬役と加賀藩前田家——正徳・享保期の鞍置馬派遣を中心に——」

（『地方史研究』三五九号、二〇一二年）

第六章 「近世中期加越能地域の朝鮮人御用——享保四年越中国砺波郡駅馬派遣から——」

（『日本歴史』七七九号、二〇一三年）

第七章 新稿